

昭和35年産業連関表作成作業報告

昭和 39 年 5 月

行政管理庁統計基準局

序

行政管理庁が調整役となり、関係7省庁の2年間にわたる共同作業として、昭和35年産業連関表が完成し、ここに、その成果を「昭和35年産業連関表推計結果報告」として発表するにいたったことはまことに喜びにたえない。

経済の発展あるいは、その実勢を把握するために、近時、国民勘定に関する論議が各方面において活発に行なわれるようになってきているが、産業連関表は、そのもっとも重要な勘定体系の一つであり、今回の35年表が今後における経済計画の策定や経済分析の面に大いに利用されることを願ってやまない。

ここに、本報告書を刊行するにあたり、これまでに種々の御協力を賜わった官民の各位に対して深甚の謝意を表するとともに、この作業に参画された関係各省庁の職員に対して、その労を謝するしだいである。

昭和39年5月

行政管理庁長官 山村新治郎

「昭和35年産業連関表作成作業報告」の刊行にあたって

産業連関表の作成は、たんに産業連関分析のみならず、国民経済計算ならびに統計全体の体系化にとっても基本的な重要性をもっている。

行政管理庁統計基準局では、昭和37年以来、経済企画庁経済研究所、農林省、通商産業省、運輸省、建設省および労働省の7省庁の共同作業として、鋭意、昭和35年産業連関表の作成作業を進めてきたが、このたび作業が完了し、ここに、その結果並びに作業の概要をとりまとめて「昭和35年産業連関表作成作業報告」として発表することにした。

今回の35年表は、さきに発表された昭和30年表につづいて各省庁共同作成による政府の正式な表としては第2回目のものであり、国際連合設定の国際的統計諸基準と経済企画庁国民経済計算調査委員会の報告を参考し、国民経済計算諸勘定とくに国民所得勘定との関連性や国際比較性の面から基本的な改善が加えられている。今後わが国において作成される産業連関表の諸基準が35年表のそれに沿うことも意図している。

ここに本書が今後における各種経済計画の策定・検討や経済分析の面にあるいは企業経営の面に広く活用されることを希望するとともに、産業連関表の作成が統計の体系化のために役立つことを願ってやまない。

なお、この機会に、昭和35年産業連関表作成に関し、格段の御指導を賜わった統計審議会産業連関部会の有沢広巳氏（部会長、統計審議会委員）、専門委員の市村真一（大阪大学）、今井賢一（一橋大学）、内田忠夫（東京大学）、倉林義正（一橋大学）、鈴木忠和（千葉大学）、渡部経彦（学習院大学）、宍戸駿太郎（経済企画庁）の諸氏、ならびに作業を担当された関係各省庁の職員、資料の蒐集に際し、格別の御協力を賜われた各種業界・団体、企業の方々に対して深甚なる謝意を表する次第である。

昭和39年5月

行政管理庁統計基準局長

後藤正夫

はしがき

この報告書は、昭和37年および38年の2カ年にわたり、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省、建設省、労働省および行政管理庁の7省庁が共同して作成した昭和35年産業連関表にかんする作成作業の経過および結果をとりまとめたものである。

とりまとめの方針としては、今後における国の産業連関表の作成ならびに産業連関表の利用にあたり、作業の概要をなるべく具体的に把握できることを第一のねらいとした。このため、本書の内容は部門別の推計方法ならびにその問題点という面が記述の中心となり、分析面についてはいっさい他日にゆすることとなった。

部門別推計は、主として、各省庁でそれぞれの分担部門別に作成された産業連関表作成作業報告を収録したものであるが、何分にも膨大な量になるため、行政管理庁において適宜縮約することとした。

なお、利用者の便宜を考慮し、巻末に調整作業用部門分類段階における投入表および産出表を掲載した。活用して頂ければ幸いである。

目 次

第 1 章 昭和35年産業連関表作成方法の概要	11
第1節 昭和35年産業連関表作成の経緯	11
第2節 35年表の特色	11
第3節 作業の機構	12
第4節 作業の経過	13
第5節 調整作業	14
第6節 公表	14
第 2 章 昭和35年産業連関表における概念と定義	15
第1節 表の様式	15
第2節 国民経済計算上の諸定義	20
第3節 部門分類	24
第4節 生産部門の問題点	25
第5節 副産物および屑	30
第 3 章 部門別推計方法	33
内生部門	
第1節 農林省担当部門	33
第2節 通商産業省担当部門	56
第3節 建設省担当部門	107
第4節 運輸省担当部門	117
第5節 経済企画庁および行政管理庁担当部門	136
外生部門	
第6節 最終需要部門	159
第7節 付加価値部門	161
付表	
1 56部門, 153部門, 調整作業部門, 分類対照表	2
2 調整作業部門分類別投入表	8
3 調整作業部門分類別産出表および物量表	60
4 履用表	122
5 副産物・屑取引表	126
付録	
1 昭和35年産業連関表作成作業幹事会議題一覧	130
2 昭和35年産業連関表作成作業に関する資料一覧	132
3 昭和35年産業連関表作成作業担当者名簿	135

第1章 昭和35年産業連関表作成方法の概要

第1節 昭和35年産業連関表作成の経緯

産業連関表は、国民所得勘定、資金循環表、国民貸借対照表および国際収支表とともに、いわゆる国民経済計算の主要な構成部分をなしている。すなわち産業連関表は財貨およびサービスの生産に関するフローの面を対象として、生産と消費の活動を、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握するものであり、経済構造の総体的鳥瞰を与えるものである。戦後急速に整備発展をとげてきた国民所得勘定が付加価値の生産と分配と処分とに大きな関心をそそいでいるのに対し、産業連関表は生産のための中間経費をも加えた生産活動の全体的構造を測定し、これらの生産構造を通して産業相互間の連関構造や、消費、投資、輸出等の最終需要および賃金、利潤等の付加価値面との関連を明らかにすることによって、国の経済計画や産業政策の策定に対し有効な基準を与えるとともに、企業における生産活動のための指針としても有用な用具と見做されている。

産業連関表は、現在約30カ国において作成されているが、わが国においても昭和26年表を皮切りに近年漸く本格的な推計を行ないうるようになった。すなわち、わが国における産業連関表の作成は、昭和30年に通産省、経済企画庁および農林省において昭和26年表の試算が公表されたのが最初のものである。

通産省の表は200部門の大型なものであり、経済企画庁の表は国民経済計算に照應するような9部門の表であり、また農林省表は農林部門を中心とした簡易な表であった。これらの表は、それぞれ、異なった目的のもとに別個な概念規定および推計方法をもって作成されたため、同じ年次を対象にしながらも、計数上に少なからざる相違があった。このため、統計審議会は、これに対し、以後、新しい年次については統一的な表を作成することが望ましい旨の答申を行なっている。

その後、通産省では26年表を基礎として、昭和29年簡易延長表および30年予備表等を作成し、これらを用いて生産上昇要因や、輸出入の分析、鉄鋼需要の想定、エネルギー需要変化の分析等、各種の応用分析作業を行なって産業連関分析が経済分析における有力な手法の一つであることの確信を強め、「日本産業の現状」（いわゆる産業白書）に産業連関分

析の手法を用いて大いに成果を上げるに至っている。一方、経済企画庁においても府内の要望により、昭和32年に28年表の作成を行ない、引き続き経済自立5カ年計画の検討を目的として30年簡易表が推計されている。

このように、近年、産業連関表の利用面が拡大するにともない、また、その利用目的が実験段階から実用面に移行するにつれて、より精度の高い、新しい年次についての表の作成が強く要請されることとなった。かかる気運は先の統計審議会の答申と相まって、各省庁の統一的予算要求となってあらわれ、その努力がようやく実現され、昭和33～34年度にわたり、総理府統計局、経済企画庁、農林省、通商産業省、建設省および行政管理庁の6省庁の共同作業として統一的な昭和30年産業連関表の作業が進められることとなり、その結果昭和35年6月に一次表が、そして36年6月に最終表が公表された。

しかしながら、その後における産業構造の変化や技術革新は目ざましいものがあり、所得倍増計画の検討、また国民所得統計との関連や部門分類の面においてなお改善の余地が多く、国際比較性の点でも充分ではなかった等のためにも新しい年次の表が強く要望された。

すなわち、30年表は各省庁の共同作業のもとに作成されたものの国民経済計算の主要な勘定体系である国民所得統計との計数面にかなりのギャップが見られ、この結果は国民経済計算調査委員会による国民経済計算の諸勘定統合に関する勧告となって現れている。このような背景のもとに35年作成に関する統一的な予算要求が認められ、30年表作成の作業に当たった各省庁（ただし、30年表作成において機械による集計製表面を担当した統計局の役割は、35年表作成においては通産省調査統計部製表課が受持つことになった）に運輸省および、労働省を加えて7省庁の共同作業として昭和37年および38年度の2年にわたる継続作業として行なわれることになった。

第2節 35年表の特色

上述のごとく、昭和30年の各省共同の産業連関表は、正式な政府の表としては最初のものであったが、なお改善すべき点をもっていた。この点、今回の昭和35年の各省共同表は、

の推計に先立ち、将来長期にわたって使用可能な基本的統計基準として役立つよう、学識経験者および関係各省の協力による詳細な検討が行なわれた。この結果、以下に示す通り国民所得勘定との統合勘定としての産業連関表のフレームが新しく作成され、また部門分類その他の諸定義についても長期の時系列比較や国際比較性の面から、基本的な改善が加えられた。なお、この場合、原則として国際連合の国民経済勘定と国際標準産業分類とを統計的基準のための根拠とし、とくに産業連関分析上必要な箇所についてのみこれに調整を施した。産業連関分析の国際比較性と国際的地域統合に関連した経済分析が重視されている現在、この種の国際的標準化への努力は、表の利用価値を一段と向上せしめるに役立つであろう。

なお前回の30年表との関連を考えて、部門分類その他においても、できる限り、前回のものとの比較性を確保できるよう配慮がなされている。

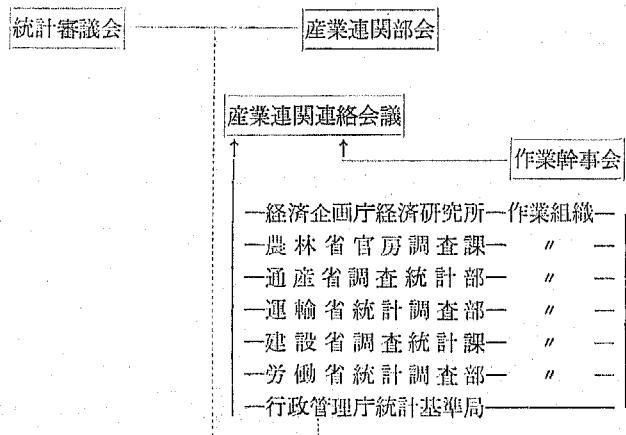
35年表の特色を要約すると次の通りである。

1. 国民経済計算との統合性を図ったこと。
2. 国際標準産業分類により部門設定を行なったこと。
3. 発表用として購入者価格評価表と生産者価格評価表ならびに流通費用に関する付帯表を作成したこと。
4. 副産物・屑に関して、生産者価格評価表では「マイナスの投入」方式を採用したこと。
5. 部門別の販売先の配分に当って、平均単価（ないし統一単価）を使用せず、現実の取引価格によって評価したこと。
6. 雇用分析のための雇用係数を作成したこと。

第3節 作業の機構

昭和35年産業連関表の作成作業は、行政管理庁統計基準局の調整により、経済企画庁経済研究所、農林省官房調査課、通商産業省調査統計部、運輸省統計調査部、および建設省計画局調査統計課ならびに特別参加の労働省労働統計調査部の7省庁の共同作業として実施した。

(1) 機構図



(2) 各機構の構成および機能

- (イ) 統計審議会産業連関部会
行政管理庁長官の産業連関表に関する諮問に対して審議を行ない答申案を作成する。
- (ロ) 産業連関連絡会議
関係省庁の部局長をもって構成され、産業連関表の作成に関して連絡を行ない、必要な事項についての最終決定を行なった。
- (ハ) 作業幹事会
産業連関連絡会議の下部機構として、表作成作業に関する連絡、問題の処理などを予備的な段階で行なった（作業幹事会において検討された議題については巻末の付録資料4を参照）。

(3) 作業の担当および経費の概要

		37年度経費 (予算額)	38年度経費 (予算額)
(a)	農林水産業および食料品 工業部門…………農林省	1,798千円	653千円
(b)	鉱工業、ガス電気、商業 および貿易部門…通商産業省	5,027	1,072
(c)	通信業、水道、金融保険 不動産業、サービス業部 門および外生部門（貿易 を除く）…………企画庁	1,957	616
(d)	建設業部門…………建設省	443	154
(e)	運輸業部門…………運輸省	605	410
(f)	総合連絡、調整、公表 …………行政管理庁	822	2,405
(g)	機械集計…………通商産業省	—	3,914
	合 计	10,652	9,224

第4節 作業の経過

作業は(a)準備作業、(b)特別調査、(c)推計作業、(d)調整作業および(e)公表の5段階からなるが、その概要は次の通りである。

(1) 準備作業

関係各省庁の作業責任者をもって構成する作業幹事会において次の作業を行なった。作業に当っては、産業連関専門部会（学識経験者6名）の協力を得、行政管理庁統計基準局においてとりまとめを行なった。

- ①国民所得との関連、輸入の取扱い、評価の問題など分析的に適合した作業上の問題の検討
- ②部門品目分類（4,000品目程度の詳細なもの）の決定
- ③重要基礎統計資料の利用に当っての問題点の検討
- ④以上を包括した作業要領および部門品目分類の作成

(2) 特別調査

産業連関表作成に必要な基礎資料としては、第1に既存の統計資料、第2に既存資料の再集計によるものが挙げられる。しかし、これらの既存資料の欠如している部分があるため、昭和37年度に予算の裏付けを得た次の14種の特別調査を行なった。この調査は、大部分、事例調査実態調査であって小規模な調査であり、特別調査の経費総額は2,390千円である。なお、下記調査以外にも、投入構造あるいは産出構成を把握するための小規模な事例調査が行なわれたが、これらについては部門別推計の章を参照されたい。

産業連関表作成のための特別調査一覧

- ① 食料品工業投入調査（農林省）
- ② 原単位調査（機械工業のみ）（通産省）
- ③ 商業部門投入調査（通産省）
- ④ 地方公共団体財政支出内容調査（経企庁）
- ⑤ 建築工事投入実態調査（建設省）
- ⑥ 土木工事投入実態調査（建設省）
- ⑦ 主要企業間接費調査（経企庁）
- ⑧ 全国家畜屠場実態調査（農林省）
- ⑨ 育林・育苗、伐木業実態調査（農林省）
- ⑩ 製材合板部門原単位調査（農林省）
- ⑪ 木船運送業実態調査（運輸省）
- ⑫ 木船回漕業実態調査（運輸省）
- ⑬ 港湾運送業調査（運輸省）

④ 貨物運送事業調査（運輸省）

(3) 推計作業

既存統計、既存資料の再集計、特別調査の結果にもとづいて、以下の諸作業を分担部門ごとに各省庁作業組織で行なった。

i 総生産額の推計

- (a) 約4,000品目に関する総生産額の推計を行なった。
- (b) 推計は、資料の許す限り、生産数量×単価の方式により、止むを得ない場合には生産金額の直接把握を行なうこととした。
- (c) 運賃率、マージン率の検討のため、できるだけ購入者価格と生産者価格の差について算定することとした。
- (d) 統計基準局において以上の結果をとりまとめて国内生産額（コントロールトータル）表（“第1次部門品目別生産額表”、昭和38年10月，“第2次部門品目別生産額表”、昭和38年10月）を作成した。

ii 輸出入額の算定

貿易統計の産業連関表分類による組替集計を行ない品目別輸出および輸入額を算定した。作業は通産省および農林省が行ない、通産省がとりまとめと印刷を行なった。

iii 産出および投入の配分作業

- (a) 上記の総生産額および輸入額にもとづいて、約4,000品目に関してその仕向先別の仕向額を算定する。（産出の配分）
- (b) 約350産業について、その品目別資材使用額を算定する。（投入の配分）
- (c) この作業中に予備調整（後述）を行ない、その結果をとりまとめて調整用部門分類（約450×350部門）に対応する計数を作成する。

iv 最終需要および付加価値の推計

- (a) 民間消費、政府消費、固定資本形成、在庫増について、それぞれ品目別に消費または投資額を算定する。（輸出については(2)で算定）
- (b) 勤労所得、その他の付加価値、間接税、補助金、資本減耗引当について産業別に計数を推計する。

v マージン率、運賃率の推計

商業マージンおよび貨物運賃については、調整段階

において機械計算によって算定する。このために用いる品目別マージン率（通産省担当）品目別運賃率（運輸省担当）の推計を行なう。結果は統計基準局でとりまとめてマージン率、運賃率表を作成する。

(vi) 物量表基礎資料の推計

産出の配分作業において、特に重要な品目については金額のみでなく数量についても同時に配分を行ない、物量表作成のための基礎資料を作成する。

第5節 調 整 作 業

産業連関表は投入と産出の二つの面から計数が算出されるためそれぞれの枠目について二つの違った計数が算出されることになる。この二つの計数を一つの計数にとりまとめる作業が調整作業である。

この作業は機械集計により作成されたリストにもとづいて実施され、作業中の各省庁間の連絡、調整会議の開催、修正数字のとりまとめについては行政管理庁が当り、機械集計作業は通産省が担当した。作業の方法としては各担当省庁により推計された部門別の投入表および産出表により、投入側の計数を産出様式に組替えた産出リストを作成し、これを産出担当者が検討するとともに、産出側の計数を投入担当者が検討した。そして産出担当者は産出側の資料では得られなかつた枠目の計数を、また投入担当者は投入側の資料が得にくく枠目の計数に相手方の計数を検討の上採り入れてそれぞれの計数を補完するとともに、投入・産出の両側からの計数が算出され、それが食い違った場合には両側の計数算出の資料・推計方法を検討し合い、それぞれの部門のバランスを考慮しながら原則として資料的に強いと思われる方の計数を採用するか、または両計数を修正することによって1つの計数にまとめた。

しかし、一般的にいって投入側の推計は原単位という比較的安定的パラメーターが利用でき、既存資料の利用に制約がある場合でも、サンプル調査や聞き込み調査でもある程度の精度をもつた推計が可能であるということからして、特に産出面の資料の整備されている部門あるいは産出面から生産額を適宜な方法で配分するという方法によらなくては、投入面からの推計が困難であるという部門を除いては、投入側推計の計数が主導的な役割を演じた。

このようにして投入側推計の計数と産出側推計の計数の照

合・検討・修正により、計数に大きな変更があった場合、機械集計によりリストの訂正が行なわれるが、調整作業期間を通じて8回にわたるリストの訂正が行なわれた。すなわち、9次リストが最終計数となった。このうち6次リストまでは運賃・マージン額を計数化しない段階におけるリスト修正であり、7次リスト以降が運賃・マージン額を考慮したリストである。

調整作業は大別して3段階に分けて行なわれた。

すなわち、第1次段階の調整では主として内生部門内の主要原材料部門（農業部門～電力・ガス部門）の計数を確定することに重点が置かれ、第2次調整では内生部門の間接経費（サービス業部門）副産物・屑および、付加価値部門の調整ならびに最終需要部門を含めての産出面のバランスに、また第3段階の調整では、国民所得計数との調整および運賃・マージン額を考慮した全表のバランス調整が重点的に行なわれた。以上の過程を経て生産者価格でバランスされた生産者価格評価の調整作業部門表ができる。また、上記調整作業の第3段階における運賃・マージン額を算出する過程で運賃マトリックスおよびマージン・マトリックスが作成されるので、この二つの流通経費マトリックスを媒介として購入者価格表が作成される。なお調整上の個々の問題点については次章の部門別推計において触ることにする。

第6節 公 表

以上の過程を経て作成された調整作業部門表（約450×350部門）は本報告書の別添のごとく、153部門および56部門に統合された形で発表されたが、公表用資料を一覧すると次の通りである。

なお、本書の刊行に先立って56部門表およびそれをさらに集約した9部門総約表という形で、去る5月14日行政管理庁より新聞発表された。

公表用資料一覧

1. 基 本 表 (153部門×153部門)
 - a 生産者価格評価表
 - b 購入者 "
2. 統 合 表 (56部門×56部門)
 - a 生産者 "
 - b 購入者 "
3. 投入係数表
 - a 153部門×153部門

- b 56部門×56部門
4. 逆行列係数表 (56部門×56部門)
- 生産者価格表にもとづく, (I-A)⁻¹型および (I-A+M)⁻¹型
 - 購入者価格表にもとづく, (I-A)⁻¹型
5. 付 帯 表
- 商業マージン表 (153部門×153部門および56部門×56部門)
- b 運 貨 表 (153部門×153部門および56部門×56部門)
6. 履用係数表 (153部門×153部門および56部門×56部門)
7. 物 量 表 (物量採用品目 151 品目×153部門)
8. 副産物, 倉取引表 (153部門×153部門, 56部門×56部門)

第2章 昭和35年産業連関表における概念と定義

第1節 表 の 様 式

産業連関表の勘定体系は、オープン・モデルである限り、通常国民経済計算における統合生産勘定を細分化したものと考えることができる。したがって、関税の部分を調整すれば付加価値の横欄の合計は、国民所得統計における市場価格での国内総生産として、また、最終需要関係の縦欄の合計は、それに等しい国内総支出として規定。することができる。また各部門の生産額および部門間の取引は、財貨および用役のみに限定され、振替的取引ならびに金融的取引はいっさい表から除外される。また要素所得の部門間取引および対外収支も表には含まれない。ただし昭和35年産業連関表においては、市場価格と要素費用に関する評価の便宜を考えて間接税および補助金に関する横欄を、また現行国民所得概念との比較性を考慮して、家計外消費支出に関する横欄および縦欄と、関税の縦欄を設けた。

次に、利用の便宜を考えて、昭和35年表においては、購入者価格評価表と生産者価格評価表の2本立てとし、前者は最終需要内訳の分析や生産のための原価費用の内訳の計算に、後者は波及効果をより精密にするための物的な依存関係の分析に適するよう設計がなされている。

以下公表する諸表の構成について様式例により説明する。

購入者価格評価表の構成は、第1表に示す通りである。各生産部門の横欄の各取引額は、購入者価格、すなわち間接税

込みの生産者価格の国内生産物と他部門で発生した副産物および屑ならびに関税込みの輸入額の合計に、負担された商業マージンと運賃とをさらに追加してえられる実際の購入価格によって評価される。このため、各生産部門の横欄で中間需要および最終需要に販売された総取引額の合計は、「需要合計」として定義され、これと購入者価格の供給額すなわち、国内生産額、副産物と屑、輸入、関税、商業マージンおよび貨物運賃の合計とがバランスする。たとえば農業についていえば、中間需要合計21と最終需要合計55の合計76が、実際に購入した価格での需要合計に相当し、この内訳は供給面では国内の生産18、副産物および屑0、輸入額(c. i. f.)25、関税4、商業マージン22ならびに運賃7から構成される。

なお、この場合の副産物および屑とは後述する通り、農産物と同一かあるいはそれと競争関係にある類似品である。このように各取引額は購入者価格であるため、商業部門の横欄は需要面では空欄となり、運輸部門の横欄も原則として旅客運賃収入(外国船の受取収入も含む)のみとなる。ただし輸出の縦欄との交点には、輸出品がf.o.b.で評価される関係上、海外から受取る旅客運賃収入のほかに輸出品の貨物運賃と三國間輸送による貨物運賃とが含まれる。したがって、運輸部門の需要合計は、旅客輸送に対する需要合計と輸出および三國間輸送の貨物運賃とからなりたつ(たとえばこの表における「財貨・用役の輸出」の縦欄と運輸の横欄との交点7は、本邦輸送機関の海外から受取る旅客収入と輸入貨物運賃

以外の貨物収入の合計である)。ところで運輸の国内生産額44と需要合計19との間には次の関係が成立する。

本邦輸送機関の旅客と貨物運賃収入(44) = 中間需要部門の旅客運賃支払(6) + 輸出以外の最終需要部門の旅客運賃支払($6 = 1 + 3 + 2$) + 本邦輸送機関の海外からの旅客と貨物運賃収入(7) + 本邦輸送機関の輸入貨物運賃収入マイナス外国輸送機関の旅客運賃収入(8) + 本邦輸送機関の国内貨物運賃収入(17)

生産者価格評価表は第2表に示す通りである。この表は、第1表のような需給バランス型でなく、国内の生産額に関して縦欄と横欄とをそれぞれバランスさせ、各横欄の評価に当っても流通費用を控除しているから物的な依存関係の分析により適合している。各取引額の評価も間接税込みの生産者価格であるから、購入者価格での取引額との関係は次の通りとなる。

$$\begin{aligned} & \text{生産者価格取引額} + \text{商業マージン} + \text{貨物運賃} \\ & = \text{購入者価格取引額} \end{aligned}$$

このため、商業部門の横欄は、各種の原材料に賦課された卸売および小売マージンの累積額を表わす。運輸部門の横欄も、貨物運賃については商業と同じ取扱いをうけるが、旅客運賃と貨物運賃とが一括して計上される点が異なる。

このほかに、生産者価格表では副産物・屑の発生額に対して、後述のように、特別の取扱いを行なう。すなわち、この部分は、マイナスの投入額として該当する生産部門と発生した部門との交点に計上される。したがってこの方法は、分析に際して投入係数の縦欄にマイナスの数値を計上させ、該当する生産部門の活動を減少させる効果をもつ(たとえば、石炭ガス部門で一定の比例で発生するコークスはコークス専業部門の生産必要量を減少させる)。

付加価値関係部門では、第1表における副産物および屑の販売収入の横欄が上記の方法を採用したため除去されたほかは、全く第1表と同一である。最終需要関係の部門も評価方法の差異を除いては概念規定に変わりはない。ただ輸入品の各部門間の取引額には関税が含まれているので、この部分の調整が表の右端において輸入とともになされている。

以上を要約すると、購入者価格評価表の供給欄のうち、輸入と関税の二つの縦欄をマイナスとして生産者価格評価表の最終需要欄の右端に移し替え、商業マージンと貨物運賃と副産物・屑の三つの縦欄については、これを産業別と最終需要用途別に縦割りしたうえ購入者価格評価表の各取引額からそ

れぞれ控除したものが生産者価格評価表である。

付帯表1, 2, 3, は、この商業マージン、貨物運賃、副産物・屑の三つの縦欄を分割した結果を示したものである。これらの表によって産業連関表は購入者価格と生産者価格のいずれにも変換することができる。なお、副産物・屑の付帯表は、生産過程に発生した副産物・屑について、その発生源泉部門の縦欄と競合部門の横欄との交点に、それぞれの発生額を計上している(たとえば、石炭ガス部門に副産物として発生したコークスは、コークス部門の横欄と石炭ガス部門の縦欄との交点にマイナスで計上する)。

付帯表4は、「輸入マトリックス」を示すもので、生産者価格評価表に直接接続する。すなわち、生産者価格評価表の各横欄を、30年表と同様、国産と輸入に分割し、そのうち輸入の部分だけを取りだして1表にまとめたものである。これによっていかなる物資の輸入品がいかなる部門で使用されたかが明らかとなり、さらにこの輸入の部分を生産者価格評価表の各取引額から控除すると国産品のマトリックスを導きだすことも可能である。輸入品は前述のように関税込みのc. i. f. 価格であるから、輸入マトリックスもこの価格で評価されている。

付帯表5は、生産者価格評価表に直接付帯する「物量表」で、原表のなかでとくに数量と金額の二本立て横欄が構成されている部門を取りだして作成したものである。この表は、前回と同様、生産者価格評価表の横欄を数量と金額についての需給バランスの形式で示したものである。選定された品目は、とくに重要な基礎的物資であるか、もしくは配分先の単価が著しく異なる物資に限定されている。前述の通り、今回の産業連関表は、30年表と異なり、平均単価方式ではなく実際の取引単価(26年表も同様)を採用しているから、部門によって取引単価が著しく異なる場合には、この物量表によって調整したうえ分析に利用することができる。物量表は、また重要物資の原単位計算にも役立つことは特に付言するまでもない。

第1表 産業連関表 (購入者価格評価表)

投入	中間需要						最終需要				需 要 合 計	供給					供 給 合 計	
	1 農	2 工	3 商	4 運	5 サ	6 公	小 計	家 計 外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	國 內 總 固 定 資 本 形 成	在 庫	輸	小 計	生 產 副 產 物 お よ び 屑	輸 商 業 マ ー ジ ン	貨 物 運 送 業 務		
産出	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	額	入	税	貨
1 農業	1 20	0	0	0	-	-	21	1 52	- 0	2 0	55	76	18	0 25	4 22	7	76	
2 工業	2 40	7	13	4	-	-	69	2 0 28	3 25	3 77	136	205	100	8 58	6 23	10	205	
3 商業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	-	-	-45	-	
4 運送業	4 0	2	1	2	1	-	6	1 3	2	7	13	19	44	-	-8	-	-17	
5 輸送業	5 1	8	7	5	3	-	24	1 16	6	1	24	48	45	-	3	-	48	
6 公務	6 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	10	-	-	10	
		7 70	15	20	8	-	120	3 99	21	25	5 85	238	358	262	8 78	10 0 0	0	358
家計外消費支出	0 1	1 0	1 0	1 0	-	-	3											
勤労所得	3 13	9 4	18 10	-	-	-	57											
當業余剰資本	9 13	18 13	16 -	-	-	-	69											
間接税	2 4	2 7	2 -	-	-	-	17											
控除:補助金	0 5	0 1	0 0	-	-	-	6											
粗付加価値	12 36	30 25	37 10	-	-	-	150											
控除:副産物および屑	-1 -6	0 -1	0 0	-	-	-	-8											
生産額	18 100	45 44	45 10	-	-	-	262											

注 1) 「粗付加価値」は市場価格による国内総生産(ただし関税を除く), 生産額は市場価格による生産者価格。

2) 「輸出」に「特需」を含む。

第2表 産業連関表 (生産者価格評価表)

投入	中間需要						最終需要				(控除)輸入	(控除)関税	生産額					
	1 農	2 工	3 商	4 運	5 サ	6 公	小 計	家 計 外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	國 內 總 固 定 資 本 形 成	在 庫	輸	小 計	(控除)輸入	(控除)関税			
産出	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	額	入	税	貨
1 農業	1 12	0 0	0 0	0 0	-	-	13	1 31	-	-	2	-	34	-25	-4	18		
2 工業	2 26	6 10	3 1	1 1	-	-	49	2 22	3 0	21 4	3 3	66	115	-58	-6	100		
3 商業	3 9	1 1	1 3	1 1	-	-	12	2 21	0 2	0 0	-	-	33	-	-	45		
4 運送業	4 0	9 1	3 1	1 1	-	-	14	1 9	2 6	10 1	-	-	22	8	-	44		
5 輸送業	5 1	8 7	5 3	3 3	-	-	24	1 16	6 1	-	-	-	24	-3	-	45		
6 公務	6 小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	10		
		6 64	15 19	8 -	-	-	112	3 99	21 25	5 85	238	-78	-10	262				
家計外消費支出	0 1	1 0	1 0	1 0	-	-	3											
勤労所得	3 13	9 4	18 10	13 16	-	-	57											
當業余剰資本	9 13	18 13	16 13	16 16	-	-	69											
間接税	2 4	2 7	2 7	2 2	-	-	17											
控除:補助金	0 5	0 1	0 0	0 0	-	-	6											
粗付加価値	12 36	30 25	37 10	-	-	-	150											
生産額	18 100	45 44	45 10	-	-	-	262											

注 1) 「粗付加価値」は市場価格による国内総生産(ただし関税を除く), 生産額は第1表と同じ。

2) 「輸出」に「特需」を含む。

付帯表 1 商業マージン表

投 入	中間需 要						最終需 要						合 計	
	1 農業	2 工業	3 農業	4 運輸	5 サービス	6 公業	小計	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	輸出	
産出	業	業	業	業	業	務								
1 農工商運サ公	業	業	業	業	業	務	-5	-17	0	0	0	0	-17	-22
2 輸ビス	業	業	業	業	業	務	-4	-4	0	0	0	-8	-16	-23
3	業	業	業	業	業	務	-1	21	-	-	-	8	33	45
4	業	業	業	業	業	務	-1	-	-	-	-	-	-	-
5	業	業	業	業	業	務	-1	-	-	-	-	-	-	-
6	業	業	業	業	業	務	-1	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 「輸出」に「特需」を含む。

付帯表 2 国内運賃表

投 入	中間需 要						最終需 要						合 計	
	1 農業	2 工業	3 農業	4 運輸	5 サービス	6 公業	小計	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	輸出	
産出	業	業	業	業	業	務								
1 農工商運サ公	業	業	業	業	業	務	-3	-3	-	0	0	0	0	-4
2 輸ビス	業	業	業	業	業	務	-4	-4	0	0	0	-3	-5	-10
3	業	業	業	業	業	務	-1	-	-	-	-	3	-	-
4	業	業	業	業	業	務	0	-	6	0	0	-	9	-
5	業	業	業	業	業	務	-7	-	-	-	-	-	-	-
6	業	業	業	業	業	務	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0

注 「輸出」に「特需」を含む。

付帯表 3 副産物および屑発生表 (生産者価格)

投 入	中 間 需 要						小 計
	1 農業	2 工業	3 農業	4 運輸	5 サービス	6 公業	
産出	業	業	業	業	業	務	
1 農工商運サ公	業	業	業	業	業	務	0
2 輸ビス	業	業	業	業	業	務	-1
3	業	業	業	業	業	務	-6
4	業	業	業	業	業	務	-
5	業	業	業	業	業	務	-
6	業	業	業	業	業	務	-
副産物および屑	1	6	0	1	0	-	8
合計	0	0	0	0	0	-	0

付帯表 4

輸入マトリックス (生産者価格)

投 入	中間需要						最終需要					合 計	
	1 農	2 工	3 商	4 運	5 サ	6 公	小 計	家 計	民 間	一 般	在 庫	輸 出	
産 出	業	業	業	業	業	務	外 消費 支出	消 費 支 出	政 府 消 費 支 出	總 資 本 形 成	純 增 出		
1 農業	0	-7	0	0	0	-	-7	-	-22	0	0	0	-22
2 工業	0	-15	-2	-5	-1	-	-23	-	-21	0	-20	0	-41
3 商業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-64
4 運送	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 公共	0	0	0	0	0	-	0	-	-3	0	0	0	-3
6 輸出入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	0	-22	-2	-5	-1	-	-30	-	-46	0	-20	0	-66
													-96

注 「輸出」に「特需」を含む。

付帯表 5

物
量
表 (生産者価格)

投 入	中間需要						最終需要					(控 除) 輸 入	(控 除) 關 稅	合 計
	1 農	2 工	3 商	4 運	5 サ	6 公	小 計	家 計	民 間	一 般	在 庫	輸 入		
産 出	業	業	業	業	業	務	外 消費 支出	消 費 支 出	政 府 消 費 支 出	總 資 本 形 成	純 增 入			
1 農業														
a 米	{ 数量 金額}													
b 麦														
2 工業														
a 石炭	{ 数量 金額}													
b 原油														

注 「輸出」に「特需」を含む。

第2節 国民経済計算上の諸定義

昭和35年表における最終需要は、家計消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、国内総固定資本形成、在庫純増、(財貨・用役の)輸出(特需を除く)および特需からなる。生産者価格評価表では、このほかに控除項目として(財貨・用役の)輸入および関税が含まれる。いうまでもなく以上のうち、関税を除くその他の項目をすべて合計すれば、市場価格による国内総支出と一致する。

一方、粗付加価値は、家計外消費支出、労働所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税および補助金(控除項目)の5項目からなる。以上のうち、間接税には関税を含んでいない。しかし、これは前述したように最終需要側に別掲されており、これを粗付加価値総額に加算すれば国際基準による国内総生産(市場価格)の概念に一致し、また家計外消費支出を除けば現行の国民経済計算の国内総生産と一致するようになっている。

いま、最終需要側と付加価値側との定義的関係を示すと次の通りである。

$$\text{国内総支出 (市場価格)} = \text{国内総生産 (市場価格)}$$

$$\begin{aligned} \text{国内総支出} &= \text{家計外消費支出} + \text{民間消費支出} + \text{一般} \\ &\quad \text{政府消費支出} + \text{国内総固定資本形成} + \\ &\quad \text{在庫純増} + \text{輸出 (特需を除く)} + \text{特需} \\ &\quad - \text{輸入} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{国内総生産} &= \text{家計外消費支出} + \text{労働所得} + \text{営業余剰} \\ &\quad + \text{資本減耗引当} + \text{間接税} - \text{補助金} + \text{関} \\ &\quad \text{税 (とん税等を含む)} \end{aligned}$$

以下、各項目ごとに概念の定義と範囲について要約する。

1 最終需要

(i) 家計外消費支出

この表における家計外消費支出はいわゆる「企業消費」に該当し、企業その他の諸機関が支払う交際費や接待費のような民間消費支出に類似している経費からなる。これらの費用は生産活動に必要な営業経費と見るよりもむしろ営業余剰の一部を構成し、生産部門から民間消費支出部門に現物で振替えられるものと考える方が妥当であろう。しかし、現行の国民所得統計では、これを営業経費とみて所得から控除しているため、これとの比較性を考慮して昭和35年表では付加価値、最終需要のそれぞれに家計外消費支出

として特掲されている。

この家計外消費支出は、福利厚生費、交際接待費および旅費(実際に運賃して支払われた分は除く。これは営業経費とみられるからである)からなる。福利厚生費に含まれている現物贈与的な費目や旅費に含まれている日当などは、本来労働所得とみなすべきであるが、前述のとおり現行国民所得と概念を合わせるために家計外消費支出の方に含める。しかし、法定福利厚生費に含まれる社会保険の雇用主負担分は本来労働所得に属するから、家計外消費支出には含めない。

(ii) 民間消費支出

この項目は、国際基準によれば、「家計および民間非営利団体における財貨・用役に対する経常的な最終支出額から、同種の財貨・用役の販売額(主として中古品取引)を控除し、海外から受取った現物贈与の純額を加算し、さらに本邦人海外消費を加算、外国人の本邦内消費を控除したもの」として規定されている。ここでいう経常的支出とは、家計の場合には土地と建物以外の財貨(耐用年数の如何を問わない)および用役の購入を意味する。一方、非営利団体の場合には土地建物のみでなく、企業と同様に耐用年数1年以上で単価1万円以上の資本財や資本的用役を除く財貨用役の購入を意味する。したがって、たとえ在庫の形で残っているものでも、購入した財貨は本部門に消費として計上することになり、また家計の場合には資本財であっても消費として取扱われる。

今回の表では海外現物贈与と海外消費については、すべて品目部門別に分割することとし、国民所得統計のごとく特掲することは避けることとした。これらを特掲するためには、新たに調整項目を設定しなければならないからである。

したがって、個人が外国から贈与されたり、日本人が外国で消費した品目は、その品目の輸入および民間消費支出に計上する。また、個人が外国へ贈与したり、外国人が日本で消費した品目は、その品目の民間消費支出から控除し、輸出(特需を除く)に計上することとなる。

この項目に含まれる民間非営利団体は、主として個人に用役を提供する非営利団体であり、病院、学校、企業に属さない研究所、労働組合、宗教団体、政党、社会福祉団体、アマチュアスポーツ団体、社会保険団体などが含まれる。

これに対し、主として企業に用役を提供するもの、たとえば商工会議所、業界団体などの経済団体は含まない（これらの用役は中間生産物と見なされるからである）。これらの民間非営利団体はいずれもまず生産部門に格付けされるため、その経常経費（すなわち、財貨・用役の経常的購入費、家計外消費支出、勤労所得、資本減耗引当、ならびに間接税より補助金を差引いたものの合計）を一括して民間消費支出部門で購入する形式をとることに注意を要する。たとえば、宗教団体の経常支出は品目の如何を問わず、一括して、民間消費支出の総欄と公共サービス業の横欄との交点に示されることとなる。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や一般政府などの他部門との間の取引である場合とにわけられる。前の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引にともなう商業マージンと運賃のみが計上されるが、後の場合には家計からの販売額はマイナスの民間消費支出となり、それを購入した部門では購入額を加算することとなる。逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が民間消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとなる。

民間消費支出と一般政府消費支出との間には、教育費、保健費などのように、どちらの部門の消費として格づけるかの問題がある。今回の表においては家計の一般政府に対する支払いはすべて振替えとみなし、民間消費支出から除外する。たとえば、国公立病院および保健所ならびに国公立学校に対する支払い（診療費、授業料など）は政府に対する振替支出とし、民間消費支出に含めない。したがって、これら一般政府に属する官公立機関の経常経費は一般政府消費支出とし、民間の病院、診療所、学校の経常経費（非営利団体の場合）や営業収入額（個人企業の場合）は民間消費支出とする。手数料、入場料その他の一般政府に対する支払いもこれに準じて取扱うこととする。

自家生産物の消費、現物給与、所有家屋賃貸料、金融サービスおよび生命保険サービスについては帰属計算を行なって消費に含める（詳細についてはVを参照）。

最後に、飲食店、ホテル、娯楽業、学校、病院などが飲食物を供与するために消費した食料品、飲料品およびたばこは、直接に民間消費支出部門または家計外消費支出部門が購入したものとみなして、飲食店、ホテル等の生産額から食料品、飲料品、たばこに関する経費は控除される。な

お、この食料品、たばこ等は小売価格評価額（生産者価格評価表においては、生産者評価額と運賃、商業マージンとして分離される）で計上される。

(iii) 一般政府消費支出

この項目は一般政府による財貨・用役の経常的支出からなる。

一般政府の範囲は、現行の国民所得統計と同様とする。すなわち、中央政府の一般会計および非企業特別会計ならびに地方政府の普通会計および収益会計（国民所得白書参照）を一般政府とし、その他の企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企業、地方政府事業会計は政府企業とする。一般政府のうち1) 官公立学校、2) 病院、診療所、保健所3) 建設工事、4) 空港管理（一般会計に含められているもの）、5) 水道（普通会計に含められているもの）はそれぞれ該当する産業に格付けされ、その他の部門は公務とする。生産額は経費総額として産出で政府消費等に配分する。

この部門における経常的支出は次の諸項目からなる。すなわち、国防支出については、すべての財貨・用役の購入（土地の購入を除く）をもって経常支出とする。したがって、軍事用のものであれば建築物、構築物の建設、その他の資本財の購入はすべて経常支出とする。一方、非軍事的支出の場合には、前節の非営利団体の経常的支出と同じく、資本財および資本用役を除く財貨・用役の購入をもって経常支出とする。

最終需要の一般政府消費支出と民間消費支出との振分けについては前節で規定したとおりであるが、一般政府消費支出と財貨・用役の輸出入との振替関係については次のとおりとする。

昭和35年表では、一般政府の海外に対する現物振替は原則として一般政府消費支出とせず、輸出として取扱う（たとえば船舶の現物賠償は一般政府消費支出でも国内総固定資本形成でもなく、輸出にあげる）。ただし、防衛支出金による現物振替については、一般政府支出とし、輸出には計上しない。

なお、国防以外の一般政府用の建物の賃借料は政府所有分の帰属賃貸料を含む粗賃貸料を計上する。ただし、道路その他形公共施設に関するものは含まない。

(iv) 国内総固定資本形成

主として、企業、非営利団体、一般政府（国防目的を除

く) の行なった土地、建設物、機械、装置などの有形固定資産の購入および固定資産振替からなる。家計については土地および建物のみに関する支出を含む。また、移動できない資産(建物など)については、それが国内にある場合にのみ計上されることはいうまでもない。

昭和35年表で固定資産として規定する資本財の範囲は、国民所得統計の基礎資料となっている法人企業統計調査の定義にしたがって、耐用年数1年以上で、単価が1万円以上の財貨とし、その他の財貨は経常経費として取扱う。

国内総固定資本形成は、上記のような資本財のほかに、それを取得するために要した直接費用を含む。すなわち、関税、その他の税金、運送費、据付費などはもちろん、設計費、登記料、中古資産の取引マージン、土地改良費、土地の取引による仲介手数料等を含む。また、維持修繕費についても、それが大改造または耐用年数を延長するような更新修理である場合には、国内総固定資本形成とする。

以上のほか、注意すべき諸点としては、

- (a) 中古品取引については、民間消費支出の節を参照。
- (b) 土地の取引は中古品の部門内取引と同様、国内総固定資本形成部門内で相殺されるため、仲介手数料のみが計上される。土地の造成、改良費は国内総固定資本形成に含まれる。
- (c) 特許権、のれん代などの無形固定資産は含まれない。
- (d) 起業費、育林費、試験研究費、試掘費および建設物以外の仮勘定などは繰延勘定ではあるが、本部門に含めず、経常支出として取扱う。
- (e) 家畜のうち役畜(牛馬の成畜のみ)および繁殖用、種付用、乳用、競走用、羊毛用、その他の資本的用役を提供する牛、馬、山羊、綿羊、豚などの家畜については、その購入額、固定資産振替額、成長増加分を国内総固定資本形成とする。
- (f) 建設物に関する仕掛工事の増加額は国内総固定資本形成とし、在庫純増とはしない。船舶、電機等の仕掛工事増は在庫純増として取扱う。

(V) 在庫純増

在庫純増は、企業(政府企業を含む)の所有する原材料、仕掛品(建設物を除く)、商品または製品、貯蔵品の

物量的な増減を時価によって評価したものである。家計、非営利団体、一般政府の所有する財貨については、すべて消費支出とし、ここには含めない。

林野、立木などの成長による増加額や、天然資源の発見による埋蔵量の増加額は計上しない。

(vi) 輸出(特需を除く)

この部門は、外国に対する財貨および非要素用役の輸出(現物贈与を含む)からなる。

ただし、特需すなわち駐留軍による物資調達額は、この部門から切りはなし別部門として示している。

外国の定義に関しては、在外公館、駐留軍、船舶、航空機および海外旅行者については地域的境界をこえて、それぞれの母国に所属させることとする。たとえば、在日外国公館における生産は日本の国内生産には含まれない。また海外における日本建設業者の建設活動も日本の国内生産には含まれない。外国人旅行者の日本における消費支出は、輸出として取扱われる。

賃金、利子、配当、海外支店利潤、フィルム賃貸料、著作権、特許権の使用料などの要素所得の取引や金融的な取引は輸出に含まれない。たとえば、在日公館や駐留軍に勤務する日本人の給与は、要素用役の受取りであるから輸出には含まれない。

輸出品総額の評価は f. o. b. 価格とする。このため、日本の企業が受取る輸出品の運賃、保険料も輸出として処理するが、外国の企業が受取る輸出の運賃・保険料は当然、表にはあらわれない。このほか、三國間輸送運賃、保険料、その他の用役の外国からの受取、外国人旅行者・外交団などの本邦内消費、船用品、機用品の輸出などが含まれる。

(vii) 特需

外国駐留軍の財貨および非要素用役の購入からなる。通常、広義の特需(駐留軍人とその家族の個人的消費、その他を含む)と呼ばれるものであるが、防衛支出金(いわゆる円ベース特需)にもとづく現物(非要素用役を含む)の支払は一般政府消費支出に計上され、ここには含まれない。

(viii) 輸入

財貨および非要素用役の外国からの輸入からなる。要素用役の取引は除かれ、現物贈与が含まれることは輸出の場合と同様である。

外国政府からの武器等の軍事的物資の現物贈与は例外としてここには含めない。

輸入品の評価は「c. i. f. 價格十関税」とする。これは、昭和35年表では競争輸入方式をとっているため、輸入価格を国内価格と同一水準に引上げて評価する必要があるからである。また、c. i. f. 價格を採用したため、日本が受取る輸入品の運賃および保険料は、すでに輸入品価格に含まれていることとなり、前述のように、この分は運輸業および損害保険業の横欄と輸入の縦欄との交点でそれぞれ一括して控除する。

その他の取扱いは輸出の場合と同様である。

(ix) 関 稅

国民所得概念での要素費用から市場価格への変換には、前述した通りこの関税の部分を間接税の合計に追加する必要がある。

2 粗付加価値

昭和35年表における粗付加価値は、国内生産諸部門の「生産者・市場価格」による生産額から「購入者・市場価格」による中間生産物（用役を含む）の消費額を控除したものである。すなわち、売上高+自家消費および固定資産への振替高+製品・半製品および仕掛品在庫増-原材料消費額-修繕費-不動産賃借料のうち物的費用部分-金融機関帰属サービスその他の営業経費となる。

つぎに粗付加価値の範囲に関する定義を述べる。すなわち、国内生産額とは外国公館、駐留軍を除き、日本の在外公館を含む自国領域内における生産活動によってもたらされる財貨・用役の生産を意味する。生産活動の範囲および分類についてはⅣおよびVに示すところであるが、物的生産については出荷額+製品・半製品および仕掛品の在庫増をもって、用役の生産については営業収入をもって生産額とする。いずれも生産者価格によって評価され、また間接税を含み価格差補助金を控除した市場価格評価である。自家生産物の自家消費および資本振替についても、生産額として帰属させることはいうまでもない。

銀行その他の金融仲介業の生産額は、貸付利子収入と預金利子支払との差額とし、企業、家計政府などの預金者に対して、この帰属的金融サービスを提供したものとする。

家計、民間非営利団体および一般政府に属する生産活動については次のように取扱う。まず、民間非営利団体および一般政府のうち公務以外に格付けされた生産活動については、

その経常経費合計（労働所得、資本減耗引当、間接税等を含む）をもって生産額とし、一方家事サービス業については労働所得のみを生産額としている。公務については、家計外消費支出、労働所得、公務が使用する建物（軍事用を除く）の純賃貸料、資本減耗引当および固定資産税をもって生産額としている。

不動産賃貸料の取扱いについては、不動産の所得の如何を問わず、すべて当該不動産を使用する生産部門に粗賃貸料を帰属させることとしている。このため、企業、非営利団体、一般政府については、各部門の生産額にその使用する不動産に関する粗賃貸料（ただし、公務の場合のみ、前記のように純賃貸料、資本減耗引当および間接税を計上し、物費用部分は一般政府消費支出の縦欄に含める）が含まれることとなる。しかし、住宅については使用部門が家計であるため、住宅賃貸料を不動産業として分離する必要がある。

なお、不動産業の生産額は、住宅の使用粗賃貸料のほかに、不動産仲介手数料収入も含まれることはいうまでもない。

以下、各項目ごとに付加価値関係の定義、範囲について要約する（なお、家計外消費支出については前項を参照）。

(i) 勤 労 所 得

労働所得の定義は、現行の国民所得統計と同一である。すなわち、雇用者の賃金俸給所得のほかに議員歳費、チップなどを含む。賃金給与は常用、日雇を問わず、また日本人と外国人とを問わず国内生産に従事した雇用者の得る現金給与および現物給与の総額である。利益処分による重役賞与は当然に除外される。また、労働所得には、社会保険料の負担分（雇用者負担分ならびに雇用主負担分）が含まれ、所得税については控除前のものとして把握される。

家計外消費支出との関連で、福利厚生費の一部および旅費の一部に労働所得とみなされるものがあるが、これは家計外消費支出の項で述べたように、社会保険料の雇用者負担分のみを労働所得とし、他は労働所得に含めないものとする。

(ii) 営 業 余 剰

いわゆる要素費用による純付加価値から労働所得および家計外消費支出を控除したものである。その内容は、政府企業、法人企業および個人企業については営業利潤、支払利子、不動産の支払純賃貸料からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当、受取賃貸料は含まれない。

い。これは、各部門を生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させる立場から当然のことである。前記のとおり一般政府および家計、非営利団体に属する産業においては、使用不動産から発生するものを除けば営業余剰は発生しない。ただし、金融機関の帰属用役については前記のような扱いで非要素用役としているため、各産業部門の預金に見合う帰属用役だけ営業余剰が減少するから注意を要する。

(iii) 資本減耗引当

国際基準によれば、資本減耗引当はいわゆる減価償却のほかに固定資産に関する予知されている陳腐化および偶發損失からなる。資本財の範囲は、国内総固定資本形成の項で述べたとおりである。すなわち一般政府の国防目的の建設物および耐久財、一般政府の道路その他の公共施設、家計における耐久財については償却を行なわない。

資本減耗引当の部門別の配分に当っては、前述のとおり、使用者主義をとり、所有者主義を採用しない。したがって他からの借用資産も計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除外される。

(iv) 間接税

間接税の範囲は、現行国民所得統計における間接事業税および税外負担と完全に一致する。ただし、そのうち閑税はこの項目に含めず、最終需要欄で控除項目として計上している。

閑税を除く間接税の産業別配分については、原則として直接に税を支払った産業に負担させることとする。したがって、商業が支払った間接税は商業の生産額に含まれる。固定資産税については、不動産賃貸料の取扱いに対応して、その不動産を使用する産業に帰属させられる。

(v) 補助金

補助金の範囲も、現行の国民所得統計における取扱いと一致させる。その部門別配分については、前項の間接税の取扱いと同様とする。

第3節 部門分類

1 分類の単位

部門分類は、原則として生産活動単位（アクティビティベース）による。すなわち生産活動を部門に分類する単位は企業や事業所ではなく、特定の商品や用役の生産活動である。したがって、自家発電や自家建設はそれぞれ発電お

よび建設部門に分類される。ただし、資料の制約から自家輸送（外洋および沿海内水面輸送を除く）と自家倉庫とは事業所単位とし、その用役を提供する生産部門に一括せしめる。また外洋漁船における加工についても類似の取扱いがなされる（詳細はV生産部門別の問題点を参照）。

2 部門分類

部門分類の設定については、前述のとおり国際連合の国際標準産業分類に準拠する。主な理由は、この分類は本来事業所単位の分類であるが、生産活動単位に比較的近い分類体系をとっていること、したがって各生産部門内の等質性が他の分類体系に比して高いこと、現在多くの国においてすでに採用されており、国際的比較に極めて便利であること、ならびに部門の設定方法と配列順序が合理化されていることの3点である。

（注）たとえば、日本標準産業分類を産業連関表に適用する場合、次のような問題がある。

（i）分類の基本単位として「事業所単位」よりもさらに包括的な「場所単位」を前提にしており、その結果生産活動単位をとる産業連関表に適用することには困難が少なくない。

（ii）農水産加工の一部が農林水産部門に含まれる。

（iii）粗塩の採取、製塩は化学工業に含まれているが鉱業の方が望ましい。

（iv）製造小売や飲食店が商業に含まれている。

また、昭和30年表部門分類についても、難点が認められる。

たとえば、

（i）農林水産部門のなかに製造活動（各種の農産加工、水産加工、屠殺）が混在している。

（ii）動植物油脂が各種の部門に分散して化学工業としての取扱いを受けていない。

ただし、この国際標準産業分類を産業連関表に適用する場合、事業所単位を生産活動単位に修正する必要があり、次の諸点について調整がなされた。

1. 生ゴムは、国際標準産業分類では農業と林業とゴム製造業にそれぞれ含まれているが、産業連関表では「0114工芸作物（繊維用を除く）」に一括する。
2. ベンゾールは、基礎化学薬品と石油精製にそれぞれ含まれるが、産業連関表では「3112有機基礎化学製品」に一括する。

3. コークスは、製鉄、石炭石油製品ならびに都市ガスにそれぞれ含まれているが、産業連関表では「3291 石炭製品」に一括する（ただし都市ガス部門におけるコークスは、「石炭製品」部門に副産物としてマイナスの投入を行なう）。
4. 通運業は、生産活動としては道路輸送が主体となるので、とくに純粋の通運活動の部分を分離して「7180その他の輸送」に分類することをやめ、「7140道路貨物輸送」に含める。

採用した部門分類は別冊「部門分類表」のとおりであるが、このうち公表用部門分類は153部門からなり、国際標準産業分類の小分類（3桁）に出来るだけ準拠した分類となっている。しかし、推計作業の段階では約4,000品目を行部門で455列部門で348の作業用部門に分類し、投入および産出の調整をとることにしている。したがって、この調整作業表は昭和35年産業連関表の最も基礎的な表となる。

公表用部門分類を設定するに当っては、国際標準産業分類の小分類にまず準拠せしめ、つぎに日本の実状と投入、産出の構造を考慮して、小分類をさらに細分した（たとえば繊維、鉄鋼、化学、機械部門等）。一方、逆にサービス業等のように小分類を統合したものもある。

また、今回の表では各取引額を競争輸入方式で表示する関係上、小分類を分割するに際して、原材料物資で輸入依存度の高い部門は出来るだけ特掲するようにした（たとえば、繊維用工芸作物、繊維用畜産、鉄屑等）。

作業用部門分類を設定するに当っては、昭和30年調整作業表部門分類ができるだけ採用し、上記の部門が国際標準産業分類の小分類の2つ以上にまたがる場合にのみ、この部門を分割し、その他については、なるべく独立の部門として昭和30年表部門分類に組替えが可能なように配慮がなされている。また、上記の部門のうち、物量表に採用する品目が含まれている場合は、この品目を取り出して独立の部門として特掲した。（なお、昭和30年調整作業用部門分類については「昭和30年産業連関表の解説」〔昭和36年3月行政管理庁〕を参照）。

3 部門分類符号

分類符号の設定については、10進法の符号付けがなされている。上3桁は国際標準産業分類の大分類、中分類、小分類をそれぞれ示している。ただし、小分類の1ないし8の間で統合した場合は若い方の符号を用い、9と統合した

場合は9の符号で示している。また中分類を1本に統合した場合は0が使われている。上4桁は公表用部門分類を示し、小分類をさらに細分したものである。5桁および6桁は公表用部門分類の下位分類である作業用部門分類、すなわち、5桁は列部門、6桁は行部門を表わす。

第4節 生産部門の問題点

以下に公表用153部門分類のうち定義と範囲に関する主要な問題点を要約する。

ただし、作業用部門分類と対照すれば定義、範囲が明らかになるものについては説明を省略した。

「0111 米・麦」

- a. くず米を含む。
- b. 稲わらを生産額を含む。
- c. 麦わらを生産額に含む。

「0112 その他の耕種作物」

- a. 未成熟とうもろこし、未成熟豆類は野菜に含まれる。
- b. 花卉等園芸作物を含む。
- c. 豆類の横欄に「3120動植物油脂」で発生する大豆油粕を含む。

「0114 工芸作物（繊維用を除く）」

- a. 生ゴム、コプラを含む。
- b. 横欄に屑ゴムを含む。
- c. 製紙原料作物を含む。

「0115 繊維用工芸作物」

- a. 横欄に繊維屑（羊毛屑を除く）を含む。

「0116 家畜・家禽（繊維用を除く）」

- a. 牛、鶏、馬、山羊、豚、兎、ミンク等の飼育。
- b. 養蜂を含む。
- c. 使役は生産額に含まない。
- d. 副産物を生産額に含む。
- e. 飼育頭羽数の増加分および成長増加分は「在庫純増および資本形成」とする。

「0117 繊維用家畜」

- a. 羊、アンゴラ兎の飼育。
- b. 横欄に羊毛屑を含む。
- c. 副産物を生産額に含む。

「0118 養蚕」

- a. 桑を含む。

- b. 肉類、蚕糸、桑葉を生産額に含む。
- 「0120 農業サービス」
- a. 兽医、農協団体（信用、販売、購買、利用、農業倉庫活動を除く）、植木屋、灌漑施設の運営を含む。
- 「0211 育林・特殊林産物」
- a. 育林は人工造林に限る。
 - b. 成長増は含まない。
- 「0212 薪炭製造」
- a. 横欄に「2510製材、合板」部門で発生した木屑を含む。
- 「0220 伐木」
- a. 防腐素材を除く（「3292防腐加工品」に含まれる。）
- 「0410 海面漁業」
- a. 浅海養殖を含む。
 - b. 遠洋沖合漁業におけるさけ、ます、かに、かれい、たら等の製造加工の工程を含む。
- 「0420 捕鯨業」
- a. 母船式、近海ともに製造加工の工程を含む。
- 「0430 内水面漁業」
- a. 内水面養殖を含む。
- 「1102 その他の石炭・亜炭」
- a. 炭田ガスを生産額に含む。
- 「1210 鉄鉱石」
- a. 横欄に「3111無機基礎化学薬品」から発生する硫酸銻を含む。
- 「1220 非鉄金属鉱石」
- a. 横欄に古銅、古鉛を含む。
- 「1400 土石採取」
- a. 横欄に古レンガ、ガラス屑を含む。
- 「1910 原塩」
- a. 家庭用食用塩のうち白塩、上質塩までの工程を含む。
 - b. 工業用塩の精製を含む。
- 「2011 屠殺」
- a. 屠場のみを対象とする。
- 「2012 肉製品」
- a. 動物油脂のうち食用獸脂を含む。非食用獸脂は「3120動植物油脂」に含まれる。
- 「2030 野菜・果実加工」
- a. 果汁は濃縮ジュースのみ、他の果汁は「2140清涼飲料に含まれる。
 - b. 漬物等の野菜、果実の加工を含む。
- 「2040 水産加工」
- a. 鮮肉加工品を除く。
 - b. 遠洋沖合漁業によるさけ、ます、かに、かれい、たらの加工品を除く。
- 「2050 精穀・製粉」
- a. 農家の自家精米は含まれるが、酒造用精米は含まない。
 - b. オートミール、コーンフレーク、コーヒーの実の脱穀粉碎を含む。
 - c. 原料を購入するものとして取扱う。
 - d. ぬか、ふすま等の副産物を生産額に含む。
- 「2070 砂糖」
- a. 糖みつ、ビートパルプを生産額に含む。
 - b. 縦欄で麻袋を「2440繊維製既製品」へマイナス投入する。
- 「2091 その他の食料品」
- a. 荒茶を含む。
 - b. 食用塩は精製の工程のみ。粗塩は「1910原塩」に含まれる。
 - c. 食用動植物油は精製の工程のみ。搾油は「3120動植物油脂」に含まれる。
 - d. 氷を製造する冷蔵倉庫は「7200倉庫業」に含まれる。
 - e. 味噌・しょう油に農家の自家生産分を含む。
 - f. 副産物（しょう油粕、アミノ酸、澱粉粕、豆腐粕等）を生産額に含む。
 - g. 小麦澱粉は調整作業用部門の調味料から澱粉部門にマイナス投入する。
- 「2110 酒類」
- a. 清酒、合成酒、ビールの粕を生産額に含む。
 - b. エチルアルコールを含む。
- 「2200 煙草」
- a. 煙草屑およびその他の副産物を含む。
- 「2301 製糸」
- a. 副蚕糸、副産蛹、販売用ペニーを生産額に含む。
 - b. 絹紡績を含む。
- 「2302 編紡」
- a. 紗は生産額に含まない。2302～2315（2306、2313

を除く)の各部門でも屑を含まない。縦欄でその発生屑をマイナスで含む(0115, 0116横欄との交点)。

「2316 染色整理(サービスのみ)」

- a. 加工サービスのみ。

「2320 メリヤス製品」

- a. メリヤス生地は自部門消費とならないものを含む。

「2390 その他の繊維製品」

- a. わら加工品, い製品, 製綿, じゅうたん, 真綿, リノリウム等を含む。

「2410 履物(ゴム製を除く)」

- a. ゴム製履物を除く。
- b. 木製履物, 草製履物を含む。
- c. 履物修理を含む。

「2430 衣服・身廻品」

- a. 傘修理を含む。
- b. 衣服修理は「8509 その他の対個人サービス」に含まれる。

「2440 繊維製既製品」

- a. 横欄で「2070砂糖」で発生する麻袋を含む。

「2510 製材・合板」

- a. 防腐木材は「3292防腐加工品」に含まれる。
- b. 縦欄で木屑を「0212薪炭製造」からマイナス投入する。
- c. 横欄に古材を含む。
- d. チップを含む。

「2520 その他の木製品」

- a. 木製履物は「2410履物(ゴム製を除く)」に含まれる。

「2600 家 具」

- a. 金属製家具を含む。
- b. ミシンテーブル, ラジオキャビネット, 日陰, 建具を含む。
- c. 修理を含む。

「2711 パルプ」

- a. パルプ粕, パルプ廢液を生産額に含む。
- b. 横欄に紙屑を含む。

「2712 紙」

- a. 繊維板を含む。
- b. セロファンは「3119 その他の基礎薬品」に含まれ

る。

「2720 紙 製 品」

- a. アスファルト塗工紙および瀝青塗工紙を除く。
- b. 青写真紙を除く。

「2800 印刷・出版」

- a. 新聞(日刊のみ)とその他の印刷出版からなる。他の印刷・出版部門では、印刷対象物のうち出版物(新聞, 書籍, 雑誌等)の印刷は原料として紙を購入するが、その他の印刷対象物については印刷対象物を原料として購入しない。
- b. 広告料収入は対事業所サービス業部門へトランスマスターする。
- c. タイプ, ガリ刷等のサービスは「8300 対事業所サービス」に含まれる。

「2910 製革・毛皮」

- a. 草ベルト, 草パッキング, 紡織機用革製品等を含む。
- b. 毛革商の製造工程を含む。

「2930 草製品(草製履物・身廻品を除く)」

- a. 草製履物, 衣服, その他の身廻品を除く。
- b. トランク, カバン等は材料の如何を問わず含まれる。

「3000 ゴム製品」

- a. ゴム製履物, 玩具, スポーツ用品を含む。
- b. 屑ゴム製品, 再生タイヤおよび更新タイヤを含む。

「3112 有機基礎化学製品」

- a. エチルアルコールは「2110酒類」に含まれる。
- b. 横欄で石炭製品, ガス部門で発生する粗ベンゾールを含む。

「3114 爆 薬」

- a. 砲弾等を含む。

「3116 化学繊維原料」

- a. ビニロン, ナイロン等紡績を行なう前までは化学部門とする。

「3118 化学肥料」

- a. 他部門で発生する化学肥料は生産額に含まない。すなわち, 副生硫安(石炭製品, ガス部門で発生)硅酸石灰(無機薬品, 鉄鋼, 非鉄金属部門で発生)回収硫安(人糞部門で発生), トマス焼肥(鉄鋼で

- 発生は) 横欄にのみ含まれる。
- 「3119 その他の基礎薬品」
- セロファンを含む。
- 「3120 動植物油脂鯨油」
- 鯨油は含まない。
 - 大豆油粕を生産額に含めない。
- 「3192 その他の化学製品」
- マッチを含む。
 - 横欄に非鉄金属部門から発生する硫酸銅を含む。
- 「3291 石炭製品」
- ガス、粗ベンゾール、副生硫安等の副産物は生産額に含まない。
 - 都市ガス乾留を除く。
 - 横欄にガス部門から発生するコークス、タールを含む。
- 「3292 防腐加工品」
- アスファルト塗工紙、瀝青塗工紙、防腐木材を含む。
- 「3320 ガラス製品」
- 横欄に古びんを含む。
- 「3412 鉄屑」
- 縦欄は空欄とするから生産額はない。横欄に企業の経常勘定、資本勘定、家計消費から発生する鉄屑を含む。
- 「3422 伸銅品」
- 電線ケーブルは「3701重電機器」に含まれる。
- 「3502 その他の金属製品」
- 修理を含む。
 - 金属製家具を除く。
 - 貴金属製品を除く。
 - 武器(30年表)を含む。ただし、砲弾等の爆発物は「3114爆薬」に含まれる。
- 「3910 精密機械」
- 医療用ガーゼ、脱脂綿等の衛生材料を含む。
- 「3920 光学器具(フィルム・印画紙を含む)」
- 写真感光材料、青写真紙を含む。
- 「4001 住宅新建築」
- 住宅の新築、増改築をいう。
 - 併用住宅の住宅分を含む。
 - 自家建築を含む。
- 「4002 非住宅新建築」
- 非住宅の新築、増改築をいう。
 - 自家建築を含む。
- 「4003 建築補修」
- 生産活動単位とする。
- 「4004 公共事業」
- 補修を含む。
 - 範囲は次の諸部門からなる。
 - 道路:国、地方公共団体の行なう道路および街路事業をいう。
 - 河川砂防:国、地方公共団体の行なう河川事業、砂防事業をいう。
 - 農業土木:国、地方公共団体の行なう土地改良事業、開拓事業、林道事業ならびに国庫補助および農林漁業金融公庫融資により農林業団体の行なう土地改良事業、開拓事業、林道事業をいう。
 - その他の公共事業:国、地方公共団体、水産業協同組合の行なう都市計画事業、港湾事業、漁港事業、治山事業、工業用水道事業、空港事業、鉱害復旧事業をいう。
 - 災害復旧:国、地方公共団体の行なう公共土木施設、都市、治山、林道、農地、農業施設の火害復旧および災害関連事業、ならびに農林業団体の行なう国庫補助林道、農地、農業施設の火害復旧および災害関連事業をいう。 - 海外における日本業者の建設活動は含めない。このことは建設業一般に適用する。
- 「4009 その他の建設」
- 次の諸部門からなる。
 - 電源開発:電気業の発電送電、配電施設に対する資本的支出のうち土木的支出をいう。
 - その他土木:国鉄、公営交通事業、電々公社、公営上下水道事業および民間産業の資本的支出のうち土木的支出(敷設のための道路の舗装を含む)、特需のうちの土木工事、地方公共団体の行なう一般失業対策事業(非建設活動の分を除く)ならびに国、地方公共団体の行なう公共事業以外の土木的工事をいう。
 - 坑道建設:鉱業の坑道、さく井に対する資

本的支出をいう。

(iv) その他の建設：機械装置の設置に伴う建設工事をいう。

「5110 電力（自家用を含む）」

- a. 自家発電を含む。
- b. 生産総量は需要端による。

「5200 水道・清掃業」

- a. 営業的水道および清掃業者ならびに政府企業からなる。
- b. 私設下水道は含まない。
- c. 清掃業には一般政府の行なう清掃活動を含まない。
- d. 水道の生産額は料金収入合計とする。
- e. 水道の赤字分は補助金で相殺したものとして補助金の欄に計上する。

「6110 卸売、6120 小売」

- a. 生産額は粗収益一支払貨物運賃（仕入商品のみ）とする。
- b. 商業段階でかかる間接税、補助金は商業部門で負担する。たとえば、物品税法第1種の品目（美術品、宝石等）、地方税における煙草消費税、輸入品の引取時の物品税等、したがって、商業マージン率には商業負担の間接税一補助金を含む。

「6200 金融」

- a. 銀行などの金融仲介業の生産額は帰属利子総額とする。したがって金融仲介業の生産額は各投入部門の預金額に見合う『貸付利子一預金利子』となる。
- b. 証券業者の生産額は仲介手数料合計とする。
- c. 貸屋、日本信販等の消費者金融業者の生産額は帰属サービス総額とする。帰属サービスは貸付利子一擬制的預金利子をもって計算し民間消費支出へ産出する。

「6300 保険」

- a. 生命保険の生産額は営業経費総額（帰属賃貸料を含む）とする。
- b. 損害保険は保険料収入（国内企業間の再保険料収入を除く）一保険金をもって生産額とする。ただし、保険料は次の定義による。保険料一（解約払戻金十その他の払戻金十満期払戻金）。

「6401 不動産業」

a. 日本標準産業分類593建売業、土地売買業、594不動産代理業、仲介業、599その他の不動産業からなる。ただし、建売業の建設活動は建設部門に含まれる。したがって、不動産業の生産額は仲介手数料マージンとなる。

「6402 住宅賃貸料」

- a. 住宅の粗賃料（社宅、官公舎、不動産業の經營する住宅などのほか、個人所有住宅の帰属分も含む）。

「7110 国有鉄道」

- a. 国有鉄道のみとする。ただし発着とともに特定電車区間にかかるものは「7120軌道・道路旅客輸送」に含まれる。
- b. 地方鉄道は「7120軌道・道路旅客輸送」に含まれる。

「7140 その他の道路輸送」

- a. 通運業を含む。
- b. 道路輸送施設提供業を含む。

「7150 外洋輸送」

- a. 自家輸送を含む。

「7160 沿海・内水面輸送」

- a. 自家輸送を含む。
- b. 港湾輸送を含む。
- c. 港湾整備、燈台を含む。
- d. サルベージ業を含む。

「7170 航空」

- a. 航空用施設提供を含む。

「7190 その他の輸送」

- a. 旅行あつ旋業のみ。

「7200 倉庫業」

- a. 営業倉庫のみ。農業倉庫を含む。
- b. 製氷を行なう冷蔵倉庫の保管サービスを含む。

「8100 公務」

- a. 公務員、政府常勤職員、非常勤職員の給料、賃金、帰属賃貸料、減価償却費、固定資産税および家計外消費支出を生産額とする。

「8210 教育」

- a. 生産額は個人企業については営業収入額とし、国公立学校については、帰属賃貸料を含む経費合計とする。

- b. 国立、公立、私立の大学、高等学校、中学校、幼稚園および各種学校（認可を受けていない学校を除く）ならびに学校付属の研究施設、図書館を含む。

「8220 医 療」

- a. 国立、公立および私立の病院、診療所（歯科診療所を含む）、保健所、助産婦、看護婦業、療術業および歯科技工所を含む。
- b. 獣医は「0120農業サービス」に含まれる。
- c. 生産額は個人企業について営業収入額、その他については経費総額（帰属賃貸料を含む）とする。ただし、飲食物の投入額は生産額に含めない。この分は飲食店と同じ扱いとする。

「8290 その他の公共サービス」

- a. 非営利団体である調査研究、宗教団体、社会福祉事業団体、経済団体、労働団体、学術文化団体が事業所ベースで含まれる。
- b. 生産額は経費総額（帰属賃貸料を含む）とする。
- c. 産出の配分は経済団体、対事業所用研究所以外は一括民間消費支出とする。

「8300 対事業所サービス」

- a. 広告業、ニュース供給業、法務、専門サービス業、ジャーナリスト、文筆業、デザイナー、産業コンサルタントを含む。
- b. 運輸に付帯するサービスは「7190その他の輸送」に含まれる。農業協同組合等は含まない。
- c. 修理サービスを除く。
- d. 広告業の生産額には新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、運輸業等の広告料収入を含む。これらは各部門からトランクスファーされる。
- e. 事務用機械の賃貸業を含む。

「8400 娯楽サービス」

- a. 映画、日本標準産業分類中分類87娯楽業、および放送が含まれる。
- b. 競輪、競馬、自動車・モーターボートレースを含む。
- c. 娯楽生産額は

(i) 映画は入場料+入場税+映画フィルムの輸出からなり、部門内取引は除く。

(ii) パチンコ等射幸的娯楽業の生産額は売上高から景品を除いたものである。

(iii) (i)～(ii)以外の娯楽業は売上高（入場料

+入場税）とする。

- d. レコードの製造を含む。ただし、レコード用プラスチック盤の製造は「3990楽器宝石・その他」に含まれる。
- e. 民間放送の広告収入は産出で一括「8300対事業所サービス」へトランクスファーする。
- f. 待合、貸席業、ダンスホール等における飲食物、たばこの購入は直接民間消費支出あるいは家計外消費支出が購入する扱いとし、この部門の生産額から控除する。

「8501 飲 食 店」

- a. 縦欄で飲食物、たばこを投入せず、これらは直接民間消費支出あるいは家計外消費支出部門が投入する扱いとする。

- b. 業として行なうもののみとする。

「8509 その他の対個人サービス」

- a. 衣服修理を含む。
- b. 旅館、下宿等の飲食物、たばこについては、飲食店と同じ取扱いをする。

第5節 副産物および屑

副産物および屑の取扱いについては、前述のようにR・ストーンの提唱する「マイナスの投入」方式を採用している。この方法は、発生する副産物および屑をその部門の縦欄と、当該副産物、屑ないし類似品を主業として生産する部門の横欄との交点に計上するもので、次の表に示す通りである。

生産者価格評価表における副産物・屑の取扱い

	硫 安	コークス	ガス	その他の	家計	生産額
硫 安			-2	12		10
コークス			-15	45	10	40
ガス		-30		93	20	83
その他の	8	50	80		12	150
付加価値1)	2	20	20	0		42
生産額2)	10	40	83	150	42	325

注 1) 副産物・屑の販売収入を含む。

2) 副産物・屑の販売収入を除く。したがって専業者メーカーの主生産物のみに限定される。

この表においてコークス製造部門から30の副産物が発生し、ガス製造部門から2の硫安と15のコークスが同じ副産物

として発生すると考えている。また付加価値には副産物・屑収入が含まれているが生産額から除外されており、したがって縦欄の生産額は主製品の生産のみを表わしている。この結果投入係数の計算に際しては、このマイナスで控除される部分は負の投入係数として算出され、したがって一単位の生産から特定割合の副産物が比例的に発生し、当該副産物を主業として生産する部門の生産活動を減少させるものと仮定する結果となる。ただし、その他の製造部門の縦欄における硫安、コークスならびにガスの消費額は主製品、副産物の区別なく一括して計上されているから、これらの部門の横欄の合計額は副産物の部分を控除した差引合計、すなわち、主製品の部分だけとなり、縦欄の合計額と一致する。

以上は生産者価格評価表での取扱いであるが、購入者価格評価表では、投入額を現実の購入額（ただし、中間需要については消費額）に限定する必要から、次頁の表に示すような取扱いが行なわれる。

購入者価格評価表における副産物・屑の取扱い

	硫安	コークス	ガス	その他	家計	需要額	生産額	副産物・屑の供給額	供給額
硫 安				12		12	10	2	12
コ ー ク ス				45	10	55	40	15	55
ガ 斯				93	20	113	83	30	113
そ の 他	8	50	80		12	150	150		150
付 加 価 値	2	20	20	0		42	42		42
控除：副産物 屑の販売収入		-30	-17			-47			
生 产 额	10	40	83	150	42	325	325	47	372

この表は、前の表と異って「マイナスの投入」を中間取扱いの各欄目に対して行なっておらず、生産額の概念はまえと変わらないから、副産物と屑の販売収入を控除するための横欄を新しく設ける必要がある。さらにまた、この表は前述の通り、需給バランス型をとっているから、需要合計と供給合計とのバランスをとるために、縦欄の方にも商品別の副産物・屑の供給額を示す欄が供給の側に新設されている。換言すれば、この表の中間需要、たとえば「その他」部門の硫安消費額には、前の表と同様、硫安専業の製造業者の硫安とガス部門の副産物としてのそれとが混みで計上されているから、横欄の合計額は、専業者の生産額とは一致せず、供給額として規定されている。

以上は、いずれも生産過程で経常的に発生する副産物や屑

の問題であるが、企業の資本勘定から発生する屑、すなわち使用済みの機械や車輛のスクラップ化や建設物の解体屑、さらには家計から発生する古びんや古紙等の屑については次の表に掲げる方法で処理する。この場合、生産者価格と購入者価格と区別なく一率に屑の売却を家計・政府ないし資本形成の縦欄と当該商品の横欄との交点に「マイナスの投入」として計上する。たとえば、この表では、中古衣服10を屑として家計が売却するものと仮定している。この家計で発生した繊維屑は繊維原料25と共に織物部門において35だけ消費され

生産過程以外で発生する屑の取扱い

	繊維原料 および屑	織 物	衣 服	家 計	生産額
繊維原料および屑		35		-10	25
織 物			65		65
衣 服				90	90
付 加 価 値	25	30	25		80
生 产 额	25	65	90	80	260

る。また、家計の消費合計は、この繊維屑の部分だけ控除され、差引80の消費があったものとみなされる。この取扱いは、前述の通り、生産者価格評価表であると購入者価格評価表であると問わないが、ただ前者の場合には、商業マージンと運賃とが切離され、商業部門と運賃部門とに対してもこの分離された部分が計上されるのに対して、後者の場合には、すべて一括したまま当該商品部門にマイナスの投入がなされる。

なお、副産物や屑には属さないが、中古品の取扱いについても類似の方法がとられることは3で説明したとおりである。

副産物と屑の範囲は、次に示すように、とくに指定された重要品目に限定し、その他の副産物や屑は、主生産物と混みで一括したまま取扱う。すなわち、この種の微細な副産物および屑の販売収入は主生産物の生産額に含め、一括して他部門に配分せしめる。副業製品は、前述の通り、生産活動単位の原則からまず分離せしめ、これを当該製品を主業とする生産部門に結合させるから、副産物・屑とは区別して考えるべきである。なぜならば後者は主生産物と比例して増減するが、前者にはこのような技術結合関係はないからである。

副産物および屑にかんする主要な指定品目は次の通り。

A 副 産 物

発 生 部 門	品 目	マイナスの投入をうける部門
動 植 物 油 脂	大 豆 油 柏	豆 安 石 料 学 料
人 網・合 成 織 維	回 収 硫 安 鉱	硫 鐵 鉱
硫 酸	硫 酸 燃 鉱	化 学 肥
無 機 藥 品	硅 酸 石 灰	學 基 礎 化
石 炭 製 品	粗 ベ ン ゾ ー ル	機 基 礎 化
"	ガ 生 硫 安	ガ 化 学 肥
鐵 鋼	副 硅 酸 石 灰	" "
"	硅 ト 一 マ ス 燐	" "
非 鐵 金 屬	高 硅 石 酸 灰	肥 学 肥 料
"	硅 硫 酸 銅	化 学 製 品
ガ ス	コ 一 ク 一	そ の 他 の 化 学 製 品
"	タ 粗 ベ ン ゾ ー ル	石 炭 製
"	副 生 硫 安	"
		有 機 基 礎 化 学 肥 料

B 脂

主 た る 発 生 部 門	品 目	マイナスの投入をうける部門
P	麻 袋	その他の織維製既製品
P C I	ゴム屑 古タイヤ	工芸作物(織維用を除く)
P C M	織維屑(羊毛屑を除く)	織維用工芸作物
P C	羊毛屑	織維用薈
P C I	木屑	薪炭製
P C I	古材	伐木屑
P C I M	古銅古鉛	非鐵金属
P C	レシガ、ガラス屑 古びん	業原料
P C I M	紙屑	パル
	鉄屑	鉄入

注 P……企業の経常勘定

C……民間消費支出

I……企業の資本勘定

M……輸入

第3章 部門別推計方法

昭和35年産業連関表は第1章の「作業の担当」の項で触れたように、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省、建設省、労働省および行政管理庁の7省庁の共同作業として作成されたものであり、各省庁においては本報告書作成に先立って夫々の分担部門について作成作業に関する中間報告を作成している。各省庁における中間報告書の記述の体裁については行政管理庁が中心となり、できるだけ統一された方式でまとめるよう考慮したが、分担部門の性格上全面的に統一した記述様式を貫くことには困難な面が少くなかった。このため本章のうち内生部門の記述は、産業分類乃至部門分類の順序を避け、各省庁別、分担部門別の記述方式をとることとした。このため利用上の便宜を考慮し、各省庁別毎に色紙を挿入し、分担部門を一覧することとした。

第1節 農林省担当部門

- I 作業の概要
- II 農業部門（農業サービスを除く）
- III 林業および製材・合板・チップ、林道・治山部門
- IV 水産業および水産食品（罐詰を除く）、魚油・魚粕部門
- V 食品工業（水産食品を除く）部門およびわら加工品、い製品

I 作業の概要

1 省庁内作業体制

農林省は、昭和38年度はじめに、昭和35年産業連関表のうち、農林省分担部門の表を作成するために次のような方針で作業に入ることを幹部会、庶務課長会議で決定した。

（方針）：過般行なわれた昭和30年表の作成は統計調査部調整課が分担し、部分的に関係部局の協力を得て行なわれたが、今回はその経験を十分生かしつつ、大臣官房調査課が中心となり、全省的協力体制のもとに行なうものとする。

（作業体制）：各省間の連絡調整、最終表の編成に関する直接的責任などは、大臣官房調査課がこれに当るが、関係各部局の協力組織として下記のような作業分科会を省内に設ける。

昭和35年産業連関表作成のための分科会設置について

- (1) 昭和35年産業連関表作成に関して関係部局の協力をうるために、産業連関作業分科会を設ける。
- (2) 作業分科会は、農業、林業、水産業、食品工業、および農業投入分科会の5分科会とする。
- (3) 各分科会で取上げる事項は次のとおりである。
 - i 部門分類における部門とその範囲、ならびに採用品目の決定。
 - ii 採用すべき統計資料の吟味と検討。
 - iii 補完調査の実施ならびに取りまとめについて。
 - iv 各部門別投入額、産出額の推計ならびに検討。
 - v 関係部門との調整その他。
- (4) 各分科会の分担範囲ならびに構成は次のとおりとする。
 - i 農業分科会。
範 囲：耕種、畜産、養蚕、農産加工、精穀製粉、牛乳、乳製品、食肉加工、茶、コーヒー、煙草。

構成員：下に掲げた各課の専任者各1名をもって構成する。（以下同じ）

農政局（発足当時は振興局）……特産課、農産課、園芸課、農政課（発足当時は総務課）

畜産局……調査官室、牛乳製品課（発足当時は経済課）

蚕糸局……糸政課

統計調査部……作物統計課、農林統計課

食糧庁……企画課、食品課

ii 林業分科会

範 囲：林業、製材、合板、林道、治山

構成員：

林野庁……調査課、林産課、業務課、計画課、造林保護課

統計調査部……農林統計課

iii 水産業分科会

範 囲：漁業、水産食品、水産貯蔵品

構成員：

水産庁……企画課（発足当時は調査資料課）

統計調査部……水産統計課

iv 食品工業分科会

範 囲：食品工業（ただし農業、水産業の各分科会に属するものを除く）

構成員：

食糧庁……食品課、油脂課、輸入計画課、企画課

畜産局……食肉鶏卵課（発足当時は経済課）

水産庁……水産課

v 農業投入分科会

範 囲：農業部門の投入、農業土木

構成員：

農地局……経済課、設計課、総務課（発足当時は企画調整課）

農林経済局……総務課（発足当時は農政課）、国際経済課、肥料課、農業保健課

農政局（発足当時は振興局）……植物防疫課

統計調査部……経済調査課

(5) 各分科会の運営ならびにそれに必要な事項の処理は大臣官房調査課が行なう。

(6) 各分科会は必要に応じて隨時開催する。

2 農林省分担部門品目分類について

前に述べられたように昭和35年統一産業連関表が部門分類の設定基準を国際連合の「国際標準産業分類」に準拠することとし、また、最終供給と最終需要部門の諸概念を国民経済計算の概念にあわせることとしたため、農林省分担部門の各部門の取扱いはさきに発表した昭和30年表とはかなり異なったものとなった。次にその主な点を列記する。

(1) 農業

i 昭和30年表の纖維作物部門を織物原料作物と敷物原料作物に分割した。その際へちまと、こりやなぎはその他工芸作物へ移した。

ii 35年表では畜産業を乳牛、鶏、纖維用家畜その他の家畜・家禽の4つに部門分割し、纖維用家畜にはめん羊とアンゴラ兎が、その他の家畜、家禽（纖維用を除く）には豚、馬、牛、山羊、みつ蜂、兎（アンゴラを除く）が含まれられた。

iii 昭和30年表で畜産部門に含めた役畜は35年表では固定資本と見做し、役畜使用産業に帰属させた。したがって、役畜の飼育管理費は、役畜使用産業の投人とし、また役畜から生まれる使役や厩肥は産出額とは見做さない。役畜は使用年令に達したときをもって、固定資本形成と見做す。ただし種畜、乳牛は2歳以上、綿羊、羊毛は1歳以上に達したものを固定資本形成と見做す。固定資本として取扱った家畜の成長増は資本形成として計上する。その場合減価償却は零と見做す。

iv 昭和30年表では未成熟とうもろこし、未成熟豆類は雑穀豆類とみなして取扱ったが、35年表では野菜に編入した。

v 昭和35年表は全輸入品について競争扱いとすることになったので、それに伴って生ゴムをその他の工芸作物部門から、輸入棉花、輸入羊毛をそれぞれ織物原料作物、纖維用家畜部門から産出することとした。また屑および主要副産物の取扱いを昭和35年表では negative in put 方式をとることとしたので、それに伴って、ゴム屑、纖維屑はそれぞれ生ゴム、および纖維原料部門から、大豆粕は大豆から産出されることとなった。

vii 昭和30年表では対事業サービスの中に含めた農業サービス活動を35年表では特掲し、農業部門の末に掲げることとした。その内容は、農協指導関係、愛知用水（一般管理費）、獣医、植木屋などである。

(2) 林業

i 昭和30年表では推計されなかった狩猟業を35年表ではとりあげた。その範囲は、狩猟業免許者による鳥類、獸類捕獲高のうち、食用、毛皮用として販売または自家利用されるもので、飼養用鳥獸類および密猟は含めない。ただし、他部門の投入や貿易統計などによって明らかに産出されたと認められるものであればこれを含める。

ii 育林は育苗および造林を含むこととした。

iii 昭和30年表では林野副産物は全部付加価値だけしか推計しなかったが、35年表では物資や用役の投入を考慮に入れた。その範囲は、竹材、胡桃実、栗、椿実、油桐実、竹皮、杉桧皮、あべまき皮、しゅろ皮、こうぞ、みつまた皮（黒皮）、松茸、なめこ、たけのこ、わさび、乾しいたけ、生漆、松脂、松根油、はぜ実、桐材の21品目とし、かしわ皮、ぜんまい、五倍子は35年表ではとりあげなかった。また、はぜ実は昭和30年表では畠地で生産されるものと林地で生産されるものと区別して取扱ったが、35年表では両者を特殊林産物部門で一括取扱うこととした。

なお、桐材は30年表では素材部門で取扱ったが、35年表では特殊林産物の部門に含め伐木部門を通さないで配分されることとなった。特殊林産物のうちマイナス投入の取扱いをしたのは栗、たけのこ、こうぞ、みつまたの諸品目である。

iv 昭和35年表では防腐木材は防腐加工品として取扱われることととなった。

v 35年表では製材合板部門とならんでチップ部門をとりあげることとした。

vi 製材合板チップ部門から発生する木屑はマイナス投入品目として取扱った。

vii 治山ならびに林道、貯木場の災害復旧部門については公共事業部門で取扱い、昭和30年表で農業土木に含めていた林道は35年表ではその他建設部門で取扱った。

(3) 水産業

i 昭和35年表では水産業を沿岸漁業、遠洋沖合漁業、浅海養殖業、内水面漁業、内水面養殖業に部門分類した。

つまり昭和30年表での一般海面部門と外洋漁業部門とを合わせたものを沿岸漁業と遠洋沖合漁業とにくくりりおした。

ii 遠洋沖合漁業の範囲は船上における加工を含むものとし、また捕鯨業についても船上における製造加工を含む

こととした。

iii 昭和30年では魚油、魚粕と水産貯蔵品とを水産加工部門として水産業の範囲にとりこんだが、35年表では魚油、魚粕は化学部門で、水産貯蔵品は食品工業部門で取扱った。

(4) 食品工業部門

昭和35年表における食品工業部門の範囲は、昭和30年表にくらべて大幅に改変された。次に取扱い上特に注意すべき点について列記しよう。

i 昭和30年表ではそれぞれ農業、水産業にとりこんでいた農産加工品（ただし、食料品となるもののみ）と水産貯蔵品を35年表では食品工業部門に含めた。

ii 昭和30年表では、植物を原料とする油脂（食用、非食用を含む）については原油から精製油までを一貫して食料品工業部門の植物油脂部門で取扱ったが、昭和35年表ではこれを原油段階と製油、精製油段階とに区分し、後者のうち直接食用にむけられるものおよび同油脂加工品（マーガリン、シートトニング等）だけを食品工業部門とし、原油段階の植物油は化学部門で取扱った。

iii 屠殺部門より産出される獸脂は、食用に供されるもの（ラード原料）のみを食品工業部門で取扱い、その他非食用は屠殺部門から化学部門へ引渡しそこから次の加工部門へ渡すこととした。ただし、実際の作業では、国産獸脂の産出が推計困難なため、輸入牛脂その他輸入非食用獸脂だけを化学部門でとり扱うこととした。

iv 昭和35年表では水産びんかん詰、農産びんかん詰、畜産びんがん詰をそれぞれ独立して取扱い、びんかん詰一本の部門は設けなかった。

v 昭和30年表では取扱わなかった配合飼料を35年表では食品工業の範囲に含めてとり上げた。その配合飼料の範囲は、配合、混合飼料とし粗飼料および単体飼料は含まない。

vi 塩の取扱いについては昭和30年表では国内生産の塩全部と輸入岩塩のうちの一部食卓塩とを食品工業部門で取扱ったが、35年表では国産塩、輸入塩とも、白塩、精塩以降の段階の塩を食用塩とみなして食品工業部門で取扱い、それ以前の段階の塩は原塩として飲業部門の範囲とした。

vii 植物油脂部門から発生する大豆粕と、グルタミン酸ソーダ部門から発生する小麦でんぶんは、それぞれ大豆部

門、でん紛部門の競合副産物とみなし、マイナス投入扱いをすることとした。

viii 屠殺部門は昭和30年表と同様屠場における屠殺だけを取扱うこととした。したがって、家きん、家兎の屠殺は含まない。なお、頭足骨はその他製造業部門へ産出することとした。

ix 味噌、しょう油には農家の自給用を含む。

x 酒類へ投入される米は玄米とし、酒部門の生産活動に酒米の精製活動を含むこととした。

xi 昭和30年表では果汁をジュースの中間生産物とみなし、清涼飲料部門で一括取扱ったが、35年表では両者をわけてジュースは清涼飲料部門で果汁は農産加工食品として取扱った。

xii 荒茶は、30年表では農業部門に設けられた農産加工部門の範囲としたが、35年表では緑茶、紅茶の中間生産物とみなして食品工業部門の範囲に含めた。

xiii 昭和30年表ではその一部をその他食品とみなした漬物、干野菜、干果実、冷凍果実、農産佃煮などを昭和35年表では一括して野菜果実加工品として取扱った。

II 農業

〔耕種部門〕

1 総生産額の推計方法

各品目別の数量×平均単価をもって総生産額を推計した。生産数量は、農林省統計表に掲げられた数量によつたが、これに欠けているものについては、「食糧管理年報」その他の農林省内各部局の業務資料などによつた。生産物の生産者段階の単価は、農家経済調査物財統計に示されている販売額の総和平均の値をとつた。ただし、米については政府完渡し、自家消費または自由販売の別に従つてそれぞれの平均単価を適用することにした。

2 投入推計

(1) 作業手順

最初に農産物生産費調査を基礎とした積上げ方式（反当たり投入量×全国栽培面積）によって部門別の投入物量を推計した。生産費調査の実施されていないものについては、その属する部門の平均値によつた。次に、主要な投入物資（化学肥料、農薬、石油、農用電力など）について省内担当課のマクロデータによって検討を加えた上で、適当な購入者単価を乗じて投入金額を求めた。この場合の単価は

主として物財統計調査と農産物生産費調査によつた。

(2) 資料、特別調査等

投入推計に用いた資料は、米生産費調査、麦生産費調査、重要農産物生産費調査、農家経済調査、物財統計調査、農村物価賃金調査、農業および農家の社会勘定（いづれも農林省調査）などである。特別調査は行なわなかつた。

(3) 推計方法

i 主要資材、間接費

耕種各部門とともに(1)に述べた作業手順によつているが、これに若干の補足を行なうと次のようである。

工芸作物は8部門から成るが、まず全部門を一括した投入推計を行ない、工芸作物全体の投入金額を求めてから、これを各部門のC.T.の大きさによって8部門に分割した。

その他の作物（部門符号01129）についてはほとんど参考資料がないので、その他の作物のうちの飼料作物についてはとうもろこしの生産費を、切花・球根についてはトマトとホップの生産費（平均）を適用して推計を行なつた。農業サービスの投入は投入面から直接にとらせることがむずかしいので、産出面でおさえた農業サービスの総産出額を投入総額とみなしこれを各部門に分割する方法をとつた。

畜役の取扱いは30年表の場合と大幅にかわり、畜産部門から産出するのをやめて、畜役の投入を行なうそれぞれの部門で役牛・役馬を直接飼育するという方式をとることになった。したがつて、耕種各部門で畜役投入に見合う飼育諸経費を計上することになるが、この作業は最終段階において、畜産部門の投入を耕種部門へふりかえることによって行なわれた。中間段階では畜役と役畜副産物投入に相当する額を分類不明として投入しバランスをとつた。

ii 勤労所得——農産物の生産費調査の雇用労働時間（年雇および臨時雇）に当該作物の全国栽培面積を乗じて部門別の総投入労働時間を求め、この雇用労働時間を人口に換算（1日8時間）した上、これに農業臨時雇労賃を乗じて農業支払労賃を推計した。一方、農家経済調査の全国平均1戸当たり農業年雇労賃および臨時雇労賃を基礎にして全国推計を行ない、両者を種々検討した結果、勤労所得の総額としては農家経済調査からの推計を採用し部門別の分割は生産費調査からの推計を基礎にして行な

った。なお、家族の自家労賃部分は業主所得として営業余剰のうちに含めた。

営業余剰——営業余剰のうちで、自家労賃にあたるもののは一応推計が可能であるが、その他の業主所得や地代に関しては直接推計が困難である。そこで、生産費調査などを参考にして粗付加価値額の概算を行ない、これから別途推計した勤労所得、資本減耗引当・間接税を控除し、補助金を加えて部門別の営業余剰を求めた。さらにこのようにして求めた営業余剰の総額を既存のマクロ推計値でチェックして最終的な営業余剰を決定した。

資本減耗引当——生産費調査を基礎にして部門別に積上げ推計を行ない、農家経済調査の結果から計算された「農業および農家の社会勘定」(昭和25年)などの資料を参考にして、これに修正を加えた。

間接税——農家経済調査の租税公課、諸負担のうち間接税にあたるもの国民経済計算の概念に合わせて採用し、これを農区別階層別に引きのばして全国推計を行なった。この推計値の部門別の分割は各部門のC.T.の割合によって行なった。

補助金——「補助金、負担金、交付金、補給金および委託費に関する調」(大蔵省)から補助金に該当するものをとり出し、これを関係する部門に配分した。補助金の概念範囲は現行国民経済計算に一致させた。

iii 運賃・商業マージン

運賃・商業マージンは原則として「運賃・商業マージン率表」(35年統一産業連関表作成資料—行政管理庁)によった。

iv 調整作業経過および問題点

調整過程で新しくつけ加えられた費目としては、ゴム製履物、帰属利子、損害保険などがある。

産出側の生産者価格データと投入側の購入者価格データとが非常に大きく食い違ったり、生産者価格と購入者価格の関係が逆であったりして、価格データに問題が多かった。又、ある種の品目について、農家の購入即農業の投入とみなされることが多く、その点の調整に手間取った。

3 産出推計

(1) 作業手順

米、麦、大豆、なたね等単品として主要な品目については、まず数量による産出表を作成し、その他についても原則として品目別に、数量または金額によってそれぞれの産

出表を作り部門ごとにまとめる方法をとった。一般的にいえば産出のうち耕種部門の種子用および畜産部門の飼料用の産出を控除した後食品工業部門の原料用産出を決定し、その残りからその他の産業部門への産出をとり、さらに輸出等を計上し、最後に家計および家計外消費向けの産出と在庫とを考慮し、品目によっては分類不明部門への産出を計上した。

(2) 資料、特別調査等

産出推計の資料としては、食糧管理年報および食糧庁業務用諸資料、運輸省の運賃ならびに倉庫料に関する資料、通産省の商業マージンに関する資料、輸出入関係については大蔵省貿易年表および特需に関する通産省資料等を使用し、特別調査を行なわなかった。

(3) 推計方法

耕種農業に属するそれぞれの部門の産出の推計はおおむね上記のとおりであるが、なお、部門ごとに特記すべき点について述べれば以下のとおりである。

- i 米：清酒、その他アルコール飲用部門への産出は30年表と同様にこの部門から玄米のまま産出されることとした。
- ii 稲わら：小売商業(精米小売)から空俵をマイナス投入した。
- iii 大豆(輸入)：植物原油部門から大豆粕をマイナス投入した。
- iv 柑きつ、りんご、その他の果樹：成園の面積増加分を資本形成に産出した。
- v 嗜好料作物：はたばこおよびココア豆については在庫増を計上した。

vi 生ゴム：ゴム製品部門その他原料投入部門の推計によった。自動車修理および家計消費部門から屑ゴムをマイナス投入した。

vii 編花：纖維工業の諸部門の投入推計によった。

viii その他の織物原料作物：紡紗その他繊維工業諸部門の投入推計によった。

家計消費部門等から屑纖維をマイナス投入した。

【畜産部門】

畜産業の推計の手順として、まず畜産関係の全体についての推計を行ない、調整作業を終った後に家畜のうち役畜として耕種部門等の使用に係る資本部分を算定して、それに相当する生産投入、産出を該当の部門に移すこととした。具体的

には役畜を含む部門は「その他の家畜家禽部門」であるので、この部門の畜役および副産物と総生産額に対する畜役および副産物合計の比によってその投入総額から畜役および副産物に対する投入分を分離して、これを耕種等の部門に移す操作をした。以上のべたことは最終段階での操作であるので、以下にはそれ以前の推計方法について述べる。

1 生産額の推計

- (1) 数量 農林省統計表に記載のあるものはそれにより、記載のないものは畜産局資料による。ただし、耕種農業等の投入したきゅう肥ならびに畜役については投入部門（耕種部門）の推計値をそのまま採用する。
- (2) 価格 農家経済調査物財統計、農村物価調査等によることのできるものはそれにより、そうでないものについては畜産局資料による。

2 投入の推計

畜産部門を養鶏・乳牛・その他の家畜家禽に分け、それについて投入の推計を行ない、その他の家畜家禽はさらにそのうちから繊維用家畜を分けた。

(1) 推計方法

昭和30年の投入係数を用いてまず投入の概算を行ない、家禽の減価償却額は「農業の社会勘定」の推計値をとり、飼料に関しては「濃厚飼料統計」を参考し、またそれぞれの品目の産出部門における畜産業向けの産出推定量と、照合調整し支払賃金は労働省推計の数字をとり農業サービス、間接税、補助金、災害保険、帰属利子等については経済企画庁の整理した資料に基づいて計上した。なお、ゴム製覆物、石油製品、下水道負担など調整作業の際、産出部門からの要請によって追加したものが若干あるが、その額は全体としても小さい。投入の推計は耕種農業の場合と同様で購入者金額によって行なわれ、部門間調整の際に購入者金額と平行して生産者金額による表を作成した。この両者から投入にともなう中間経費の総額が求められるわけである。中間経費の内訳は関係の産出部門における個々の産出について商業、運輸等の数字が決定された後に計算されるのであるが、これは原則上初めに求められている中間経費総額と一致すべきものであるとの考え方従って調整を行なった。

(2) 問題点

畜産の投入推計資料は、乳牛生産費調査を除けば、一般に全体を推算する上で不備な点が多い。付加価値率のごと

きは推定の根拠が弱いのでそれを用いて付加価値額を推計できない。結局取扱上は必要経費を差引いた残額で示されることになり、それが果して適正であるか、今後検討を要するところであろう。また、それぞれの部門のうちに含まれるべき付帯的業務たとえば孵卵とか種付とかの投入を本来織り込むべきはずのところ資料の関係から今回もとり込めなかった。

3 産出の推計

産出推計は畜産部門の立場からは火櫃の推定に止まり、詳しい産出表の作成は投入側からの資料をもとにして行なった。ただし、生畜の配分は行先が明確であるので自主的に決定した。

(1) 推計方法

生畜の生産数量ならびに金額の推算の際にすでにそれぞれの産出先が決められているといってよい。すなわち(a)屠殺部門に向けられるもの、(b)資本形成に向けられるもの（これは牛については2歳以上、馬については3歳以上の頭数増加分）(c)在庫に向けられるもの（前記の年令に達しない幼畜の頭数増加分、および飼養中の生畜の肥大成長量、ただし、豚については成畜の頭数増加分もこれに含める）(d)輸出に向けられるもの（貿易統計による）などは生産額に計上と同時に産出先も決定された。役畜ならびに副産物についても同様の関係で、それらは耕種部門等に産出される。あとは家畜の生産物で、そのうち生乳は牛乳製品調査結果によって農家保有分と酪農業への産出に分け、農家保有分のうち乳牛部門の子牛飼料用の投入推定量を差引いた残りは農家の飲用と考え、これはそのままの数字で飲用牛乳の産出に加えて家計へ産出するように扱った。鶏卵はパン菓子、調味料および水産食品などの加工原料用の投入数字を計上し、残りは輸出（貿易統計）と家計ならびに家計外消費に向けられるものとした。羊毛および兎毛の産出は輸入羊毛とともに羊紡その他のせんい工業部門の投入ならびに貿易統計によって配分した。鶏卵、兎肉、はちみつ等の産出も中間需要（それぞれの投入による）以外は家計および家計外消費に向けた。毛紡部門から出るくず羊毛は羊毛部門の産出にネガインして扱った。以上はすべて生産者金額での扱いであって、食品工業諸部門への産出に関しては投入側の購入者金額に応じた生産者金額を計算して扱った。その後運輸省資料によって運賃および倉庫料を、また、通産省資料の商業マージン率を流通部

分（生産者の自家家計消費を除く）に適用して中間経費を推算し、購入者金額を求めた。なお、鶏卵等については小売物価調査を参照して購入者価格を決め、商業マージンを調査した。

(2) 問題点

中間経費推算の基礎資料である運輸資料については品目分類が産業連関表の部門品目分類と異なっている点が多く、また大まかである上、輸送機関別にも区分の異なる点があって適正な利用を期しがたいこと。また商業マージンについてもこれと同様の点があって必ずしもこれにより難しいものもあること。家計消費の支払単価を十分参考できなかったこと。以上の諸点から購入者金額は精度がやや劣ると考えられる。

4 国産輸入の分割方法

羊毛の産出の大部分は輸入羊毛によって占められ、国産は僅少で毛紡部分に産出される羊毛の一部にすぎない。

5 物量表の推計方法

鶏卵の物量表は統一単価で扱った。羊毛は輸入品についても内容等級によって価格に差があり、国産はそれ自身の価格をもっているので、産出先ごとに数量と価額がまちまちである。したがって、おおむね投入部門の推計値（数量・金額）を採用した。

6 資料、推計方法上の問題点など

問題点は投入、産出の項にそれぞれ述べたが、畜産業関係については総体を推定する基礎的資料の整備が特に必要である。しかし、前回昭和30年表の推計の場合に比し多くの資料について改善されてきているとはいはれよう。運輸関係や商業関係はことに前回よりかなり内容が明らかになってきている。

〔養蚕部門〕

1 生産額の推計

- (1) 資料 農林省統計表、繭生産費調査結果、蚕糸局資料。
- (2) 数量 繭の生産数量は農林省統計表による。その他は蚕糸局資料による。
- (3) 価格 価格はすべて蚕糸局推算による年間総平均価格による。

2 投入の推計

- (1) 資料 繭生産費調査結果、蚕糸局資料。
- (2) 推計方法 繭生産費調査結果による調査農家総平均の上

繭1kg当たり生産費を数量ならびに金額に上繭生産総数量を乗じて算出し、桑園育成費負担分は桑園育成費の内訳によって分解し（桑苗購入代金は自給扱いとして業主所得に加えた）、また蚕種購入金額は種繭代金と蚕種製造とに分け後者は農業サービスの購入として表示した。稚蚕共同飼育費も同様に分解して扱った。

(3) 調整作業経過および問題点

養蚕のうち採桑関係の投入については耕種農業諸部門とともに産出側との調整を行ない、また全般的に産出側と照合して生産者金額表示による投入表を整えた。支払労賃額は労働省資料に基づいて決定し、災害保険、帰属利子、間接税、補助金などは経企庁の資料によって追加した。商業部門および運輸部門からの投入は以上の購入者金額による投入総額と生産者金額による投入総額との差額としてとらえた

3 産出の推計

(1) 資料 蚕糸局資料

- (2) 推計方法 繭の産出については自部門への種繭のほかは製糸部門の投入数量ならびに金額がほとんど全部を占める。在庫の変化も蚕糸局資料により確実な数字が得られるので、差額は分類不明への産出とした。産出にともなう中間経費は、すべて需要側が直接引取るものとみなして、倉庫料（運輸省資料による）以外は計上しなかった。

4 物量表の推計

投入側の推計による数量によった。

5 資料、推計方法上の問題点

養蚕、製糸関係の資料は完備しているので、昭和30年表とともに、ほとんど問題とはすることはない。

III 林業および製材、合板、チップ、林道、治山部門

1 生産額の推計

(1) 生産数量の推計

i 作業手順

原則として農林省統計調査部（以下「統調」という）の公表数値を用いたが、これによれない場合は林野庁業務統計を用いた。育林部門は国有林、民有林別、薪炭製造部門および伐木部門は国営、民営別に推計した。

さらに、育林部門は造林、育苗別、用材、薪炭材別、薪炭製造部門は木炭、薪別、伐木部門は樹種別、狩猟部門は種類別、製材部門は製品、副産物別に推計した。な

お、一部部門で歴年換算の困難なものは年度数量のままとした。

ii 資料および推計方法

(i) 育林部門：この部門のC.T.は立木伐採量および山行苗木生産量であるが、国有林伐は国有林野事業統計（以下「国統」という）によった。一方、伐木部門生産量から逆算（林野庁：全国森林計画資料による）した総量より国有林を差引いて民有林数量とした。山行苗木生産量は、統調数値によった。

(ii) 特殊林産部門：原則として林野庁林産課資料によったが、まつたけ、たけのこ、こうぞみつまた、杉桧皮、わさび等は統調資料によった。

(iii) 薪炭製造部門：木炭は統調資料により、薪は林業統計要覧（林野庁林産課資料）による総量から統調資料による国営分を差引いて民営分とした。

(iv) 伐木部門：統調資料によるほか、林野庁林産課資料による素材チップを加算した。

(v) 狩猟部門：林野庁造林保護課資料によった。

(vi) 製材：統調資料によった。

(vii) 合板：統調資料および通関統計によった。

(viii) チップ：通産省統計調査部資料および全国木材チップ連合会資料によった。

(ix) 林道：数量価格とも国営は国統により、民営は林野庁林道課資料によった。

(x) 治山：数量、価格とも国統により、民営は林野庁治山課資料によった。
なお、以上のほか輸入については貿易年表によった。

(2) 価格の算出方法および資料

生産額は原則として生産数量×生産者単価によって算出した。

i 育林部門：国有林材は国統による用材薪炭材別の立木処分、製品生産、内部振替別単価の加重平均を用いた。民有林材は用材は日本不動産研究所資料による主要樹種別の山元立木価格から立木総生産額を算出し、これから国有林用材生産額を差引いて算定した。薪炭材は薪炭製造部門の木炭、薪割の面各をもととする市場逆算出法により算定した。苗木生産額については国営は国統により民営は林野庁造林保護課資料によった。

ii 特殊林産物部門：原則として県報告の生産者庭先渡価格の平均をとり、まつたけ、たけのこは特殊林産物市況

月況（林野庁）による六大都市中央卸売市場価格からの逆算価格である。

iii 薪炭製造部門：国営は国統の販売単価（仕掛品は生産原価）により、民営は薪炭市況月報（林野庁）により、木炭は北海道外6地方別および全国の山元価格を加重平均をとり、薪は販売薪については長野県丸子町の発駅レール渡価格の堅、雜の平均価格、自給薪については販売薪価格から逆算によった。

iv 伐木部門：国営は国統および林野庁業務課資料により樹種別製品処分売扱分の販売単価（仕掛品は生産原価）によった。民営は木材市況月報（林野庁）による産地工場着および発駅価格によった。すなわち、全国8ブロックから各2標準市場を選定し、樹種ごとの年平均価格を算定した。

v 狩猟部門：林野庁造林保護課資料によった。

vi 製材部門：木材市況月報により全国7ブロックの加重平均価格を算定した。また副産物価格は林野庁林産課資料によった。

vii 合板部門：日本合板工業組合資料および通関統計によった。

viii チップ部門：紙パルプ連合会資料によった。

2 投入の推計

(1) 作業手順

育林、特殊林産物、薪炭製造および伐木の各部門については国営、民営別に推計し、国営は、国統によりマクロ的に財貨および用役の投入額（以下「物的経費」という）と付加価値（営業余利を除く）を推計し、C.T.とこの合計との差額を営業余利とした。民営についても、1960年林業セソサスおよび特別調査等の結果により、これと同じ手順によった。また、物的経費の細分推計については特別調査によった。狩猟、製材、合板、チップ、林道および治山の各部門についてはそれぞれ特別調査または林野庁主管課資料による投入比率により算定した。

(2) 資料および特別調査等

i 育林部門：国有林については国統によるほか、物的経費の細分推計のため標準的投入構造をもつ10管林署を選び、その生産実行簿により投入比率を算出した。民有林については1960年林業セソサス、「林業労働者賃金調査報告」（労働省）国税庁資料、自治庁資料、林野庁森林保険課資料および林野庁一般会計決算資料等によるほ

か、昭和35年度造林補助金を受けた約1,000の森林所有者等に対するアンケート調査を行なって、投入構成を得た。また、苗木生産については林野庁造林保護課の山林用苗木生産費調査結果によった。

- ii 特殊林産部門：林野庁林産課資料によった。
 - iii 薪炭製造部門：国営については育林部門と同じ。民営については林野庁林産課による木炭および薪の生産費調査結果および林野庁一般会計決算資料によった。
 - iv 伐木部門：国営については育林部門と同じ。民営については全国の約1,000の素材生産業者に対するアンケート調査を行なって投入構成を推計した。
 - v 狩猟部門：林野庁造林保護課資料のほか、大日本猟友会および日本原毛協会による投入調査結果によった。
 - vi 製材部門：統調の製材工場経営調査結果および林野庁林産課による製材工場投入調査結果によった。
 - vii 合板部門：日本合板工業組合による合板工場投入調査結果によった。
 - viii チップ部門：林野庁林産課によるチップ工場の投入調査結果によった。
 - ix 林道部門および治山部門：国有林は林野庁業務課資料により、民有林は林野庁林道課資料によって一般、施設災害別に推計した。
- なお、以上のほか、利用した資料に運輸統計、商業統計等がある。

(3) 推計方法

i 主原材料、間接費

推計方法は上述のとおりであるが、特殊林産物部門、薪炭製造部門、伐木部門、製材部門および合板部門についての原木投入は、育林部門または部門相互間で、それぞれの産出との関連で、マクロ的に推計できるので、原木代以外、つまり（物的経費—原木代）をその投入比率によって部門番号ごとに配分した。すなわち、伐木、薪炭製造、および特殊林産物部門の原木代は育林部門C.T.のうちから用材、薪炭材別にそれぞれ伐木部門（国営、民営別）および特殊林産物部門と、薪炭製造部門（国営、民営別）に配分推計した。また、製材、合板およびチップ部門の原木代は統調の「推定素材生産量と木材需給動態」（以下「統調需給資料」という）による伐木および製材部門の産出推計と関連して推計した。原木についての運賃は、運輸統計（運輸省）による素材の運賃収入から、伐木部門のC.T.

に含まれる支払運賃を差引いた額を伐木の用途別数量比率によって配分した。商業マージンは商業統計（通産省）および昭和30年産業連関表作成資料等によった。

- ii 勤労所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税、補助金（i）育林部門：国有林については国統により国営事業に関する各費目（営業余剰を除く）の総額を把握し、それを各事業（育林、素材生産、薪炭生産、副産物、生産、林道、治山等）に配分した。

ただし、資本減耗引当については、産業連関の概念に合せて、国有林野事業特別会計の規定以外のものを特別調査結果から推計して加算した。

次に、国有林C.T.より以上の計と物的経費を差引き残額を営業余剰とした。民有林については、勤労所得は前述資料により新植1町当たり、人工林1町当たり、山行苗千本当たり、の額を推計し、これに各総量を乗じ、さらに林業センサス結果より得た雇用率を乗じて算定した。間接税および補助金も各資料により把握し、資本減耗引当はアンケート調査結果による現有償却資本の取得価格を所定の耐用年数で除して算出した。ただし、建物、林道施設については昭和30年産業連関作成資料をもとに推計した。以上の計から補助金を差引いた金額をC.T.より差引いて営業余剰とした。

- （ii）薪炭製造部門：国営は育林部門と同じ。民営はC.T.から（原木代+勤労所得+補助金）を差引いた残額を前記「薪炭生産費調査」による投入比率で配分した。勤労所得は生産費調査による労賃総額から林業センサス結果による自家労賃額を除いて算出した。

- （iii）伐木部門：国営は育林部門と同じ。民営の勤労所得は前記資料により素材m³当たりの額を推計し、これに総量を乗じ、さらに自家労賃（林業センサスをもとに推計）を差引いて算定した。資本減耗引当、営業余剰、および間接税は育林部門と同じ。

- （iv）特殊林産物部門：狩猟部門、製材部門、合板部門、チップ部門、林道部門、治山部門、前記各資料により推計した。製材、合板、チップ部門ではC.T.より別途マクロ推計した。原木代を差引いた残額を各資料の比率によって配分した。

iii 運賃、商業マージン

林業関係部門の内部取引（原木代については既述）については運輸統計、商業統計、昭和30年産業連関表作成資

料、林野庁林産課資料などにより推計し、それ以外については行政管理庁資料によった。なお、生産完了を発駅ホーム渡とする伐木部門、薪炭製造部門および特殊林産部門の一部については、それぞれのC.T.の中に山元→発駅の支払運賃を含んでいる（林業生産活動の一部として各費目に分配して含む）。

iv 副産物、屑の取扱い状況

製材部門は製品の他に木屑と薪を産出しこれらの合計が投入と対応することとなるが、木屑はチップ部門へ産出し、薪は薪部門からマイナス投入した。建設部門よりの古材は伐木、薪および製材部門から産出することとして固定資本形成部門が、それぞれの部門からマイナス投入した。

(4) 調整作業経過および問題点

投入推計において購入者ベースから中間経費を差引いて生産者ベースとする方法が採用されたが、中間経費率の精度如何が生産者金額ベースによる推計精度による重大な影響を及ぼすので、この種の推計方法の検討が必要である。調整作業の過程で第一次推計を大きく変動した部分はなかった。

3 產出推計

(1) 資料および推計方法

i 育林部門：主として林業関係部門の原木および苗木としての産出であるが、これら部門の投入構成と関連して推計した。最終需要はない。

ii 特殊林産物部門：貿易年表および昭和30年産業連関表作成資料によった。

iii 薪炭製造部門：林野庁林産課資料および家計調査（総理府統計局）によった。在庫増は国営の仕掛品である。

iv 伐木部門：統調需給資料による。数量に木材市況月報および投入側資料より算定した産出先別単価を乗じて算定した。輸入材は貿易年表によった。なお、在庫増は国営の仕掛品のほか、各配分先における原料在庫増をこの部門の在庫増とした。

v 狩猟部門：生産物の種類に応じ毛皮部門、飲食店および家計等へ配分した。輸入品については、貿易年表の品目別の用途に応じて関係部門へ配分した。

vi 製材部門：統調の需給資料によって産出先別数量を決め、各単価は産出先別の代表樹種規格を定め、木材市況月報によるそれぞれの単価の比率により総額を按分推計した。ただし、在庫増については資料不備のため考慮し

なかつた。

vii 合板部門：統調の需給資料および林野庁林産課資料（普通合板製造業実態調査報告その他）により配分した。

viii チップ部門：統調の需給資料により配分した。他部門調整の結果の残量を在庫増とした。

ix 林道部門、治山部門：すべて資本形成へ産出した。

なお、輸出関係についてはすべて貿易年表により家計外消費は資料不足のため、投入側数値によつた。

(2) 中間経費の推計

生産者価格から購入者価格を算定するための部門ごとの運賃は運輸統計による種類別品目別運賃収入を各部門に配分して、部門ごとの運賃総額を算出し、さらに昭和30年産業連関表作成資料等を勘案して、産出先部門ごとに配分した。商業マージン（卸売・小売）については商業統計によるマージン率、昭和30年産業連関表作成資料、家計調査（総理府統計局）、林産物市況月報等により次の諸点を考慮して推計した。（a）購入者価格の判明しているものは、それと生産者価格との差額による。（b）昭和30年実績の部門別マージン率の相対比率を勘案する。（c）木材市場の取扱手数料を勘案する。

(3) 調整作業経過および問題点

産出推計は投入推計に比し、投入側からの要求にウエイトをおいて推計した。

林業関係部門は、原則として産出先別数量をもとに産出額を算出して調整に臨んだが、若干の部門については調整の結果、産出先別の数量比が大きく変動した。

4 輸入、国産の分割方法について

伐木部門は輸入伐木を部門特掲しているが、統調の需給資料により貿易年表の品目ごとに推計配分した。特殊林産物部門、および狩猟部門についても品目ごとの用途がわかるのでこれを部門配分した。その他の部門については、輸入品は微量であるが、前記各資料により適宜これを配分した。

5 物量表の推計（単価と数量）方法

林業関係部門のうち物量部門は伐木（国産）、伐木（輸入）木炭、製材および合板の各部門であるが、伐木部門および製材部門は前述のように原則として統調の需給資料による産出先別数量に推計単価を乗じたわけであるが、この数量をもとに算定した金額が他部門との調整の結果大きく変動した場合は推計単価によって逆算し修正した。木炭部門、合板部門に

については概ね平均単価によって数量を逆算したが、若干の産出先については、昭和30年産業連関表作成資料をもとに平均単価との相対比率を算定して、その数量を逆算して推計した。輸出入分についてはすべて貿易年表によった。

6 資料、推計方法上の問題点

林業関係部門は農林省分担部門の中では他産業部門との交流が多く、産業連関分析がより有効と思われるが、遺憾ながら推計基礎資料が充分でなく、その多くを特別調査による引伸し推計によらねばならなかった。しかもこれをマクロ的にチェックする資料としては、林業センサスと若干の統調資料および林野庁業務資料を利用できたにすぎない。また、生産物の流通関係、特に、商業マージンに関する資料は極めて乏しい。したがって、今後その緒についた林家経済調査をはじめ、権威ある時系列的調査の整備が推計精度向上の要諦である。

IV 水産業および水産食品（缶詰を除く）、魚油、魚粕

1 生産額の推計

(1) 沿岸漁業および遠洋沖合漁業

i 生産数量：一般海面漁業の漁獲量を、昭和35年漁業養殖業漁獲統計表（以下「漁獲統計表」という）を用いて沿岸漁業と沖合漁業の漁獲量とに分割、次に沖合漁業と外洋漁業の漁獲量とを合せて遠洋沖合漁業の漁獲量とした。

ii 価格

(i) 沿岸漁業と沖合漁業の魚種別価格は、漁獲統計表所載の生産地市場価格×0.95

注：生産地市場の販売手数料は約5%であるので、これを除去。

(ii) 外洋漁業の製品別価格は、大手漁業会社数社の有価証券報告書、またはききとりによる。

(2) 浅海養殖業、捕鯨業、内水面漁業、および内水面養殖業

i 生産数量：漁獲統計表による。

ii 価格

(i) 真珠：漁獲統計表所載の価格を全国真珠養殖漁業協同組合連合会伊勢支部に対するききとりにより修正。

(ii) 捕鯨（製品）：大手漁業会社数社の有価証券報告書による。

(iii) 上記以外は漁獲統計表による。

(3) 水産食品および水産貯蔵品

i 生産数量：漁獲統計表による。

ii 価格

(i) 節類：かつを、なまり、ぶり、けずり節は六大市場統計から求めた加重平均価格×0.94。他は日本かつを節協会に対するききとり。

注：六大市場の販売手数料は6%である。

(ii) ねり製品：ソーセージは六大市場から求めた加重平均価格×0.94。他は前記と同様にして求めたねり製品（ソーセージを除くねり製品一本の35年価格）と36年の東京市場品目別ねり製品価格とにより、35年品目別価格を推計。

(iii) つくだに：日本佃煮工業協同組合資料による。

(iv) 寒天：工業統計調査結果による。

(v) その他の水産食品：六大市場統計から求めた加重平均価格×0.94

(vi) 煮干、塩干、煮干および塩蔵品：同上

(vii) 冷凍魚介類：同上

(4) 魚油、魚粕

i 生産数量：漁獲統計表による。ただし、魚粕、あう粕は日本水産油脂協会の推計により、魚粉原料向の数量を求め、この分を生産量から除いた。

ii 価格：日本水産油脂協会推計資料による。

2 投入の推計

(1) 沿岸漁業

i 昭和35年漁業経済調査報告（以下「魚経調」という）階層別自営漁業収入および支出額から当該部門に該当しない（主として養殖業）収入および経費を除去して、階層別一戸当たりの費目別投入金額および同構成比を作成。

ii i の結果に経営体数（昭和35年漁業動態調査による）を乗じて階層別投入金額を求めた。なお、この際、漁経調の階層に含まれていない一部階層分については昭和35年漁業粗生産試算結果により補正した。

iii 次に、上記階層別投入表の費目を、昭和36年度漁業用資材価格試行調査結果ならびに昭和31年漁業経済調査結果により細分化し、これを統合して投入表を作成した。

(2) 遠洋沖合漁業

i この部門の生産は、大企業（資本金5,000万円以上、

以下同じ)と中小企業(魚経調の10トン以上階層の漁船漁業を営む企業体、以下同じ)とによって行なわれているが、大企業と中小企業では生産様式が異なり、それとともにない投入原単位の内容にも大きな差異があることが考えられる。そこで、まずこの部門の生産額を、沿岸漁業臨時調査結果(33年11月、水産統計課資料)、捕鯨業生産額等を用いて大企業分と中小企業分に分離した。

ii 大企業分は、大手数会社の有価証券報告書および昭和36年大企業調査(水産統計課)結果より、捕鯨部門分を除去した投入費目別比率を求めて、これを大企業分の生産額に乘じ、中小企業分については35年漁経調、35年漁業動態調査および31年漁経調等より投入額を算出し、両者を加えて、この部門の投入額とした。

(3) 浅海養殖業

この部門を、真珠、のり、かきの3部門に分けて投入額を求めた。

真珠については「三重県における真珠養殖業の概況」(三重県農林水産部)により、のりおよびかきについては35年漁経調の養殖収入・支出を主資料とし、漁業用資材価格試行調査結果、31年漁経調および広島事例調査結果等を併用して推計した。

(4) 捕鯨業

昭和36年大企業調査結果から、捕鯨部門売上高に対応する費目別売上原価を求め、売上高を100とする費目別原価構成比を算出し、これに捕鯨業の生産額を乗じて、投入表を作成した。

(5) 内水面漁業

この部門を河川と湖沼に区分して投入を推計した。

湖沼は、秋田、茨城、長野および滋賀4県の湖沼漁業の生産金額を求め、これらの合計を、この部門の投入総額とし、この値に、35年漁経調における無動力階層の投入構成比を乗じて湖沼部門の投入表とした。なお、無動力階層の投入には油代が含まれていないので、30年産業連関作成資料を用いて補正した。

河川については、内水面漁業のC.T.から上記4県の湖沼漁業の生産額を差引いた分を投入総額とし、これに30年産業連関作成資料における河川漁業の投入構成を一定として、これに物価および賃金の伸び率を乗じて算出した35年の構成比を乗じて算出した。

(6) 内水面養殖業

① まず、30年産業連関作成資料の投入構成比にC.T.を乗じて費目別投入額を算出する。

② ①による費目別投入金額のうち、わら、人件費、亜炭米糖、油類およびガソリンの金額を価格の修正率を乗じて修正する。

③ ②による修正値と餌料費を除く他費目の金額との合計を求め、その合計値を100とした各費目の構成費を求める。

④ C.T.から餌料費(別途推計)を差引いた額を④に乘じ、これらの各投入額と餌料費を合せて投入表を作成。

(7) 水産食品

i 節類

(i) 工業統計表により、C.T.の77%(A)を原材料使用額等とし、のこり23%(B)をその他の投入とした。

(ii) 30年産業連関作成資料より(A)および(B)の構成比を求め、それぞれの構成比を上記、原材料使用額およびその他の投入額の各々に乘じた結果を投合してこの部門の投入表とした。

ii ねり製品

(i) かまぼこ、揚げかまぼこの投入は、全国水産練製品協会資料によって推計。

(ii) 焼竹輪: i) の揚げかまぼこの投入から食用油だけ除いて費目構成比を求め、これにC.T.を乗じて投入表を作成。

(iii) その他のねり製品: 全国水産練製品協会資料により投入費目構成比を求め、これにC.T.を乗じて投入表を作成。

(iv) フィッシュソーセージ: 工業統計表、某社の標準型ソーセージの原料配合内訳および費目別包装資材費、有価証券報告書等を用いて算出。

(v) (i)～(iv)の投入表を統合して、ねり製品の投入表とした。

iii つくだに

日本佃煮工業協同組合資料より作成。

iv 寒天

日本寒天輸出水産業組合資料の工業寒天と天然寒天の投入を統合して、投入表を作成。

v その他の水産食品

工業統計表および30年産業連関作成資料を用いて作成。

以上(1)～(6)の結果をさらに統合して水産食品の投入表を作成した。

(8) 水産貯蔵品

i 乾製品（素干、塩干、煮干、くん製および塩蔵）

工業統計表および30年産業連関表作成資料を用いて作成。

ii 冷凍

製品数量に換算率を乗じて求めた原料魚介投入数量に加重して求めた主産地の生産地市場価格を乗じて算出した原料魚介の投入額と、某社の凍結1トン当たり費目別原価に製品生産数量を乗じて算出した原料以外の投入金額を統合して投入表を作成。

(9) 魚油・魚粕

日本水産油脂協会資料により投入構成比を求め、これにC.T.を乗じて作成。

3 産出の推計

(1) 資料

産出表作成にあたっては、次の資料を用いている。

i 水産加工業投入検討資料……加工品生産者在庫率の推計。

ii 中小商業基本調査報告書……卸・小売マージン率および流通在庫率の推計。

(2) 推計方法

産出の推計にあたっては、在庫部門への産出（在庫増）推計を除いて、一般的に他部門の投入推計によって得られた投入金額をそのまま採用し、その投入金額（購入者価格表示の産出金額）から商業マージン・運賃および倉庫料金を除いた額を生産者価格表示の産出金額としている。したがって、ここでは前記の中間諸経費の推計方法と在庫部門への産出推計についてのべることにする。

i 商業マージン・運賃および倉庫料金の推計

(i) 生鮮冷凍魚介類、水産加工品（魚油・魚粕を除く。）

a. 投入側（産出先）が農林省担当部門の場合には、生鮮品で5%，養殖のりで1.6%，加工品で6%を卸マージンとし運賃および倉庫料金は零としている。

注：5%は生産地市場手数料、1.6%は組合（東京）における販売手数料、6%は中央卸売市場の販売手数料。

b. 運賃および倉庫料金は、運輸省の提示額を、建設部門と外生部門にその産出金額比により分配している。

c. 投入側が、建設部門と外生部門の場合には、中小商業基本調査報告書から求めた卸粗利益率および小売粗利益率を用いて、卸粗利益額および小売粗利益額を推計している。そして、前記2により分配された運賃および倉庫料金は卸経費の一部とし、その額を卸粗利益額から差引いた残りを卸マージン額とし、小売粗利益額は、そのまま小売マージン額として採用している。

(ii) 魚油

a. 運賃：産出数量×トン当たり運賃（807円…運輸省資料より。運賃総額／運輸総量）…A

b. 倉庫料：運輸省提示額と産出金額比で分配…(B)

c. 卸マージン…

$$\frac{\text{産出金額 (生産者価格表示)}}{0.98}$$

注：0.02は卸マージン率（日本水産油脂協会推計）

(iii) 魚粕

a. 運賃：産出数量×トン当たり運賃（1,183円…運輸省資料より。運賃総額／運輸総量）…(A)

b. 倉庫料：運輸省提示額を産出金額比で分配…(B)

c. 卸マージン：産出金額（購入者価格表示）－〔A + B + 産出金額（生産者価格表示）〕

ii 在庫（増）推計

在庫（増）の推計は、家計への産出調整（当初は当方推計）→企画庁推計。これを企画庁推計に合わせたと平行して、最終的に行なったものである。したがって、家計消費と無関係の魚油・魚粕部門については、この推計を行なっていない。

(i) 生産者在庫（増）の推計

水産加工業投入検討資料により求められる品目別府県別在庫率を、加重して品目別在庫率を求める、これを水産加工品各品目の生産金額に乘じて生産者在庫（増）金額を求めた。

なお、漁業および養殖業部門の産出については、生産物はすべて卸の手にわたるものとして、生産者在庫（増）の推計を行なっていない。

(ii) 流通在庫（増）の推計

a. 漁業および養殖業部門の在庫

卸の在庫：総供給金額×0.0177
小売の在庫：家計向産出金額×0.0027
0.9973

注：a、総供給金額は生産金額と輸入の合計である。なお、このうちに、魚油（肝油を含む）、フィッシュミール、ソリブルおよび白ちょう貝（遠洋沖合漁業）、真珠（浅海養殖業）、鯨油・肝油およびその他の捕鯨製品（捕鯨業）、観賞魚（内水面養殖業）は含まれていない。

b、卸、小売の在庫率は、中小商業基本調査報告書と通産省提示の在庫金額資料により求めた。

b 水産食品および水産貯蔵品の在庫
卸の在庫：家計向産出金額×0.0109
0.9891

小売の在庫：家計向産出金額×0.0114
0.9886

ただし、冷凍品の在庫率は生鮮品と同じとみて、次の算式により推計。

卸の在庫：家計向産出金額×0.0177
0.9823

小売の在庫：家計向産出金額×0.0027
0.9973

注：卸・小売の在庫率は、中小商業基本調査報告書と通産省提示の在庫金額資料により求めた。

V 食品工業（水産食品を除く）部門およびわら加工品、い製品

推計上、調整上の食品工業部門の一般的な問題点は、①生産数量、生産者単価等の調査に不完全なものが多く、C.T.の精度において他の農林水産部門のそれより劣るとみられること。②投入額が購入者ベースで推計されたため、運賃、商業マージン等の中間経費の推計如何によって生産者価格表示の精度が決定されることになったこと。③最終需要部門、とくに家計および家計外消費への配分において企画庁推計との間に大きな差が生じたことなどである。

【屠殺部門】

1 生産額の推計

枝肉の生産額は農林省統計表の数量に畜産局推計の価格を用いて生産額を推計し、原皮の生産額および副産物の生産額はいずれも畜産局推計によった。

2 投入の推計

屠殺部門はほとんど公営によるものであって設備費は公費で賄われているのが実情であるから利潤はなしとした。屠場

の経費は30年表に準じて（うち労働所得は労働省資料による）計上し、産出総額から屠場経費を除いた残りを生畜の投入とした。そのうち生畜の生産者金額を差引いた残りが、生産にかかった中間経費と考え、うち運賃は運輸省推計によった。商業マージンは各種段階をふくみ複雑で推計困難なため、結局上記の差額がこれに当るものとした。

3 産出の推計

枝肉、原皮、副産物にわけて、いずれも投入部門の推計を採用し、残りは、輸出、特需などを除き家計および家計外消費とした。

4 問題点

生畜の中間経費についてはほとんど扱るべき資料がない。屠場経費については特別調査を考慮したが実行できなかった。それゆえこの部門の投入は30年表の場合と同様で改善されなかった。

【畜産びん、罐詰】

1 生産額の推計

(1) 牛肉罐詰、とり肉罐詰、ソーセージ罐詰、豚肉罐詰、コンビーフ罐詰、その他肉罐詰の6品目ごとに日本罐詰協会が推計した生産数量、および生産金額を種々検討した結果を統合して畜産罐詰の生産額とした。

(2) びん詰についても罐詰と同様日本罐詰協会が推計した生産数量、生産金額を種々検討してびん詰の生産額とした。前記の罐詰、およびびん詰の生産額を統合して畜産びん・罐詰の生産額として採用した。

2 投入の推計

(1) 推計方法は35年度産業連関表作成のための基礎資料として農林省が日本罐詰協会に依頼した特別調査結果を基に推計した。この場合に調査結果は罐詰の場合主原料で6品目に分けて投入調査が行なわれていたのでこれを統合し、畜産罐詰としての投入表とした。つぎにびん詰は一品目として投入推計がなされていたのでこれに前記の罐詰の統合表を各費目ごとに統合して、畜産びん罐詰の投入表とした。

(2) 調整作業については別に問題点はなかった。

3 産出の推計

前記の生産額に輸入品を加えて産出対象額としたが、この部門の産出先は分類不明以外は、家計外、家計消費および輸出、在庫純増といった部門で貿易関係は貿易年表を採用し、その他は企画庁の資料をもとに産出し運賃、マージン率を考慮して購入者金額より生産者金額に戻した。

〔肉加工品部門〕

1 生産額の推計

数量、価格ともに畜産局資料によった。

2 投入の推計

日本食肉加工協会の資料にもとづいて推計した。ただし、帰属利子、新聞等はそれらの部門の産出配分によった。

3 産出の推計

食用油加工品部門その他への産出はそれら部門の投入推計により、副産物の骨はその他の製造業部門に産出した。家計消費、家計外消費、在庫、および分類不明の数字は調整作業中にそれぞれの資料を参照して決定した。産出にともなう中間経費は運輸省および通産省の資料によった。

〔酪農品部門〕

1 生産額の推計

数量、価格とも畜産局資料による。

2 投入の推計

全国飲用牛乳協会および日本乳製品協会の資料にもとづいて推計した。ただし新聞、帰属利子等はそれらの部門の産出配分によった。

3 産出の推計

乳製品は自部門で二次製品（アイスクリーム、ミックスパウダーなど）の製造に投入されるものとパン菓子部門の原料用とを除けば、他はほとんど最終需要向けであるが、家計消費および家計外消費等との調整上一部を在庫と分類不明へ産出したことにする。

〔農産びん、罐詰〕

1 生産額の推計

- (1) たけのこ罐詰、アスパラガス罐詰……など14品目ごとに日本罐詰協会が推計した生産量、生産金額を種々検討し、これらを一本に統合して農産罐詰の生産額とした。
- (2) いちごジャムびん詰、あんずジャムびん詰……など8品目ごとに日本罐詰協会が推計した生産量、生産金額を種々検討し、これらを統合することによってびん詰の生産額とした。

前記、罐詰、およびびん詰の生産金額を統合して農産びん、罐詰の生産額とした。

2 投入の推計

- (1) 罐詰の投入は35年度産業連関表作成のため農林省が日本罐詰協会に依頼した特別調査を種々検討し、これを採用した。この場合に同調査結果は、14品目に分けて行なわれた

ため、これを各費目ごとに統合して罐詰の投入表を作成した。

- (2) びん詰の場合も罐詰と同様な方法を行ない、最後にびん詰一本の投入表を作成し、これに罐詰の投入表を各費目ごとに統合してびん、罐詰の投入表を作成した。

3 産出の推計

農産びん罐詰、パン・菓子部門への産出は、これらの投入調査結果（購入者金額）をもとに運賃、マージンを考慮し、産出を行ない、それ以外の部門への産出は、各省との調整によって値（購入者金額）を決定した。この場合も運賃、マージン率を考慮して生産者金額に戻した。

〔果汁部門〕

1 生産額の推計

食糧庁資料によった。柑きつ果汁原液についての数字である。

2 投入の推計

農業協同組合課の資料による。

3 産出の推計

全量を清涼飲料部門に産出するものとした。

〔その他の野菜、果実加工部門〕

1 生産額の推計

漬物、農産佃煮、干果実、干野菜、冷凍果実その他について推計した。漬物は全国漬物協会、農産佃煮は日本佃煮工業会、冷凍果実は日本冷蔵会社。その他に含まれている果実ジャムおよびトマトケチャップについては日本罐詰工業会の資料により、干果実および干野菜については農村副業実態調査結果を参考として推定した。

2 投入の推計

上記業界団体の資料によった。干果実および干野菜については推定によった。

3 産出の推計

食品工業の若干の部門への産出はそれぞれの部門の投入推計により、その他は最終消費へ向けられたものとし、その内訳は家計消費、家計外消費などとの調整をもって決定した。その結果、在庫および分類不明に数字を計上した。

〔水産びん、罐詰〕

1 生産額の推計

ここでいう水産罐詰とは陸上において水産物を主原料として製造された罐詰（母船上で製造されたものは含まない）をいい推計の方法は次の通りである。

(1) 主原料にもとづいて、かに罐詰、さけ罐詰……など15品名に分けて日本罐詰協会が推計した生産量、生産金額を種々検討した結果を採用しこれを統合して水産罐詰全体の生産額とした。

(2) びん詰はその主原料によってのりびん詰、魚介びん詰の二つに区分して日本罐詰協会が推計した生産量、生産金額を種々検討した結果を統合してびん詰の生産額とした。したがってこのびん詰の生産額に前記罐詰の生産額を加えることによって水産びん・罐詰の生産額となるわけである。

2 投入の推計

(1) 投入の推計は農林省が日本罐詰協会に依頼した特別調査の結果を検討して採用した。

(2) びん詰も罐詰と同様な方法を採用し、びん詰の投入表を作成し、これに罐詰の投入表を各費目ごとに統合して水産びん・罐詰一本の投入表を作成した。

3 産出の推計

この部門の産出は貿易関係は貿易年表により、その他については企画庁との調整によって最後数値を決定した。

〔精穀部門〕

1 生産額の推計

国内の精穀業は内地米の精米、精麦、麦ぬかを生産するものとし、また外国の精穀業の生産物である外米（精米）およびコーヒー豆がこの部門で扱われる。生産農家の自家用精穀ももちろん含まれる。

各品目の生産数量および価格は食糧庁の推計によった。外米等輸入品は外国貿易統計年表の数字をとった。

2 投入の推計

投入は食糧庁の資料を基礎として推計した。精米歩留(1)は91.5%，精麦歩留りは大麦56.5%，裸麦66.8%，輸入大麦57.5%となっている。生産農家の自家用精穀の場合も精穀の投入は同様であるとした。

精穀部門の玄米購入者金額（農家自家用を除く）すなわち玄米の政府売渡金額は玄米の生産者金額に食糧管理経費（運賃、倉庫料を含む）が加算され、補助金が減額されたものであるとした。したがって、精穀部門が実際に玄米を受けとるまでに要するその他の経費（卸商業）は精穀部門から製品が産出される段階の中間経費に組み入れて扱うこととした。原料の玄米麥以外についても購入者金額による投入額を生産者金額による数字におきかえてその差を商業および運輸部門からの投入とした。

3 産出の推計

産出は国産精米、輸入の精米、その他の精穀に区分して推計した。そのうち精米（国産、輸入）と精麦については食糧庁の推計を大枠とした。原料用産出はそれぞれの部門の投入推計と調整して決定した。米ぬか、麦ぬかは飼料用、油脂原料用およびその他の原料用以外は家計ならびに家計外消費に渡されるものとした。なお、精穀部門ではあき俵の発生はなく、それらは小売商業段階で発生することになる。コーヒー豆は全量茶コーヒー部門に産出した。

〔製粉〕

1 生産額の推計

小麦粉（副産物の麦皮を含む）、その他の粉いずれも食糧庁輸入計画課の推計した生産量、生産金額を採用した。

2 投入表の推計

この推計は小麦粉、大豆粉、そば粉の三品目について食糧庁輸入計画課が推計した。各々のトン当たり投入比を採用し、これにそれぞれの生産金額（小麦粉は麦皮を含む）を乗じて小麦粉、大豆粉、そば粉の投入表を作成し、これらを各費目ごとに統合して製粉一本の投入表を作成した。

3 投入表の調整

投入表の調整については分類が過大に投入されていたので業主所得を新たに推計し、営業余剰との関係で多少の修正をした。

4 産出の推計

この部門は投入表では一部門であるが小麦粉（製品のみ）、その他の粉（小麦粉の副産物の麦皮を含む）の二つに分けて産出を行なった。すなわち、①小麦粉の産出では内生部門へ産出されるものは、それらの各投入側の資料（購入者金額）によって産出した。この場合に運賃・マージン率を考慮して生産者金額に戻した。家計、家計外消費などの最終需要および在庫純増については産出の調整の際企画庁の数値をもとに、貿易関係は貿易年表によって産出した。②その他の粉についても内生部門、外生部門への産出は小麦粉の産出方法と同様な方法を採用した。

5 物量表の推計

物量表についてはめん類部門へ産出される分、および輸出、特殊輸出についてはそれぞれめん類の投入結果、大蔵省貿易年表が決定していたためこれを採用し、これ以外の部門へ産出された分については産出表の生産者金額を生産者単価で除して数量を求めた。

[パン・菓子]

1 生産額の推計

パンの生産数量、生産金額は食糧庁食品課の資料である。菓子については全国菓子協会で推計した（食糧庁もこの推計結果を採用している）資料を種々検討して採用した。

2 投入の推計

- (1) パンの投入の推計は食糧庁食品課資料（製品1トン当たり投入）による。
- (2) 菓子の投入の推計は、35年度産業連関表作成の基礎資料として農林省が全国菓子協会に依頼した特別調査結果を食糧庁と種々検討して採用した。

3 産出の推計

- (1) パンの産出については貿易関係は大蔵省貿易年表の数値を採用し、その他の家計消費、家計外消費などの最終需要については企画庁が推計した数値（購入者金額）を基に産出した。
- (2) 菓子の産出のうち、内生部門のパン菓子部門へ産出される分についてはこの部門での投入結果（購入者金額）に基づいて産出し、他の部門への産出はパンの産出と同様な方法を採用した。

[めん類]

1 生産額の推計

生めん、乾めん、マカロニー（スペゲティーを含む）のいずれも食糧庁食品課の推計した生産量、生産金額をC.T.として採用した。

2 投入の推計

- (1) 生めん、乾めんについてはいずれも食糧庁食品課の資料（製品トン当たり費目別投入比）を用いた。
- (2) マカロニーの投入の推計は次の方法をとった。

まず、生めん、乾めんの費目別の投入表を各費目ごとに統合して一本の投入表を作成し、これを食品課とともに種々検討した結果、生めん、乾めんの投入では食用塩が投入されるが、マカロニーの場合にはそれが投入されない。また、生めん、乾めんの場合には、そば粉も投入されるが、マカロニーは投入されないので、これらを除いた。一方、小麦粉の投入については生めん、乾めんより上質のものを投入すると見て手直しをした。次にその結果から各費目ごとの投入比を算出し、これにマカロニーのC.T.を乗じることによってマカロニーの費目別投入表を推計した。

3 投入表の調整

投入表の調整時の問題点としては投入表における分類不明が多く出たため、付加価値との関連において調整を行なった。

4 産出の推計

この部門での産出は貿易関係は貿易年表を採用し、その他については企画庁の資料をもとに産出した。

[でん粉]

1 生産額の推計

甘藷でん粉、馬鈴薯でん粉、小麦でん粉（いずれも副産物を含む）のC.T.は食糧庁食品課資料による。

2 投入の推計

投入の推計は、甘藷でん粉については全国澱粉協同組合連合会へ依頼した特別調査の結果を食品課とともに種々検討して採用し、トン当たり費目別投入比を算出してこれに甘藷でん粉（粕を含む）のC.T.を乗じて甘藷でん粉の費目別投入表を作成した。馬鈴薯でん粉については、食糧庁食品課資料のトン当たり費目別投入表を採用し、甘藷でん粉と同様な方法で生産金額に見合う費目別投入表を作成した。

次に小麦でん粉の投入は次の方法をとった。すなわち、甘藷でん粉、馬鈴薯でん粉の投入表を費目別に統合し、費目別の投入比を算出した。このうち主原料である甘藷、馬鈴薯の代りに小麦でん粉の主原料である小麦の投入を小麦でん粉の歩留率60%を採用して推計し、これに小麦のトン当たり単価23,774円を乗じて4,358,559千円を算出した。甘藷でん粉の主原料以外の費目別投入を100%としたものにこれに小麦でん粉（粕を含む）の総生産金額から原料小麦代を差引いた金額を乗じて原料以外の費目別投入金額を求め、これに原料費小麦の投入金額を加えることによって小麦でん粉の総投入表を作成した。

3 産出の推計

この部門の産出推計は甘、馬鈴薯でん粉（製品のみ）とその他のでん粉（小麦でん粉、でん粉粕、それ以外のでん粉）の二つに分けて行なった。

- (1) 甘、馬鈴薯でん粉の産出については内生部門への産出は各部門の投入の結果に基づいて産出を行ない、貿易関係は貿易年表を家計、家計外消費などについて企画庁の資料をもとにして産出した。
- (2) その他のでん粉の産出についても甘、馬鈴薯でん粉と同様な方法によって産出を行なった。なお、この場合の産出対象額のうちには、この部門での生産量+輸入とそれ以外

に調味料（グルタミン酸ソーダの副産物）部門の副産物である小麦でん粉がマイナス投入されている。

4 産出の推計

産出について調整上の問題点は、在庫関係、および家計、家計外であったが、特に、在庫純増と家計消費については出所の差による食い違いが大きかった。

5 物量表の推計

物量表については内生部門へ産出されている分については大体甘藷でん粉、馬鈴薯でん粉の区別がつくので、その部門別に甘藷でん粉、あるいは馬鈴薯でん粉の生産者単価によって産出表による各部門の生産者金額を除して数量を算出した。輸出については貿易年表で数量を決定し、この数量によって対象金額を除して単価を求めた。その他家計、家計外、在庫、分類不明については数量のバランスを考えながら多少単価の修正を施した。

〔水飴、ぶどう糖〕

1 生産額の推計

この部門の生産量、生産金額は食糧庁食品課の資料による。

2 投入の推計

水あめ、粉あめ、普通ぶどう糖については全国澱粉糖協同組合に依頼した特別投入調査結果（製品トン当たり）を食品課と種々検討して採用し、トン当たりの各費目別投入比を求め、これらの各品目ごとの投入比にそれぞれの生産金額を乗じて投入表を作成し、結晶ぶどう糖、精製ぶどう糖については日本ぶどう糖工業会に依頼した特別調査（トン当たり投入調査）の資料を食品課とともに検討した上で前記水あめ、粉あめなどと同様な方法でそれぞれの投入表を作成し、これらすべての品名別の費目投入表を各費目ごとに統合して水あめ、ぶどう糖一本の投入表を作成した。

3 産出の推計

内生部門への産出については産出さきの投入をもとに産出し、輸出については貿易年表によって産出した。また、家計、家計外消費および在庫純増については企画庁の資料によって産出した。

〔食用塩〕

1 生産額の推計

生産量、生産金額については日本専売公社の資料を採用した。

2 投入の推計

日本専売公社に依頼した特別投入調査結果を種々検討し、多少の手直しをして推計した。すなわち、投入調査結果では、什器売買収入の項目があったのでこれを削除した。

3 産出の推計

産出については日本専売公社に依頼した特別調査による食用塩の部門別配分によって産出した。なお、運賃・マージン率も同公社の資料を採用した。

4 産出

産出の場合の問題点は、投入側の資料が食用塩と白塩とが一緒にになって投入されている場合が多く、これを区別するのに手間だった。

〔調味料〕

1 生産額の推計

味噌、醤油の生産量、生産金額は工場生産と農家の自家生産とに分けて推計した。工場生産については味噌、醤油とともに食糧庁食品課資料である。これに農林省の農家経済調査の「物財統計」の年間の一戸当たり平均の味噌、醤油の自給量、自給金額を一応年間におけるそれぞれの生産とみてこれに全国総農家戸数を乗じて味噌=数量289,484トン、金額15,397,096千円、醤油=数量87,597千リットル、金額3,743,480千円を推計し、これらを前記工場生産にそれぞれ加えることによって味噌、醤油の生産額とした。

また、グルタミン酸ソーダ、ソース、マヨネーズ、食酢、即席カレー、その他の香辛料についてはいずれも食糧庁食品課の資料を採用した。

2 投入の推計

(1)味噌の投入は、工場生産の分については全国味噌工業協同組合連合会調べの投入調査結果を食糧庁食品課とともに種々検討して採用した。農家の自家生産の分については次の方法を採用した。すなわち、まず工場生産における費目別投入のうち主原料である丸大豆、精米、精麦、食塩、種麹および薪、たる、労賃、減価償却の費目を採用し、これら費目の合計を100に置換えた場合の費目別投入比を算出し、これに前記農家の自家生産の生産額を乗じて費目別投入表を作成し、これに工場生産の分の投入表を各費目ごとに統合して味噌の総投入表を作成した。

(2)醤油の投入は、工場生産の分については全国醤油工業協同組合連合会に依頼した特別調査結果を食糧庁食品課とともに種々検討して採用した。農家の自家生産分については味噌と同様にその調査が困難なため、工場生産の投入表よ

り大豆、小麦（麦皮は投入金額そのままを小麦に置き換えた）食塩、薪、たる、労賃、減価償却を採用し、以上の費目の投入合計を100におきかえた場合の各費目別投入比を求め、これに前記農家の生産金額を乗じて農家の自家生産の費目別投入表を作成した。

次に、アミノ酸醤油の投入についてはアミノ酸協会に依頼して特別調査した資料を種々検討してこの品目の投入表とした。

- (3) グルタミン酸ソーダの投入推計は、味ノ素KK（全国グルタミン酸ソーダ生産量の約80%を占めている）の有価証券報告書より35年度の年間生産量に見合う費目別構成比を求めた。この場合主原料については、調査をダルタミン酸ソーダ工業会に依頼し、その結果を食品課とともに種々検討し、費目別投入比を求め、これにダルタミン酸ソーダの全国生産金額を乗じて費目別総投入表を作成した。
- (4) ソースの投入推計は、日本ソース工業会に依頼して特別に調査した製品180リットル当たりの投入調査結果を食品課とともに種々検討して各費目別投入比を求め、これに総生産金額を乗じてソースの投入表を作成した。

- (5) マヨネーズの投入は全国マヨネーズ協会調べ、食酢は全国食酢協会中央会調べ、即席カレーは全国カレー工業協同組合調べ、その他の香辛料は全国辛子粉工業協同組合調べのそれぞれの特別投入調査結果を食品課とともに種々検討して採用した。

以上の各品名ごとの投入表を統合して調味料一本の投入表とした。

3 投入表

投入表の調整に当ってはビンの投入が問題であったが、これは通産省の層ビンの採用が過少であったためである。このため、ビンの投入の一部を分類不明におきかえ調整した。

4 産出の推計

産出は粕については畜産部門の投入結果をもとに、製品についても投入部門の結果によって産出した。輸出については貿易年表によって産出し、その他家計、家計外消費については企画庁との調整によって産出した。

[砂糖]

1 生産額の推計

精製糖、てんさい糖、かんしゃ糖およびこれらの副産物ともに数量、生産金額いずれも食糧庁食品課の資料である。

（麻袋は通産省担当の麻織物の部門のマイナス投入とした）

2 投入の推計

投入の推計は精製糖、てんさい糖、かんしゃ糖の三つに分けて行なった。まず精製糖、てんさい糖については食糧庁食品課で行なった投入の調査の結果を採用した。かんしゃ糖については次の方法を採用した。

すなわち、かんしゃ糖の歩留9%（食品課資料）を採用してかんしゃ糖の生産量32,671トンの原料、かんしゃ364,800トンを推計し、これに単価トン当たり5,517円（食品課資料）を乗じて原料かんしゃの投入金額2,012,600千円を算出した。これをかんしゃ糖の生産金額で除して原料部分の投入比58.017%を求めた。その他の費目別投入についてはてんさい糖原料分を除いたものを採用し、これを100とした費目別投入比に生産金額一原料かんしゃの投入金=1,456,405千円を乗じて投入表を作成した。

3 投入表

投入表の調整作業については労賃が問題になった。これについては投入結果が多少過大であったように思われ、最後的には営業余剰などの関係によって調整した。

4 産出の推計

投入表は一本であるが、産出は製品、副産物の二部門に分れる。

精糖の産出は、内生部門へ産出されるものについては、それらの部門の投入にもとづいて按分し、輸出は貿易年表によって産出した。その他の部門への産出は企画庁の資料によって産出した。

副産物についても、精糖と同様な方法で産出し、生産者金額に戻した。

5 物量表の推計

物量表の推計は、輸出関係以外のもので、精糖であるかてんさい糖であるかが判明しているものについては生産者金額をそれぞれの単価で除して数量とした。輸出関係は貿易年表の数量を採用し、数量でもって生産者金額を除したのを単価とした。家計消費などのように精糖、てんさい糖の区別がはっきりつかめないものは加重平均の単価で金額を割って数量を求め、多少の修正を行なった。

[食用油・加工品]

1 生産額の推計

各品目とも数量、金額はいずれも食糧庁油脂課の資料によった。

2 投入の推計

(1) なたね、からしな油（精油）の投入は精油部分の投入を直接推計するのが困難なので、まず原油、精油一本立の投入（油脂課資料）を油脂課とともに種々検討して原油と精油部分に分けた。

すなわち、原油から精油の歩留 9.5%（食糧庁油脂課資料）を採用して、精油 100,938 トンに見合う原油 106,251 トンを推計し、これに原油の単価、トン当たり 158,000 円（日本油脂協会資料）を乗じて原料としての原油の投入金額 15,866,462 千円を推計した。これは生産金額の 99.487% である。精油の総生産金額—原油の投入金額から求められた 81,742 千円が原料以外の投入金額となる。そこで前記の検討の結果作成された精油の投入比から原油部分を除いた、費目別構成比を採用し、これを 100 におきかえた場合の費目別投入比に残りの投入金額 81,742 千円を乗じて原料以外の費目別投入金額を求めた。

(2) 大豆油（精油）の投入も、なたね・からしな油と同様な方法で推計した。ただし、この場合の歩留は 96%，単価は 155,600 円とした。

(3) 食用としてのその他の油（精油）は米ぬか油、あまに油、棉実油の三品目について日本油脂協会と油脂課合同作業で前記なたね、からしな油、大豆油と同様な方法で推計した。この場合の原料油から精油への歩留は米ぬか油=60%，あまに油=96%，棉実油=93% である。単価は米ぬか油=房総米油 KK の資料、あまに油=日本油脂協会資料、棉実油は吉原製油 KK の資料による。ヤシ油（精油）、ゴマ油（精油）については原料油より精油への歩留はいずれも 96%（油脂課資料）を採用し、単価は油脂課資料。

マーガリン、ショートニングの投入については日本マーガリン工業会へ依頼した特別調査結果を油脂課とともに種々検討して採用した。

3 投入表

投入表の調整については別に問題点はなかった。

4 産出の推計

産出は内生部門へは、各投入部門の投入数値によって、また、輸出については貿易年表によって産出した。家計、家計外消費、在庫などについては企画庁の資料によって産出した。これらはいずれも購入者金額で表示されているため、運賃・マージン率を考慮して生産者金額に戻した。

5 物量表の推計

なたね油の物量表は、調整済の産出表の各部門への産出金

額（生産者金額）を生産者単価 158,000 円で除して、各部門への産出数量を求めた。

大豆油は、調整済の産出表（生産者金額表示）をもとに行なった。この場合内生部門および在庫純増、家計外消費への産出数量はすべて国産大豆油が向けられたものと見て各部門への産出金額（生産者金額）を単価 = 164,729 円で除した数量を求めた。輸出は貿易年表を採用した。家計消費については輸入の 471 トンと国産の残りが向けられたものとして加重平均単価 164,426 円でこの部門へ産出された金額（生産者金額）を除して数量を求めた。

〔その他の食料品〕

1 生産額の推計

- (1) 種こうじ、フクラシ粉・イーストについては生産量、生産金額ともに食糧庁食品課の資料である。
- (2) 麦芽は生産量、生産金額ともに食糧庁輸入計画課資料である。
- (3) 豆腐・油揚、凍豆腐、納豆はいずれも生産量、生産金額とも食糧庁油脂課の資料である。
- (4) 甘諸生切干は投入側の数字を採用した。すなわち、添加用アルコールの原料としての 125,213 トン、その他の原料としての 595 トンを加算し、125,808 トンとした。生産者単価は生産者の実際の受取 30kg 当り 680 円（包装込み）からトン当たり 22,660 円を求めた。
- (5) 甘諸の蒸切干については生産額は農村副業実態調査の結果などから販売数量 12,500 トンを推計し、これに生産者単価 1 トン当たり 32,500 円（農村実態調査結果）を乗じて求めた。
- (6) こんにゃく粉、精粉の生産量は生芋の生産量 92,300 トン（農林省統計調査部資料）が全量精粉にされたとみて生芋から精粉への歩留 11.6% をかけて、精粉 10,361 トンを推計した。C.T. については 30 年における投入表を使って原料芋の投入金額に対する生産金額の割合 129% を求め、これに 30 年度の原料芋の投入金額 4,707,300 千円を乗じて 6,072,417 千円を求め、これを生産金額とした。
- (7) 前記の各品目以外のものについては生産量、生産金額ともに生産に関する資料がないため貿易年表の輸出金額を採用した。

2 投入の推計

- (1) 種こうじの投入推計は全国種麹組合へ依頼した特別調査の結果を食品課とともに種々検討した上の結果採用した。

- (2) 麦芽の投入推計は、食糧庁輸入計画課調のトン当たり投入調査結果によった。
- (3) フクラシ粉、イーストの投入は30年の産業連関表の投入比を採用した。
- (4) 豆腐、油揚の投入は全国豆腐、油揚協同組合連合会へ依頼した特別調査結果の製品トン当たりの投入を食糧庁油脂課とともに種々検討して採用した。
- (5) 凍豆腐の投入は食糧庁油脂課の資料による。
- (6) 納豆の投入は次の方法を採用した。まず納豆1個(113グラム)の原料大豆は必要量は50グラムである(業界資料)のでこれから納豆600,000千個(油脂課資料)の大さの使用量67,800トンを推計し、これに原料大豆の購入単価トン当たり55,000円(業界資料)を乗じて原料大豆の投入金額3,729,000千円を求めた。それ以外の投入費についてはまず豆腐、油揚、凍豆腐の投入比(三つを統合したもの)から大豆、菜種油、涙布、化学薬品、ニガリ、泡消油など豆腐、油揚、凍豆腐のみを製造するに必要な費目を除き、残りの費目別投入比を採用した。金額3,729,000千円を差引いた2,871,000千円を乗じて原料以外の投入表とした。

3 投 入 表

投入表の調整の場合、勤労所得、営業余利が多少過大に投入されていたように思われたので、分類不明などにより調整を行なった。

4 產 出 の 推 計

醸酵素の産出については、内生部門への産出はその対象部門がすべて食料品部門であるため、これら部門の投入結果をもとにして産出した。輸出については貿易年表の資料によって産出し、その他家計、および家計外消費については企画庁の資料をもとに産出した。次に、その他の食料品の産出であるが、この部門の産出も醸酵素の産出と同様な方法を採用した。しかし、副産物の豆腐粕などについては運賃・マージンがかからないものとした。

〔酒 類〕

1 生産額の推計

C.T.は生産量、単価ともに大蔵省国税庁の資料である。

2 投 入 の 推 計

これら酒類の投入の推計は大蔵省国税庁が35年度産業連関表作成のために調査した投入結果を採用した。

3 投 入 表

投入表の調整に当っては、ビンの投入(中古品を含む)が通産省のC.T.をはるかに上回るので中古品を投入することとしたが、当初通産省側が中古品を産出の対象金額としていなかったため、この間の調整が問題であった。しかし、最終的には中古品を産出対象としてもらったが、それでもビンの投入金額を満足させるにいたらなかった。このため多少分類不明での調整となった。

4 產 出 の 推 計

酒類のいずれの部門も調整については、内生部門への産出は相手方の投入結果、最終需要への産出は企画庁の資料とそれに大蔵省が推計した各部門への産出資料を参考に産出した。この場合に大蔵省国税庁資料の運賃・マージン率を採用して生産者金額に戻した。

5 產 出 表 の 調 整

産出表の調整では、家計消費への産出で企画庁の資料が過少であると思われた。

〔清涼飲料〕

1 生産額の推計

生産量、生産金額とともに食糧庁食品課の資料である。

2 投 入 の 推 計

投入は全国清涼飲料工業会へ依託した特別調査の結果を食品課とともに種々検討して採用して各品目の費目別投入比を求め、これにそれぞれの生産金額を乗じて各品目の投入表を作成し、これら各費目ごとに統合して清涼飲料一本の投入表とした。

3 投 入 表

投入表の調整については、別に問題点はなかった。

4 產 出 の 推 計

この部門の産出先は、輸出については貿易年表、家計外、家計消費については企画庁の資料などによって産出した。

〔植物原油〕

1 生産額の推計

- (1) なたね、からしな油のC.T.は次の方法をとった。すなわち、まず、原料としてのなたね、からしなの使用量(油脂課資料)が判明しているので、これから油脂課資料である原油の歩留(37%)、粕の歩留(56%)を用いて原油の生産量(110,144トン)、粕の生産量(124,975トン)を推計し、これらにトン当たり原油単価149,330円、粕25,333円(日本油脂協資料)を乗じて原油の生産金額16,447,803千円、粕の生産金額3,165,992千円を推計した。

(2) 大豆原油のC.T.は、まず、原料としての大豆の使用量（食糧庁油脂課資料）に油の歩留率17%，粕77%（油脂課資料）を用いて、原油一粕=（生産数量）を求め、これらに、業界資料によるそれぞれの単価（原油トン当たり155,600円、粕トン当たり38,586トン）を乗じて原油の生産金額=2,280,903千円、大豆粕=27,072,053千円を算出した。大豆粕は雑穀、豆類部門からのマイナス投入とした。

(3) ヒマシ油、ヤシ油、棉実油、ゴマ油、米糖油、あまに油（いずれも原油）のC.T.は、食糧庁油脂課資料による原料の使用実績に原油、および粕の歩留（ヒマシ油40%，ヒマシ油粕55%，ヤシ油63%，ヤシ油粕33%，棉実油19%，棉実油粕45%，ゴマ油44%，ゴマ油粕46%，あまに油粕62%，米糖油17%，米糖油粕75%，その他は油33%，粕64%）を適用して、それぞれの原油、粕の生産量を推計し、これに業界資料によって得られた原油、粕のトン当たり単価を乗じて求めた。

2 投入の推計

(1) なたね、からしなの投入は次のように推計した。

まず、原油としての投入表は、さきになたね、からしな油（清油）の項で述べたように、原油から精油までの一貫した投入表については油脂課、日本油脂協会の二者協同作業で二分した結果の原油部分を検討して用いた。この場合に原料分については前記C.T.の項で記した、なたね、からしなの使用量にその単価（日本油脂協会資料）を乗じて推計し、次に、原料投入金額をなたね、からしな油（原油、粕を含む）の総生産金額から差引いた残りを原料以外の投入金額とし、この金額を前記の費目別投入比の原料以外の費目の比に乗じて推計した。

(2) 大豆原油の投入推計も、なたね原油の場合と同様な方法で行なった。

(3) その他の植物原油の投入は次のように推計した。

まず、その他の油（原油）についても、なたね、からしな原油、および大豆原油と同様に米糖油、あまに油、棉実油の三品目について原油から精油までの一貫した投入表を作成し、その後種々検討して原油と精油に区分し、それからそれぞれの原油としての投入を作成した。この場合に用いた原油の歩留は米糖油17%，ヤシ油63%，棉実油19%から、それぞれ（米糖=229,135トン、あまに=89,897トン、綿の実=85,547トン）である。また、それぞれの原料単価は、米糖トン当たり18,900円、あまにトン当たり56,569円

綿の実トン当たり34,455円とした。それ以外の原油については、まず、それぞれの原料の使用量（食糧庁油脂課資料）に各々の原料単価を乗じて原料の投入金額とした。原料以外の投入については、前記のあまに油、綿実油の投入表のうち原料以外の費目別投入比の平均を採用した。

以上で得られたその他の植物原油の費目別投入表と、大豆原油、なたね、からしな原油の費目別投入表を総合して植物原油の投入表とした。

3 産出の推計

内生部門への産出は製品、粕とも、これらの部門の投入額（購入者金額）によった。この場合食用油加工品部門への産出以外は運賃、マージン率を考慮した。輸出については貿易年表の資料によった。輸出向けと食用油加工品向けは、生産者金額=購入者金額とした。

〔茶、コーヒー部門〕

1 生産額の推計

緑茶および紅茶の生産数量は農林省統計表により、価格は特産課資料によった。コーヒーについては数量、価格とともに特産課資料によった。

2 投入の推計

製造過程を荒茶加工と再製加工に分け、前者は荒茶加工費調査結果により、後者は特産課資料によって推計した。コーヒー加工費の推計基礎は特産課資料である。

3 産出の推計

パン・菓子部門および酪農品（飲用牛乳）部門への原料用産出を除き、すべて最終需要向けの産出である。家計消費、家計外消費はそれらの部門の投入と調整の結果による。

産出にともなう中間経費は特産課の推計を基礎とし、運賃、倉庫料等を若干調整して決定した。

〔配合飼料部門〕

1 生産額の推計

濃厚飼料統計年報によって推計した。

2 投入の推計

流通飼料課の資料によって推計した。

3 産出の推計

畜産部門の投入推計によった。畜産部門の購入者単価は農家経済調査物財統計の平均単価によって計算し、生産者金額との差額を中間経費とし、そのうち運賃、倉庫料（運輸省資料による）を除いてあとを商業マージンとした。

〔煙草部門〕

1 生産額の推計

専売公社資料によった。

2 投入の推計

専売公社資料（購入者金額）によった。粗付加価値総額から家計外消費の諸費目、資本減耗引当、勤労所得、間接税（雑種地方税）を控除し、さらに煙草消費税と国庫納付金を差引いた残額は営業余剰とした。この営業余剰のうちから後に追加された帰属利子、その他若干の支出を出した。また、この投入総額のうちには販売費すなわち御商業部門の投入を含んでいるが、分割することができないのでそのまま取扱った。

3 産出の推計

輸入原料葉たばこはこの煙草部門で受け取って、自部門に産出した。製品は家計消費と家計外消費とに向かられるが、後者の推定基礎を欠くのでやむをえず約一割とした。

小売マージンは公社の推計によった。

〔わら加工品部門〕

1 生産額の推計

生産額には農家の自給用生産をも含む。生産数量は昭和30

年の生産数量（産業連関資料）を参照して推計した。とくにたわらについては昭和30年と同様米麦包装用紙、たわらの使用数量をもって生産数量とした。価格は農林經濟局企業課資料ならびに食糧庁資料によった。

2 投入の推計

昭和30年の投入比率に変化なしとして、これを適用した。

3 産出の推計

産出先の部門における投入推計を検討して採用した。中間経費は運輸、商業関係の資料によった。

〔い製品部門〕

1 生産額の推計

特産課の推計によった。

2 投入の推計

特産課の推計によった。ただし、勤労所得は労働省の推計によった。

3 産出の推計

たたみ表はすべて建設部門（補修を含む）に産出し、その内訳は建設省の推計によった。上敷は家計に産出した。花蓮とマットとは輸出に向かられるものとした。中間経費は特産課の推計によった。

第2節 通商産業省担当部門

- I 作業の概要
- II 石炭鉱業・石炭製品および石油部門（石油製品を含む）
- III 金属・非金属鉱物、非鉄金属・同製品部門
- IV 繊維、紙パルプ部門
- V 化学工業部門
- VI 木製品・家具、印刷・出版、および金属二次製品部門
- VII 鉄鋼部門
- VIII 機械部門
- IX 軽工業・雑貨（ゴム製品、製革および革製品、
窯業土石製品、その他の製造業）部門
- X 電力・ガス部門
- XI 商業

（備考）貿易部門については最終需要部門参照

I 通産省担当部門推計作業の概要

1 通産省内部の作業体制

通産省では、35年表作成にあたって関係者が一体となって円滑に作業ができるように、調査統計部に昭和35年産業連関作成委員会および委員会の下部機能として直接作業を担当する幹事会を設置した。（37年6月、産業連関表作成委員会規定を作成）

委員会は部長を委員長として、各課長、管理官12名で構成、35年産業連関作成の基本方針に関する事項、および作成作業の推進に関する事項を掌る。

幹事会一調査統計部長が任命する幹事によって構成する。幹事は委員の指示を受け担当部門について作業を進める。

委員会の庶務は統計解析課が行なった。

2 担当部門

通産省担当部門数は列部門339のうち218、行部門452のうち297である。

部門名は鉱業、食糧品のうちエチール・アルコール、わら加工品・同製品を除く繊維、身廻品、製材・合板・チップを除く木製品、修理を除く家具、パルプ、紙関係、新聞・印刷

出版、革製品、ゴム製品、植物原油・動物原油・魚油・魚粕を除く化学関係、石油・石炭製品、窯業、鉄鉱、非鉄金属製品、金物修理を除く金属製品、二・三輪車修理、時計修理を除く機械、楽器修理を除くその他の製造、電力・都市ガス、卸売、小売である。

製造業では食糧品を農林が分担し、家計消費に結びつく一部の修理に企画庁が分担したが、企画庁分担の修理の投入パターンは当省が協力した。

3 通産省担当部門推計方法の概要

通産省では上述の作業体制のもとに調査統計部の統計解析課が中心となり、各統計管理官室および一部の原局が参加して推計作業が行なわれ、それぞれの担当課乃至担当管理官室単位に作業報告書が作成された。このため、本報告書における以下の部門別推計記述の便宜上産業別・部門別順序によらず各作業報告書単位にとりまとめることとした。

なお、この項では通産担当部門についての一般的推計方法ならびに各担当部門に該当しない部分についての作業の概要を記述する。

(1) 生産額の推計

i 資料

主として鉱工業生産動態統計調査および工業統計調査を使用した。その他では本邦鉱業の趨勢、電力関係諸統計調査、ガス事業生産動態統計調査、薬事生産動態統計調査などおよび関連団体の諸資料を使用した。

ii 推計方法

- ① 原則として品目群別にそれぞれ生産数量×年間平均単価を出しセクターごとに積上げた。
- ② セクター内の品目の全部ないし大部分（小部分が他の資料で推計できるもの）を調査しているものは生産動態統計および本邦鉱業の趨勢などを使用し、これらが網羅的に調査していないものは（たとえば機械部門）主として工業統計を使用した。
- ③ 生動、本邦鉱業の趨勢などで金額の調査のあるものはそのまま、金額の調査のないものは、その調査の数量に工業統計の出荷単価や日銀の卸売物価（生産者渡し価格のもの）および業界資料、主要会社への照会などから年間平均単価を推計して乗じた。
- ④ 工業統計によったものは原則として4人以上の出荷金額から4人以上の在庫増減を加算し、さらに3人以下の出荷金額をそのまま加算した。
- ⑤ 上記で推計したものに半製品・仕掛品の増減と製造小売業の生産額を加算した。
 - (1) 半製品・仕掛品の増減はその期間の生産活動によるものであるから、生産額には当然加算すべきである。30年表では一般にこの点に対する考慮が不十分であったが、35年表においては原則としてすべてこれを加算することとした。

推計の方法はI-O分類での品目ごとに統計があるもの（たとえばビレット、シートバーなどの鋼半製品）についてはこれによったが、一般には品目別の統計がないため、その他については工業統計表の産業分類4桁でまとめられたものを使用して推計した。すなわち工業統計表4桁分類にI-O表のセクターを対応させ、I-O分類6桁ごとの完成品生産額合計の比率によって6桁合計分半製品・仕掛品在庫増減とした。

ただ、工業統計による半製品は、一貫メーカーの場合には、それが一般に市場で取引きされている商品であっても、当該事業所としての最終製品のための中間製品であった場合には半製品として取扱われており、I-Oでいう品目分類段階ごとでいう半製品より広い

範囲のものとなっていると考えられる。したがってこれを使用する場合とくに一貫メーカーによって生産される品目については調整が必要である。

- (2) 製造小売の生産額は30年表では必ずしも統一的取扱いをしなかったが、今回は製造小売について明確に商業活動と生産活動に分けることとした。推計方法は商業センサスの小売業の販売額欄の自己製商品を販売した額より推計した。

(2) 投入の推計

i 工業統計表による投入構造調査

これは原材料使用額、燃料使用額、委託生産費、内国消費税額、減価償却額、附加価値額、現金給与支払額（以上重複分がある）などを出荷内訳別出荷額（出荷額・加工賃収入額、修理料収入額、くず廃物収入額、その他収入額）とに対応させ、産業細分類でまとめたものである。

この資料の目的は各産業の投入構造の大枠を把握することである。ただ、工業統計表では主たる生産活動によって格付けされているため、I-Oのアクトペティごとの分類と異なることや、原材料、燃料が購入者価格であり、出荷額との比率に問題があることや、附加価値額には間接経費のほとんどすべてを含んでいることなどI-O表における投入比率として利用するには多分に問題をもっている。

したがって、この調査結果はあくまで産業の投入構造の大枠を把握するものとしてみなければならない。ただ兼業度の小さい業種や、他に大枠の資料がない産業についてはきわめて有効な情報を与えるものといえよう。

ii 原材料の推計

- ① 30年表の投入パターンを検討した。
- ② 省内外の原単位調査を調べた。
- ③ とくに推計が困難であり、既存の資料が手薄であるとみられる商業部門および機械部門については投入に関する特別調査を行なった。
- ④ 主原料については生産動態統計および本邦鉱業の趨勢など、いずれも原材料統計があり、ほぼそのままでも使用できたが、副資材的なものについての投入推計は困難であった。この点は産出との調整はもちろん、業界への聞き込みなどで補充した。
- ⑤ 価格評価は次のように取扱った。

投入数量の判明しているものについては、一般的には国内供給統一単価（輸出入については実際価格をそのま

ま採用)を乗じ、統一単価表を作成し、その後実際価格の明らかな特定部門あるいは特定投入物について実際価格に組替えた。

投入金額のみ判明しているものは一般に購入金額とみられるので、これらについては商業マージン、運賃率を推定して差引く努力を行なった。

iii 間接経費の投入推計方法

(i) 一般的には次のものを除いては企画庁で行なった間接費調査をもととして推計した。

(資本減耗引当、間接税、補助金、損害保険、金融業帰属サービス、上下水道)

法人企業間接費調査は、従来産業連関作成上のウイーク・ポイントとされてきた家計外消費とサービスコストについての基礎資料とするために、とくに35年産業連関表作成のための特別調査を行なったものである。調査はこの種調査で最初のものであり、ある意味ではテスト・ケースとしての性格をもち、経費項目が非常に細部にわたっていることや、調査表の作成が一律であり、産業別の特性などから記入内容そのものに幾多の問題をもっている。しかも法人企業4,600社の調査であるため、産業分類の細部にいたっては対象数が小さくなり、業種によっては代表率の面からみて全体を推計するのに不十分な点がみられる。

しかし、これらの調査内容そのものの問題点とは別に本調査結果を産業連関表作成に使用する場合に、なお次の重大な問題点がある。

この調査はその性格上売上高に対する経費割合の調査になっているが、連関表の場合、I-O表分類に基づく生産額に対する投入額(あるいは投入割合)が知られなければならないことである。したがって調査の投入割合は直接にはI-Oの投入比率としては使用できないこととなる。

そこで今回は問題はあるのであるが、売上高にもっとも近い工業統計表出荷額(ほぼ3桁産業分類)に本調査の対応産業の経費比率を乗じて経費項目ごとの産業別実額を推計し、この産業別の経費項目によって最も妥当と思われるもの(たとえばC.T.や勤労所得額)の比重によってセクターに分割した。

(ii) 間接税、補助金

間接税については原則として企画庁がまとめた(中

央、地方政府別)間接税、税外負担額を税種ごとにI-O分類に格付けした。ただし事業税のように必ずしも物別の対応ができ難いものについては粗付加価値ないし生産類等の比率によって按分した。(付表参照)

企画庁において産業中分類程度にしか分割しなかったものについては(たとえば自動車税)主としてC.T.の比率でセクター別に分割した。

補助金については補助金項目別に割りした企画庁調べのものを使用したが、製造業に関する補助金は一般に個々のセクター別に対応させることができ難い点もあり、原局資料その他の資料から補充した。

(iii) 資本減耗引当

国民所得部で算出している減価償却費および資本偶発額をC.T.とし、①営業、②法人(金融その他の法人)③個人企業〔農業・非農業(製造業・卸・小売・鉱業・建築業・運輸通信業・サービス業)〕④個人住宅、⑤非営利団体別に推計した企画庁調べのものに対し、次の方法によって推計したセクター別資本減耗引当額(資本偶発額は企画庁で推計したものそのまま加えた)を産業別部門ごとに合計したものと調整してセクター別引当額を推計した。

a 製造業については工業センサスの分類をI-O分類に調整し、工業統計表の産業分類の4人以上の減価償却額を算出し、これに産業分類による兼業率を品目分類による出荷額(4人以上)修正するため産業分類による出荷額(4人以上)比率を乗じて減価償却額とした。(3人以下の事業所については工業センサスでも調査がなく、また実際的にも少額であろうと思われたのでネグリート。)

なお、分類調整がセクター別にまでできない場合には、産業分類の2~3桁をまとめて同様方法により償却額を推計し、これを勤労所得額の比率でセクター別に分割した。

b 鉱業関係については本邦鉱業の趨勢、電力、ガスなどはそれぞれの関係資料で推計した。

(iv) その他間接費調査で推計できなかったものについて

a 保険

当初間接費調査額を分割して推計したが、後に企画庁が保険業務統計その他によって推計した部門別推計額をC.T.額比で分割した。

b 金融業帰属サービス

全面的に企画庁が推計した産業別金額をセクター別勤労所得額比で分割した。

c 上下水道

工業用水の使用額の大きな部門（たとえば化学、製紙、パルプ）についてはこれに関連する諸資料を考慮しつつ企画庁が間接費調査および水道関係業務統計などから出した部門別推計額と再度にわたる調整を行なって確定した。他の部門については原則として企画庁案をC.T.額比で分割した。

(v) 付加価値の推計

a 勤労所得

当省においても工業センサス、本邦鉱業の趨勢や工業生産動態統計の労務統計などから若干の準備作業を行なったが、結局は労働省がまとめたセクター別金額をほぼそのまま採用した。（詳細は労働省報告を参照）

b 営業余剰

もともと企業ベースとして発生する営業余剰をアクティビティ・ベースとして推計することには問題があり、産業連関で定義する営業余剰を与えたられた企業合計の営業余剰から直ちに推計することには問題がある。

しかし営業余剰についての資料、ことにアクティビティ・ベースの資料はほとんど皆無であるので、問題はあるが、今回は次の方法によって一般的に推計し、なお、種々のデーターやバランスによって手直しを行なった。

☆ 製造業については東京証券取引所の上場会社総覧の損益計算書から2～3桁分類の売上高利益率を出し、これに工業統計表の2桁分類の出荷額を乗じ、2桁分類の営業余剰総額として推計し、これをセクター別の勤労所得額比など適当な比率によって分割した。

☆ 鉱業については本邦鉱業の趨勢、電力、ガスは関連の事業報告書から推計した。

3 産出の推計について

I-O表作成の手順としては投入推計と産出推計がほぼ平行して行なわれ、その結果相互が補かんされ、調整されてより正しい投入、産出のバランスが生まれるべきものと期待さ

れている。

しかし、一般的にいって投入推計は原単位という比較的安定的パラメーターが利用できるため、資料の制約があった場合でもサンプル調査、部分調査あるいは極端には聞き込み調査でもある程度精度のある推計が可能であるのに対し、産出推計はそれほど安定した産出比率は考えられる。したがって産出推計には、一般的にいって生産額推計の場合と同様全数調査的資料が必要となる。これらについては種々の需給統計があるが、現状ではこれらの統計は主要物資に限られており、全般の産出推計を独立的に推計するには限界があると思われる。

これらの事情から今回はまず投入推計の数値を産出表に組替えて後、できる限りの資料でこの数値の修正、調整を行なうという作業手順によって行なわれた。

したがって以下の産出推計については使用した資料および特殊の問題についてのみ述べることとする。

(1) 資料および資料使用上の問題点

i 各種需給統計

非鉄金属等需給動態統計（化学統計（製品別用途出荷内纖維流通統計）
洋紙流通統計（化学薬品関係需要内訳調査（業
石油製品需給動態統計（業界資料）
石炭等需給動態統計（業界資料）
鉄鋼需給動態統計（業界資料）

機械器具流通統計、皮革需給統計、セメント需給統計、木材需給動態統計

ii 需給統計使用上の問題点

一般に産業別に分類されており、これを用途別に組替える必要があった。

用途別に与えられた場合でも（たとえば自動車用の揮発油）これを生産活動別に組替える必要があった。

(2) 資本形成への産出

i まず通産の物資別担当者（主として機械）と企画庁の資本形成担当者が協議し、生産品目ごと（セクター別）のoutput先を次の4項目（5分類）に大別した。

(a) 部品（内生部門）、(b) 修理補修（内生部門）、
(c) 家計消費、(d) 資本形成、(e) 建設部門を迂回するもの（調整作業段階では政府・民間一本）

この行先別割付け段階で、(a) 経常経費（内生部門）にすべきか資本形成にすべきか、(b) 修理を迂回する場合でも内生部門を通すべきか、直接資本形成にすべきか、
(c) 建設部門を迂回すべきか直接資本形成にすべきか。

など物別に詳細に格付けが検討された。（もちろん在庫の増減については別に計算した。）

ii 資本形成に直接産出されるとみられた品目のうち、全額資本形成に産出されるものは問題ないが、一部が資本形成であり、一部が内生、修理、建設迂回のものや家計消費へ産出されるものとの割りなどは問題となるが、これらはそれぞれの投入側数値とも調整のうえ、逐次資本形成への産出額を決定して行なった。

資本形成への産出は取扱う資産その他種々の問題があるが、総合報告書にもふれており、品目別（セクター別）の産出先の大別の格付けについては、「資本形成へ out put される品目について」（行政管理庁統計基準局）を参照されたい。

iii 在庫増減

在庫の増減については推計の技術上利用上の面から作業段階では(i)生産者製品在庫 (ii)半製品、仕掛品 (iii)流通在庫 (iv)原材料在庫の4つの所在別に推計した。

(i) 生産者製品在庫は当省担当物資については比較的資料が豊富である。生産動態統計調査品目は全部在庫があり、工業統計でも製品在庫統計がある。

ただ生産者といっても企業全般と事業所のみの在庫との相違があり、この点では工業統計は事業所在庫に限定されており、生産動態統計でも部門によって企業在庫であったり、事業所在庫であったりしている。また営業倉庫の保管分の取扱いや、これとも関連するが、専有主義と所有主義との区別が部門によってややまちまちに取扱われているのが実情である。

したがって厳密には部門によって所在別の概念が異なって取扱われており、部分的には脱落していることも考えられるが、種々の状況を判断して部門ごとに若干の調整が加えられており、製品在庫はほぼ全体を把握しているものとみられる。

(ii) 半製品、仕掛け品在庫増減

今回の表では半製品・仕掛け品在庫の増減は完成品の生産に加え生産額に含めており、すでに生産額推計の項で述べたとおり、工業統計より推計し、生産額に加えたものをそのまま在庫増減とした。（生産額推計表にも記入してある。）

(iii) 流通在庫増減

一般的には商業統計表を中心とする商業販売額と商業

動態統計調査の在庫率から日本標準産業分類細分類（4桁）の在庫増減額を推算し、これをI-O分類に対応分割した。なお、各種需給動態統計によって流通在庫の判明する部門についてはほぼ優先的に使用し、商業統計から推算したものと調整した。

商業統計からの推算方法は概略次のとおりである。（詳細は作成資料No 7 商業部門流通在庫増減書を参照）

（商業統計表は、6月末までの調査であるから、直接この在庫を利用することができないので、商業動態統計の在庫率を利用した。）

$$35\text{年12月末在庫額} = 35\text{年間販売額} \times \frac{\text{年間販売額} + \text{農業協同組合分} + \text{管分} + \text{代理仲立分}}{\text{35年間販売額}} \times \text{在庫率} \quad (\text{商業動態統計})$$

$$34\text{年12月末在庫額} = 34\text{年間販売額} \times \frac{\text{年間販売額} + \text{農業協同組合分} + \text{管分} + \text{代理仲立分}}{\text{34年間販売額}} \times \text{在庫率} \quad (\text{商業動態統計})$$

$$35\text{年末在庫額} - 34\text{年末在庫額} = \text{在庫増減分}$$

(iv) 原材料在庫

原材料の在庫統計としては①一部主要製品の各種需給統計の消費者在庫統計、②生産動態統計の主要原材料在庫統計、③工業統計の在庫統計がある。

① 各種需給統計の消費者在庫統計では特定品目については消費者段階全般（あるいはある代表率をもつて）の原材料在庫として把握されているので資料としてはその不足が、あるいはある程度の加工を加えれば推計に使用しうる。しかし、調査品目は特定の品目に限られている。

② 生産動態統計の原材料在庫については特定製品の生産に使用される主要原材料についてはほぼすべてを把握し得るが、原材料側からみた場合には、全使用場所を把握し得ない。したがって鉄鉱石や、生ゴム、原料炭などのように特定産業（品目）で限定されて使用される原材料については全消費額、全在庫額（あるいは大部分の）を把握しうるが、普遍的に使用される原材料的なもの、たとえば、鋼材、電線、一般炭などについてはある範囲までしか代表性をもち得ない。したがって副資材的な原材料の大部分はこの在庫統計からは推計し得ない。ただし、鉱工業生産動態の原材料在庫

統計から作成されている原材料在庫指数採用品目のみでも、鉱工業原材料在庫のほぼ4割を占めるものとみられ、今回の表では最小限別表の「原材料在庫指数採用品目在庫増減表」記載の数値は入っている。

(3) 工業統計の原材料統計は産業4桁分類別の原材料・燃料在庫の総額を把握している。この意味では原材料在庫総額をおさえるための極めて重要な資料である。しかし、この原材料在庫統計は事業所単位から積上げた各種原材料合計としての産業別合計であるため、I-O表で要請される原材料品目別の全国合計を推計することはほとんど不可能である。もちろん特定産業において特定原材料の占める割合が極めて高い場合ある程度品目の在庫高の模様を知ることができるが、同産業の他の資材や、他産業の当該原材料の在庫高など考えた場合、全国合計の推計は推測の程度を出ない。しかもこのように推測ができるような主要原料についての情報は他の統計資料からも知ることができるのが通常である。

以上のとおり原材料在庫については主要原料以外の統計は極めて不備であって推計が困難である。したがって今回の表においても産出表からのバランスその他から若干の調整を加えたにもかかわらず、把握率にはやや問題が残ったわけである。

iv 事務用品、梱包（仮設部門）への産出

これらに産出さるべき品目については、とくに統計資料が不備である。したがって品目の用途を考慮して大まかに産出割合を推定せざるを得なかった。しかし投入側で推計した事務用品、梱包に見合うべき産出側合計額がなければならず、作業第1段階での産出合計は投入側の半分にも満たないのが実情であった。その後セクター別産出表が固まる過程で該当品目の幅を広げるなど逐次この部門への産出額を増加させ、投入側合計と一致させた。結果的にみても必ずしも妥当に推計が行なわれたとは思われないが、統計資料の不足などからやむを得ないものとみられる。仮設部門である両部門は最終的にはそれらの投入パターンによって産出額比率によって各部門に配分された。

(4) 商業マージン・運賃マトリックスのための分割方法

生産者価格表と購入者価格表とを変換させるためには、商業マージン・運賃のマトリックスが作られなければならない。したがって運賃・マージン額は各列の投入で合計として

投入されるだけではなく、列ごとの投入物ごとの運賃・マージン額として配分されることになるわけである。いいかえれば商品の産出に要した運賃・マージン額が各産出ごとの樹目ごとに配分されるわけである。樹目ごとの推計手順は商業マージンや運賃のC.T.推計の過程からみても産出側から推計した方が便利である。

以下は卸売・小売別マージンの配分と運賃の配分についての方法を述べる。

i 商業マージンの配分

商業マージン額の推計は商業センサスを主とした資料から推計されたが、結局はセクター別のマージン対象額（産出表のうち卸売小売業を通じて取引されたもの）に産出セクターごとの平均マージン率を乗じた額の合計と一致すべきものである。したがってマトリックスはこのセクターごとのマージン額を樹目ごとに配分することによって作られる。

(i) 卸売業についてはまずセクターごとの産出表を①輸出、②在庫純増、③自工場消費、④自社地工場消費および他社直売、⑤その他の一般取引、⑥マイナス産出に分け、それぞれを対象額、非対象額に振分け、この対象額をセクター番号ごとに確定した。

第2段階としてこの樹目ごとの対象額に産出セクターの平均マージン率を機械的に乗じ、第3段階としてこの計算結果を取引額の大小によるマージン率の差異、流通機構内の回転率の相違によるマージン率の差異などを勘案して調整を行ない、樹目ごとのマージン額を確定した。

(ii) 小売については卸売に比べ産出表での対象が限定されるので、列部門によって小売マージンの対象になるかどうかを検討し、列部門によっては判断しかねるものについてのみは物別（産出側）から対象を検討し、樹目ごとの対象額を決定した。この対象額に平均マージン率を乗じ、小売マージンの産業別C.T.額と調整した。

ii 運賃額の分割

運賃については収入額の統計が機関別に比較的整備しており、C.T.推計は比較的確実に行なわれているものと思われる。しかし運輸省が産業連関表作成のためにまとめた「商品別運賃収入算出表」では国鉄、地方鉄道、道路運送、航空内水面輸送、倉庫などいすれも品目分類が異なるばかりでなく、品物によっては分類が粗いなどセクター別

運賃額を推計するには若干の問題があったが、各機関の分類を国鉄分類に、対応させ、国鉄分類をI-O分類に対応させることによって推計を行なった。分類が粗いためI-O分類の複数と対象したものについてはそれぞれのセクターにおける運賃対象額比によって分割した。(運賃対象額は商業マージン対象額の推計とほぼ同様の方法で行なったが、製品在庫、半製品仕掛品在庫、自工場消費、自家輸送、直接輸出入などを投入側から検討して非対象とした)

以上によって推計された産出セクターごとの運賃額を樹目ごとに分割したわけであるが、産出番号ごとの運賃対象額が果してどの生産地とどの消費地とが結び(輸送距離=運賃)、しかもどの輸送機関によって運ばれたかを推計することは、現状の統計からは一般的には不可能である。したがって今回の作業では石炭を除いては先に推計されたセクター別、機関別運賃合計を産出表の樹目ごとの運賃対象額比によって比例配分を行ない、物によって若干の調整を行なうこととめた。すなわち投入セクターによる輸送距離の相違を無視せざるを得なかつたわけである。

例外として取扱った石炭については詳細な石炭関係の報告書に譲るが、産炭地が特定的であり、輸入炭を含めて大口の消費産業(たとえば電力・鉄鋼・ガスなど)と産炭地の結びつきも比較的明らかであり、また小口消費者と大口消費者での運賃率に大きな差があると思われる所以、産業別に詳細に検討を加えて樹目ごとの運賃額を決定した。

II 石炭鉱業部門、石炭製品部門、石油部門

〔石炭鉱業部門〕

1 生産額の推計

(1) 部門、品目分類および定義について

35年表における石炭鉱業の生産品目は、

原料炭、その他の石炭、亜炭

の三つに大きく分けられている。30年表では、石炭、亜炭の二本に分けられていた。

これは主として生産動態統計調査の調査方法から発生した分類であったのに対し、35年表では、石炭の内生部門に使用される場合の特性から、産業連関分析に適応するよう原料炭を特に抜き出して上記の三分類に改められたものである。石炭を原料と燃料の二つの使用面から見た場合、無煙炭についてもなお問題の残る点もあるが、無煙炭は、その用途も限られ、他産業部門での消費量もほぼ明確に把握

できるので、35年表では、一船炭の中に含めてしまつてある。

(2) 生産数量、生産金額の推計について

石炭鉱業の生産数量、生産金額の推計にあたつて基礎的資料となるのは、生産動態統計調査(以下生動といふ。)と本邦鉱業の趨勢(以下趨勢といふ。)の二つである。

生動では、石炭の6炭種および亜炭について生産事業所の全部を対象とし、その生産数量、労務状況、主要資材投入状況、電力消費等について毎月調査が行なわれ、その結果は、石炭統計月報ならびに石炭・コークス統計年報として公表されている。

趨勢は、年1回の調査(対象は生動と同じ)で生産数量、原材料、労務のほか企業体調査も加え原価要素費用等、金額面からの調査が詳細に行なわれている。

生産額の推計方法としては、生産数量に全国平均山元出荷単価を乗ずる建前をとった。

数量は、生動6炭種については、石炭・コークス統計年報に公表された35暦年の数量をそのまま採用し、単価は、趨勢の各炭種における全国平均単価によつている。

なお、生動と趨勢の間では、炭種区分、定義等は統一されているので問題はなく、また趨勢の価格は、各事業所から炭種別に報告されたものを局別に集計し、局別炭種別の段階で、別途石炭局で行なっている価格調査の結果とも十分照合、検討されているので、山元出荷価格としては、最も精度の高いものと考えられる。

2 投入の推計

石炭鉱業の投入量は石炭と亜炭のみに区分される。石炭の中を原料炭、一船炭、無煙炭等に投入量を分けることは、不可能であり、また、機械的に分けても意味がないと思われる。

(1) 推計資料

石炭の投入推計の資料としては、生動、趨勢、石炭鉱業審議会資料および石炭局の標準炭価算定資料等があり、また、大手炭鉱分については、石炭協会でまとめた大手18社財務諸表がある。

なお、35年表では、従来もっとも隘路とされていた間接経費関係が経済企画庁で調査され法人企業間接費調査としてまとめられている。これらの資料は、投入のほとんどすべての資料を提供しており、それぞれ補完的であった。たとえば、生動、趨勢からは、事業所関係の資料が得られ、

その他の資料からは、本社および営業所関係の資料が得られた。しかしこれらのうち同じ事項に関するものでありながら資料を相互に比較すると、分類が違う点ももちろんあるが、かなり異なっているものもある。

(2) 推計方法

推計方法としては、物量の明確なもの（資料等）については、生動の数字（経常用）を基本とし、それ以外のものは、趨勢で、さらにいざれでもない部分を石炭局の合理化諸資料、企画庁の間接費調査等によった。もちろんその他各資料の組合せによる推計も行なった。

これら諸資料から得られる品目の中には、分類が大きく、また、内容から見て直ちに、I.O分類に使えないものもあるので、これを組替え、細分あるいは、統合する必要がある。また、これら資料の消費数量が、当該品目の需給バランスから見て著しく均衡を欠いたような場合、生産者側の要望などからして、再調査の上、一部を分類不明の中から補充したり、他の品目に振り替えるなどして基本数量に変更を加えた。

さらに、生産者側から配分計上を求められたものについては、妥当と思われる範囲で採用した。

価格は、C.T表の単価によることを原則としたが、品目分類の統合、不詳のものについては、C.T表同種品目の平均をもって単価としたものもあり、また、物量の不明なものについては、単に金額のみを計上した。

間接費の投入推計にあっては、当初趨勢の付加価値額を基本にし、合理化資料等を参考に配分を行なったが、最終的には、企画庁の間接費調査をそのまま採用することとした。

資本減耗引当の推計は、趨勢の減価償却費をとっているが、合理化資料ともほぼ一致しているので問題はない。

勤労所得については、生動で毎月詳細に調査が行なわれており、事業所分については、問題はなく、本社関係についてのみ労働省と調整の上決定した。

営業余剰の推計は、趨勢、石炭局資料から得られた額にかなりの差が見られるので、大手炭鉱分については、大手18社財務諸表のトン当たり営業利益に生産量を乗じる方法をとり、その他炭鉱分については、趨勢の報告票と石炭局資料を参考にして推計した。

亜炭についての投入推計は、生動から得られる部分はわずかであり、資料もほとんどないので、大部分は趨勢によ

っている。方法としては石炭の場合と同じである。

3 産出の推計

石炭需要部門の燃料ならびに原料としての石炭消費量は、大枠について推計される。

推計資料としては、石炭等需給動態統計調査に基づいて毎月調査されている産業別荷渡実績、貯炭推移、大口消費工場石炭消費量、同貯炭量などがあり、また、生動で燃料消費として石炭消費量を調査している業種については、その数量を参考とした。

(1) 推計方法

石炭等需給動態調査の結果として公表されている46業種について、35年の産業別荷渡実績を求め、さらに個々の業種における年間の貯炭増減量を加えて一応の年間消費量とした。調査されていない小口の消費者（年間消費量5,000トン以下）の在庫変動は、計上していないが、工場、事業所の規模から見て貯炭能力も大きくないので、一応変動をゼロとして作業を進めた。

他方、大口消費工場として、その業種の大部分を調査されているものおよび鉄鋼のように原材料の消費量として明確な数量でている業種もあるので、これらを比較検討し、最も精度の高いと思われるものを採用した。もっとも主要業種においては、個々の数量にはわずかな差しかみられない。

(2) I.O分類への組替えおよび細分

これら資料から得られた数量を、全面的に細分しI.O分類に組替え細分する必要がある。

第一に需給動態調査の分類で個々の一業種に包括されている内容にしたがって、I.Oの各セクターに分割移動を行なった。

たとえば、需給動態調査のその他製造業は、I.O分類では、煙草、繊維（衣服、身辺雑貨）皮革、木製品、印刷出版等々に移り、その他製造業に残るのは、ごく一部に過ぎない。

これら細分、組替えは、合同調整作業の席上、各担当者の持寄り資料によって行なわれ、工業統計表が大いに活用されている。

産出推計数量が調整作業の間に大きく食い違いを見せたのは、産出側需給統計の結果から算出した推計数量と、投入側購入燃料費（石炭費）から算出した数量である。石炭の場合、購入者価格と生産者価格の差は、業種別にもまた、

購入形態によって幾通りにも大きく開き、一概に決められないが、石炭局資料、業界資料等から一応の基準を作り、購入者価格を生産者価格（C. T価格）に戻した。また、購入側の推計が燃料費一本の場合、その大部分が石炭費として計算されている例が多かったので、これらは、個々の業種について、さらに調査の上他の燃料（重油等）に振りかえた例も多い。

なお、亜炭については、石炭ほど資料はないが、生動で産業別送炭量が調査されており、過程は石炭と同じようなものであるから省略する。

(3) 在庫増減の推計

在庫増減の推計については、生動ならびに需給動態調査で推計を行なっている。

製品在庫については、生動で全生産事業所の在庫を炭種別に毎月調査しているのでそのまま計上し、流通在庫については、需給動態で調査している積出港および市場在庫の増減を計上した。この場合市場在庫分に未調査の販売業者（年間取扱い量1,000トン以下）の在庫増減が計上されないが、その規模、性格から見て在庫数量も小さいので変動ゼロとした。

原材料在庫は、需給動態の大口消費工場の在庫増減を計上しているが、市場在庫同様未調査の小口消費工場（年間消費量5,000トン以下）の在庫増減に若干の問題があるが、工場規模、在庫能力からみて変動はないものとした。

4 商業マージン、運賃の分割

石炭の運賃、マージン率の算定に当っては、石炭の需要単位の地域的分布、産炭地別需要および購入経路を考慮して、山元価格、運賃、マージンを積重ね、主要なセクターごとに購入者価格を想定し、これを基準として全体の運賃、マージン率の算定を行った。

次に、積重ねの要素となっている山元価格、運賃、マージン等については、それぞれ次の算定基準によった。

(1) 出荷金額（山元価格）

産炭地別山元価格→北海道炭3,873円、常磐炭3,190円、山口炭2,814円、九州炭3,545円は「本邦鉱業の趨勢」の出荷額（C. T価格）によった。

(2) 地域別産炭地別需要

37年度に当部において調査した「地域別石炭需要実績調査」によった。この調査は地域別に需要産業と産炭地別石炭供給の結び付きを明らかにしたもので、たとえば、関東

地区のセメント工業に荷渡された北海道炭、九州炭の内訳が明らかにされている。

(3) 運 賃

石炭局が編集した「石炭鉱業の諸問題—昭和38年発刊」を参照した。

(4) マージン額

(i) 大手炭鉱の販売部門からのマージンは「石炭流通の問題点—35年2月、石炭局調査」によって平均1,000円とみた。

(ii) 商社経由のマージンは、商社のC. I. F後の諸掛は、石炭商業組合の調査によれば、トン当たり貨車卸152円、倉入料480円、看貫欠斤損150円等が加算されるので、商社マージンは2,000円とみた。

(5) 購 入 経 路

需給動態で調査している産業別荷渡しは、業態別——大手生産業者、中小生産業者、純販売業者別——に細分してあるので、たとえば、関東地区のセメント工業は、大手炭鉱の販売部門によるもの何%、商社経由のもの何%と購入比率が明らかになっている。

5 輸入・国産の分割

石炭の輸入については、需給動態で、全輸入業者および第一次販売業者から産炭国別炭種別輸入量、産業別荷渡量、在庫量等が毎月調査されており、また、消費者についても、大口消費工場から炭種別受入量、同消費量、同在庫量等が調査されている。

輸入炭の場合、原料炭については、需要先も鉄鋼、ガスの両部門に限られ、その消費量も生動、需給動態で明確になっている。

一般炭、無煙炭についても、大略明らかであり、一部の不明な部門についてのみ、産業別荷渡量から推計した。なお、I. O分類への細分は、石炭局の外貨割当業種等を参考に配分を行なった。

6 物量表について

石炭の産出推計は、大部分物量を基本に行なっているため、物量表の作成に当って、特に、問題となる点は少なかったが、物量の不明確な部門（購入者側燃料費からの推計等）についてのみ、その部門の平均需要品位を需給動態の等級別荷渡量等から推定し、産出金額をC. T単価で除して数量の推計を行なった。

〔石炭製品部門〕

1 部門、品目分類について

石炭製品は、石炭乾溜製品と煉炭・豆炭に大別される。石炭乾溜製品には、石炭を乾溜して一次に発生する石炭ガスとコークス、さらに二次の生産物として、石炭ガスを冷却する過程で得られる粗コールタール、更に、コールタールと石炭ガスより直接抽出される粗ベンゾールが含まれ、35年表の品目分類は、コークス、石炭ガス、コールタール、粗ベンゾールの4品目に分類した。なお、コークスには、高乾、低乾（コーライト）を問わず石炭を乾溜して得られるものはすべてを含むが、石油コークス、ピッチコークスは含まない。

煉炭、豆炭は、家庭用といわれる一般の煉炭・豆炭棒炭などの他に、国鉄で汽罐用に使用されているピッチ煉炭が含まれる。

石炭乾溜製品で35年表と30年表との相違点は、30年表では、都市ガスの乾溜製品が含まれていたが、35年表では、石炭乾溜製品から分離させて、都市ガス部門の副産物として取扱われることとなった。

都市ガス工場においては、石炭乾溜の主目的は、石炭ガスを得ることにあって、コークスは副産物と考えられるのに対し、製鉄、専業、化学の工場においては、乾溜の主目的は、自家使用、あるいは販売するコークスを生産することにある。

このため、コークス価格の評価について、ガスの販売を主目的とする都市ガス部門と、他の業体との間にかなりの差がみられた。

30年表では、都市ガス工場の乾溜部門を一応石炭乾溜部門に含め、都市ガス部門は、石炭乾溜部門から、石炭ガスを購入して、供給ガスを製造するという建前をとったが、35年表においては、都市ガス工場の乾溜部門を分離したので、石炭乾溜部門の主生産物を、コークスにしぼったかたちになった。

煉炭・豆炭については、30年表との間の定義について全く変更はないが、35年表では、品目を、ピッチ煉炭、一般煉炭・豆炭の2品目に分類した。

2 生産数量、生産金額の推計

生産額の推計にあたっては、生産数量×全国平均単価を建前とした。

コークスについては、製鉄、化学、専業、低乾のそれぞれの業態についての生産数量、および単価を算定して各業態の

生産金額を算出し、それらを統合してコークスの全体の生産金額とした。

生産数量は高乾分については、生動で、業態別に調査しているので、製鉄、化学、専業のうち業態の生産数量は、これにより算出した。

なお、低乾分については、工業統計表に、数量・金額とも発表されており、別途業界に問合せた結果とも大差がないので工業統計表の発表結果をそのまま採用した。

価格は、高乾分については、生動で調査していないので、日銀卸売物価、工業統計表、石炭局、業界の資料を照合し、検討した結果日銀卸物価（生産工場貨車乗り渡し価格）は、石炭局調査資料によるものとほぼ妥当するので、これを基礎にして、コークスの品種別の単価を算定し、各業態の品種別ごとに生産数量を乗じて、品種別の生産額を推計、それを統合して、各業態の平均単価を算出した。

低乾分については工業統計表の出荷金額を出荷数量で除して平均価格を算出した。

石炭ガスについては、生産工場において熱源として自家消費されるものが大部分であるので、発生量、出荷価格等不明確な点が多いが、製鉄工場分については、鉄鋼統計年報に発生量が掲載されており、また価格は、都市ガスあるいは化学工場に送られたものについては業界資料に掲載されているのでこれを採用した。製鉄以外の高乾工場分については、投入炭量が明確であるので炭量に、炭費を加味した産気量を乗じて、発生量とし、単価は、工業統計表における燃料ガスの単価を採用した。

低乾ガスについては対象が一社であるので数量、金額とも報告を求めて得たものである。

コールタール、粗ベンゾール生産数量は、いずれも生動化学会統計年表によって得られる。

価格は、同年報による製品出荷単価から主原料としての価格構成を推計し、他方30年価格から製品価格の変動を加味したものとから求めて決定した。

煉炭・豆炭の生産数量は、家庭用を主とした一般用の煉炭・豆炭については、林野庁調査による生産量を、ピッチ煉炭については、石炭局調査の国鉄納入量をとった。

この総量は、石炭等需給動態統計調査から得られる煉炭・豆炭向け石炭荷渡量から算出される推定生産量と大略見合うものである。

価格は、ピッチ煉炭については、石炭局調査の国鉄契約価

格によって得られるが、家庭用については、地域、品質等によってかなりの価格差が見られ、推定が困難であるが日本煉炭工業会資料ならびに2、3の生産業者の原価計算書に基づいてトン当たりの単価を算出した。

3 投入の推計

(1) 石炭乾溜製品のインプットについては、主要原材料以外は、資料が乏しいので、石炭、およびその他の乾溜炉装入原料とで炉用各種燃料、さらに乾溜部門における営業余剰、資本減耗引当に限った。

装入原料については、生動調査で、各業態とも把握しているので、原料炭、一般炭、石油コークス、ピッチ、コークスについてはその消費量を、そのまま採用した。

さらに石炭ガスについても、製鉄では資料が整備されているので、そのまま公表数字を採用し、化学、専業については、大手数社に問合せた数字を統合し、さらにこれらの業態の炉の稼動状況および生産数量を参考に推定値を出した。

なお、営業余剰については、上場会社総覧および、日本銀行調査「経営分析」資料のコークス専業大手3社の貸借対照表の営業利益を参考にして、営業余剰を推計した。

その他不確定部分については、産出側からの配分を基礎に充足した。

間接費については、その多くが石炭石油製品として一本で配分しているので、その推計方法としては、まず産出側の項目、品目の性質から判断して石炭製品と石油製品に分割し、得られた石炭製品を、乾溜製品、煉豆炭、防腐加工製品にさらに細分し、相手側担当者と検討・調整の上、それぞれに分離した。

勤労所得については、生動で毎月、調査が行なわれており、事業所分については問題はなかったが、本社関係についてのみ労働省側と調整の上決定した。

資本減耗引当については、日本銀行調査「経営分析」資料ならびに工業統計表の減価償却額を参考にして、推計を行なった。

(2) 煉豆炭の投入推計については、日本煉炭工業会ならびに2、3の生産業者から提供された原価計算書を参考にして、主要原材料副原材料の投入数量、金額を算出した。

作業手順としては、ピッチ、煉炭、家庭用煉豆炭のそれぞれについて算出し、これを統合した。

原材料については物量算出が可能であるので、数量に

C. T表単価を乗じて金額を算出した。

間接費については、企画庁の間接費調査の資料により、コークス部門で述べたように分割し、算出した。

勤労所得については、上記の原価計算書により推計し算出したが、労働省側の勤労所得額とかなりの相違がみられたので、労働省側の勤労所得額を採用した。営業余剰、資本減耗引当については工業統計表資料を参考にして、算定した。

4 産出の推計

(1) 乾溜製品の産出推計は、コークスとそれ以外の石炭ガス、コールタール、粗ベンゾールをその他の乾溜製品として2部門にわけて産出推計を行なった。

コークスの産出推計資料としては、石炭等需給動態統計調査にもとづいて毎月調査されているコークス産業別消費者向販売量および大口消費工場消費量、同在庫量等があり、また、生動原材料統計で、コークスの消費量を調査している業種については、その数量を参考にした。

また、都市ガス部門の副産物として産出した数量、および都市ガス部門で自家消費した数量、金額は、都市ガス担当側によって、「ガス事業統計調査」資料によって算出されたものであるので、そのままマイナス投入分として計上した。

i 推計方法

コークス販売月報として、生動で調査されている17業種について、35年の産業別荷渡量を求めて一応各業種の年間消費量とした。

他方大口消費工場として、その業種の大部分を把握されているものおよび原材料としてコークス消費量を調査している鉄鋼ならびに、主要化学工業の業種もあるので、これらを比較検討し、そのうち最も精度の高いものを採用した。なお、これらの資料から算出した数量を、I. O分類に細分するため、合同調整作業の席上、各担当者との協議の上、個々の業種の内容にしたがって、I. Oの各セクターに分割、組替えを行なった。

ii 在庫増減の推計

在庫増減については、生動ならびに需給動態調査の資料に基づいて算出した。

製品在庫については、生動で全生産事業所の在庫を調査しているので、その数量によって在庫の増減を算出し、計上した。流通在庫については、需給動態調査によ

る販売業者の在庫数量から算出した。ただし、この調査は年間取扱い量100トン以上の販売業者を対象としているので、それ以外の販売業者の在庫分については計上されていないが、その規模からみて在庫数量は微々たるものと思われる所以、在庫増減はないものとした。

原材料在庫は、需給動態調査による大口消費工場の在庫により増減を行ない計上した。

この調査は年間消費量500トン以上の消費工場を対象としているので、それ以下のものについては把握されていない。したがって、上記の販売業者の産業別荷渡しの調査資料からみて特に把握率の低い業種である銑鉄、鑄物非鉄金属、金属諸機械製造業等については、これらの業種向け荷渡量から勘案して、在庫増減を行なった。

(2) その他の乾溜製品の産出資料としては、生動の化学統計調査、鉄鋼統計調査、ならびに「タール製品統計調査」等の資料を参考にした。

その他の乾溜製品には、石炭ガス、コールタール、粗ベンゾールが含まれるが、これらの製品の大部分は、自工場ならびに同一企業の他工場の精製部門で消費されるので、その他の産出先は、ほぼ限定されている。

したがって石炭ガスは、生動の鉄鋼統計調査によるコークス炉ガスの鉄鋼部門における消費量をそのまま鉄鋼部門への産出量として計上し、コークス製造用に消費されたものは、石炭乾溜製品部門への産出量として計上した。

また、その他の乾溜部門から、一部都市ガスへ石炭ガスを供給しているものについては、公益事業局の「ガス事業統計年報」に掲載されている石炭ガス購入数量をもってそのまま、都市ガス部門への産出量とした。その他のものは自家消費とみなし、石炭乾溜製品部門への産出量とした。

粗ベンゾールについては、石炭乾溜部門で生産した数量に、都市ガス部門から投入されたものを加えて、全量タール製品部門への産出量とした。また、コールタールについても同様に、「化学統計年報」に掲載されている。コールタールの蒸留量をもってタール製品部門への産出量とし、その他若干の数量は「タール製品統計調査」の資料により建設補修、魚網用等に産出した。

(3) 煉炭・豆炭

煉炭・豆炭のうち、ピッチ煉炭については、その大部分が国鉄に納入されるので、全量、国鉄部門への産出量とみなした。

一般の煉炭・豆炭については、日本煉炭工業会の資料により、その生産量の80%が家庭用に消費されていることが明らかにされているので、その残りの20%程度の数量を、その他の各セクターへ配分した。

産出額については、各セクターへの産出数量に平均単価を乗じて算出した。

在庫の増減の推計については、製品在庫は工業統計表の資料により増減を算出し、流通在庫は、商業統計表の資料により推計し、在庫増減の計数を計上した。

5 マージン率(卸、小売)推計について

石炭製品のマージン率算定にあたって、コークスについては、品種および地域によって、かなりの差がみられるが、一応「ガス事業統計調査」によるコークスの生産者価格を参考にして一方主要なセクターの購入価格を調査して、購入価格-生産者価格=マージン額の算式を基準にして、マージン率の算定を行なった。

また、煉炭・豆炭についても、品種、地域によってマージン率にかなりの差があるので、日本煉炭工業会調査の卸・小売価格の資料から、関西、関東両地区の小売価格を勘案して、卸・小売価格の基準を算定し、それから生産者価格を差引いてマージン額を算出して、マージン率を算定した。

6 マージン、運賃対象額の推計

コークスについては、産出額から製品在庫純増分、自工場消費分を差引いてマージン、運賃対象額を算定した。

自工場消費分については、生動調査によって、鉄鋼、化学、専業、都市ガス部門の自家消費量を把握しているので、その数量をマージン非対象額、運賃非対象額とした。

その他の乾溜製品については、その大部分が、自工場なし同一企業体の精製部門で消費されるので、コールタールの建設補修部門等への一部市販されるものをマージン対象額とし、運賃対象額とした。

煉炭・豆炭については、ピッチ煉炭を除いた一般煉炭・豆炭についての全量をマージン、運賃対象額とした。

ピッチ煉炭については、その大部分が国鉄に納入されるので、生産工場直売であり、その輸送も国鉄自体が行なっているので運賃対象額から除外した。

7 物量表について

コークスの産出推計は、物量単位で行なったため、物量表の作成に当っては、とくに問題となる点はなかった。

8 防腐加工品(防腐木材、アスファルト塗工紙)

部門品目分類について、30年表では防腐加工品というセクターは存在せず別々に防腐木材は製材に、アスファルト塗工紙は加工紙に格付けされていたが、35年表では国際標準産業分類に対応させるため、防腐木材とアスファルト塗工紙を統合して防腐加工品として採用している。

(1) 防 腐 木 材

- i 生産額：防腐木材協会の実績集計（35年暦年）の数量に業界（日産農林、東京防腐木材、その他）より聴取した単価を乗じて算出した。
- ii 採入：主要原材料（クレオソート、硫酸銅、F. D. 材木および製材）は上と同じ方法。

中間経費は上場会社総覧（35年）により一般販売総額に対するそれぞれの比率をC. T. に乘じて算出したものを企画庁の間接費調査資料により推定された数字（産出側）と調整の上決定した。

勤労所得については、上場会社総覧を参考にして推定し、労働省により推定された数字と調整し、結局労働省の数字をそのまま採用した。

- iii 產 出：農林省統計調査部による木材需給動態調査結果（37年度）の木材防腐製品出荷量（使用先別）の比率で35年の数量を比例配分した。

(2) アスファルト塗工紙

- i 生産額：通産省工業統計表（35年）の出荷額をC. T. とした。
- ii 採入：主要原材料（原紙、プローン、ストレート、石炭、電力、タール）は昭和27年版軽工業統計年報（通産省）の年間生産額に対するそれぞれの比率を35年のC. T. に乘じて算出。

中間経費その他は日紡工業株式会社の昭和35年損益計算書および上場会社総覧を参考にして防腐木材と同じ方法で推計した。

- iii 產 出：30年産業連関表作成資料（Ⅲ）により30年のout put の比率で配分し修正した。

輸出入額は外国貿易年報（35年）より。

(3) 問 題 点

防腐加工品のうち防腐木材については防腐木材協会等によりいろいろ調査されているが、アスファルト塗工紙については全然資料が存在せず、一番新しい資料として昭和27年の資料が存在するのみであった。（27年以降は調査をとりやめたとのこと）

したがって、昭和35年の数字も当然この資料から推計しなければならず、一応は業界よりヒヤリングは行なったが、原材料の構成比は変動しないものと仮定して推計した点等に大きな問題があると思われる。

また、木材、製材（防腐木材の原材料）の投入についての農林省（産出側）との調整において単価について大きな相違が生じ、結局農林省の数字を採用したので防腐加工品は分類不明率が30%余りになった点。

〔石油部門〕

1 生産額の推計

(1) 作 業 經 緯

石油部門のC. T. 推計上での問題点は、主として石油製品の各単価をいかに決定するかという点が中心である。すなわち、石油各製品は連産品の性格を有することから、各製品単価は企業のそれぞれの政策に左右される特性を持ち、その上製品流通がいわゆる一者二者三者の段階に区分され、かっての業界特有の融通あるいは品種振替等の取扱いが多いため、機構がかなり複雑である。そのため単価を一概に決定することがむずかしい。

30年表C. T. の推計の際は、物資調整課、石油課、鉱業統計調査室、民間側で石油連盟、生産販売大手各社のそれぞれ担当者による打合せを行ない、単価については原則として工業統計表を、一部問題のある部分について日銀御売物価の採用を決定した。

それに対して今回の35年表C. T. 単価の決定にあたっては、30年表の検討を基準としてできるだけ単価に関する資料を収集し、その中から選択し若干の修正を加えた上で決定した。

他には、石油製品の対象範囲を拡大し、潤滑油グリース専業者をその範囲に加えた。

(2) 定義および範囲

原油、天然ガス、石油製品といずれも生産動態統計調査によるものをそのまま採用した。

このうち、30年表作成時の分類と異なったものは石油製品のみで、他はそのまま引きつがれた。

訂正箇所は次のとおり。

- ① 原料油を石油化学用原料油と改める。
- ② 半製品、仕掛品の在庫増加について、油種別にせず、その他石油製品に計上した。

(3) 生産額の推計

i 原 油

原油の生産量は、天然揮発油が含まれている。したがって原油の生産を両者に分け、おのおのの生産額から単価を算出した。

なお、生産数量金額とも昭和35年石油統計年報によった。

ii 天 然 ガ ス

天然ガスの内訳を形態別に分類すれば、乾性ガス、湿性ガスの生ガスと、これを加工した圧縮ガス、および液化ガスに分けられる。

したがって生ガス、圧縮ガスおよび液化ガスの生産量に、それぞれの単価を乗じて生産額を求めた。

上記各品種の単価算出には、帝國石油（株）および石油資源開発（株）の資料によった。

両者の生産量は、天然ガス総生産量の7～8割を占め、業界の代表的地位を占めている。

iii 石 油 製 品

石油製品の各単価は、前述のごとく一概に定めることができむずかしかった。価格に関する資料としては日銀卸売価格、本邦鉱業の趨勢、石油課資料等があるが、各資料の問題点およびC、T単価への利用状況は次のとおり。

(i) 日銀卸売価格の算定法は、多部門のサンプル調査によるものではなくて、最も代表性を有するものの1～2社について調査を行なっている。

また調査対象たる卸売業者の段階は、二次段階で押えている。

この資料の難点は、卸売マージン、運賃マージンの算定を別に他に求めなければならない。また、潤滑油以下の調査がなされてない。

(ii) 石油課資料は、外貨割当、自由化資料の一部として作業した。

各メーカーから直接報告を受領し、全体を加重平均して、単価を算出してある。

(iii) 本邦鉱業の趨勢資料は、C、T算出の上のチェックとして用いた。

(iv) 他に大手会社の有価証券報告書等を検討してみたが、先に述べたように生産販売事情の複雑性から同一製品の価格についてかなりの差異が見られ、その調整に困難を伴なった。

なお、石油製品において、半製品扱いとなるものは

粗揮発油、粗灯油、粗軽油、粗重油、粗潤滑油および粗ろうである。

これらの各品種はこのままで卸売価格を有し、企業間の取り引きの対象となる。

それに対し期末に生産工程中にとり残された混合用原料油は、同じように粗揮油、粗灯油、粗軽油、粗重油等に名称が分かれ、やはりそれぞれに企業間の取引の対象となりうる性格を有してはいるが、そのほとんどは自社内で翌期に完成品となる。

いずれも石油製品月報に記載されるから、35年1月末、12月末の在庫増減数量に、妥当とされる単価を乗じて算出した。

2 投 入 の 推 計

(1) 原 材 料 費

原材料の投入数量は、そのほとんどを「本邦鉱業の趨勢」および石油統計年報の原材料消費数値をとったが、金額（購入者金額）のみで物量の表示のないもの、I-O分類と一致しないものについては適宜操作を加えた。

また、一部は産出側の資料を検討のうえ物量で採用し、これにI-Oの生産者単価を乗じ、金額を算出した。

カッペ類は資本形成とみなし投入から除外した。

i 原 油

原材料関係については、そのほとんどを「趨勢」によった。

産出側の推計によるものは新聞、印刷、建築補修である。建築補修については「趨勢」からある程度の推計が可能とみられたが、同種類の材料でも補修用か否かの判別が困難なため参考資料とすることにとどめた。

ii 天 然 ガ ス

原材料の投入はほとんどは趨勢調査によったが、その大半は産出側数値と合致していた。

産出側の推計によるものは新聞、印刷、建築補修の各セクターである。このうち、建築補修については、原油の投入と同様に産出側金額と「趨勢」金額を念のため照合した。

iii 石 油 製 品

主原材料は石油統計年報によったが、化学関係の一部については産出側の資料によるものを検討のうえ採用した。

このうち、あらたに単独セクターとなった合成樹脂成

品は、精油所港湾設備としての耐油吸上げホース、タンク、パイプ、各種ジョイント類であって、産出側資料が整備されていたのをそのまま採用した。

建築修理は産出側の金額をとった。

(2) 間接費

経済企画庁「間接費調査」を基礎とした。同調査は「石油製品」「原油ガス」と推計されているので、「原油ガス」は本邦鉱業の趨勢「生産金額の構成」欄を参考とし、C.T額の比率に若干の操作を加えて「原油」および「天然ガス」に分割投入した。

(3) 勤労所得

本邦鉱業の趨勢「生産金額の構成」中の労務費と労働省の「勤労所得調査」を調整した。

本邦鉱業の趨勢は事業所ベースによる現金支給額を計上しているので、これに社会保険支払額、非常勤重役支払、営業関係給与等を加味した。これにより両資料ともほぼ金額の一一致をみた。

(4) 営業余剰

本邦鉱業の趨勢「生産金額の構成」中の営業利益と、工場会社総覧「業種別利益率表」から推計した。

(5) 資本減耗引当

企画庁調査「資本減耗引当配分表」の配布をうけたが、同表は、原油、天然ガスは鉱山部門に、石油製品については、「その他」欄に計上されており、抽出困難のため、原油、天然ガス部門は本邦鉱業の趨勢「生産金額の構成」中の減価償却費をそのまま投入し、石油製品部門については工業統計表等を参考資料とした。

(6) 間接税

原油、天然ガス部門については、本邦鉱業の趨勢「租税公課等」の欄の金額から租鉱料その他を取り除いたものを投入基礎とし、企画庁「間接費調査」と調整して投入した。

石油製品部門は他の部門と異なり、揮発油税法の規定により精油所から移出した揮発油の数量に応じ揮発油税の納入が義務付けられているため、間接税の過半はこの揮発油税で占められている。揮発油税の算出は、免税扱いである工業用、航空機燃料用を除した課税対象量に課税単価（地方道路税を含めk1当り22,700円）を乗じることにより推計（消費者に販売するまでに貯蔵および輸送時に減少する控除対象量を考慮した）し、さらにこの裏付けとして、当該

年次において実際に納入した金額を石油連盟その他に問い合わせ、これに他の間接税納入額を加味した。

3 産出の推計

投入側に確たる資料のある場合はこれを採用し、ないもののうち原油および天然ガスについては石油統計年報の「出荷内訳」を使用し、石油製品については同年報の「産業別販売」を参考とした。

(1) 原油

アンモニア、都市ガスおよび石油製品部門に産出したが、各部門とも主原料として生動の原料消費数値を計上していたため、ほとんど問題がなく、若干の修正（アンモニア部門の国産、輸入別を手直し）を行なっただけで、投入側の数値を採用した。

(2) 天然ガス

投入側で推計がなされた部門は、鉱業、化学、林業、機械、建設および都市ガスで、そのほとんどが石油統計年報の「出荷内訳」と合致していたが、化学部門は投入側の申し出により若干の金額訂正を行なった。

未表示の部門については、前記「出荷内訳表」の数量を提示し、各セクターの配分は投入側に一任した。

なお、圧縮天然ガスは自動車燃料用として運輸部門、溶接用として機械および建設部門に、液化天然ガスは家庭燃料用としてそれぞれ重点的に配分した。

(3) 石油製品

石油製品需給動態規則に基き、各製造業者、輸入業者、販売業者から提出される各報告書から作成された「石油製品産業別受払ならびに販売数量」を基礎としたが、30年表作成当時と異なり、同資料の製造業向販売量が32年より一本化（重油を除く）されているので、製造業向については32年版石油統計年報の各製造業向販売量の比率に各産業の伸び率を考慮して細分化した。

主要原材料として使用される部門については、投入側で数値を表示してきたが、比較的消費量が大きいとみられる部門でも資料不足のため、数字の調整を必要とするところがあった。

i 挥発油

石油統計年報「産業別販売」表を基礎とし調査を行なった。

問題となったのは運輸業向（運輸省）自家用（商業、企画庁）の自動車用揮発油である。

上記のうち、運輸業は運輸省において鉄道統計年報等を資料とし投入数量を推計したもので、両者に若干の開きがあったため、運輸省側提供資料「業種、車種別保有台数、平均走行キロ」から消費燃料を推計し調整を行なった。

家計向自動車用揮発油は石油統計年報「産業別販売」の「その他」欄中から前記資料「保有台数」からひき出したが、企画庁側調査でもみられるごとく小型2輪等の実態が適確に把握できなかったため、さきに金額の合致した商業部門・サービス部門の数量を除いた残量を家計用として産出した。

なお、工業用揮発油は化学部門、特殊貿易による輸入航空機用揮発油は航空に配分した。

ii ジェット燃料油

航空機製造業（機械部門）、航空業（運輸部門）、政府消費および特需が主たる供給先である。

このうち、政府および特需はその性質上投入側に確たる資料がないため、政府消費については石油統計年報「産業別販売」（同表防衛庁、海上保安庁向灯油の大半をジェット油と推計）から、特需については同年報「仕向地先輸送量表」から数値を算出してアウトプットした。

なお、航空向はジェット機の就航が年末であったため消費量が少なかった。

iii 灯油

灯油のほとんどは暖厨房用として小口に消費される関係上、投入側において推計がなされたのはわずかな部門に過ぎなかった。

主として、商業、家計にアウトプットしたが、いずれも投入側に明確な資料がないため産出側が、石油統計年報「産業別販売」表のその他欄中から金額表示のあったサービス部門を除いた金額をそれぞれに配分した。この場合一応30年表を参考とした。

iv 軽油

投入側において推計がなされていた部門については、石油年報「産業別販売」と照合したが、ほとんど問題がなかった。

未推計の部門については「産業別販売」表を基礎としてアウトプットした。

v 重油関係

重油類は投入側に生産動態調査、農家経済調査、鉄道

統計調査およびその他損益計算書等があり、大部分の部門は投入推計がなされていた。しかしA、B、Cの格付けが不適当なもの、資料選択の誤り、資料出所の不明なもの等のがあった。したがって金額決定には石油統計年「産業別販売」を基礎とし各部門と調整を行なった。

外洋輸送用（運輸省関係）の重油には、いわゆるボンド油と称する特殊の商取り引きが存在し、外洋邦船の外地積重油、内地積重油等に適用されているので、投入側数値に特殊貿易分を加えアウトプットした。

このほか、A重油消費の大半を占める漁業、水産部門は投入側が金額投入をしていたので、物量算出時には通産省鉱山局から全漁連に対して行なった外貨割当（35年4月以降、関税特別措置法によって免税扱い）を考慮した。

なお、各部門で消費される自家発電用重油は、一括して電力部門へ振替えた。

vi その他石油製品

その他石油製品には、次の各種製品が包括されている。

アスファルト、グリース、パラフィン、各種潤滑油、液化石油ガス、半製品および仕掛品

アスファルトは大半を道路、構内舗装用等として建設部門にアウトプットした。

グリース、各種潤滑油は主として機械部門にアウトプットした。

液化石油ガスは主として家計へアウトプットしたが、産出投入側ともに明確な資料がなかった（家計調査では、光熱費として包括計上されている）ため、調整にあたっては公益事業局資料および業界誌を参考に慎重を期した。

III 金属、非金属鉱物、非鉄金属、同製品部門

1 部門分類と生産額の推計について

金属鉱物非金属鉱物非鉄金属および同製品部門

(1) 部門分類について

部門分類については、ほぼ30年表の分類を踏襲したが、部分的には生産を中止した製品もあり、また新製品の出現もあったので、これを考慮して若干の改訂を行なった。

各部門別における具体的な事例は次のとおりである。

i 金属鉱物

30年表と特に変った点は次のとおりである。

- 鉄鉱石は鉄鉱（国内） 鉄鉱（輸入）とに分けた。
硫酸焼鉱は30年表では独立してひとつのセクターとしていたが、35年表では副産物扱として鉄鉱石のセクターに入れた。
- その他の非鉄金属鉱物
30年表ではニッケル鉱をのせていたが、国内生産がないため、35年表では省いた。
また、このセクターにウラン鉱とそろ鉛鉱をあらたに加えた。

ii 非金属鉱物

- 用途別分類の方針にしたがい、硫化鉱（硫酸原料鉱）を非金属鉱物に含めた。
- 燐業原料鉱物を一括してひとつのセクターとした。耐火粘土は木節粘土と頁岩粘土との計である。
その他非金属鉱物の内で他に分類されない非金属鉱物は下記のとおり分類し、全非金属鉱物を網羅した。
酸性白土、蛇紋岩、研磨材宝石類（ダイヤモンド、金剛砂、天然研磨材）、雲母水晶石（雲母、水晶、方解石、電気石、ひる石、石けん石）
その他（ペントナイト、けいそう土、その他の粘土）

iii 非鉄金属地金

- 銅部門の再生銅は生産がないため、このセクターから除いた。
- その他の非鉄金属地金
 - (i) その他の非鉄金属地金に稀少金属、および新金属を包括した。30年表に対してあらたに加えた品目は、マグネシウム、シリコン（高純度）、イソジウム、硫化アソチモン、クローム、ウランである。
 - (ii) その他の非鉄金属地金の内のその他にイリジウムは30年表では入っていたが、35年度では生産がないため除いた。
 - (iii) ニッケル製錬のカラミである硅酸石灰は肥料として用いられるのでこれは副産物として計上した。

iv 非鉄金属製品

○ 電線・ケーブル

品目改訂により30年表と35年表の対応は下記のとおりである。

30年表

35年表

綿 線 } ゴム 線 }

綿 線・ゴム線



- 機械用鍛造品
この部門は機械部門幹事に一任した。
- その他の非鉄金属一次製品

その他の非鉄金属製品の分類は生産動態統計によらない場合は工業センサスにおける分類をそのまま採用した。また、非鉄金属粉のセクターは金属製品製造業に移行した。

(2) 生産額推計について

生産金額の推計に当っては原則として生産数量に生産者単価を乗ずる方法をとった。

基礎資料は、生産数量については、「本邦鉱業趨勢」を用いた。

単価（年間平均単価）については本邦鉱業趨勢調査結果および生産動態統計調査による単価を用い、同調査にないものについては、工業統計表の出荷単価を用いた。

なお、これらの調査結果で資料の得られない品目については業界資料およびその他の方法をもって推計した。

以下各部門ごとに問題点をかかげる。

i 金 属 鉱 物

生産数量は、本邦鉱業趨勢調査結果を用い、精鉱中含有量で表わした品目は、

銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、ひ鉱、ウラン鉱、そろ鉛鉱である。

その他の鉱種は精鉱量で表わした。

- 本邦鉱業趨勢調査に掲上されていないそろ鉛鉱の単価は業界資料から次のようにして推計した。

製錬費が25%～30%であるので、（地金の単価） × (100 - 27.5) %として算出した。

- 雑用鉄鉱は製鐵原料鉱とは別に、業界資料により算出した。

(ii) 非金属鉱物

- 生産数量は原則として本邦鉱業趨勢調査結果を用いた。なお、黒鉛は精鉱量、重晶石は原石と水ひ物の計、滑石は原石、耐火粘土は木節粘土と頁岩粘土の原土の計、また珪藻土は水ひ物をとった。

単価は原則として本邦鉱業趨勢調査結果による生産者単価を採用した。

例外的な推計を行なったものは次の二点である。

(i) 砂利、石材骨材

砂利および石材骨材については軽工業局礦業建材課の資料により推計した。

(ii) 原塩、原塩の推計は日本専売公社の資料によった。

(iii) 他に分類されない非金属鉱物

生産数量、単価ともに当室では不明であるので鉱山局鉱業部の資料により推計した。

iii 非鉄金属地金

生産数量は本邦鉱業趨勢調査でわかるものはこれより採用した。単価は本邦鉱業趨勢調査結果による生産者単価を用い同調査にないものは生産動態統計の出荷単価、工業統計表の出荷単価、業界の資料を用いた。

この部門において特殊の推計を行なったものは下記のとおりである。

(i) 半製品、仕掛品在庫の推計については工業統計表を使った。

(ii) アルミニウム

アルミニウムの総生産額はアルミニウムおよび再生アルミニウムにアルミナ（輸出分）を含めて計上した。

(iii) 再生地金

生産数量はすべて本邦鉱業趨勢調査よりとった。単価は生動出荷単価、工業統計表4人以上の事業所の出荷単価をとった。

(iv) その他の非鉄金属地金

次の品目は、35年に生産がない。

ニッケル、コバルト合金、酸化コバルト、また当調査室で数量または単価の調査不明の品目については次の要領で推定した。

数量算出根拠 単価算出根拠
テルリウム 本邦鉱業趨勢調査資料 鉱山局金属課資料

コバルト " "

バリウム " "

シリコン(鉄鋼用) 鉄鋼統計調査室資料 "

ウラン 本邦鉱業趨勢調査資料 原子燃料公社

珪酸石灰業界資料業界資料

iv 非鉄金属製品

○ 生産数量は生産動態統計調査結果よりとった。

○ 単価は生産者出荷単価を用いた。

○ 半製品、仕掛けについては35年工業統計表で推計した。

v 非鉄金属屑

この部門の数量は、原則として非鉄金属等需給統計年報から採用した。

単価は同統計表の「非鉄金属および同くず国内価格表」の1~12月における中央値をとり、資料のないものは、他の方法をとった。

2 投入の推計

作業経過と、問題点は次のとおりである。

(1) 原材料費投入に関する推計

i 鉱山部門

資料としては「昭和35年本邦鉱業趨勢調査」を主として用い産出側との了解のもとに投入した。

この資料は、資材、燃料、動力、その他の原価構成費目について鉱種別に消費数量および消費金額（消費者購入金額）が掲載されている。

今回の作業では投入数量は「趨勢」による消費数量をそのまま採用し、単価は原則とし商業マージン額、運賃額を除いた生産者の実際単価、または国内供給平均単価を用い、これらの単価が不明なものはC.T単価をもって算出した。また単価の明確でないものは、品目別にマージン率を乗じて消費額からマージン額を差引いた額をもって投入額とした。ある品目については投入側に資料がなく、産出側にある場合は産出側の金額をそのまま受け入れた。

35年表と30年表との主だった相異点として「補修部門」がある。

30年表では次の品目を独立セクターとして品目ごとに投入していたが、35年表では、製材、耐火煉瓦、セメント、普通鋼熱門圧延鋼材、普通鋼钢管、冷間仕上げ鍛金鋼材、鉄鉄管電線、石綿製品等を建築補修としてまとめて投入した。

また、カッペは資本形成とみなし、投入から除外した。

作業途上における問題点

(i) 化学部門担当の産業用爆薬

その他の火薬類は当方の資料と産出順との資料とに若干の相違をみたが相方の調整により投入した。

(ii) 石炭は原料炭、一般炭、無煙炭、輸入無煙炭と分

類されており、また「35年石炭等需給統計年報」では金属鉱業、非金属鉱業、非鉄金属の項目で調査されているのでこれをI-O品目に対応させて按分した。したがって趨勢調査の消費数量は採用していない。

(iii) 砂利、石材骨材の原料投入に関しては資料がなく投入方法として30年表を基礎にして推計した。

また、原塩は日本専売公社の資料を参考にして投入した。

ii 非鉄金属部門

この部門の投入推計の資料は本邦鉱業趨勢調査、生産動態統計による原材料統計、非鉄金属等需給統計年報における消費者の消費統計、非鉄金属製品統計年報の原材料統計、工業統計表などを使用し、産出側に正確な資料がある場合は、その資料に基づいて投入した。

次に推計上の問題点をセクター別に詳述する。

(i) 34211銅、34212鉛、34213亜鉛、および34219その他の非金属地金、これらのセクターについては、趨勢調査項目に対応させて投入した。

その方法は鉱山部門と同様であるが、原料鉱石の投入については生産動態統計の原料受払統計を採用し、これに国内供給平均単価かC.T単価を乗じて原料鉱石の投入額を算出した。

(ii) 再生地金については「趨勢調査」の対象品目となってないので、非鉄金属等需給統計の消費量をとり、また資料が皆無のものについては、業界資料による原単位を使用して推計した。またエネルギー関係（石炭、石油、電力）については新地金の投入比率により推計した。

(iii) アルミニウムについては「非鉄金属製品統計年報」の原材料統計の消費量を採用し、これに国内供給平均単価、またはC.T単価を乗じて投入金額を算出した。ただし、水晶石、電極は一部自家生産のものもあるので産出側の資料を勘案して投入した。

(iv) 伸銅品については、非鉄金属製品統計年報の原材料統計を採用し、これに単価（国内供給平均単価、またはC.T単価）を乗じて投入金額とした。

エネルギーについては電力、B重油の消費量は上記年報から採用したが、その他の石油製品は産出側の割当枠を用途的、金額的に疑問をきたさない限りそのまま投入した。

(v) アルミニウム圧延品の原料投入の資料は、「非鉄金属製品統計年報」の原材料統計を使用した。このセクターも伸銅品と同様に推計した。

(vi) 電線ケーブルも伸銅品同様原料投入の資料として「非鉄金属製品統計年報」の原材料統計を用いた。またこの資料に掲載されてなく、産出側の資料で投入品目が判明しているものについては、投入内容に疑問がない限りその金額をそのまま投入した。

(vii) その他の非鉄金属一次製品については投入根拠となる明確な資料がなく、その内でも、鉛管、鉛板、減磨合金、はんだ、亜鉛板は主原料がわかっている。これらは、いずれも非鉄金属製品統計年報および非鉄金属等需給統計年報から投入金額を推計した。

ただし、そのほかの製品については資料がなく、35年の「非鉄金属工業の概況」または工業統計表の原料比率等を用いて推計した。

(viii) 屑、副産物の問題点

屑の投入については資料として「25年本邦鉱業趨勢調査」の原料受払（二次原料）および「35年非鉄金属等需給統計年報」の年別需給表を採用した。

同一セクターで発生（消費する回転屑についてはこれを除き、購入した屑、すなわちnetの消費量=消費量-発生量）を投入した。

副産物には、ニッケル製錬のカラミとして発生する硅酸石灰（「その他の化学肥料」31189）があるので、これを当該セクターの「その他の非鉄金属地金」（34219）にマイナスの投入をした。

この場合の数量は業界より直接聴取し、単価は化学統計資料によった。

(2) 間接費投入に関する推計

間接費推計は経済企画庁間接費調査と「趨勢調査」とによるものである。企画庁間接費調査による調査項目は、鉄鉱石、非鉄金属鉱石、その他の鉱業、非鉄の分類で調査されており、これをI-O分類のセクターに対応させて分割した。

分割方法としては、品目によって

・勤労所得の比率（交際費、旅費、広告、電信電話、郵便、その他の公共サービス、事務用品）

・減価償却の比率（その他の対事業所サービス、不動産賃貸料、損害保険）

・ C. T額の比率（新聞、その他の印刷出版、上水道、）等を用いて配分し、この方法によらないセクターの配分は30年表を参照して別途推計した。

なお、機械部門担当の産業修理部門は産出側の要請金額を調整の上投入した。投入セクターは 360390 産業機械修理、360490 一般産業機械および装置修理、360590 事務用機械修理、370390 その他の電気機械修理、382090 鉄道車両修理、の 5 部門である。

(3) 勤労所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税、補助金に関する投入推計。

i 勤労所得の推計は資料として、鉱山、非鉄金属地金部門は「本邦鉱業趨勢調査」を非鉄金属二次製品は「工業統計表」をそれぞれ参考とし、労働省の「勤労所得調査」と照合の上投入した。

ii 営業余剰の推計資料も、鉱山、非鉄金属地金部門は(i)と同様に「趨勢調査」を、再生非鉄金属および非鉄金属二次製品については上場会社総覧による業種別営業利益表を参考として適宜配分した。

iii 資本減耗引当の投入についても、鉱山、非鉄金属地金は「趨勢調査」、非鉄金属二次製品は「工業統計表」を主として利用し、経済企画庁の推計資料と勘案して投入した。

企画庁の調査項目は、鉱業、非鉄金属であり、その内鉱業部門は当室調べの減価償却費の総額とほとんど一致していた。しかし、非鉄金属部門は金額的に相違をみたが、企画庁資料を優先しセクター分割をした。

iv 間接税、主として経済企画庁の資料による。この調査は鉄鉱石、原塩、非鉄金属鉱石、その他鉱業、非鉄で調査されており、これを I-O 品目に対応させて、付加価値の比率によって配分した。

v 補助金、資料は「本邦鉱業趨勢調査」に掲載されている 35 年度新鉱床探査補助金交付実績より投入した。

(4) 運賃、商業マージン額の推計

運賃率の算出根拠は運輸省調べの「商品別運賃収入算出資料」を参照して I-O セクター別に推計した。また商業マージン率については 30 年表を参考とし、当室による業界からの聴取（業界による想定率）とを勘案して推計した。

運賃、商業マージン対象額は取引額 - 非対象額をもって算出し、非対象額は各セクター別に業界の意見を参考として決定した。

以上から運賃額商業マージン額の決定は、

$$\begin{aligned} \text{運賃額} &= \frac{\text{運賃対象額}}{\text{商業マージン額}} \times \frac{\text{生産者単価}}{\text{に対する 運賃、商業マージン率}} \\ &\text{をもって算出した。} \end{aligned}$$

3 産出の推計

アウトプット推計に当っての資料としては「35 年本邦鉱業趨勢調査」、生産動態統計の出荷、原材料の受払統計を使用したが、原則としては投入側の数値を尊重し、物量的、用途的に疑問が生じない限り相手方の数値を採用した。

在庫増減については、製品在庫は比較的資料が確実であるが、流通在庫、原材料在庫については主要鉱物、非鉄金属地金以外は手持資料がほとんどないので解析課調べ（商業センサス、原材料指標からの推計）によって投入した。

輸出入は通関統計の物量、金額を採用したが、輸出金額については、港積渡し価格で表示されているため輸出における運賃、商業マージン率を想定して皮はぎを行ない、生産者価格に直して産出した。

次に部門別に問題点を掲げる。

(1) 鉱 山 部 門

i 金 属 鉱 物

この部門の主要鉱種については消費統計が完備しており、基礎資料が固く、調整過程においてもさほどの問題は起らなかった。

ただし、12209 「その他の非鉄金属鉱物」は各種の品目が数多く含まれているので、全体のバランスを考慮し用途的に疑問が起らない限り投入側と検討の上産出した。また、硫酸焼鉱は硫酸を製造する過程で発生する副産物であるが、これの産出については当方で行なった。

ii 非 金 属 鉱 物

石灰石、硫黄については資料が固いため問題が起らなかったが、砂利、石材骨材、窯業原料鉱物、その他の非金属鉱物については、それぞれに各種の品目が多く含まれており、産出に際して 6 衍全体としてバランスをとったため各品目の産出の精度は若干低下している。

特に砂利、石材骨材については資料がなく、調整段階でも投入において、産出側の全体のバランスを考慮して投入しているので、セクターの精度は低くなっているものと思われる。

原塩については、主として日本専売公社の資料によつて産出を行ない、投入側に資料のある場合はその数値を

優先した。

(2) 非鉄金属部門

この部門も原則として投入側の数値を尊重し、物量的および用途的に疑問がおきない限り、すべて相手方の数値を採用した。投入側に資料がなく、用途的にみて産出側の品目が必要とみられる場合は、当方より業種別（産業部門別）の産出額を提示し、投入セクターへの配分作業は投入側幹事に一任した。

なお、この際の産出の基礎資料は当室の「非鉄金属等需給統計年報」、「非鉄金属製品統計年報」、および「本邦鉱業趨勢調査」などを使用した。

以下、この部門における問題点を掲げる。

i 銅、鉛、亜鉛、アルミニウムのセクターは産出先もほとんど決っている。産出側の資料としては「非鉄金属等需給統計年報」の「非鉄金属の年別需給表」を参考とした。また、投入側に資料がある場合はその数値をそのまま採用した。

I-O品目分類の5桁（新地金+再生地金）で投入しているものについては、新地金、再生地金、を適宜振り分けて6桁に直し産出した。

在庫の推計については「非鉄金属等需給統計年報」から採用した。この資料には、生産業者（製品在庫）、販売業者（流通在庫）、消費者（原材料在庫）に分かれて掲載されているので、推計根拠をこの数値から求めた。

また、半成品、仕掛品在庫は生産額推計の個所で述べたとおり5桁分類で推計していたが、6桁の産出表を作成する必要上C、T比によって分割した。

「その他の非鉄金属地金」は各種の品目が含まれているので、それぞれの品目の用途を考慮し、また、投入側に資料がある場合はその数値を尊重し産出した。

ii 非鉄金属製品

(i) 伸銅品の産出資料としては「非鉄金属製品統計年報」（産業部門別出荷内訳）を参考としたが、この場合投入側において銅製品か黄銅製品であるか、判明しない場合が多かったので、これらの場合は用途により投入側に配分した。

(ii) アルミ圧延品においても「非鉄金属製品統計年報」を産出根拠の資料としたが食糧品、煙草向のアルミはくは投入側の数値をそのまま採用した。

(iii) 「その他の非鉄金属一次製品」は産出根拠となる

べき資料もないので30年表の投入セクターを参考とし用途的にみて消費されるものと思われるセクターには適宜産出枠を提示し、「両者と協議」の上調整を行ない採用した。

(iv) 電線・ケーブルの産出資料としては伸銅品、アルミ圧延品、と同様「非鉄金属製品統計年報」（産業部門別出荷内訳）を用いた。本表では電線を自家補修用として使用されると思われる場合は、すべて40030「建築補修」に一括して産出し、個々のセクターに産出することはしなかった。これは30年表と異なっている点である。電線・ケーブルは産出金額で調整し、数量については当室で逆算した。

(v) 非鉄金属製品の在庫増推計、生産者在庫（製品在庫）は比較的確実であるが、流通在庫、原材料在庫についてはほとんど資料がない。したがって在庫の数値は解析課推計のものを参照し適宜推計した。

iii 非鉄金属屑

35年表ではマイナス投入の方法（屑が発生したセクター（列セクター）はその発生額を非鉄金属屑セクター（行セクター）との交点にマイナス計上する方法）をとった。

非鉄金属屑の発生、および消費数量の内訳は「非鉄金属等需給統計年報」に掲載されている。ただし、この資料は業種の段階で出ているので、これをI-O品目に対応させて推計した。推計根拠となる数量と価格評価については、次の方法をとった。数量はすべてnet量（非鉄金属等需給統計年報における発生量～需要量）をもって表示した。

価格評価についても、やはり同年報に掲載されている「非鉄金属の価格」表の年間中央値から商業マージン、運賃を差引いたものを採用し、この資料によらない場合は地金の価格を参考として別途推計した。

なお、非鉄金属屑の品目内容は「銅・銅合金の故およびくず」「鉛の故およびくず」「亜鉛の故およびくず」「アルミニウム・同合金の故およびくず」「すずの故およびくず」「その他のくず」等が含まれている。

IV 繊維・紙パルプ部門

〔繊維部門〕

1 部門品目分類について

部門品目分類の30年と35年の相違点を具体的に述べると次のとおりである。

(1) 部門分類の30年産業連関表との相違点

- i 合成繊維では「アクリルニトリル系繊維」と「エスチル系繊維」の新合成繊維セクターを新設し、「その他の合成繊維」の品目に塩化ビニルとエチレンの新合成繊維を追加した。
- ii 織物では従来のセクター分類であったのを「その他の繊維雑品」セクターより細幅織物を分けて織物セクターに独立追加した。
- iii 繊維二次製品では「民生用繊維雑品」の中より「製・綿」と「じゅうたんおよびだん通」を一緒にして「製・綿、じゅうたん」を独立セクターに、同じく「衛生材料」を独立セクターとした。また「その他の繊維雑品」より「レース生地」、「組紐」、「網地」、「フェルト製品」、「帆布製品」、「繊維製袋」を分割統合し、名称を「その他の繊維製既製品」とした。

(2) 部門分類の30年産業連関表および国際標準産業分類との相違点

- i 「化学繊維」、「合成繊維」は化学部門に入る。
- ii 「衛生材料」は3910の精密機械部門に分類されている。
- iii 「その他の履物」は繊維部門に入る。
- iv 「衣服身廻品」の中には「皮製身廻品」、「傘および修理」、「ゴム引合羽」、「ビニール合羽」の品目を含む。

2 生産数量、生産金額の推計について

(1) 生産数量の推計

- i 化繊、合成繊維、紡績、織物については生産動態統計が比較的完備されているので、一応生産数量を採用している。
- ii これに対して繊維の二次統計は品目、数量ともにカバレッジが低いので原則として工業センサスの数値を加工して使用している。
- iii 貨加工数量は工業センサスによって製造業者から支給された原材料による分と、その他商業者からの支給された原材料による分とに分かれており、前者は委託者に戻されて、そこから出荷数量として報告されている（4人以上の出荷数量に含まれている）。しかし後者については、まったく報告から洩れないので、この分については追加をしないと、工業センサスの数量は過少評価とい

うことになる。

繊維については、この貨加工分が非常に多いので無視しがたい数量である。

なお、35年は工業センサスの様式が変わったために貨加工量は不明であり、一応加工費収入額を4人以上の出荷額単位で乗じて数量を出し、貨加工高として推定して処理した。

(2) 単価および生産額の推計

- i 生動の出荷金額単価を全面的に使用したいが、品種が細分化されていないために、産業連関表品目分類と一致しないため、使用することができないので、チェック材料として使用し、また市場価格は代表品目だけなので、品種の複雑な繊維の平均単価を市場価格より推計することは不可能である。

よって35年においても工業センサスの加重平均単価を採用することとした。

- ii 工業センサスの数字を採用しているもので、工業センサスの数量表示のないものについては、4人以上の出荷金額+3人以下の出荷金額等+（4人以上の加工費収入額+加工委託原材料消費額）をもってC.Tとした。

なお、委託加工原材料消費額に相当するものは、工業センサスのコストストラクチャーを使用して逆算して算出した。

iii 染色整理の取扱いについて

- (i) 染色整理業者は一部には原反を購入するものもあるが、大部分は貨加工業者であるので、連関表においても、染色整理セクターのC.Tは加工費を探っている（工業センサスの加工費収入額を採用）。

- (ii) このため染色整理のC.Tは全部繊維の各セクターに産出され、物の流れとしては繊維製品は全部染色整理済のものとするために、下記のような方法を探った。

- a 染色整理業者の加工費収入額のうち製造業者よりの委託分については、それぞれの製造業者（繊維業者）の出荷金額の中に染色整理費が含まれている。すなわち工業センサスの単価は繊物でいえば原反だけでなく、一部染色整理済の繊物も含まれたところの単価であるということになる。

- b 次にこれを全部染色整理済のものとするためには、原反分についての染色整理費を加えてやらなければ

ればならぬ。工業センサスの染色整理業における商社よりの貢加工高は、ちょうどこの原反分の染色整理貢とみなされるものである。

c よって各セクターのC. Tとしては商社よりの加工貢収入額を追加し、それぞれの品目の生産額の比率で按分して、染色整理済の単価を算出している。

iv 副産物および屑について

(i) 人絹糸セクターの回収確実は人絹糸の生産過程において副次的に産出されるもので、数量・単価は共に化学統計の数字を採用している。

(ii) 編紡、毛紡、スフ紡、合成纖維紡で発生した落綿、毛屑、スフ・合成纖維屑については生動の発生高数量を採用している。

(iii) 麻袋の副産物金額については農林省の食料品部門より金額を採用している。

3 投入の推計方法

(1) 主要原材料

主要原材料については大部分生動統計で調査してあるので、これを利用することとした。しかし纖維の生動統計は他の生動統計と異り品種別統計よりもむしろ業種別統計の色彩が濃いため、直ちに連関表のセクターに用いられない。

i たとえば、綿糸月報には綿糸の生産関係のみでなく、編紡業者の生産したスフ糸、合成纖維紡績糸等のっている。

また織物月報でも全部の織物品目が一応のっており、当該業種のみが品種別の細分をしていて、その特色をたもっているという状態である。

ii しかしながら一方主原材料については一本で報告されていて、品目別に見合う消費量は不明で、なんらかの推計を加えないと直ちに用いられない。

次にその推計方法を示すと、

(i) 化纖、合成纖維

人絹、スフ、ビニロン、ナイロン、アクリルニトリル、エステル、その他の合成纖維（塩化ビニリデン、塩化ビニル、エステル）についてはそのまま直ちに利用できる。

(ii) 製糸は農林省蚕糸局の原料繭を採用した。

(iii) 紡績

各月報ごとに原料と糸の歩留を出し（実績および業界推定），はじめに当該業種以外の品目（たとえば綿

紡績におけるスフ糸）について、まず純糸分について、次に混紡糸分については適当な混紡率を推計し、各歩留計算を行ない原料（たとえばスフ綿）の消費量を落していく、残りを当該業種（たとえば綿糸）の混紡用消費量とした。

(iv) 織物

織物の場合、原糸はキログラムで重量なのに対し、生産は平方メートルで面積なのでこの換算率がまず問題となる。

これがため当該生産品には当該原糸のみ（たとえば編織物には綿糸、人絹織物には人絹糸）として処理して原材料費のC. Tに対する比率（工業センサスの投入構造比率より算出したもの）や原料糸の産出の状況等により勘案して推計した。

(v) 染色整理

a 機械織物染色整理と毛整理については、生動統計で染料と一部薬品について消費量を調査しているのでこれを採用することとした。

b 手捺染、糸染、メリヤス生地、レース等については資料がないので一応化学セクターから産出された染料の金額から織物染色整理と毛整理の金額を差引いた残りを手捺染、手染、メリヤス生地染、レース生地染め染料とみなした。

(vi) メリヤス製品

生産動態統計数字と工業センサス数字を比較してみると 137.6%（金額比率）で後者が大幅に多くなっているので、工業センサス数字を採用した。しかし投入は生産動態統計の原糸消費量から推計した。

(vii) 製綿・じゅうたん

a 製綿

生産動態統計の原料消費量を採った。

b じゅうたん

工業センサスの投入構造比率より求めた原材料費より運賃マージンとして 5% を差引いたものを基礎として、これを適当の比率で各纖維に分けて算出した。（たとえば、毛じゅうたんおよびだん通は紡毛糸とアクリルニトリル紡績糸）

(viii) ロープ漁網

a 編索条、その他のロープについては工業センサスの投入構造比率より求めた原材料費より運賃マージ

ンとして5%を差引いたものを使用した。

b 麻索条、合成纖維索条……生動統計の原材料消費量を使用した。

c 漁具糸および漁網

生動統計の原料消費量を使用した。

(ix) その他の纖維雑品

工業センサスの投入構造比率より求めた原材料費より運賃マージンとして糸は5%，織物は10%を差引いたものを基礎として、これを適当の比率で各纖維、化學に分けて算出した。

(x) その他の履物

その他の纖維雑品と同じ。

(xi) 衣服身廻品

a 生動統計では代表的な品目を探っているのみであるため、生動統計の原反消費量をメリヤス製品で利用したような方法では使用できない。

b しかし纖維流通統計には輸出船積、小売商渡、縫製用、その他（産業用）という区分があり、それぞれの織物別にその出荷数量が調査されている。

このうち縫製用渡し出荷数量が大体身廻りの原材料の品目別と見合うものと考えられるので、今回もこの比率を使用して原材料費を按分した。

c 原材料費の絶対量については工業センサスの投入構造比率より求めたものから運賃マージンとして7%を差引いたものを使用している。

(xii) 民家用纖維品（寝具、蚊帳、その他の家庭用纖維製品）

工業センサスの投入構造比率より求めた原材料費から運賃マージンとして糸5%，織物10%を差引いたものを基礎として、これを適当の比率で各纖維製品に分けて算出した（たとえば綿蚊帳35%，麻蚊帳40%，合成纖維蚊帳25%等）

(xiii) その他の纖維製既製品

a レース生地・組紐

生動統計の方が工業センサスよりカバレッジが低いが、原材料消費量は大体見合うので、原材料費（工業センサス投入構造比率より算出）から運賃マージンを差引いたものを、上記の生動統計原材料消費量比率より按分して各纖維別に分けた。

b プレスフェルト製品

生動統計の原材料消費量をそのまま使用した。

c 帆布製品、纖維製袋については(xii)と同じく、原材料費を適当の比率で各纖維製品に分けた。

(2) 補助材 料

i 小麦澱粉、甘しょ馬鈴しょ澱粉、スライドファスナー、スナップ、ファスナー・ホック、ホック止、甲馳、縫針、ミシン針、ボタン、はさみは産出数字をその消費量としている。各纖維セクターの生産金額比率で按分した。

ii 薬品は化学部門より産出された数字をレーヨンハンドブックの原単位比率、および纖維資材年鑑の原単位比率で按分した。

(3) 石炭・亜炭

生動統計で石炭の消費量があるのは、人絹、スフ、合成纖維、織物染色整理、毛整理のみであとの業種については消費量がないため、一応産出された数字を工業センサスの投入構造による燃料費の比率で按分した。

なお、生動統計と石炭より産出された消費量を比較してみるとだいたい合っている。

(4) 石油製品

石油部門より産出された消費量を工業センサスの投入構造比率による燃料費の比率で按分した。

(5) 電力消費量

化纖・合成纖維については生動に電力消費統計があるので、これを用いた。その他の纖維部門については公益事業局より工業センサスの電力消費額を産出されたので、そのまま採用した。

(6) 勤労所得

労働省が国民所得統計における勤労所得と一致させた金額を部門別に配分した金額をそのまま採用した。（賃金俸給、社会保険料雇主分担金、非常勤重役俸給等）

(7) 間接経費

i 経済企画庁より産出された間接経費を下記の要領によって行なった。

(i) 勤労所得の比率で配分した項目……福利施設負担費、厚生費、消耗品・備品費、交際費、旅費・交通費、通信費

(ii) 減価償却費の比率で配分した項目……修繕費、動産不動産賃借料、保険料

(iii) C.Tの比率で配分した項目……販売諸掛費、保

管料、広告宣伝費、印刷費、その他の対事業所サービス

ii 化織、合成繊維については法人企業間接費調査集計結果（企画庁）の比率をC.Tに乗じて算出した。

(8) 営業余剰

上場会社総覧による業種別営業利益率を使用して算出した。しかし、上場会社総覧は紡織、化織、その他の繊維製品と完全な業種別でないため修正をしている。

(9) 資本減耗引当（減価償却費）

工業センサスの産業分類の4人以上の減価償却額を算出し、これに最も近い範囲の工業センサス表の

品目分類による出荷額（4人以上）

産業分類による出荷額（4人以上）

の比率を乗じて減価償却費額を算出した。（減価償却費算出表参照）

(10) 間接税

地方公共団体税は、企画庁より配分された金額をC.Tの比率によって配分した。中央政府関係については企画庁より物品税として配分された額を採用した。

(11) 屑、副産物の取扱状況

副産物および屑の取扱いについては「マイナスの投入」方式を採用している。

i 紡績、スフ紡績、合成繊維、毛紡績において発生した落綿および毛屑は農林省部門の織物原料作物（落綿）、繊維用家畜（毛屑）にそれぞれマイナス投入をした。

ii スフ紡績で発生したスフ屑はスフ綿部門、合成繊維屑については一応ナイロン部門にマイナス投入をした。

iii 人絹糸部門において発生する副産物（回収疏安）については繊維部門において発生する数量が不明なので、化学部門より産出された数量・金額をそのままマイナス投入した。

4 産出の推計

繊維部門の産出は化織、合成繊維紡績についてはほとんど繊維部門内で消費されるのでinputの金額をそのまま使用すればほとんど解決がつくが、織物、二次製品関係は産業用に使用されるより最終需要に使用されるのでこの調整が大変であった。

(1) 絹糸、絹紡績産出算出方法

i 生糸、絹紡糸の産出先は繊維部門と輸出でそれぞれ統計資料があるので、その数量を全面的に使用した。

ii さなぎについては水産部門の内水面養殖業（こい、ふな、ます、あゆ等）に全金額を産出した。

iii 縫糸の配分については家計消費で使用したあとの金額を衣料の縫糸として衣服身廻品に産出した。

なお、問題点としては、農林省の生糸の生産量より絹人網で使用される生糸および輸出数量の方がオーバーし、分類不明がマイナスになるので、この分を在庫減として取り扱うこととした。

(2) 紡績産出算出方法

i 繊維部については生産動態統計の消費量とメリヤス製品、その他の繊維雑品、その他の繊維製既製品のinput、数量により算出している。

ii 輸出は関税統計を使用。

iii 生産資材用であるが、これについては産出先に統計あるいは妥当な推定数字がある場合は、優先的にその金額を使用した。

iv 縫糸の配分についてはメリヤス製品用に縫糸数量の1.0%，家計消費で使用する金額については企画庁部門で調査した金額を使用したあとの金額を衣料の縫糸として衣服身廻品に産出した。

(3) 毛紡績産出算出方法

i 繊維部門と輸出はそれぞれ統計資料があるので、その数量を全面的に使用した。

ii 手編毛糸は家計消費で使用する金額について企画庁部門で調査した金額を使用した。

iii 生産資材用は産出先に数字があるものについては、その数字を全面的に採用した。

(4) 麻紡績産出算出方法

i 繊維部門については生動統計の消費数量とメリヤス製品、その他の繊維雑品、その他の繊維製既製品の数量により算出している。

ii 生産資材用については産出先に統計あるいは妥当な推定数字がある場合は優先的にその金額を使用した。

(5) スフ紡績産出算出方法

i スフ糸の産出先については、繊維部門および輸出以外には考えられないで、生動統計の消費実績、メリヤス製品、その他の繊維雑品、その他の繊維既製品のinput数および関税統計の数量のみを産出した。

ii なお、若干生産資材用としてゴム製品、機械部門で使用している。これは産出先の資料より算出された。

(6) 合成繊維紡績産出算出方法

i ピニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、エステル紡績糸、他の合成繊維紡績糸については繊維部門がほとんどで、生動統計の消費実績、メリヤス製品、じゅうたん、他の繊維要品、その他の繊維製既製品の投入数字を産出した。

ii 若干生産資材用としてゴム製品部門で使用している。これは産出先きの資料より算出された。

iii 35年には合成繊維糸の縫糸があるので、工業センサスの合成繊維縫糸金額を家計に産出した。

(7) 織物産出算出方法

織物関係の産出先きは大部分家計と輸出と繊維部門であり、その他は比較的少量の生産資材、家計外消費、事務用品、梱包用である。

i このうち衣服身廻品、民生用繊維既製品、その他の繊維製既製品、衛生材料への産出はそれぞれの投入数字を、生産資材用はそれぞれ産出先きの統計あるいは妥当な推定金額を使用した。

ii 輸出については関税統計の実績。

iii 家計外消費、事務用品、梱包用については産出先きの調査した金額を使用した。

iv 輸入品のエンドレスフェルトについては全部紙パルプ部門に産出した。

v 織フェルトについては在庫および輸出を差引いた金額を紙パルプ部門に産出した。

vi 生産資材用については産出先きの調査した金額を使用した。

(8) 染色整理産出算出方法

i 染色整理の生産金額は加工賃収入であり、すべて繊維に産出される。

ii 産出先きはそれぞれ整理品種名によって各織物セクターへ産出した。

(9) メリヤス製品および衣服身廻品産出算出方法

i メリヤス製品および衣服身廻品の産出については産出先きに妥当な推定数字があるものについては全面的にこれを採用した。

ii 輸出は関税統計の金額を使用した。

iii 家計外消費、国鉄、建設、等については産出先きの調査した金額を採用した。

(10) ロープ漁網

i ロープ漁網の産出については産出先きに妥当な推定数字があるものについては全面的にこれを採用した。

ii 国鉄、梱包については産出先きの調査した金額を採用した。

iii 漁網および漁具糸については水産部門で投入した金額を採用した。

(11) 製綿、じゅうたん算出方法

i じゅうたんについては耐要年数3年以上であるとして輸出を差引いた残を全部民間資本形成に産出した。

ii 製綿については民生用繊維既製品の投入金額を使用し残りを家計に産出した。

iii 輸出は関税統計を使用した。

(12) 民生用繊維製品

i 産出先きに統計あるいは妥当な推定数字のあるものについては全面的にその金額を採用した。

ii 寝具、蚊帳、その他の家庭用繊維製品はほとんど家計で消費されるので、国鉄等で使用される金額の残りを家計に産出した。

(13) その他の繊維製品産出算出方法

i 産出先きに統計あるいは妥当な推定数字のあるものについては全面的にその金額を採用した。

ii 金、銀糸、被覆ゴム、糸抄織糸の生産金額を金銀糸40%，ゴム糸40%，抄織糸20%として推計、さらにゴム糸の金額を家計30%，衣服身廻品40%，メリヤス製品30%と推計して割振った。

iii 解除糸はナイロンの古靴下をほどいた糸とみて、これを全額メリヤス製品に産出した。

iv リノリウムは全額を建設部門に産出した。

なお、問題点としては、上塗りまたは防水した織物については工業センサスの数字である品種別の金額が解らないので分類不明となっている。

(14) その他の繊維製既製品産出算出方法

i 産出先きに統計あるいは妥当な推定数字のあるものについては全面的にその金額を採用した。

ii レース生地は80%を衣服身廻品、20%を家計へ産出した。

iii 網地は農林部門の投入数字を採用した。

iv 雑貨工業の産出先きの数字を採用した。

v 繊維製袋は食料品部門で使用された金額の残を梱包部門へ産出した。

vi 輸出は税関統計を使用した。

(15) 衛生材料産出算出方法

医療用ガーゼ、綿帶は病院、研究機関については産出先の金額を採用し、残り全額を家計に産出した。

(16) 人絹、スフ、合成繊維産出算出方法

i 人絹、スフ、合成繊維の産出先は繊維部門および輸出以外には考えられないので、生動統計の消費量のみを産出した。

ii 副産物の回収疏安は化学セクターへ産出した。

iii 紙製品で使用するスフおよび合成繊維については産出先の金額を採用した。

(17) 在庫数量

i 化織、合成繊維、紡績、織物、ロープ漁網等については生動統計および繊維流通統計があるので、製品、原材料、流通の各在庫は品目別に出して数量に単価を乗じて算出している。

ii 工業センサスを使用しているセクターには、工業センサスの在庫増加額を採用している。

iii 衣服身廻品、メリヤス製品、製綿じゅうたん等の卸売在庫額については、商業センサスの金額を使用した。

iv 織物、メリヤス製品、衣服身廻品、製綿じゅうたん等の小売在庫額については商業センサスの金額を使用した。

(18) 家計消費

当部推計の金額は国民所得部推計金額に対し、当初1,474億円上回っていた。しかし、当部推計金額は当時家計外消費、事務用品部門などがかたまっておらなかったためその後再三国民所得部と調整を行ない、繊維関係の消費金額を6,128億円で調整した。

なお、国民所得部との調整は被服費（繊維以外の身廻品など含む）として行なった。

(19) 家計外消費およびその他

i 家計外消費金額については産出先の金額を採用した。

ii 上下水道、不動産賃貸料、電信・電話・郵便、その他の公共サービス、広告、その他の対事業所サービス、で使用する繊維については、産出先の金額をそのまま採用した。

(20) 修理セクターの産出

企画庁部門より家具修理、楽器修理、履物修理として使用された金額を採用した。

5 マージン率（卸、小売）の推計

マージン率の推計については最初は30年表を作成した時のマージン率を使用したが、その後商業部門で算出した繊維部門のマージン額と、当課のマージン率をつかって算出したマージン額との間に大きな開きが出たので、繊維流通統計関係の系商および織物商の団体に商品の回転回数などを聞いてマージン率の修正を行ない、マージン額の一致に努めた。

6 マージン、運賃対象額の推計

(1) 国内供給額（生産額+輸入一輸出）、在庫純増（製品、半製品および仕掛品、流通、原材料別）、自工場消費、自社他工場消費、他社直売、その他の全額（取引額）を算出し、在庫以下の各項目において商業マージン、および運賃対象額をそれぞれ差引いて、各非対象額を算出した。

(2) 上記で求めた各非対象額を列部門別に分割して算出している。

〔紙パルプ（セロファンを含み繊維板を除く）〕

1 生産額の推計

(1) 生産額の決定

i 生産動態統計調査にて調査しているものについては、原則的には同調査の生産数量を使用した。ただし、パルプは生動より、センサスの方が多く、生動に調査もれがあると思われる所以、センサスの数量を使用した。洋紙ではアート紙とアート原紙、硫酸紙と硫酸紙原紙等は二重計上になっているため原紙分を控除した。

ii 生動にて調査していないものについては、25年の工業センサスの数字を使用した。

この計算方式は、4人以上の事業所の出荷金額+3人以下の事業所の出荷金額-（4人以上の事業所の前年未在庫額一本年末在庫額）+半製品および仕掛品の増減（日銀物価指数にて本年価格に換算した）

iii i, ii 以外のもの

(i) パルプ廃液（パルプ廃液はアルコール以外にも使用されているが、現時点では調査不明であるが、僅少と思われる所以、アルコール用のみとした）についてはアルコール事業局の35年度実績を使用した。

(ii) 粕パルプは今回は、製紙パルプの生産品目として計上することにした。

(iii) セロファン屑については、東京セロファンおよび大日本セロファンの有価証券報告書より平均発生率を

推計して算出した。

(2) 生産金額の単価

生動にて調査している品目については、紙パルプ連合会、板紙連合および機械抄和紙同業会の調査価格を使用した。

なお、セロファンについては前記2社の有価証券報告書より、また、廃液についてはアルコール事業局調。

その他の品目については工業センサスの単価を使用した。

2 投入の推計

(1) 原材料について

i 生動にて調査している原材料については原則としてそのまま使用した。

(i) そのまま使用したもの（単価は産出側のもの）

パルプ材、チップ、原料パルプ、わら、故紙、故織維その他、硫黄、苛性ソーダ、ソーダ灰、晒粉、晒液、塩素、芒硝、硫化ソーダ、亜硫酸ソーダ、二硫化炭素、硫酸

(ii) 産出側の資料を使用したもの

みつまた、こうぞ、黄蜀磨

ii 生動にて調査していないもの

(i) 投入側で推計したもの（単価は産出側のもの）

a 石灰石、石灰については、多量に使用されているが、生動で調査していないので、それぞれの原単位で推計した。

b 竹……竹パルプ生産原単位で推計した。

(ii) 産出側の数字を使用したもの

製糸原料作物のその他、小麦粉、澱粉、織フェルト、麻織物、塩素、塩素酸ソーダ、無水スレイン酸、精製グリセリン、合成ゴム、ポリビニール、アルコール、石油系合成樹脂、染料、顔料、酸化チタン、硫酸アルミニウム、重亜硫酸ソーダ、チオ硫酸ソーダ、明礬、硫酸バリウム、塩化バリウム、けい酸ソーダ、過酸化水素、亜硝酸ソーダ、スフ、ビニロン、ナイロン、ロジン、石けん界面活性剤、澱粉加工、揮発油、灯油、潤滑油パラフィン、重油、石炭、電力研磨材、金網

(2) 原材料以外のもの

i 勤 労 所 得

労働省で国民所得統計における勤労所得と一致させる

ため、（内容は、賃金、俸給、社会保険料、雇主負担金、重役俸給、本社従業員給料等）労働省の数字を使用した。

ii 資本減耗引当

工業センサスの4人以上の事業所の減価償却費を使用した。

iii 営 業 余 利

上場会社総覧による営業利益率を使用して算出した。

iv 勤労所得の比率で配分したもの

福利施設費負担、厚生費、消耗品費、交際費、旅費交通費、通信費

v 減価償却費の比率で配分したもの

修繕費、動産不動産賃借料、保険料

vi 生産額の比率で配分したもの

販売諸掛費、事務用品、梱包、広告、宣伝費、印刷費、その他の対事業サービス、金融

3 產 出 の 推 計

(1) 輸出入について

大蔵省税関部調査の数字を採用した

(2) 在 庫 増 減

i 製品在庫増減

生動にて調査しているものはそのまま使用。

生動にて調査していないものは、工業センサスの年初と年末との差額を使用（ただし、年初年末を物価指数にて年間平均価格に修正した）。

ii 半製品および仕掛品の増減

全部工業センサスを使用。

iii 製品の流通段階在庫増減は、卸売業、小売業の調査結果を使用した。

(3) 各セクターへの產出

i パルプは全部パルプ需給調整（纖維統計調査室、紙パルプ、統計年報に掲載してある）によった。

ii 洋紙、板紙、セロファンについては、

洋紙は洋紙流通統計調査、板紙は板紙連合会調の板紙需給表、セロファンについてはセロファン工業会調のものを大枠として產出した。

iii その他

すべて需要者側の要求した数字を、ある程度審査してそのまま使用した。

V 化學工業部門

1 化学工業の部門分類（範囲）

「昭和35年産業連関表」における化学工業の部門分類を昭和30年表分類と比較対照すると別表のとおりである。

30年表では、化学工業を33部門に分類したが、35年表では国際分類の立場から、動植物油脂、化学繊維、合成繊維、弾薬類、マッヂが化学工業に編入されたことと「写真感光材料」が「写真用品および光学用機械製造業」に組替えられたため47業種となった。

詳細は後述するが、要約すると近年伸長の著しい石油化学工業部門（石油化学製品、石油系合成樹脂）を新設したこと。「熱硬化性樹脂」を新設して30年表の石炭酸樹脂、尿素樹脂、その他の合成樹脂の中の一部を分離してこの部門に組入れたこと。

30年表で「その他の化学製品」に含まれていた一部の品目群を分離して「その他の基礎薬品」を新設したこと。一方、発酵化学製品の中に含まれていたエチルアルコール、添加用アルコールを食料品工業に組替えたことである。

2 部門別生産額の推計

- (1) 部門別生産額の算出に利用した主なる資料を列記すると次のとおりである。

 - 化学工業統計年報（通産省調査統計部化学統計調査室）
 - 化学工業原単位（通産省化学工業調査室）
 - 工業統計表（通産省調査統計部工業統計課）
 - 通産省調査統計部編集による月報、年報（化学工業統計年報および工業統計表以外のもの）
 - 薬事生産動態統計年報（厚生省薬務局企業課編）
 - 農林省振興局植物防疫課資料
 - 通産省軽工業局化学肥料部、および有機二課資料
 - 化粧品統計年報（東京化粧品工業会）
 - 化学工業年鑑（化学工業日報社）
 - 上場会社総覧（東京証券取引所）
 - 化学工業関連業会資料
 - 日本植物防疫年鑑（日本植物防疫協会）
 - 大蔵省国税庁資料
 - 日本外国貿易年表（大蔵省編集）
 - 日本専売公社資料
 - 化粧品工業年報（東京化粧品工業会編）

○ 東日本歯磨工業会、西日本歯磨工業会資料

(2) 部門別生産額の算出

生産動態統計調査のうち、I O表でいう化学工業に属する化学製品は約 400 品目で、この品目については、在庫量、受入量、生産量、自家消費量、出荷量および出荷金額の各項目について製造業者より毎月報告されている。化学工業部門のうち「化粧品はみがき」「医薬品」「農薬」「その他の基礎薬品」(ただし若干の品目を除いて) および「その他の最終化学製品」(若干の品目を除いて) の各部門に属する品目を除く生産額はほとんど、この統計調査結果によるものである。

I O表における価格は統一した生産者価格によるが、「生動」による化学製品の「出荷金額」は「工場渡し出荷価格」と「出荷量」によって算出されたもので、大部分の品目については I O表で要請される価格と合致するものである。

「生動」によって部門別の生産額を算出するに当って特に問題となるのは、

- ① 調査品目の範囲が限定されているため、部門によっては生産額を補充する必要があること。
 - ② 品目数は少ないが、生産量に占める自家消費量の割合の多いものについて生産者価格を再検討することが必要であろう。

①については、工業統計表、「生動」および業界資料等によって、指定調査品目以外の生産量、価格の把握を講じた。

②については、製造原価計算書、原単位、業界資料ないしは製造業者からの聞き取り調査などによって補正した。

「生動」で調査している以外の部門（品目）については、厚生省資料（医薬品）、農林省資料（農薬、化学肥料の一部）、工業統計表、業界資料などによった。

以下、部門別生産額の算出方法ならびに問題点をあげると次の通りである。

i 工業統計表より生産額を算出した場合

$$\text{生産量} = 35\text{年出荷量} + 35\text{年末在庫量} - 34\text{年末在庫量} \quad (\text{A})$$

生產額 = (A) × (35年出荷金額 / 35年出荷量)

金額表示のみで、数量のない品目については

$$\text{生産額} = 35\text{年出荷金額} + 35\text{年末在庫量} - 34\text{年末在庫額} \quad (\text{B})$$

- ii アンモニア、生産量は「生動」による。価格は製造業者数社の聞き取り調査により算出した。
- iii 硫 酸
生産量は「生動」による。価格については出荷分を生動、自家消費分、通産省軽工業局資料および硫酸協会資料をとり、これの加重平均価格によった。
- iv カーバイド
自家消費分の評価は、日本カーバイド工業会の資料、出荷分は「生動」による出荷価格をとり、これの加重平均価格によった。
- v ソーダ工業薬品
塩素ガスを除いては、生産量、価格はすべて「生動」による。
塩素ガス（生動の対象外）についてはソーダ工業会資料によるが、これには、ソーダ工業薬品部門内（塩化物用）の消費量は含まず、他部門で消費されたもののみを計上した。
- vi タール製品
「化成タール」および「その他のタール製品」を除いては「生動」による。
「化成タール、その他のタール製品」については生産量、価格ともすべて日本タール協会資料による。
- vii 環式中間物
「その他の環式中間物」を除いては「生動」および化成品工業協会資料による。
「その他の環式中間物」の算出方式は次のとおりである。
 - (i) 前記 i の(B)式によって、工業統計表の「その他の染料医薬中間物」の生産額を算出した。
 - (ii) (当室で調査した品目) — (工業統計表に掲載している品目)
この品目について生産額を算出した。
 - (iii) イーロ= (その他の環式中間物)
- viii メタノール系誘導品
この部門の生産額はすべて「生動」による。
- ix アセチレン系誘導品
この部門の生産額はすべて「生動」による。
- x 可塑剤、油脂加工製品、石油化学製品、合成染料は数量、価格とも「生動」による。
- xi 火 薬 類
- 「煙火」以外は数量、価格とも「生動」による。
「煙火」の生産額については、前記(1)の B 式によった。
- xii 繊維原料用合成樹脂
数量、価格ともほとんど「生動」による。
- xiii 熱硬化性樹脂、塩化ビニル、石油系合成樹脂、その他の合成樹脂、この部門の生産額はすべて「生動」による。
- xiv 化学肥料 (アンモニア系肥料、りん酸質肥料、石灰窒素、その他の化学肥料)
「配合肥料」以外は数量、価格とも「生動」による。
配合肥料については農林省資料による。
- xv 無機薬品
この部門のうち「その他の無機薬品」を除いては「生動」による。
「その他の無機薬品」の生産額の算出には、環式中間物部門内の「その他の環式中間物」の算出方法に準じた。
- xvi 高圧ガス
「その他の高圧ガス」を除いては、すべて「生動」による。
「その他の高圧ガス」の生産額の算出方法は、環式中間物部門の「その他の環式中間物」の場合に準ずる。
- xvii 硝化綿・セルロイド、塗料、石けん・界面活性剤、印刷インキ、数量、価格とも「生動」による。
- xviii その他の基礎薬品
若干の品目を除いては「生動」によったが、それ以外は工業統計表により i の(A)式または(B)式によって生産額を算出した。
- xix 医 薬 品
生産額は原生省薬務局企業課編「薬事工業生産動態統計年報」による。
- xx 化粧品、はみがき
化粧品の生産額については、東京化粧品工業会編「化粧品工業年報」による。
はみがきの生産額は、東日本歯磨工業会、西日本歯磨工業会の資料による。
- xxi 農 薬
農林省振興局、植物防疫課資料による。
- xxii その他の最終化学製品

若干の品目については「生動」および通産省有機二課資料によったが、それ以外は工業統計表により

i の(A)式または(B)式によって生産額を算出した。

3 投入産出作業について

(1) 準備作業について

化学工業部門別の投入、産出の推計のために利用した主要な資料を列記すると次のとおりである。

A. 化学工業各部門の共通資料

資料名	編著者
化学工業統計年報	通産省化学工業統計調査室
化学工業原単位	"
本邦化学工業設備の現況	"
化学工業年鑑	化学工業日報社
別冊化学工業プロセスフローシート	化学工業社
工業統計表	通産省調査統計部
通関統計表	大蔵省税關部
上場会社総覧	東京証券取引所
国勢調査	総理府統計局
化学便覧	日本化学会
本邦主要企業経営分析調査	日本銀行統計局
法人企業統計	大蔵省理財局
工業用地統計表	通産省企業局、調査統計部
法人企業間接費調査集計結果	経済企画庁
30年産業連関表	行政管理庁外5省庁

B. 部門別(品目別)の参考資料

I-O表番号	部門	資料名	編著者	
31111	アンモニア	ア系時報 硫酸操業状況報告書 ポケット肥料要覧	アンモニア系製品協会 肥料課 農林省	農林省肥料課資料 磷酸肥料協会資料 磷酸肥料需給月報
31112	硫酸	硫酸協会資料 硫酸手帳	硫酸協会	磷酸肥料協会資料 磷酸肥料需給月報 溶成磷酸協会資料 農林省肥料課資料
31113	カーバイド	石灰窒素工業会資料 カーバイド工業会資料	石灰窒素工業会 日本カーバイド工業会	肥料時報 石灰窒素工業会資料
31114	ソーダ工業薬品	ソーダ工業統計表 ソーダ工業ポケットブック 金曹工業会資料	日本ソーダ工業会 "	磷酸肥料協会資料 農林省肥料課資料 日本無機薬品協会資料
31121	タール製品	コールタール 日本タール協会資料	日本タール協会	日本硫曹協会資料
31122	環式中間物	化成品工業協会資料		日本硫酸協会資料 カリ塩懇話会資料

I-O 表番号	部 門	資 料 名	編著者
31192	高压ガス	カーボンブラック協会資料 無薬品要覧 高压ガス工業年鑑 酸素協会資料	日本無 薬品協会 熔接ニユ ース社
31193	硝化綿、セルロ イド	硝化綿、セルロイド工業会 資料	
31199	その他の基礎薬 品	軽工業局有機二課資料 化成工業協会資料	
31300	塗 料	塗料標準配合 塗料生産計画原材科所要量 塗料生産計画 塗料辞典	日本塗料 工業会 ”
31910	医 薬 品	薬事工業生産動態統計年報	軽工業会 技 報 堂
31921	石けん、界面活 性剤	油脂製品工業会資料 界面活性剤工業会資料	厚生省薬 務局編
31922	化粧品はみがき	家庭用合成洗剤工業会資料 化粧品工業年報	東京化粧 品工業会
31923	印刷インキ	軽工業局有機二課資料	
31924	農 药	農林省植物防疫課資料 日本植物貿易年鑑	
31929	その他の最終化 学薬品	日本B. H. C協会資料 日本農業工業会資料 農 药 軽工業局有機二課資料 化成品工業協会資料 日本合成香料工業会資料 日本樟脑協会資料 日本専売公社資料 写真感光材料工業会資料	天 然 社
39203	写真感光材料		

上記資料のほか、各部門とも原単位、原材料消費状況、経費、管理費のI-O表分類による比率などの投入計数、さらには部門別（品目別）の産業別出荷状況、運賃（率）、商業利潤（率）などについて直接メーカー、商社などの協力を求めた点も少なくない。

つぎに投入、产出の推計準備作業の主なる事項を列記すると以下に掲げるとおりである。

- 輸出入のある品目とI-O表部門分類別の品目の対照、整理および取扱方法の検討。
- 部門別、（品目別）の総供給量（生産士輸出入在庫増減）の算出。

- iii 原材料などの消費統計資料の収集、整理。
- iv 原単位の調査。
- v 経費関係についてのI-O表部門分類別の基礎資料の収集整理。
- vi 雇用関係の同上資料の収集、整理。
- vii 出荷統計などの産出に関する資料の収集、整理。
- viii 化学工業に関連する製品の運賃（率）、商業マージン（率）に関する資料の調査収集、整理。
- ix 化学工業製品の流通在庫に関する資料の収集、整理。準備作業として前に掲げた各項目のうち、(1)、(2)以外の各項目については、投入・产出の推計作業の項で述べることにする。

I-O表では、輸出入量は貿易（通関）統計によったが、この品目分類は必ずしもI-O表分類とは一致せず、また、品質、規格などの点で統一、整理する必要があった。これについては、通産省解析課で整理した資料「昭和25年産業連関表部門別貿易品目分類別輸出入額」の数値を採用した。ただし、30年表では非競争輸入部門があったが、35年表では、これらが全部各部門に格付けして入れられたのが、今回の特徴である。

(2) 投入の推計作業

化学工業部門の投入推計作業においてとくに重点をおいたのは、投入原材料を物量で把握する点であった。原材料は、原単位や原材料消費統計などによって推計できたが、副資材補助材料などの資料が不足していたため、分類不明の比較的大きなものが最後まで残った。

まず、経費、管理費関係については、経企庁の「法人企業間接費調査集計結果」により推算した。

- 勤労所得は主として「生勤」および「工業統計表」を基礎にして算出して雇用者数および現金給与額に本社営業所の人員および給与額を加えたものについて労働省と調整した結果採用した数値である。
- 営業余剰……これは上場会社総覧の損益計算から2～3桁分類の売上げ、利益高を算出し、工業統計表の2桁分類の出荷額に乗じて2桁分類の営業利益額を推計し、これを勤労所得額比率で各部門に分割した。
- 減価償却費……これはI-Oとセンサスの分類を調整し、工業統計表産業分類の減価償却額を算出し、これに最も近い範囲の工業統計表の（品目分類による出荷額）／（産業分類による出荷額）の比率を乗じて一応減価償

- 却額を算出しさるに「本邦化学工業設備の現況」の数値を勘案して、減価償却額を算出した。
- iv 新聞、電信電話、郵便、その他の対事業所サービス、事務用品、旅費、交際費、福利厚生費……産出側（経企庁）の数値を労所得額比率で各部門に分割した。
- v 機械修理、建築補修、損害保険、不動産賃貸料……産出側（経企庁）の数値を減価償却額比率で各部門に分割したが、なお、機械修理は機械統計と建築補修は建設省と調整の上決定した。
- vi 広告……医薬品、化粧品については電通調べの実績が判明しているので、これを採用し、これ以外は産出側（経企庁）の数値を生産額比率および生産額伸び率を使用して各部門に分割した。
- vii 上水道、下水道……「本邦化学工業設備の現況」「工業用地統計表」「工業統計表」などの数値を勘案して、最も適当だと思われる数値を算出し、さらに産出側（経企庁）と調整の上採用した。
- viii 梱包……項目によっては物量で把握できる部分については、当該部門から品目別に投入し、品目ごとに把握できない部分について梱包材料費として一括計上されている。一括計上される梱包費としては生産額の伸び率によって算出した。
- ix 帰属利子、不動産仲介業……産出側（経企庁）が各部門別に配分してきた数値をそのまま採用した。
- x 間接税……産出側（経企庁）の示したものうち指定された品目についての間接税はそのまま採用し、その他は付加価値額比率によって分割した。

(3) 産出の推計作業

産出表について補足すべき事項、問題点の主なるものを挙げると、

- 投入表の場合とは反対の意味で、統一価格と実効価格差のある品目については産出の推計作業上多少の難点を生じた。
- 部門別、品目別の運賃率、商業マージン率および産出先別の部門別運賃、商業マージン対象額——または非対象額——の調査および推計精度の問題である。部門別の運賃対象額、商業マージン対象額表は(2)投入の推計作業の項に掲げたが、調査の難易などの点で産出側から主としてまとめ運賃率、商業マージン率も同様な点から産出側が、主として推計した。化学工業製品は自家消費（自

社他工場消費の場合を含めて）するものが比較的多いので、この調査にはとくに注意した。

- iii 競争輸出入はほとんど通関統計の数値を採用しているが、I-O表は統一価格で評価しているため、この差額は物量表を作成するときに難点を生じた。
- iv 部門別、品目別の在庫については生産者工場在庫（一部の品目については企業在庫を含む）のみが計上されているが、部門別の流通在庫、消費者在庫の把握が現在の統計資料からは困難であったため、これについては商業統計課の資料と「生動」における原材料消費統計の資料を参考にして算出した。

VI 木製品・家具部門、印刷・出版部門、金属二次製品部門

〔金属製品〕

1 分類および生産額推計

(1) 定義および範囲

金属製品は建設用金属製品部門、家庭用金属製品部門、道具類部門、およびその他の金属製品部門の4部門に分かれる。

この4部門分類は30年表と変わっていないが、部門内の包含品目には若干の相異がある。

すなわち、30年表では工業統計表の2桁分類の25家具および装備品、33鉄鋼、18非鉄金属、34金属製品、35機械器具、36電気機械器具のうちから該当品目を選び出してそれぞれの部門を作ったのに対し、35年表では、①まず35年工業統計表の33金属製品製造業に属する全品目を30年表の4部門に分別せしめる。②つぎにこれと30年表の包含品目との対応比較表を作成してその過欠分を調べ、その過欠品目の部門帰属については解析課、機械統計調査室、鉱業統計課および鉄鋼統計調査室と談合の上、決定を行なった。③以上の作業によって、35年表の部門別包含品目の中内容に工業統計表よりじかに求めた品目表とは、下表のような相異を見るに至った。

建設用金属製品部門

重油燃焼装置を削除

家庭用金属製品部門

{ 日用銑鐵錫物…入る
〃 可鍛錫鐵錫物…入る

道具類部門

合板せんだし刃物	……入る
木工機械用	〃
その他の刃物	〃
金切のこぎり刃	〃
製材のこぎり刃	〃
その他のこぎり刃	〃
その他の金属製品部門	
貨幣	……入る
ほうろう製台所、食卓用品入る	
〃 酒造タンク	〃
〃 化学用	〃
〃 衛生器具	〃
その他のほうろう製品	〃

セソサスの板金製タンクを分割

なお、このほかに各部門とも仕掛品半製品の在庫増をC.Tに含めた。

(2) C.T算出作業

35年工業統計表より従業者4人以上の規模の品目別の生産高を求め、これに規模3人以下の分の補充を行ない、品目別のC.T額を算出し、これを積み上げて部門別C.T額を決定した。なお、このC.T中に製造品の仕掛け品および半製品の在庫増分と製造小売分の加算を行なった。

2 投入の算出

(1) 投入調査

金属製品は各部門とも産出製品の種類が多く、事業所規模も概して小さい。また有力な工業会や協会も少ないなどのために適当な投入資料が少なかった。このため部門別に関係事業所を訪問し、資料および情報を聴取した。

(2) 投入表の作成

i 収集した原単位表、または産出数製品に対する原材料消費額の資料を統合調整のうえ、第一段階としての構成比表を作成し、さらに、30年投入表および事業所から聞き込み情報等を種々参照して原材料品目の追加、またはこれによる修正等を行ない、これに工業統計による原材料消費額（各セクター別に算出）の「わく」に引延ばして第一次のインプット原表を作成し、調整作業段階で逐次修正した。

ii 間接費の算定

投入のうち原材料燃料を除いた部分については、

- (i) 勤労所得は労働省の推計をそのまま採用した。
- (ii) 資本減耗引当は工業センサスの減価償却額を部門別にわり振って算出した。
- (iii) 営業余剰については、上場会社総覧、中小企業経営

指標とともに(iv)の間接費調査よりの引伸ばし、結果のチェックまたは修正を行なった。中小企業経営指標で該当業種の売上高対経費比率、売上高対営業余剰などの比率を参考に使用した。

(iv) 旅費、交際費、福利厚生費、間接税等の間接費については、経企庁が実施した間接費調査の引き伸ばし結果を利用したが、しかしこれは付加価値額中の勤労所得、減価償却額、営業余剰のバランスを考慮して算定したものである。

3 産出の調整

金属製品の産出は、その配分に関する資料が皆無であるので、まず品目別に通関統計によって輸入額、輸出額を求め、さらにC.T推計の際に得た生産者製品在庫の増減を調べ、これからその他に配分すべき計数をまず作成した。しかし、金属製品を投入する側の請求数字は、いずれの部門においても $\frac{1}{2}\sim\frac{1}{3}$ 程度の低額にしか達せず、このためかなりの配分残が生じたので、やむを得ず主に品目の内容、業界の情報等を参考にして極力需要先に配分するように努力した。

この作業においてとくに問題になった相手方部門は建設部門、家計消費部門、政府消費部門、資本形成部門であった。

4 運賃、マージン対象額の算定

需給統計をもたない金属製品部門は、この作業に応じ得る何らの情報も入手できない立場にあり、メーカーからのヒヤリングによる方法が唯一の手段であった。今回の場合も数メーカーに数種の品目について卸売段階へ出すか出さぬか、また販売部をもっているメーカーに当該品目のマージン率をヒヤリングすることによって、作業のための情報を収集するようにした。

〔木製家具部門〕

1 定義および範囲

木製家具部門は、工業統計2桁分類23、家具、装備品製造業に属する品目群のうち、金属製家具製造業を除いたものであるが、なお工業センサスで239その他の家具装備品製造業のうちの品目には、木製のものと、金属製のものが混在しているので、ロッカー、その他の事務所用、店舗用装備品の品目はその $\frac{1}{2}$ 、窓、とびら用日よけはその $\frac{1}{2}$ を木製のものとみなして、この分を木製家具部門に加え、またこれ以外の残を金属製家具部門に移譲した（数字はいずれも生産額についてのもの）。

2 C.T算出

木製家具部門のC. Tはすべて35年工業統計表に依拠した。なお、このC. T額中に製造仕掛品、および半製品の在庫増分と製造小売分（商業統計より）の加算を行なった。

3 投入の算出

木製家具の投入は主として東京都内の数メーカーからの聞き込みによったが、このほか「わが国における木材需要の構造調査」および林野庁資料などをも参照し、主資材のフレーム作成および副資材の構成等のチェックを行なった。

具体的な投入表の作成について、「金属製品部門」を参照されたい。

4 産出の調整

木製家具の産出配分はまず輸入、輸出額、在庫額増を求めて、つぎに各産業、最終需要等に配分すべき数字をきめることとした。家計、政府および各産業からの請求数字を採用し、とくに機械、電気機械、建設部門との数字を検討し、また、相当の配分残を一括して事務用品部門に配分した。

〔金属製家具部門〕

1 定義および範囲

金属製家具部門は、木製家具部門で述べたように、工業統計2桁分類23家具、装備品製造業に属する品目のうち金属製家具、金属製事務用家具、その他の金属製家具とベット用スプリング、クッション用組スプリング、ロッカー(%)、その他の事務所用・店舗用装備品(%)、窓とびら、日よけ(%)、のほか、33金属製品製造業の金庫、金庫の部品取付具1、付属品を加えたものである。

2 C. T の 算 出

金属製家具部門のC. Tは、工業統計表に依拠した。

3 投入の算出

木製家具部門と同様、東京都内の数メーカーからの資料および聞き込みによった。

4 産出の調整

金属製部門のアウトプットは家計、政府消費および建設、輸送用機械等の特別な産業を除いてすべて、資本形成部門に一括配分した。このやり方は行管、企画庁との合議の上調整段階できめられたものである。

〔木製履物〕

1 定義および範囲

木製履物はこれ自体で1部門をなし、包含する品目内容として木製サンダル、下駄を対象としている。

2 C. T の 算 出

木製履物のC. Tは、すべて工業統計表に依拠している。なお、このC. T額中に製造仕掛け品および半製品の在庫増分と製造小売分（商業統計より）の加算を行なった。

3 投入の算出

木製履物の投入は主として東京都内の数箇所の履物卸商からの聞き込みによって、原材料名およびその構成比率を決めて算出した。

これは木製サンダルと下駄に分けて各構成比率を決めてからC. Tをもとに構成額を求めた。

4 産出の調整

木製履物の産出は、その大部分が家計消費であり、残りは家計外消費であるので問題はあまりなかった。在庫増および輸出分（税関統計より算出）を求める、その残りを企画庁作成の資料により家計と家計外に配分した。

〔その他の木製品〕

1 定義および範囲

その他の木製品は、工業統計分類では木材、および木製品のうち製材、合板チップ部門および杭木、電柱等を除いた2213以下の全商品群からさらに2241木製履物業、2291木材処理業を除いたものに以下の品目を加えたものである。

加わる品目群

コルクせん、生圧捺コルク板、炭化コルク、その他のコルク製品、葬儀用品（かんを含む）、漆器製家具、漆器製台所、食卓用品、漆器製芸術品、装饰品、その他の漆器製品、仕掛け品半製品。

これらの生産額はいずれもセンサス2.桁分類39、その他の製造業の該当品目で工業統計表より算出した。

なお、在庫増、仕掛け品、半製品増を加えたことは他の部門のC. T算出と同様である。

2 投入の算出

この部門の投入は木材が大宗をなしていることは当然であるが、包含品目内容が複雑多種にわたっているので、副資材の構成が問題である。工業会、協会も少なく、適当な投入資料が少なく、参考資料として、①「わが国における木材需要構造調査」、②「わが国における木材需要の長期的な見通し」、

（ともに木材資源利用合理化推進本部発行）昭和35年産業連関表における林業、狩猟業、製材、合板、チップ、林道および治山部門の推計とその結果（農林大臣官房調査課編）を使用したが、これらはいずれも、主要資材のインプットフレーム作成またはチェック等には役立つ程度であった。

このため東京都内の規模の大きな数事業所を実地調査して投入資料を収集した。

3 産出の調整

その他の木製品の産出はその配分に関するデーターが皆無であるので、まず品目別に通関統計によって輸入額、輸出額を求め、さらにC.T推計の際に得た生産者製品在庫の増をしらべ、これからその他に配分すべき計数を定めた。配分は投入側の請求数字のほか品目内容によって産出が当然考えられる部門に極力配分するように努力した。しかし、この部門も金属製品部門と同様、品目内容が多岐にわたり、また、他に分類されないその他の製品、木箱等の配分根拠資料作成に苦しむ品目が多いのでかなりの配分残が生じ、やむなく最終的に梱包、事務用品等の仮設部門に産出せざるを得なかつた。

4 運賃、マージン対象額の算定（金属製品部門参照）

〔新聞部門〕

1 定義および範囲

新聞部門の定義範囲は30年表と全く同様で、日刊新聞紙、非日刊新聞紙、新聞広告料収入を包含している。

2 C.T の算出

新聞のC.Tはすべて工業統計表に依拠した。30年表の作成が印刷インキと新聞用紙の消費額および副資材費の積みあげ計算から求めたのに対し、35年は、この方式によらず、まず工業統計の数字を算出し、つぎに調整過程において家計消費の請求数字や洋紙業あるいは印刷インク業より新聞部門への新聞用紙あるいは印刷インクの産出等から隨時再検討を行ない、漸進的にC.T額を固めて行くという彈力的な立場で進めることにした。これは成長率を考慮すると35年工業統計表の数字と30年表による数字にかなり矛盾があり、しかも30年表当時と異って、印刷動態調査もなく、日本新聞協会等の業会資料もカバレージが充分でない等のため、この問題について適確な判断が行なえなかった事情があったためである。数段階の調整作業の結果、判明したことは、センサス数字はとくに非日刊紙が過少であることがわかり、この分の積み増し分を調整過程で若干加えることになった。つぎに問題になった点は、新聞広告料収入で、これは広告部門へトランسفァする関係であって、広告部門との調整に時間をとった。

3 投入の算出

新聞部門の投入資料は、朝日、毎日、読売、日刊、工業等

の大手新聞社からの聞き込みにより紙、印刷インキ等の大枠となる資料を収集し、その他副資材については30年表のパターン、日本新聞協会の情報等を参考にして推計を行なった。間接費、営業余剰、資本減耗、勤労所得についても金属部門で行なった方法と同様である。

4 産出の調整

新聞の産出は家計消費が大部分であるが、このほか多くの産業、サービス事業所、官庁などもかなりの購読量をもっている。しかし新聞の購読量は事業所の経費に包含されそれを分別して新聞代いくらということは求め難い。このため新聞の産出は産出側で各産業に配分した。配分方法は産業については事業所統計の従業者規模別事業所数をもとに、従業者規模の大きい事業所では幾可級数的に購読量が多くなるものと仮定し、規模3人以下の製造事業所は家計消費ですでに計上しているものとみ、また飲食店旅館等のサービス部門も増加せしめる等の考慮を払った。このようにして算出した購読量に購読単価をかけ、1年分を計算してこれを投入担当者に手渡し、細部の配分を行なつてもらうようにした。家計消費、政府消費はそれぞれの請求数字について協議して決定した。

〔その他の印刷出版〕

1 定義および範囲

その他の印刷出版部門の定義範囲は30年表と全く同様で、1部門を形成し、包含品目として工業統計表の品目である書籍、雑誌、定期刊行物、パンフレット、広告料収入、その他の出版印刷物を含みこれに紙幣印刷を加えたものである。

2 C.T の算出

その他の印刷物のC.Tはすべて工業統計表に依拠したが、このほかに大蔵省印刷局の活動分をも加えた。したがって30年表の作成が印刷紙消費額と印刷するに必要な原材料費を積み上げて計算したのに対し、35年のC.T作成の方法は全く異なる。この点についても新聞のC.T算出の項で述べたような事情があつたためであつて、C.T額の最終的な決定には調整過程での問題点を検討し、場合によってはこれを受け入れる等の弾力的な立場で進めた。

3 投入の算出

その他の印刷出版部門の投入資料は、東京都内印刷事業所と出版事業所について収集した。しかし事業の内容が多岐にわたるため算定は困難であり、印刷工業会の意見、30年表の投入パターンを参考に印刷事業所の専門的知識を参照しながら紙、印刷インキの比率を定め、つぎに主要な副資材のイン

プットを決める等逐次枠をしづらって行った。

間接費、営業余利、資本減耗、勤労所得については金属部門と全く同様の方法で作成した。

なお、このようにして作成された投入は調整過程で洋紙部門、また印刷インキ部門の産出と突き合わせを行ない、かなりの修正を行なった。

4 産出の調整

印刷出版の産出はいずれの産業とも交渉をもっている。今回の作業ではすべて企画庁の間接費調査の結果を利用した。

この結果は印刷出版の産出の大部分を埋めることができたので、この結果をもとに30年表の産出パターンと比較して2～3の産業を訂正し、配分残を一括して事務用品部門に産出した。

VII 鉄鋼部門

基礎産業である鉄鋼業は、投入構造がかなり複雑であり、需要部門もきわめて廣汎にわたるので、その投入産出関係を産業連関表の形でとらえることは、相当な困難がともなう産業の一つといえよう。

一方、これを産業連関表の活用という面からみれば、需要部門が多岐にわたる生産財産業があるという点から、波及効果の追求を通じ個別産業を分析するという産業連関表独自の活動分野からすれば、最も利用度の高い産業の一つであろう。

1 部門分類

昭和35年表における部門分類は次のとおりである。

銑 鋼

フェロアロイ

粗 鋼——粗鋼部門は伊別投入構造の相違と炉別ウェイトの

変化を考慮すれば、少なくとも投入面は細分しておくことが望ましい。

熱間圧延鋼材——産出面においては、普通鋼熱間圧延鋼材と特殊鋼熱間圧延鋼材に二分化した。投入面においては

熱間圧延鋼材として一本で取扱った。

鋼 管——熱間圧延鋼材と同様に産出面は普通鋼钢管と特殊钢管とに二分化し、投入面においては钢管として一本で取扱った。

冷間仕上および鍍金鋼材——産出面は冷間仕上鋼材と鍍金鋼材とに二分化し、投入面においては一本で取扱った。

鍛 鋼
鑄 鋼 } 産出および投入面とも一本で取扱った。
鑄鉄管

2 品目分類

昭和30年表の場合と同じく、生産動態統計調査の品目分類をそのまま採用したが、副産物等については、製鉄業参考資料の品目分類によった。

なお、生産工程で発生した発生屑については、それを発生原別に区分して、それぞれの部門において推計したが、ストーン方式の採用により、生産額には含まれていない。

3 生産額の推計

生産額は原則として品目別生産数量に年間平均生産者価格を乗じて算出した。

(1) 生産数量

生産動態統計調査の指定品目については、同調査の生産数量をそのまま採用した。

副産物等については、製鉄業参考資料による生産数量を、発生屑については原単位（業界問合せ結果による）より推計した数量を、それぞれの数量として採用した。

(2) 年間平均生産者価格

生産動態統計調査においては、価格調査を行なっていないので、なんらかの方法で推定せざるを得なかった。

推計の資料、手続きについては次の三つの方法によった。

i 業界の関係資料

ii 工業統計表における出荷単価

iii 本作業のため関係メーカー等への問合せ

なお、品目別生産額の算出方法についての、具体的な事項〔部門別生産額表〕備考欄を参照されたい。

昭和35年表の生産額には、工業統計調査の「半成品および仕掛品額」の昭和34年末と昭和35年末の増減と生産動態統計調査の在庫額増減を調整した金額がふくまれている。

4 投入額の推計

(1) 原 材 料

主要原材料については、生産動態統計調査において、消費実績調査が行なわれているので、この結果に control totals 表の単価を乗じて算出した。生産動態統計調査の消費の数値は相当信頼度の高いものであり、調整段階においても、これらの数値はほとんど修正されることなく最終的

に採用されている。

生産動態統計調査品目以外の原材料の投入については、產出側から鉄鋼部門合計として配分された數値を部門別生産額、その他によって関係部門に配分した。しかし、原材料投入額のうち產出額数値による投入額の比率はきわめて低く、部門により若干相違はあるが、平均して15%を越すことはないであろう。

(2) 経 費

昭和35年表の諸経費の推計については、主として企画庁で推計した経費項目別の鉄鋼部門総額を、適当な基準によって各部門に配分した。

(3) 労 務 費

労働省で推計した鉄鋼部門総額を、昭和35年末部門別従業員数（昭和35年12月末調査一鉄鋼統計年報）により配分した。

5 產出額の推計

鉄鋼に関する統計資料は投入面に関しては、相當に豊富であり、かつその精度も高いが、產出面に関しては資料もとぼしく更に定義範囲の相違、精度の問題等もあって產出額の推計は投入額の推計に比べてはるかに困難な作業であった。

銑鉄、フェロアロイ、粗鋼等については需要部門も限定されており、また投入側の消費統計も完備しているので問題はないが、熱間圧延鋼材以下の諸部門については產出側の数値は産業部門別の大枠を決定する資料として調整段階において補助的に利用されたにとどまる。

以下、部門別に產出額推計方法を略記しておこう。

(1) 銑鉄、フェロアロイ、粗鋼

需要部門が鉄鋼に限られており、投入面からの消費実績調査資料もあるのでとくに問題はなかった。

(2) 鉄 肩

鉄肩については昭和35年表については、ストーン方式の採用による全消費量を一応のコントロールトータルを考え、その全消費量に合致する発生量をマイナス投入する方法をとった。

しかし、産業連関表採用品目別の発生を推計することは鉄鋼部門を除いては資料的にも、時間的にもきわめて困難な作業であった。

(3) 普通鋼熱間圧延鋼材、普通鋼钢管

產出側からの推計資料として得られるのは『普通鋼钢材需給統計調査』（通産省）と『鉄鋼用途別受注統計』（日

本鉄鋼連盟）と二つの資料であるが、定義範囲等の関係から直接各部門を把握するには利用できず、調整段階で産業別の大枠を決定するに利用されたにとどまる。

(4) 普通鋼冷間仕上鋼材、鍍金鋼材

普通鋼钢材需給統計調査の行なわれている品目については(1)と同様に推計を行なったが、投入側の数値が尊重されていることは(3)の場合と同様である。

(5) 特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼钢管、特殊鋼冷間仕上鋼材

特殊鋼熱間圧延鋼材については生産業者を対象として用途別払出状況調査が行なわれているのでこれを利用し、钢管、冷間仕上鋼材については業界の問合せ等により推計した。いずれも需要先が機械、金属製品部門に限定されているので、結果的には調整段階において投入側の推計数値を需給バランスがとれるよう若干修正して最終的な產出額とし、產出側からの推計値はほとんど採用されていない。

(6) 鍛鋼および鋳鋼

鍛鋼および鋳鋼は機械部品として注文生産される。推計に利用した資料は、鍛鋼および鋳鋼「鋼種別部門別生産内訳」調査（承認統計として毎月実施）の結果であるが、同調査による部門別区分は、鍛鋼、鋳鋼を利用して生産される完成機械の需要産業別区分となっているので、産業連関表における部門分類と必ずしも一致しないが、適当な調整を施して、これを合致せしめるよう努めた。しかし、調整の結果原則として投入側推計の数値が採用されている。

(7) 鋳 鉄 管

全量が建設補修資材であるので、建設補修部門に一括して產出し、建設補修部門の内部における配分は建設補修担当部門において推計した。

(8) 最終需要部門の推計

- 輸出入はすべて大蔵省の通関実績によった。
- 在庫については生産動態統計、需給統計および消費者在庫の合計の増減を計上した。

VII 機 械 部 門

1 部 門 分 類

35年表における機械関係の部門分類（調整作業用）は、国際分類に対応できるようにとの配慮から、従来に比較して若干の統合、分割が行なわれた。すなわち、30年表と相違したのは次の諸点である。

A. 分割したもの

- (1) 武器のうちから、銃砲弾と爆発物を分離して、部門符号31142「弾薬類」を新設した。
- (2) 民生用電気機器のうちから電気冷蔵庫と洗濯機を分離して36062「電気冷蔵庫、洗濯機」を新設した。
- (3) 産業車両を36036「産業車両」(鉄車、動力付運搬車)38202「産業用車両」(産業用機関車、産業用貨車)、38901その他の輸送機械の一部(産業用運搬車)の三つに分割した。

B. 統合したもの

- (1) 軸受と、その他の機械部品を統合して36070「機械汎用部品」とした。

C. 名称を変更したもの

- (1) 農機具を農業機械とした。
- (2) 発電機械を発電機器とした。

2 部門、品目分類についての問題点

以上のように国際分類に対応すべく種々統合、分割が行なわれたが、これらの問題点としては、

- (1) 統合、分割されたことによってアクティビティベースが全うされず、とくに投入推計に相当の無理を生じた。
たとえば、産業車両を三つに分けたが実際には兼業が多く、投入はC.Tの比等で分割を行なった。民生用電気機器と電気冷蔵庫、洗濯機についても同様である。
- (2) 修理部門については、部門が多くなったため資料不足に悩んだ。修理部門については特にデーターが皆無に近いので、今後資料の整備に努力するとともに、部門の分類についても研究の必要があることが痛感された。

3 生産額の推計について

- (1) 原則として、工業センサスの数値を採用し、一部品目について生動より推計を行なった。
- (2) 従業員4人以上の事業所分についての計算方式は、次の二種を用いて各品目ごとに算出した。

i 数量の判明しているものについては、

$$35\text{年出荷金額} + (35\text{年末在庫数量} - 34\text{年末在庫数量}) \times \frac{35\text{年出荷金額}}{35\text{年出荷数量}} (35\text{年間平均出荷単価})$$

ii 金額のみ判明しているものについては、

$$35\text{年出荷額} + 35\text{年末在庫金額} - 34\text{年末在庫金額}$$

- (3) 3人以下については、すべて出荷額を生産額とみなして、これを加算した。

- (4) 仕掛品および半製品の在庫については、該当すると思われる品目についてのみ工業センサスによって、

35年末在庫額 - 34年末在庫額 = 年間名目増を加算した。

- (5) (3)および(4)において2種以上の品目(業種)にまたがる場合は、4人以上のC.T(上記②のAおよびBの計算によって品目ごとに算出してセンサスの製造業種ごとに積上げた生産額)の比率で按分した。
- (6) 半製品、仕掛品在庫増減の推計

半製品、仕掛け品在庫増減の推計についてはすべて工業統計表(産業編)によった。

なお、C.Tの推計について、工業センサスによらなかつたものは、次のとおりである。

31142	弾薬類	生動(武器の一部)	
35023	銃砲類	" (" "	
34184	機械用鋳鍛造品(鉄)	" (鍛工器、可鍛鉄、銅鉄、錫物)	
34291	" (非鉄)	" (非鉄金属錫物、タイカスト)	
35011	鉄構物		
36070	機械汎用部品中		
0010	軸受	" 種々検討の結果第二次調整会議以降工業センサスを生動に切り換えた。	
38300	自動車	" "	
38501	三輪車	" "	
38502	自動二輪車	" "	
38600	航空機	悉皆調査のため生動の数値を採用した。	
38503	自転車	C.T総額を工業センサスにより推計をなし、内容については自転車工業会の資料から推計した。	
38300	自動車	総額を工業センサスより推計し、これを生産額比で自動車、三輪車、二輪車に3分した。3人以下の出荷額の分割と同一要領	
0210	自動車部品		
38501	三輪車		
0210	三輪車部品		
38502	自転車	3人以下の出荷額の分割と同一要領	
0210	自動二輪車部品		

4 投入推計作業

機械部門は他に比べてその数も最も多く(64セクター)にもかかわらず投入資料が特に欠けていたため、35年表作成に

当って特別調査として鉱工業原単位調査を行なった。

機械はその種類が非常に多いばかりでなく、同一機種であっても、その大きさは大中小と様々であり、さらにそれらの完成品を構成する部分品、付属品も、きわめて簡単なものでも5~10種から、自動車などは数千点、航空機などに至っては1万数千点におよぶ各産業の生産物の総合組立物ともいえる複雑極まるものであって、これが生産に消費される主副原材料や消耗用具なども千差万別、多種多様である。したがつて、それら一々について正確な消費量を把握することは、ほとんど不可能といえよう。そこで今回は、「機械器具基礎調査」として、次の調査方法をとった。

対象……機械工業各業種より比較的専業度の高いもの(80%以上を目指とした)を1業種当たり約4~5事業所として233対象選出し、別資料の調査票様式によって各項目別に調査を行なった。この調査では原材料消費額を主要な鉄鋼製鋳造品、非鉄金属製品の品目別調査とその他の主要原材料品、を含めて、全消費額の80%以上となるよう品目別に調査し、部品についても消費額の80%以上を占めるまで品目別の調査を行なった。

この際の問題点は下記のとおりである。

- (1) I.Oの部門分類と業界の実態とは必ずしも一致しておらないので、勢い兼業の形となった対象が相当数あり、これらの消費資材を業種別に分割することがはなはだ困難であった。
- (2) 調査品目はI.O分類と異らざるを得ぬものが多かつた(調査対象ではI.O分類に見合う品目で会計を行っていない)。そこで業種全体への引き伸ばし作業ならびにインプット推計に当っては直接利用できず、間接的手掛り参考程度にとどまったものも多い。
- (3) 調査対象が少なかった(43工業会傘下238対象)ため、(1業種1対象のものもあった)部門別に引き伸ばしを行なった結果は、業種によって相当大きな誤差を生じたものもある。
- (4) 原材料消費額で報告を求めたが、実際には倉出しベースでしか報告できぬものが多くこの点では正確性を欠いた。
- (5) できるだけ業種別の消費量を調査すべく計画したが、事務所全体の消費量として報告されたものが多く、かつ修理の消費量も分離することがむずかしく、全体としてはやや大きめの消費量となった。

主要原材量、間接費、勤労所得等

○ 主要原材量のC.Tに対する比率については、「工業統計表による投入構造」によって一度チェックを行ない、原材量比率の大きさを検討した。

○ 勤労所得については、種々検討の結果、労働省よりの資料を全面的に採用した。

○ 資本減耗引当、屑副産物、電力消費量については原則として工業統計表によったが、若干手直しを加えざるを得なかった部門もある。

間接費、間接税、営業余剰等については、経済企画庁経済研究所において行なった法人企業間接費調査に基づく資料(集計結果表)を統一的に採用し、各部門への細配分については、C.T額、勤労所得額、減価償却額の3者の比率を按分して行なった。

5 産出推計作業

産出推計作業を行なうに当っては、完成機械を下記の4つに区分して作業を進めた。

- ① 資本財機器(資本形成へ産出される品目)
- ② 耐久消費財機器(主として資本財と家計消費へ〃)
- ③ 生産財(主として内生部門へ〃)
- ④ 消費財(〃〃)

①については、今回ほどくに国民所得統計とのチェックを要求されているため、企画庁国民所得部と数度にわたって調整が行なわれたが、この品目については、部門別のみならず、さらに個々の品目(9ヶタ)にまで下ろして、検討を行なった。

②についても同様であって、この場合、品目(I.O分類9ヶタ)の個々について、資本形成と家計あるいは内生等に産出される割合を各業界、生産動態統計等の資料に基づいて想定しこれを産出の基準とした。

③および④については、各工業会に依頼して、需要部門別の産出割合を検討決定のうえ、産出推計の資料とした。

6 修理部門について

機械修理部門については、国際標準産業分類に基づいて、各修理セクターを、修理対象機械部門に付属できるようにとの配慮から、30年表における、船舶修理および機械修理の二本立てのうち、機械修理について、一応、つぎの16部門に細分した。

- | | |
|-------|-------------|
| 36019 | 原動機、ボイラー修理 |
| 36029 | 工作、金属加工機械修理 |
| 36039 | 産業機械修理 |

- 36049 一般産業機械および装置修理
 36059 事務用機械修理
 36069 民生用機械修理
 37019 重電機器修理
 37029 民生用電気機器修理
 37039 その他の電気機械修理
 38209 鉄道車両修理
 38400 自動車修理
 38509 二、三輪車、自転車修理
 38909 その他の輸送機械修理
 39109 精密機械修理
 39209 光学器具修理
 39309 時計修理

しかし、修理額の推計にあたって、これを、各セクター別に算定する資料は皆無に等しい現状から唯一の手がかりとして、各修理部門に関連するセクターにおける部分品の生産額と間接費を勘案して算出したところ、第一次としての修理額は、合計約4,710億円に達した。また、修理部門における産出についても、ほとんどのセクターにおいて、資料の不足がみられたため、一応、投入側の数値を、そのまま産出したところ、合計で4,636億円となり、修理額のそれに比べて、分類不明率は、1.5%の少差にとどまった。しかし、投入側の各修理セクターごとの数値をみると、修理額の推計と産出とが近似したセクターは、このうち、36019原動機、ボイラー修理、36059事務用機械修理、38909その他の輸送機械修理の3部門のみで、他はことごとく大幅な過不足が生じた。これを大別すると一般機械部門では産出側が修理額を大幅に上回る反面、電気機械部門では、これと全く相反する結果となった。このため、修理総額を除いて、他は、全面的に再検討の要が生じた。このため、当機械統計調査室、各担当官に修理セクターに対応する完成機械の産業別保有率比率を経験的推計させ、この比率を産出構成とみなし、このセクターごとの産出構成を尊重しながら、かつ投入側の修理額投入合計を満たすよう投入側と協力調整した。しかし、この再調整は時期的にかなりおくれたため、若干の投入側セクターにおいては修理額の引上げ等が行なわれ、結局最終的には総額4,975億円と、第一次に比べ約6%増加した。また、このため、産出の分類不明率は平均で9.6%と増加し、とくに、このうち、37039その他電気機械修理は27.7%、38400自動車修理は12.6%の不明率をみるに至った。

修理部門における経過は以上のとおりであり、結論として今回のような細分割による推計は、事実上、困難な問題が多く、次回以後はさらに検討する必要があろう。

IX 軽工業・雑貨部門（ゴム製品、製革および革製品、塗装土石製品、その他の製造業部門）

1 軽工業雑貨部門分類および総生産額算出について

35年表における雑貨部門と称せられるゴム製品、製革および革製品、塗装土石製品、その他の製造業の部門分類は、26年表の主として投入構造に留意した面と30年表における配分構造にも考慮した部門分類とは多少異なり、国際標準分類に準拠したため次表のごとく取扱いを行なった。

30年表	35年表
ゴム製品	ゴム製品
タイヤ・チューブ	タイヤ・チューブ
工業用ゴム製品	その他のゴム製品
(ゴム履物) その他の製造業の履物に移項	工業用ゴム製品 玩具を含む
(玩具) その他の製造業の玩具に移項	ゴム製履物
その他のゴム製品	
皮革および皮革製品	製革および革製品
製革	製革
工業用革製品	工業用革製品を含む
(革製履物) その他の製造業の履物に移項	革製品
(その他革製品) 身の廻り品に移項	革製履物
塗装土石製品	塗装土石製品
11部門	30年表に準ずる
その他の製造業	その他の製造業
玩具・運動用品	玩具・運動用品(ゴム製品を除く)
楽器	楽器
合成樹脂製品	合成樹脂製品
筆記具	筆記具
身廻り品	新設部門
履物	" (履物は木製、革製、ゴム製、繊維製に分割)
その他の製造業	" その他の製造業

(1) ゴム製品

i 部門品目分類

ゴム製品はタイヤチューブ、その他のゴム製品の2部門に分け、ゴム製履物については別にゴム製履物部門をつくった。

30年表ではタイヤチューブ、工業用ゴム製品、ゴム製履物、ゴム製玩具および運動用品、その他の5分類とし、ゴム製履物、ゴム製玩具および運動用品はその他製造業の履物、玩具にそれぞれ移したが、35年表では工業用ゴム製品、ゴム製玩具および運動用品、その他はその他のゴム製品に一括して分類した。

ii 生産額の算出

(i) 再生タイヤおよび更新タイヤ、屑ゴム製品を除くほかは全部生産動態統計調査（従業員5人以上を対象）の結果をそのまま採用した。

再生タイヤおよび更新タイヤ、屑ゴム製品はともに生産動態統計調査の対象外であるため、工業統計調査からそのまま採り前者は285,111と3人以下2,851（全部）の出荷額の合計、後者は284,111と3人以下2,841（全部）の出荷額合計をともに生産額とした。

(ii) ゴム製履物部門ではその他の履物を除いては生産動態統計調査の結果をそのまま採用した。その他の履物については従業員4人以下の事業所の生産量の比重が高いので工業統計調査を採用した。

算出は4人以上については282,119の出荷額+在庫増減を生産額とし、3人以下については2,821の出荷額を4人以上の2,821の構成比によって配分したものを生産額とした。

(iii) 半製品、仕掛品については「事業土石製品」の項を参照、ただしデフレート資料は日銀卸売物価指数のゴム製品指数によった。

(2) 製革および革製品

i 部門品目分類

皮革および皮革製品は製革・毛皮、皮製品（革製履物、身廻品を除く）革製履物の3部門に分ける。製革、毛皮部門の品目分類は製革・毛皮と工業用革製品に分ける。ただし工業用製品のうち吊革、ダストキーパー、ダブルレットキャリヤーについては、293000900「その他の革製品」に分類する。

革製品部門の品目分類は鞄袋物類、腕時計用革バンド、馬具、鞍具および鞭、その他の革製品に分ける。皮製身廻品

（衣服用、作業用の革手袋、衣服用革バンド）は含まない。

これらは衣服身廻品部門に分類する。

鞄袋物類のうち纖維製旅行鞄、金属製旅行鞄はその他の旅行鞄に一括する。纖維製学生鞄およびランドセルは、その他学生鞄およびランドセルに一括する。纖維製ハンドバッグはその他のハンドバッグに一括する。

革製履物部門の品目分類はセンサス分類にしたがって次のように改める。

革靴修理については履物修理部門に移した。

	第一次1.0分類	第二 次I・O分類
0100	男 子 靴	男子大人用革靴
0200	女 子 靴	婦人用革靴
0300	革 製 履 物	子供用〃
0400	革製スリッパ	運動用靴
0500	その他の革製履物	一部革製の靴
0600		官公需用作業靴
0700		その他革製履物（革製スリッパを含む）

ii 生産額の算出

(i) 製革、毛皮部門

(甲) 製革については生動調査（従業者5人以上の事業所を対象）センサスとともに生産量の把握が低いため原皮の供給数量の面から推計を行なった。

(乙) 毛皮については、他の統計がないのでセンサスを探り、4人以上については214111の出荷金額+在庫増減を、3人以下については2141の出荷額全部をそれぞれ生産額とした。

(丙) その他についてはセンサス数量を採用したが、計算は4人以上については291139の出荷金額一ローラースキンの生産額（生動）を生産額とし、3人以下については2911の出荷金額を4人以上の2911の出荷金額の構成比により配分したものを生産額とした。

(丁) 工業用革製品についてはセンサスの品目分類がI.O分類と異なっていることと、生動調査（従業員5人以上を対象）の生産量の把握の方が多いため、生動調査そのまま採用した。

(ii) 革製品(革製履物、身廻品を除く)部門

(i) 全部センサスを採用した。この場合4人以上については出荷額+在庫増減を生産額とし、3人以下については出荷額をそのまま生産額とした。

ただし、3人以下の出荷額が他品目にもまたがり、そのまま採れない場合には、4人以上の出荷額の構成比をとり、これにより分割した。

(ii) その他革製品については、4人以上分の299919からガスマーター用隔膜(生動調査)を除いた。

(iii) 革製履物部門

生動、センサスとも生産把握が低いため、男子大人用革靴、婦人用革靴についてはクローム用革の供給数量および原単位から推計を行なった。そのほかの革靴はセンサスを採用した。(生産額のとり方は革製品の場合と同じ。)

(iv) 履物修理部門

革靴修理額は次の計算方式によって推計した。

計算

35年の革靴の生産量は男子大人用靴が10,164千足、婦人用靴が9,766千足である。

男子大人用靴の30%を年1回修理するとし、その平均修理代を350円とすれば

$$0.164\text{千足} \times 30\% \times 350\text{円} = 1,067,150\text{千円}$$

婦人用靴の修理は主としてハイヒールの「かかと」であるが、修理率は男子用靴より多い。

婦人用靴の生産の10%を1ヶ月1回修理するものとし、修理代を50円とすれば、1年内には600円となるので、

$$9,766\text{千足} \times 10\% \times 600\text{円} = 585,960\text{千円}$$

両者の修理額の合計を35年の革靴修理額とすると

$$1,067,150\text{千円} + 585,960\text{千円} = 1,653,110\text{千円} \text{となる。}$$

(v) 半製品、仕掛品については「窯業土石製品」の項を参照。ただし、デフレート資料は日銀卸売物価指数の皮革指数によった。

(3) 窯業土石製品

i 部門品目分類

窯業土石製品の分類は、30年に同じく建設用窯業土石製品およびその他窯業土石製品に大区分し、

(i) 建設用窯業土石製品には、セメント、板ガラス、耐火れんが、セメント製品、その他の建設用窯業土石製品の5品目を含めた。なお、耐火れんがは6桁表示で「耐火れんが」と「その他の耐火れんが」の2部門に区分した

(ii) その他の窯業土石製品には生産財および消費財的な品目であるガラス製品、陶磁器、炭素製品、研磨材、石綿製品、その他窯業土石製品の6品目を含めた。

ただし、ガラス製玩具、陶磁器製玩具はその他製造業の玩具に移項した。

なお、軽工業統計調査室所管のほうろう製品のC.Tは家庭用金属製品(35021)およびその他の金属製品(35024)部門に移行し、メタルラスのC.Tは建設用金属製品(35012)部門に移行した。

ii 生産額の算出について

11部門の各品目中約80%は、生動調査調べの数字を採用し、残部についてはセンサスおよび業界調査分を併用して算出した。

ただし、センサス採用分については4人以上の出荷金額+4人以上の在庫増減金額+3人以下の出荷金額を生産金額とした。

なお、センサスの3人以下の出荷金額を直接的に採用できない品目については、当該品目と同格に属する品目の4人以上の出荷金額合計を100とする構成比を用いて3人以下の出荷金額を推計した。

また、センサス採用分の生産金額には4人以上の分についてのみ在庫増減金額を加えた。

部門別の生産額算出要領は次のとおりである。

① セメント

生動調べによるセメントの生産金額は袋代などの包装費を除外してあるので包装袋の国内、輸出別使用量に対応する袋代を算出してこれを生産金額に加えC.Tとした。この場合の袋の使用量、国内、輸出別の使用比率、単価などはセメント協会およびクラフト紙工業会調べによった。

② 板ガラス

生動調査の資料による。なお、変板ガラスに属する磨素板は磨板ガラスの素材であるので、これをC.Tから除いた。

③ 耐火れんが

各品目のうち耐火れんが(I.O分類番号33101~1000)および不定型耐火物(I.O分類33101~9100)は生動調査資料により、その他の品目はセンサスの資料による。ただし、粘土るつぼはその他の耐火物(I.O分類33101~9200)に含めてある。なお、センサス採用品目の3人以下の出荷額推計はセンサス分類3059~11, 12, 19の4人以上の出荷

合計額を 100 とする構成比により算出した。ただし、粘土るつぼの 3 人以下の出荷額はそのままの数字である。

④ セメント製品

各品目中コンクリート管、セメント瓦、その他セメント製品の 3 品目はセンサスの資料により、そのほかの品目は生動調査の資料によった。センサス採用品目の 3 人以下の出荷額はセンサス分類の 3081 (11~19) の 4 人以上の出荷額構成比により推計した。

⑤ 他の建設用窯業土石製品

赤れんがおよび石こうボード、プラスターは生動調査資料により、その他の品目はセンサスの資料によった。ただし、石こうボードおよびプラスターの生動調査生産額にはダブリがあるのでこれを採用せず、平ボードの販売額とラスボード、吸音ボードの生産額を合計して C. T とした。なお、生動調査の単位は m^2 であるので、 $3.3 m^2 = 18kg$ (工業会調) としてトンに換算した。また、他の建設用粘土製品の C. T はセンサスの「他の建設用粘土製品 (3039~19)」と「他の石こう製品製造業」の中の「他の石こう製品 (3082~19)」の合計である。

⑥ ガラス製品

各品目のうちアンプル用、魔法びん用ガラスおよび鏡はセンサスの資料によったが、そのほかの品目は生動調査の資料によった。

⑦ 陶磁器

各品目のうちその他 (0700) および陶びん (0800) はセンサスの資料により、そのほかの品目の C. T は生動調査資料によった。

⑧ 炭素製品

各品目のうちピッチコーカス (0300) は工業会調査資料により、その他の品目は生動調査資料による。なお、ピッチコーカスの C. T 金額は工場渡し販売価格である。

⑨ 研磨材

人造研磨砥石 (0220) は生動調査資料により、研磨材 (0100) 及び研磨布紙 (0300) は各工業会調査資料による。また、天然研磨砥石 (0210) およびその他の研磨材 (0400) はセンサスの資料による。研磨材及び研磨布紙の C. T 金額は各工業会調べの工場渡し販売金額である。

⑩ 石綿製品

各品目とも生動調査資料による。但し、その他 (0900) には生動調査の石綿保温材を含めてある。

⑪ その他土石製品

全品目センサスの資料による C. T を算出した。但し、石灰の中生石灰、消石灰、重質及び軽質炭酸カルシウムの C. T は化学統計調査室調べの出荷金額合計を 100 とする構成比によりセンサスの石灰の C. T 金額を配分した。

⑫ 織維板

生動調査資料による。

(4) その他製造業

その他製造業部門中軽工業関係の品目分類および産出額の推計は玩具運動用品、楽器、合成樹脂製品、筆記具、身辺細貨品、その他の製造業及び楽器修理の 7 部門に分けた。

これらの部門中、楽器部門の中のピアノ、オルガン、ハーモニカの 3 品目以外は生動調査ではとらえがたいので、工業統計の数値を用いて産出額の推計を行なった。なお、この場合、企業規模 3 人以下のものによる品目別の産出額を求めるにあたっては、企業規模 3 人以下の産出額を企業規模 4 人以上のものについて、求められる比率で分割した。

2 投入の推計

(1) ゴム製品

原材料算出作業については C. T 作成のように各部門毎に使用した原材料を算出するのが望ましいが、製造工程が複雑なため、ゴム製品製造に使用した原材料を総括することにしたので、部門番号は 30001 (ゴム製品) 1 本として、投入作業を行なった。

i ゴム原料

生ゴム、合成ゴム、ラテックスについてはゴム製品製造業における主要原料であって、合成ゴムを除いて国産ではなく、全面的に輸入に依存し、屑ゴム、再生ゴムについては、輸入も若干あるが総体的には国産でまかなわれている。

単価については、輸入に依存している関係上、安定した価格は望めず、産地の天候異変等による取引価格であるため単価に問題がある。

なお、原材料関係については生動調査で判明する品目については産出側の (消費量 × 単位当単価 = 産出額) 数字を採用し、それ以外のものについては業界資料及び原単位によって算出し、その他産出側の数字を採用した。なお、輸出入は、大蔵省の通関統計の数字を採用了。

ii 間接経費

間接経費はゴム製品一本であるため、これ等の経費部門をゴム製品の各セクターに配分するには次の方法によった。

間接経費中、新聞、電信電話、郵便、その他の公共サービス、その他の事業所サービス、事務用品、旅費、交際費、福利厚生費等については、勤労所得額の比率により、産業機械修理、建築補修、損害保険、不動産賃貸料、不動産仲介業は減価償却額の比率により、その他の印刷出版、上水道、下水道、広告、梱包、間接税はC.Tの比率によって分割した。

また帰属利子については経企庁の数字をそのまま採用した。

iii 勤 労 所 得

労働省の部門別勤労所得を両者調整の上採用した。

iv 営 業 余 利

営業余利は上場会社総覧の損益計算から2～3桁分類の売上利益率を出し、工業統計表の2桁分類の出荷額に乗じて2桁分類の営業利益を推計して、これを勤労所得額の比率で部門別に分割した。

v 資本減耗引当

資本減耗引当は、I-Oと工業センサスの分類を調整し、工業統計表産業分類の4人以上の減価償却額を算出し、これに最も近い範囲の工業統計表の品目分類による出荷額(4人以上)の比率を乗じて減価償却額を算出した。

(2) 燐業土石製品

燐業土石部門では各部門とも電力及燃料は、生動調査による消費量に品目別生産額表の単位当たり単価を乗じて算出したが、産出側との調整の結果、電力については、自家発電分は投入側の数字を、事業用は板ガラス、陶磁器、セメント、研磨材については投入側、他の部門は、センサスの電力を事業用電力として採用することとした。また燃料の中、石油関係は産出側の石油統計販売実績を、石炭関係は石炭需給統計実績をそれぞれ採用した。

原材料関係では生産動態調査で判明するものについては、その消費量を生産額表の単位当たり単価を乗じて各々算出し、これを採用した。また、それ以外のものについては産出側の数字を調整の上採用した。

輸入については通関統計を採用した。

間接費については、ゴム製品の投入要領に準ずる。

(3) 製革および革製品

原皮、国内原皮は、厚生省屠殺統計を使用し、屠殺総量の原皮が製革業に投入されたものとした。

輸入原皮については、大蔵省通関統計を使用し、革製はきものより算出された投入額（主に原材料投入）を累計して、はきもの部門の消費原材料の投入額を決定した。

タンニン材は、大蔵省輸入統計を使用し、輸入量の約75%が製革業に投入されたものと推定し算出した。

無機薬品は調査していないためクローム鞣革の生産量から投入量を推定した。

間接経費はゴム製品の投入に準ずる。

(4) その他製造業部門

その他の製造業の大部分の製品が中小企業の工場で生産されており、品目毎の製品が单一でないために原単位表等もなく、投入作業に必要な資料は皆無に近く、ただ一部工業統計調査資料、生産動態調査資料（原材料消費実績）があるのみで、その他については関係業界等より資料の提供を受けて投入推計を行なった。投入推計作業は下記の方法を用いた。

その他の製造業部門の各品目別投入を求めるため「工業統計表による投入構造」の中分類生産額に対する原材料使用額、燃料動力使用額等の比率を求め、求められた比率をI-O分類による該当品目の生産額に乗じて品目毎に投入額の大枠を算出し、間接経費、資本減耗引当、勤労所得については産出側の数字を調整の上採用した。

一部原材料は30年表の投入作業の投入原材料と指標（通産省調査統計部作成）を参考に作成したが、いずれにしても資料がないため産出側と調整の上投入額を決定した。

輸出入は通関統計の数字採用。

また、間接経費は、ゴム製品の投入方法に準じた。

なお、マッチは、35年表では、国際分類の立場から化学工業に編入されているが、I-O作業は軽工で担当している当部門の投入はマッチ工業界の資料に基いて算出した。

(5) 商業マージン、運賃額推計

$$\text{生産額} + \text{輸入} - \text{在庫増減} = \text{供給計}$$

$$\text{供給計} - \text{自工場消費} = \text{運賃対象額}$$

$$\text{供給計} - \text{自工消費} - \text{自社他工場及直売分} = \text{マージン対象額}$$

上記の算式により各部門毎に（社内移動額及び直売分については業界調）商業マージン対象額及び運賃対象額を算

出した。

(6) 肩、副産物取扱状況

ガラス製部門で、古びん関係は、家計及び小売部門に発生させてマイナス投入とし、これを需要先である酪農品、清酒、合成酒、ビール、調味料、清涼飲料等に産出した。

また、石綿製品部門で、鉛錆綿を鉄鋼部門に発生させ、これをマイナス投入し、機械用鋳造品に産出した。

(7) 商業マージン推計

前述の如く ($C. T + \text{輸入} + \text{在庫増減} = \text{供給計}$, 供給計 - 自工場消費 - 社内移動額及直充分 = マージン対象額) 各部門毎に算出したマージン対象額に卸売マージン率及小売マージン率を乗じてそれぞれ卸売マージン及び小売マージンを算出した。

3 産出の推計

(1) ゴム製品

ゴム製品の産出作業については、タイヤチューブ、その他のゴム製品、ゴム製はきもの3部門に分割して産出作業を行った。タイヤチューブは自動車、自転車等の新車の生産に使用された以外のものは、修理業に産出し、修理から各部門に産出することにした。

自動車、自転車生産に使用されたもの

トラックバス 新車	1台	6本	として算出
小型トラック乗用車	"	4本	
三輪車	"	3本	
自動二輪車スクーター	"	2本	

その他のゴム製品については産出資料不備のため業界の業種別出荷推定を参考としてゴムベルト、ゴムホース、糸ロール、工業用品ラテックス製品工業用と、その他のゴム製品等に分割して産出作業を行なった。

ゴム製はきもの業界の意見を参考にして各部門へ産出した。

(2) 製革および革製品

i 製革の産出作業は、製革、工業用革製品に2分して行ない、製革は品種別であるため用途が判明し主として自部門消費である。工業用革製品は製品の大部分が用途別であるため、下記の方法によって産出を行なった。

工業用革製品の品目別産出は、紡績用革製品（エプロン、ローラー、シート、附属革、ピッカー、工業用クローム）は繊維部門、サドル（自転車用）は自転車部門、ベルト、パッキング、工業用手袋、ガスマーター革は機

械部門の1・0・3桁分類で行ない、各担当部門内で5桁に配分したものを採用し、その他投入側において算出されたものは投入側と調整の上採用した。

ii 革製品、革製履物。革製品は主として家計用品であるため家計担当部門と調整の上全額家計へ産出、革製はきものは用途別出荷より産出を行なった。

iii はきもの修理

製革の産出中はきもの修理用については明確な資料がなく、産出作業は困難であったが、業界その他の参考意見をきき、投入側のC. Tをにらみ合せ修理担当部門（企画庁）と調整の上推定産出を行なった。

(3) 燕業土石製品

i セメント

セメント需用部門別統計により各部門の消費は判明するが、セメント製品に使用された以外のものは、建設用か補修用であるため、I・O表の取扱上、建築建設用、建築補修用は一括して建設部門に産出し、これを建設省にて各部門に配分した。ただし、経費によってまかなわれる建築補修の判明する石炭、鉄道車輌修理部門は建設を迂回させず直接産出した。なお、輸出入については大蔵省の通関統計を採用。

ii 板ガラス

品種別に板ガラス協会資料等を参考にして建設、家具、自動車部門等に算出した。

iii 耐火れんが

耐火れんがの産出は耐火れんが協会調べによる需要部門別出荷資料により判明するが、補修用、建設用であるため、セメントの取扱い同様建設部門に配分し、機械石炭部門の補修の判明するものは投入側を採用した。

iv セメント製品

セメント製品は全品目とも建築、建設用品であるが、この分割を行なわず需要部門毎に産出推計を行なった。

v その他の燕業土石製品

赤れんが、粘土瓦、陶管その他の建設用粘土製品は建築、建設に産出されるが、石膏製品中、焼石膏は投入側の数字を採用した。

vi ガラス製品

ガラス製品にはガラス製品と光学ガラス、ガラス繊維製品があるが、光学ガラスは、カメラとその他の光学機械に産出し、ガラス繊維製品はガラス繊維製品懇話会調べ

による需要部門別出荷内訳表により各部門に産出した。

vii 陶磁器

電気用品は需要部門別内訳比率により産出し、工業用品、理化学用品は補修用に厨房用品は家計、飲食店等に産出し、衛生用品タイル、モザイクは建設部門に、また陶びんは合成酒に産出した。

viii 炭素製品

炭素製品中、電極（固型+自焼）は需要部門別出荷内訳を生動で調査しているので、この資料により各部門に産出した。

ix 研磨材

研磨砥石は、生動の需要部門別出荷内訳により配分を行った。研削材は、砥石布紙用に消費された数量を産出として採用。

研磨布紙、その他研磨材は投入側の数字を採用。

x 石綿製品

石綿工業会調べによる品目別需要部門別出荷内訳により各部門に産出。

xi その他の窯業土石製品

大半の品目が家計、建設で他は分類不明で産出は困難であったが、投入側より出たものはこれを採用した。

(4) その他製造業

他の製造業各部門の産出を作成するに必要な需要統計は皆無であるが、楽器、合成樹脂以外の部門は殆ど消費的な品目なので家計を大口として各部門に算出したが、その後調整期間中に相手側の推計により配分されたものもある。

i 玩具運動用品

玩具運動用品は約76%が輸出向で残り24%を水産業（釣道具及附属器）、家計、教育機関、その他の娯楽業に産出した。

ii 楽器

当部門の産出は家計消費と教育研究機関に大きく分けられるが、需要部門別出荷の資料がないので業界情報により家計に約50%，教育研究機関に約18%，政府、民間資本形成に20%，その他12%とした。

iii 筆記具

当部門産出作成について各部門で事務消耗品として計上されている筆記具については事務用品部門から、個々に投入されるので当部門からの産出は家計部門と事務用

品部門に大別される。

iv 合成樹脂製品

合成樹脂製品の産出は品目別に用途別出荷先が判明するものはこれによって配分したものと、その他の資料により配分したものがある。

v 身辺細貨品

身辺細貨品については、輸出と家計に分けられ、輸出約52%，家計が30%，その他18%となっている。

vi その他製造業

各部門に産出した数値を更に相手側幹事が担当部門に配分したもの、また投入側より推計算出されたものによって産出した。

(5) 在庫推計について

製品在庫、半製品、仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫等に分けられるが、製品在庫、半製品仕掛け品在庫は第2次部門別生産額表より算出し、流通在庫は35年商業部門（御売業、小売業別）流通在庫増減表に基づいて行い、また原材料在庫については原材料在庫表によって、それぞれ該当部門に在庫増減作業を行った。

X 電力部門

〔電力〕

1 C.T の推計

(1) 部門、品目分類について

電力部門は事業用電力と自家用電力に分けて作成を行ない、事業用電力は電気事業者が販売する電力をいい、自家用電力は自家発自家消費電力をいう。

(2) 生産数量と生産金額

電力調査統計月報ならびに電気事業要らんより9電力会社、住友共同電力および黒部川電力についてそれぞれ使用電力についてそれぞれ使用電力量と電気料金の集計を行なった。さらに電気ガス税について35年4月～36年3月の1カ年間をとり、電灯、電力についてそれぞれ按分し推計をした。

自家用電力について電力調査統計月報の昭和35年1月より12月に至る1カ年間の自家発自家消費電力量を推計した。生産金額については30年表と同様の方法により、自家発単価を推計した。

(3) 価格について

i 資料として電気事業報告書、大口電力使用状況報告書集計結果、電気事業要らん、電気事業統計

ii 價格について

事業用電力においては電気事業報告書、電気事業要らんより電灯、電力別に単価を算定した。

さらに電気ガス税率を求め、それを按分して以上の単価にまとめた。

自家用電力については、生産数量は判明しているが、生産額は不明なために、30年表の価格を採用して推計した。

2 投入推計

(1) 電気事業部門の統計は会計年報（4月から翌年3月）となっており、産業連関の1～12月とに期間のずれがあるので、これらの統計を分析して、1～12月に推計を行なった。

(2) 部門別推計に当たっては、電気事業者に照会を行なって推計をした。

(3) 事業用電力の総生産額は、9電力会社の総供給と住友共同電力と黒部川電力の供給であるから、これに見合う投入には、9電力会社と住友、黒部川電力の投入は勿論、9電力会社に売電している電源開発会社、公営電気事業者（卸売電気事業者）、および自家発の電気会社への売電分が含まれねばならない。

4 推計方法

事業用電力

9電力会社については電気事業報告書の費用明細を使い、卸売電気事業者、その他電気事業者については、電気事業要らんの費用明細について部門別推計を行なった。

費用の大宗となっている燃料費については、石炭、石油ごとの項目に消費量と購入金額を求め、それより生産者価格と運賃マージン額とに分離を行なった。

その他の部門については、東電の経理内容を基準として、以下に示す項目について配分を行なった。

i 運炭灰捨費

請負が大部分で88.9%を占め、人夫賃11.1%として推計した。なお、請負費の内容は人件費30%、運賃70%。

ii 消耗品費

被服4.7%，什器7.1%，工具7.8%，文房具、用紙および印刷代28.8%，図書4.7%，営業用消耗品8.7%，自動車燃料3.3%，光熱水道費（電力、ガス、水道費）15.2%，雑消耗品14.5%，その他0.2%。

iii 修繕費

建物補修	13.8%
機械修理	86.2%
iv 需用開発費	
宣伝費	100%
(広告宣伝費)	60.4%
(指導費)	39.6%
v 養成費	
材料費	8.2%
旅費	12.4%
消耗品費	18.9% (図書印刷を含む)
雑費(人件費)	60.5%
vi 諸費	
電話費	14.7%
郵便費	3.8%
運搬費	21.1%
旅費	38.6%
寄贈(寄附金)	21.8%

以上によって細目部門に金額を分配した。そのほか「部門別推計方法」（行管資料）によって勤労所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税を費用明細を分析して配分を行なった。

取替修繕については国民所得と産業連関分析とにおいて最終的な統一意見がないので、この分については資本減耗引当に含ました。

商業、運賃マージンについては30年表の投入割合で想定した枠をとり、商業マージン率運賃率を掛けることによって、最終的計数を得た。

また、副産物として火力発電所より産出されるフティッシュについては窯業部門との交点にマイナス投入を行なっている。さらに卸売電気事業者および自家発より9電力会社に販売している他社購入電力料については、9電力の費用構成にもとづいて分析し、配分した。

自家用電力については30年表作成の構成比によって配分を行なった。

価格評価について

価格中、購入単価のものは30年表による運賃、商業マージン率の投入割合より想定した運賃マージン、商業マージン率により、これを除外した生産者価格を求めた。

3 産出推計

事業用電力のアウトプットは最終需要、産業部門に大別

し、産業用部門は500kw以上と500kw未満に対してそれぞれ集計を行ない1本とした。

電力部門の産出先は319セクターの多きに及び統計上かような細分については不明であるため、業種別までの使用電力量と金額および単価を電力調査統計月報、電気事業報告書より求め、細目分類においては、工業統計表より業種の構成比を参考として配分し、産出先担当部門と調整を行なった。

最終需要部門については、定額および従量電灯の計をとり、商業、金融、不動産、サービスおよび公務等については臨時電灯、大口電灯、業務用の集計とした。

家計消費支出においては、国民所得調査と調整の際、大巾に相違があるので、再検討を行ない、家計消費の資料である定額および従量電灯中には商業兼住宅の商業分が含まれているので、これを分離するため、東電のサンプリング調査による割合を求め、家計消費相当分を推計した。

自家用部門については、電力調査統計月報の35.1～35.12月の間の物量をとり、業種別に集計した。生産金額については不明なため、30年表の単価に稼動状況、燃料源を考慮して業種別に推定した。

4 価格評価

電力については、業種別に単価が異なり、統一価格は困難であるため、業種別に単価を求めた。

また、電力はその本質的性格から、運賃商業マージンは生じていない。

産出先別については、用途別の単価を産業用については、電気事業報告書、電力調査統計月報等から産業別に500kw以上と未満にそれぞれ集計を行ない、一本にまとめた平均単価とし、電気、ガス税は大口電力使用状況報告書集計結果より課税状況をもとめて価格を推計した。

自家用電力については、30年表に用いたものを採用した。

5 物量表について

電力調査統計月報より、産業別・用途別の需用電力量をとり、統計上判明している業種別までとし、以下の細目セクターについては工業統計表を参考として配分した。自家発の物量については電力調査統計月報にもとづき業種別に集計した。

[都市ガス]

1 生産額の推計

都市ガス部門については、都市ガス供給に関する活動に限

定してあるので、生産額は次のように推計した。

(1) 生産数量の推計

ガス事業統計年報から次のように決定した。

$$\text{生産数量} = \text{ガス供給量} + \text{ガス自家使用量} = 4,416,055 \text{千m}^3$$

(2) 生産額の推計

i ガス供給量相当額については、ガス事業会計の財務諸表からガス売上高の74,256.1百万円が得られるので、これに電気ガス税を加えて81,681.7百万円とした。

$$\text{従って、単価} = \text{ガス売上高} / \text{ガス供給量} = 19,785 \text{円/千m}^3$$

ii ガス自家使用相当額についても、上記の資料から製造原価が得られるので、これに一部電気ガス税を加えると7,850円/千m³になるので、単価はこれを採用して次のように決定した。

$$\begin{aligned} \text{ガス自家使用額} &= \text{ガス自家使用量} \times \text{製造原価} \\ &= 2,257.5 \text{百万円} \end{aligned}$$

iii 従って生産額は次のようになった。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{ガス供給量相当額} + \text{ガス自家使用相当額} \\ &= 83,939.2 \text{百万円} \end{aligned}$$

2 投入額の推計

(1) 原材料の数量については、ガス事業統計年報から採用し、その購入単価については、ガス事業会計の財務諸表から採用して、購入額を算出し、これを生産者価格にもどした。

(2) 間接経費および資本減耗引当については、ガス事業会計の財務諸表のものを採用した。

(3) 勤労所得については、ガス事業独自のものと労働省と調整して推計した。

(4) 営業余剰については、ガス事業会計の財務諸表から採用したが、金融帰属サービス分をこれからおとしたので、その分だけ営業余剰が減少した。

3 産出額の推計

ガス事業統計年報では、ガス供給量の分類が、家庭用、工業用（機械、金属、ガラス、化学食品、その他）商業用、公用、医療用、自家使用となっているので、これをもとにして産出を行なった。

XI 商業部門

1 第一次マージン総額の推計方法

商業部門の生産額は他部門と異なり、商品の流通にともなって付加された商業マージン額とする。したがって概念上企

業会計における売上総利益=

$$\text{売上高} - (\text{仕入高} + \text{期首棚卸高} + \text{期末棚卸高})$$

売上原価

が大体これに該当することになる。

商業マージン総額をすばり算出する既存資料はない。とくに売上原価の算出についての仕入額の資料が不備である。そこで仕入額を推計するかわりに商業マージン率を推定し、この商業マージン率を商業販売額に乗じて商業マージン額を推計する方法が考えられる。

今回の商業部門第一次マージン総額推計は、ほぼ以上の考え方で行なわれた。

(1) 商業統計調査による御売業、小売業の商業マージン額

i 業種別商業販売額

まず商業マージン額推計の基礎となる商業販売額については、昭和35年商業統計調査による業種別年間販売額とする。しかしこの調査は昭和35年7月1日に実施されたものであるから、この年間販売額は34年7月1日～35年6月30日間の実績であり、昭和35年産業連関表の要求する期間は35年1月～12月の数値であるから、これをこの期間に修正しなければならない。それには商業動態統計調査による昭和30年基準業種別販売額指数を使用してつぎのとおり修正した。

Ⓐ 商業統計調査小分類業種別年間販売額構成比（34年7月～35年6月）

Ⓑ 商業動態統計調査業種別指数用販売額（35年1月～12月）

Ⓐ×Ⓑ……① 小分類業種別35年1月～12月間販売額

ii 業種別商業マージン率

前項(1)の小分類業種別に見合った商業マージン率②を推計するについては中小企業経営調査（中小企業庁）、個人商工業経済調査（総理府）、中小商業基本調査（通産省）、商業投入調査（通産省）、スーパー・マーケット調査（中小企業庁）、等をはじめ商業マージン率に関する各種の資料を総合使用した。

iii 業種別商業マージン額

上記(1)および(2)項によって算出された①小分類業種別年間販売額と②商業マージン率によって御売業、小売業に関する業種別商業マージン額③を算出した。

商業統計調査による商業マージン額④は

御売業 1,651,019百万円

小売業

714,478百万円

(2) その他の商業マージン額

以上は商業統計調査および商業動態統計調査によって算出する部分であるが、上記④に算入されていない部分を推計しなければならない。それは御売部門では代理仲立業（4211）の手数料収入額、農業協同組合分、食糧管理特別会計分である。また、小売部門にとっては各種商品小売業（4311、4399）と農業協同組合となる。

i 農業協同組合分

農業協同組合については、総合農業協同組合分の第13次農業協同組合統計表（農林省）による。

この統計表によって販売事業を御売部門、購買事業を小売部門に算入するものとし、それぞれの売上総利益および手数料欄の数値を総生産額⑤とする。

御 売 9,520百万円

小 売 20,810百万円

ii 食糧管理特別会計分

食糧管理特別会計については必要経費だけを御売部門の総生産額に加算する。昭和35年度特別会計歳入歳出決算書によって食管業務勘定、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定から経費としての支出済歳出額⑥を計上する。

御 売 27,620百万円

iii 代理仲立手数料 各種商品小売業

前項1—商業統計調査による商業マージン額の計算に算入されなかったつぎのものを別計算する。

商業統計調査による代理仲立業（4211）の手数料収入額⑦を御売部門の総生産額にそのまま計上する。

御 売 46,926百万円

さらに各種商品小売業（4311、4399）の商業マージン額⑧については商品別に分割して別計算し、これを小売部門の総生産額に算入する。

小 売 71,095百万円

(3) 第一次商業部門マージン総額

上記のものによってつぎのとおり御売部門、小売部門の第一次推計総生産額とする。

御売部門 (611000)

Ⓐ …… 1,651,019百万円

Ⓑ …… 9,520 "

Ⓖ …… 27,620 "

(H)	46,926	"
C.T	1,735,085	"
小売部門 (612000)		
⑩ 714,478百万円		
⑪ 20,810 "		
⑫ 71,095 "	(+)	
C.T	806,383	"
卸売部門 C.T 1,735,085百万円		
小売部門 C.T 806,383 "	(+)	
商業部門 C.T 2,541,468 "		

2 第一次マージン額の調整

以上のようにして商業部門の第一次マージン総額が推計されたが、この場合マージン率推定の精度が最も問題となる。マージン率の調査は全産業的かつ統一的なものではなく、1項で述べた諸調査からの部分的な情報しか得ることしか出来ない。したがって、これを加工したマージン総額の推計には多分に誤差があるものと考えられる。このため、われわれは商業部門の第1次生産額推定には強い統制力をもたせず、種々の方法によって推計される商業マージン額に関する情報と照合し、遂次調整を加えつつ、最終マージン額を確めて行く方針をとった。

今回の表自体、生産者価格表と購入者価格表の変換のマトリックス表作成の必要もあり、C.T額は拠目毎の配分を通じて表全体の縦横総合計とぴたり一致しなければならないのであって、実際上C.T額を先に確定することは不可能であった。

そこで、産出表から拠目毎の産出額を通して品目別のマージン対象額をとらえ、I-O表上の取引形態に見合う品目別(セクター別)のマージン率を別途推定することにより、表自体から積上げられるマージン額を計算し、これと第1次商業部門マージン総額とが一致するように、両者のマージン率あるいは対象額を再検討、再々検討することによって最終額を決定した。

この場合両推計を比較する場合、片や日本標準産業分類であり、片やI-O分類であるため業種分類を完全に一致させ比較することが出来なかつたが、出来るだけ業種毎あるいは品目毎にも対応検討を行つた。なお、最終的に一致した額は当然のことながらI-Oセクターの最終調整額の積上げ総額である。

3 投入の推計方法

商業部門の投入推計作業は卸売業、小売業それぞれのC.Tを経費比率によって分割し、これをI-O部門別に組換えた。

(1) 経費比率の推計

商業事業所の経費項目別比率の算出については中小企業経営調査(中小企業庁)、法人企業統計調査(大蔵省)、商業投入調査(通産省)、中小商業基本調査(通産省)、上場会社総覧(東京証券取引所)、法人企業間接費調査(経済企画庁経済研究所)を初め、各種の資料を総合し、推計した。

(2) 経費の算出

以上の経費比率によって卸売部門、小売部門のC.Tを分割する。ただし卸売部門については食糧管理特別会計分⑥が経費の積上げ計算となっているため、この分だけは別計算したうえ合算した。

(3) 投入推計

以上によって経費項目へ分割されたものをさらにI-O部門へ分割、組換えて卸売部門、小売部門それぞれの投入第1次推計とした。

(4) 調整

商業部門が推計された第1次のものを、他部門の産出による計数と調整を遂次行って最終的に決定した。

4 産出推計およびマージン・マトリックスについて

商業部門の産出は他部門の産出に際して付加される商業マージン・マトリックスの縦の累積である。

マージン・マトリックスは卸売マージン、小売マージン別に推計されているが、拠目毎の推計は卸売がセクター毎にやや一律的に計算されているのに対して、小売は産出部門先別(たとえば家計への産出は全額対象)によって対象部門の割合を検討したり、また産出品目別(たとえば手袋や事務用品など物によっては内生部門にも一部対象額した)によって対象先を検討するなど、やや拠目毎の個別検討によってマージン額を推計したのが特色である。

第3節 建設省担当部門

(建設業)

建設業

この部門の作成作業は、建設省計画局調査統計課で行なった。調査統計課内で、さらに建築部門と土木部門および建設補修部門ならびに総括担当部門の3部門分割して作成作業を進め、建築および土木部門の投入額推計資料としての建築工事投入実態調査、土木工事実態調査、設備工事等の実態調査などの実施に際しては建設省營繕局、計画局、都市局、河川局、道路局等の協力を得、また必要に応じて各建設省地方建設局、建設省関係の公団、建設業団体および他の省庁の協力を得た。

1. 定義および範囲

建設部門の部門分類は第1表のとおりである。

産業連関表の調整作業表の部門分類をさらに細分して、建設省内の作業用部門分類を行なった。これは、第1に産業連関表作成においては、投入構造の安定をはかることが必要であり、そのためには、投入構造の異なるものは、1部門独立して扱わなければならない。第2に、産業連関表を利用する場合、利用目的にあった部門分類が必要である。という点を考慮し、また生産額等の推計資料の制約などにより部門分類を行なった。

第1表 建設部門分類

調整作業用部門分類(350部門)	建設省内作業用部門分類		
住宅新建築(木造)	木造住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造	
住宅新建築(非木造)	非木造住宅	鉄筋コンクリート造	
非住宅新建築(木造)	木造非住宅	鉄骨造 コンクリートブロックその他造	
非住宅新建築(非木造)	非木造非住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロックその他造	左の構造別に 事務所・店舗

調整作業用部門分類(350部門)	建設省内作業用部門分類		
			工場・作業所 倉庫・校舎・ 病院・診療所 その他
建設補修			
公共事業	公共事業 (農業、林道、 治山等を除く)	河川砂防	河川改修 河川総合開発 砂防
		道路	海岸 道路改良 舗装新設 橋梁整備 道路補修
		都市計画 港 漁港 空港 災害復旧	河川災害
			砂防災害 海岸災害 道路災害 橋梁災害 都市災害
			港湾災害 漁港災害 鉱害復旧
公共事業	公共事業 (農業、林道、 治山等)	土木	農業土木 林道 治山
		災害	農業災害 林道災害

調整作業用部門分類(350部門)		建設省内作業用部門分類		
その他の建設	その他の建設	電源開発 鉄道軌道	治山災害 国鉄	
			私鉄 地下鉄 帝都高速 その他 上水道	
			下水道	
		電信電話 土地造成 一般失対 坑道建設		
		特需 その他の土木建設	その他の土木 その他の建設 ガス	

2 建設省内作業用部門分類の定義

(1) 住宅新建築(木造)

木造の日本標準建築物用途分類の大分類、居住専用建築物および居住産業併用建築物についての新築、増築あるいは改築することをいう。

(2) 住宅新建築(非木造)

木造以外の居住専用建築物および居住産業併用建築物および居住産業併用建築についての新築、増築あるいは改築することをいう。

木造以外の建築物の構造分類は、建築動態統計により次のとくである。

i 鉄骨鉄筋コンクリート造：主要構造部（建築基準法第2条第5号定義による。以下同じ）が鉄骨鉄筋コンクリート造のもの。

ii 鉄筋コンクリート造：主要構造部が鉄筋コンクリート造のもの。

iii 鉄骨造：主要な骨組が鉄骨またはその他の金属で造られたもの（鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も本分類に含む）

iv コンクリート・ブロック造：鉄筋で補強されたコンク

リート・ブロック造のもの、（外壁ブロック造も本分類に含む）

v その他：石造、れん瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

(3) 非住宅新建築(木造)

木造の日本標準建築物用途分類の大分類のうち、前項（住宅新建築）であげたもの以外の建築物について新築、増築あるいは改築することをいう。

日本標準建築物用途分類の前項以外の大分類の建築物とは次の通りである。

i 農林水産業用建築物：標準産業分類の大分類「A農業」「B林業、狩猟業」または「C漁業、水産養殖業」の用に供せられる建築物をいう。

ii 鉱工業用建築物：標準産業分類の大分類「D鉱業」、「E建設業」または「F製造業」の用に供せられる建築物をいう。（「製造業」には、各々その取扱う物品の修理業または再生業を含むものとする。ただし、標準産業分類の中分類「81対個人サービス業」または「83対事業所サービス業」に属する修理業または再生業を除く。）

iii 商業用建築物：標準産業分類「G卸売業、小売業」「H金融、保険業」または「I不動産業」の用に供せられる建築物をいう。

iv 公益事業用建築物：標準産業分類の大分類「J運輸通信業」または「K電気、ガス、水道業」の用に供せられる建築物をいう。

v サービス業用建築物：標準産業分類の大分類「Lサービス業」のうち中分類「80旅館、貸間、下宿業、その他の宿泊所」、「81対個人サービス業」、「83対事業所サービス業」、小分類「84ガレージ業」中分類「86映画業」「87娯楽業（映画を除く）」「88医療保健業」「89法務」または「92他に分類されない専門サービス業」の用に供せられる建築物をいう。

vi 公務、文教用建築物：標準産業分類の大分類「M公務」または「サービス業」のうち中分類「90教育」「91宗教」または「93非営利団体」の用に供せられる建築物をいう。

vii 他に分類されない建築物：前掲の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

なお、推計作業の段階では、投入構造の安定をはかるた

めに、投入構造の類似した建築物の用途分類によった。それは、日本標準建築物用途分類の各産業の用に供せられる建築物を、次の用途目的別に分類しなおしたものである。

- (i) 事務所および店舗
 - (ii) 工場および作業場ならびに倉庫
 - (iii) 学校の校舎、病院診療所およびその他
- (4) 非住宅新建築（非木造）
木造以外でかつ、居住専用建築物および居住産業併用建築物以外の建築物（非木造の構造分類については非木造住宅の項を参照、また用途分類については前項木造非住宅の項を参照）についての新築、増築あるいは改築することをいう。

- (5) 建設補修
建築物および構築物に関する補修で、自家補修を含む。
なお、公共事業に関する補修は含まない。

- (6) 公共事業（農業、林道、治山等を除く）
i 河川砂防
 - (i) 河川改修：国および地方公共団体の行なう河川改修および維持事業
 - (ii) 砂防：国および地方公共団体の行なう砂防事業
 - (iii) 河川総合開発：国および地方公共団体の行なう河川総合開発事業。また愛知用水公団の事業を含む。
 - (iv) 海岸：国および地方公共団体の行なう海岸事業および伊勢湾高潮対策事業

- ii 道路（街路を含む）
 - (i) 道路改良：国および地方公共団体の行なう道路改良事業
 - (ii) 輸装新設：国および地方公共団体の行なう輸装新設事業
 - (iii) 橋梁整備：国および地方公共団体の行なう橋梁整備事業
 - (iv) 道路補修：国および地方公共団体の行なう道路補修事業でさらに輸装補修と橋梁補修事業に別れる。
 - (v) その他：日本道路公団および首都高速道路公団の行なう事業

- iii 都市計画
国および地方公共団体の行なう都市計画事業で街路事業を除く。

- iv 港湾

国および地方公共団体の行なう港湾事業。

v 港

国および地方公共団体の行なう漁港事業。

vi 空港

国および地方公共団体の行なう空港事業。

vii 災害復旧

- (i) 河川等災害：国および地方公共団体の行なう河川等災害復旧事業および災害関連事業
- (ii) 砂防災害：国および地方公共団体の行なう砂防災害復旧事業および災害関連事業
- (iii) 海岸災害：国および地方公共団体の行なう海岸災害復旧事業および災害関連事業
- (iv) 道路災害：国および地方公共団体の行なう道路災害復旧事業および災害関連事業
- (v) 橋梁災害：国および地方公共団体の行なう橋梁災害復旧事業および災害関連事業
- (vi) 都市災害：国及び公共団体の行なう都市災害復旧事業および災害関連事業
- (vii) 港湾災害：国および地方公共団体の行なう港湾災害復旧事業
- (viii) 漁港災害：国および地方公共団体の行なう漁港災害復旧事業
- (ix) 鉱害復旧：地方公共団体の行なう鉱害復旧事業

(7) 公共事業（農業、林道、治山等）

i 土木

- (i) 農業土木：国の事業については、土地改良事業、干拓事業および開墾事業をいい、地方公共団体の事業については、耕地事業および開拓事業をいう。また、農地開発機械公団の事業を含む。
- (ii) 林道：国の事業については、国有林野事業の林道事業。地方公共団体の事業については、林道事業。また森林開発公団の行なう事業。
- (iii) 治山：国および地方公共団体の治山事業。

ii 災害

- (i) 農業災害：国の事業については、農業施設災害復旧事業。地方公共団体の事業については、耕地事業および開拓事業のうちの災害復旧事業。
- (ii) 林道災害：地方公共団体の行なう林道事業のうちの災害復旧事業。
- (iii) 治山災害：地方公共団体の行なう治山事業のうち

の災害復旧事業。

(8) その他の建設

i 電源開発

九電力株式会社、電源開発株式会社、地方公営企業の行なう電気事業。その他電気事業、日本原子力発電株式会社および日本原子力研究所の行なう発電施設、送電施設、配電施設における構築物に関する建設事業および送電施設および配電施設における構築物の保全。

ii 鉄道軌道

(i) 国鉄：日本国有鉄道の行なう構築物に関する建設事業および施設保全。

(ii) 私鉄：民間の鉄道会社の行なう構築物に関する建設事業および施設保全。

(iii) 地下鉄

a 帝都高速：帝都高速度交通公団の行なう構築物に関する建設事業。

b その他：地方公営企業の鉄道事業の行なう構築物に関する建設事業。

iii 水道

(i) 上水道：地方公営企業の行なう上水道事業における構築物に関する建設事業で、工業用水道および簡易水道を含む。

(ii) 下水道：地方公営企業の行なう下水道事業における構築物に関する建設事業。

iv 電信電話

日本電信電話公社の電信電話線路施設等に関する建設事業および施設保全費。

v 土地造成

民間企業の行なう土地造成事業、日本住宅公団の行なう宅地造成事業、地方公営企業の行なう港湾整備事業における土地造成事業をいう。

vi 一般失対

地方公共団体の行なう一般失業対策事業。

vii 坑道建設

鉱業の坑道に関する起業費をいい、非鉄金属製錬業および石油精製業を除く。

viii 特需

特需の建設事業をいう。

ix その他の土木建設

(i) その他の土木：公共事業およびその他建設部門の

以上の項で推計されない、その他の構築物に関する建設事業で、民間企業、国、地方公共団体の行なう事業をいう。

(ii) その他建設：民間企業が、機械設備の設置する際に伴なう据付工事、および機械装置等の現場組立工事をいう。

(iii) ガス：民間および地方公営企業の行なうガス事業のうち、供給設備に関する建設工事をいう。

3 生産額の推計

(1) 建築部門の生産額の推計

i 推計資料

建築物着工統計年報を推計の主体とし、それを補足する資料として、固定資産の価格等の概要調書（自治省）建設工事施工統計（建設省）国有財産に関する報告、学校基本調査（文部省）国および地方公共団体の決算資料、住宅政策に関する資料（住宅金融公庫、日本住宅公団、公営住宅に関するもの）建設業務統計、法人企業投資実績調査（企画庁）、住宅統計調査（統計局）、農家経済調査（農林省）電気事業統計。

ii 推計方法

全国的な建築工事量を推計する資料として、固定資産の価格等の概要調書の中の家屋についての報告がある。また、建設工事施工統計などもあるが、前者については地方公共団体が調査する関係上、もれが少ないと考えられるが、明確な建築物の年間の増減や適正な価格が把握できないくらいがあり、後者については統計のとらえている時点で、年間50万円以下の工事は捨象しており、調査上のもれなどが考えられて、ともに充分な推計が行なわれない。また、他の資料からは、部分的なものしか推計できない。

そこで、一応全国的な統計として建築物着工統計が発表されているので、それを主体として推計することにした。

この統計は、建築主が建築物を建築しようとする場合に、建築基準法によって、その建築物が合法的なものかどうかを都道府県知事に対して確認のための申請書および工事届を提出することになっている。その書類が提出された段階で、統計をとらえて作られている。

ところが、建築物の床面積合計が $10m^2$ 以内のものは確認を受ける必要がなく、都市計画区域外では、着工届

だけ提出すればよいことになっているため、小建築物（床面積10m²以内のもの）や、違法建築物などが統計にはのってこないというものが考えられる。

そこで、建築物着工統計の補正調査などをチェック資料として、建築物着工統計の数字を、次の点について補正して、建築部門の生産額とした。

- (i) 統計のカバレッジの補正。
- (ii) 統計が着工ベースであるので施工ベースに補正。
- (iii) 統計に表われている工事量予定額は、統計の報告主がそれぞれ建築主であるため、低評価のきらいがあるので、その価額評価の補正。
- (iv) 建築着工統計にはのっていない小建築物についての補正。

(2) 建設補修部門の生産額の推計

i 統 計 資 料

国の35年度決算書、建設省営繕局資料、35年度地方財政統計年報、35年度地方公営企業年鑑、農家経済調査報告、第28次農林統計表、家計調査年報、地代家賃実態調査結果報告書、法人企業統計年報、30年国富調査法人資産調査報告、電信電話年鑑、電気事業要覧、ガス統計、鉄道統計年報、法人企業間接費調査集計結果第1次報告。

ii 推 計 方 法

35年産業連関表では、建設補修部門は、請負に出された補修だけでなく、各企業および民間の住宅等で行なう自家補修分も含めた生産額と定義されているが、資料の関係上、自家補修分については、十分推計されていない感がある。なお公共事業に関する補修は含まれない。

推計資料により、民間企業関係、住宅、国鉄、電信電話、政府関係別等に補修の生産額の推計を行なった。

- (i) 民間企業の建設補修：法人企業統計年報から修繕費をとり、それには機械修繕費も含まれているので、経済企画庁で行なった法人企業間接費調査の結果を利用して、機械と建物その他構築物とに分割した。また法人企業統計は、民間の法人企業についての統計であるので、個人企業分も含める必要がある。そこで30年国富調査から、法人資産評価額と個人事業体等資産評価額の比率を求め、それを先の法人分の補修額に乘じて、民間企業全体の補修額とした。その際に、農林漁業における法人企業の補修費は農林業についての法人企業はほとんど存在しないと考えて、漁業における補

修費とした。また個人企業分については、農家経済調査から別途推計し、その分を農林業の建設補修と考えた。

- (ii) 国鉄・私鉄の建設補修：最終的には運輸省の推計による外注補修および取替資産推計額から、前者を建設補修としたが、チェック資料として、予算書から修繕費の内訳を見て、機械補修費的なものを除くと、ほぼ運輸省推計の総額と一致する。またイ、で推計した運輸通信業の中には、私鉄分も含まれているので、ここで推計した私鉄分を除いた。
- (iii) 電 気 業：九電力株式会社の固定資産額に対する修繕費の割合を、他の電気事業についても適用した。ただし、地方公営企業の電気事業については地方公営企業年鑑より別途推計した。
- (iv) ガ ス 業：地方公営企業のガス業についての修繕費が地方公営企業年鑑から推計できるが、他の企業については推計すべき資料がないので、公営企業の事業費用に対する修繕費の割合を他の企業についても適用した。
- (v) 電信電話：電信電話年鑑より推計した。
- (vi) 中央政府：建設省営繕局資料から政府施設に関する修繕費をとった。また、その中には、産業連関表では、各産業へ格付されるべき政府企業（造幣局、印刷局、食糧管理、国有林野事業、アルコール専売、郵政事業等）分が含まれているので、その分はぬき出して各産業の修繕費に含めた。
- (vii) 地方政府：地方財政統計年報の目的別性質別歳出内訳から目的別に維持補修費をとった。
- (viii) 地方公営企業：前項までで推計してきた交通、電気、ガス事業を除いた水道、病院、下水道、その他、市場、と場、観光事業について、地方公営企業年鑑より推計した。
- (ix) 住 宅：住宅の修繕費は、持家については自己負担、貸家については家賃の中に修繕費が含まれているもの、借主が直接自己負担によるものと考えられる。持家についての自己負担および家屋の借主が直接自己負担する修繕費については、家計調査における修繕費（農家については農家経済調査による）に世帯数を乗じて求め、家賃の中に含まれている修繕費については、家賃地代実態調査から、家計に対する修繕費の割

合を求める、それに借家の世帯数を乗じて求め、前者との合計を住宅の修繕費とした。

(3) 土木部門の生産額の推計

i 公共事業

(i) 推計資料：国の35年度決算書、日本道路公団および愛知用水公団の決算書、首都高速道路公団年報、36年度版建設業務統計、1960年道路統計年報、35年度地方財政統計年報

(ii) 推計方法：国および地方公共団体35年度決算書より推計することを基準とした。産業連関表においては、歴年の生産額をおさえることであるが、土木部門の推計資料の関係上、また工事資金の支払ベースでは、工事ベースより2、3ヵ月おくれがあるのではないかと考えられるので、年度の資金ベースが歴年の工事ベースになるものとした。

(1) 公共事業（農業、林道、治山等を除く）

国の直轄事業については国の決算書、地方公共団体の補助事業および単独事業については地方財政統計年報からそれぞれ事業者を抜きだした。その事業費の中には、建設部門の資本形成とは考えられない用地補償費、船舶、機械器具費および建設機械整備費など控除すべきものが含まれているので、その控除率を建設業務統計から、各事業別に求めた。

なお、道路については、地方の事業が網羅的に調査されている道路統計を用い、それに道路公団分を加えて推計した。

(2) 公共事業（農業、林道、治山等）

(i) の場合と同様直轄事業については国の決算書、補助事業および単独事業については地方財政統計年報より推計し、それに、農地開発機械公団および森林開発公団の土木的事業を加えた。

ii その他建設

(i) 推計資料：電源開発の現状（60年および61年版）

原子力年報、鉄道統計年報、私鉄統計年報、帝都高速度交通公団会計課資料、地方公営企業年鑑、建設業務統計年報、電信電話年鑑、法人企業投資実績調査報告、日本住宅公団業務年報、地方財政統計年報、本邦鉱業の趨勢、特需契約旬報、建設工事施工統計調査報告、建設工事費推計資料。

イ 電源開発

9電力株式会社、電源開発株式会社、公営企業の電気事業、その他の電気事業については、電源開発の現状より、35年度の工事資金実績額を施設別（発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、業務設備、その他設備の別）におさえて、各施設の建設費の内訳を見て、土木的なものを抽出して、生産額とした。

また、日本原子力発電会社については、建設仮勘定の純増のうち、土木的なものをとり、日本原子力研究所については原子力年報より推計した。

二 国 鉄

鉄道統計年報の経理編から国鉄の建設工事額を推計するには、工事勘定のうち、工事収入内訳から推計する方法と、建設工事経費内訳および改良工事経費内訳から推計する方法があるが、後者からの推計では、建設部門の生産額には含まれるべきでない土地および機械費等の控除額の推計が明確にできない欠点がある。そこで工事収入内訳から各施設へ振替えられた金額を、さらに土地、建物、線路設備等の細目におさえ、その中から、土木的なものを抽出した。

また、それに東海道幹線建設工事経費決算から、東海道新幹線工事分を加えた。

ハ 私鉄・公営鉄道

私鉄統計年報から、固定資産および建設仮勘定の純増をおさえ、それに減価償却費を加えたものを、国鉄の土地、建物、構築物、機械等の比率で分割し、土木的なものを抽出して生産額とした。

ニ 帝都高速度交通公団

帝都高速度交通公団会計課の資料から、固定資産へ振替前の建設仮勘定の純増をとり生産額とした。

ホ 水道、上水道、下水道

地方公営企業年鑑より、法適用、非適用および準公営企業の行なう水道事業について、資本的支出のうち、建設費をとり、建設業務統計から用地補償費率を求めて建設費から用地補償費を控除して生産額とした。

なお、上水道には、工事用水道、簡易水道を含めた。

ヘ 電信電話

電信電話年鑑より各施設別（電信電話機械施設、電信電話線路施設等）に固定資産の純増をおさえ、それに減価償却費を加え、土木的なものを抽出して生産額とした。

ト 土地造成・その他土木（構築物）

法人企業投資実績調査報告から、土地改良工事費および構築物の投資額をおさえ、それを全営利法人企業の投資額に補正し、土地改良工事費については日本住宅公団の行なった土地造成工事および地方公営企業の行なった分を加えた。

また、構築物についても中央政府および地方公共団体分を加えて生産額とした。

チ 一 般 失 対

地方財政統計年報より失業対策費をとった。

リ 坑 道 建 設

本邦鉱業の趨勢から起業投入額をおさえ、それを法人企業投資実績調査における建物、構築物および土地改良の投資実績割合を分割して、建物を除いた額にさらに建設業務統計から求めた用地補償費の額を控除して生産額とした。

ヌ 特 需

特需契約旬報より建設契約高をとった。

ル その他の建設（機械設置工事）

建設工事施工統計から、機械等の設置工事および機械装置の現場組立工事を行なっていると考えられる設備工事業者の施工額をおさえ、建設工事推計資料からチェックした建設工事施工統計のものを補正して生産額を推計した。

4. 投入額の推計

(1) 建築部門の投入額の推計

建築部門の投入額の推計には、建築工事投入実態調査を建築物の構造別・用途別に行なった結果を利用した。建築工事投入実態調査の概要は次のとおりである。

i 建築工事投入実態調査について

(i) 調査の対象：建築工事の工期が、35年1月～36年12月であった建築主体工事および建築設備工事を対象とし、投入額推計の場合、建物の構造別・用途別におさえる必要があるので、次の工事を対象とした。

構 造 別	用 途 别
木 造	専用住宅
	専用共同住宅
	店舗併用住宅
	工場併用住宅
	農家併用住宅
	事務所または店舗
	官公庁庁舎
	学 校
	病 院
鉄筋コンクリート造	工 場
	専用住宅
	事務所（床面積が $2,000m^2$ 未満のものとそれ以上のもの）
	官公庁庁舎（ “ ” ）
	ホ テ ル（ “ ” ）
	学 校（ “ ” ）
	病 院（ “ ” ）
	工 場（ “ ” ）
	倉 庫（ “ ” ）
鉄骨鉄筋コンクリート造	発 電 所（ “ ” ）
	専用住宅
	事務所（床面積が $6,600m^2$ 未満のものとそれ以上のもの）
	官公庁庁舎（ “ ” ）
	ホ テ ル（ $6,600m^2$ 未満のもののみ）
	学 校（床面積が $6,600m^2$ 未満のものとそれ以上のもの）
	病 院（ “ ” ）
	工 場（ “ ” ）
	発 電 所（ “ ” ）
鉄 骨 造	専用住宅
	事 務 所
	体 育 館
	工 場（ $3,000m^2$ 未満、 $3,000m^2 \sim 6,600m^2$ 未満、 $6,600m^2$ 以上）
	コンクリート
	・ブロック造
	専用住宅
	事 務 所
	以上のように、構造別、用途別また規模別に49種を調査した。これは建築工事がそれぞれ構造により、また用途、規模により投入構造が相当に変化していると考えられたためで、投入額の推計には、生産額をそれぞれ建築物の構造別、用途別に分割して、それらについて調査結果を利用した。

(ii) 調査の方法：調査は、建設省の營繕局および地方建設局、文部省、郵政省、都道府県、日本電信電話公社、住宅金融金庫、日本住宅公団、若干の建設業者を選んで対象工事の工事費内訳明細書から次の項目について転記して調査票の作成を依頼した。

イ、請負金額科目別内訳書

(イ) 建築工事費：21の科目別

(ロ) 設備工事費：6の設備工事別

(ハ) 諸経費

ロ、工事原価内訳明細書

建築工事費のうち21の科目別に、さらにその内訳明細を調査。

ハ、設備工事費内訳明細書

設備工事費のうち、昇降設備を除いた5つの設備工事についてそれぞれの細目内訳を調査。

ii 採入額の推計

建築工事採入実態調査から得られたものは、構造別、用途別の建築工事費のうちの科目別細目内訳および設備工事費の細目内訳であり、産業連関表のための採入額の推計には、まだ直接利用できない。たとえば、建築工事費のうちの、1科目である仮設工事について見れば、仮設工事の科目内訳として、

やいかた墨出、現寸型抜、外部足場、内部足場、機械器具、道板仮設等、災害防止、蚕生、掃除片付、運搬等10項目に別れており、調査はこの段階までである。つまり、これらの項目の中には、さらにそれぞれの資材費、労務費が含まれているので、その段階まで調査されていなければ産業連関表の採入額推計には利用できない。

そこで、30年産業連関表の作成の資料として、各科目別に、資材費、労務費を調査した結果があるので、それを35年の建築工事の実態と合うように補正して利用することにした。

結局、最終的には、建築部門の採入額推計は、実態調査結果により科目別の採入構造を決定し、その科目の内訳は、30年の産業連関表作成資料を補正したものとの採入構造で分割して行なった。

(2) 土木部門の採入額の推計

i 公共事業（農業、林道、治山等を除く）の採入額の推計

公共事業の各事業について、さらに工事種類別に分類して、それについて土木工事実態調査により、工事に使用された資材、労務費を調査して、工事種類別の資材、労務費構成比を出し、各部門別の生産額にその構成比を乗じて採入額の推計を行なった。

(i) 土木工事実態調査について

36年度に着工あるいは竣工した直轄、補助、地方単独および地方公営企業の各事業が行なった工事に対して、次の工事種類についてサンプル調査をした。

治水事業：築堤掘削工事、海岸保全工事、護岸制床工事、河川構造物工事、砂防えん堤工事、流路工事

ダム工事：本体工事、仮設工事、仮排水工事、仮締切工事、工事用道路工事、その他の道路工事、その他工事

道路事業：道路改良工事、墜道工事、コンクリート舗装工事、アスファルト舗装工事、長大橋梁下部および上部工事、中小橋梁工事、舗装補修工事、橋梁補修工事、踏切除却工事

災害関係事業：災害復旧工事、災害関連工事

上下水道事業：取水施設工事、導水路・送水路工事、淨水施設工事、配水管工事、配水施設工事

下水道事業：管渠幹線工事、管渠支線工事、ポンプ場施設工事、下水処理施設工事、屎尿処理場工事

土地造成事業：海岸埋立工事、海岸護岸工事、土地造成工事

港湾漁港事業：水域施設工事、外かく施設工事、けい留施設工事、付属施設工事

失業対策関係事業：一般失対、特別失対、臨時就労対策事業による工事

その他事業：公園工事、駐車場工事、競技場工事、空港工事

以上の49種の工事について建設省の地方機関である地方建設局、および各都道府県に対して各工事の資材、労務費等の内訳を実施設計費から分割して調査票の作成を依頼した。

なお、この調査は36年度に着工あるいは竣工した工事を対象としたのであるが、実施設計書の分割段階での各資材、工事の単価等の構成に35年のものが反映さ

れていると見られ、また、資料の関係で36年度のためが調査に得られなかつたので、36年度に着工あるいは竣工した工事を対象とした。

ii 公共事業（農業、林道、治山等）の投入額の推計
この部門については、頭初、農林省分担部門となっており、投入額の推計については、土地改良投資調査などから投入額が農林省資料（35年産業連関作成資料No.20農林省関係部門投入表）に詳述されているので、それを利用した。

iii その他建設の投入額推計

公共事業の投入額推計資料として、土木工事実態調査を行なった際に、上水道、下水道、土地造成、一般失対等については合わせて調査をしたので、その結果を利用した。

また、機械設置工事および機械装置の現場加工工事等については時代資料がとぼしく、若干の建設工事業者に対して、設備工事等の投入内訳調査を行ない、それを参考とした。

(i) 電源開発：電源開発の現状から、35年度の電源開発用資材および労務者使用実績を企業体別、施設別におさえて、主要資材、労務の大枠を決定した。次に発電設備の水力発電については、先の公共事業の投入額推計の際に利用した土木工事実態調査のうちダム工事の調査結果を利用し、その他の施設については設備工事等の投入内訳調査の結果を参考にして品目細分類別の投入額を推計した。

(ii) 鉄道軌道

イ、国鉄：日本国有鉄道建設局資料により主要資材、労務費の総量をおさえ、その他の品目細分類別の投入額は、資材局資料の工事用資材準備要求中類別費目別表から、車輛、自動車等機械設備および建物関係の資材量を除いて推計した。

ロ、私鉄：国鉄と同様の投入構造とした。

ハ、地下鉄：私鉄と同様に、建設工事の投入構造を知る資料はない。そこで、帝都高速度交通営団建設部より、35年度中に行なった建設工事のうち、モデル工区についての工事費の内訳資料を得、それによって推計した。公営企業の鉄道事業については、地下鉄の中に生産額を含めたので、同じ投入比率で推計した。

(iii) 電信電話：電信電話年鑑より35年度建設勘定決算から、労務費、資材費の大枠をみて、設備工事等の内訳調査結果を利用して、品目細分類別に推計し、その結果を電信電話公社の35年度の主要資材の購入状況によって補正した。

(iv) 坑道建設：投入資材量の推計について、石炭鉱業については、石炭コード統計年報より炭鉱資材の用途別消費および原単位統計から起業用に使われた資材をとり、その他の鉱業については本邦鉱業の趨勢により推計した。

労務費については、石炭鉱業における単位あたり出炭量に対する起業用労務費を推計し、35年の出炭量に見合う労務費を出し、それと石炭鉱業の総生産額との割合を出し、その割合を坑道建設の総生産額に乗じて労務費の推計を行なった。

(v) 特需：公共事業の投入構造を利用した。

(vi) その他の建設

イ、その他の土木（構築物）公共事業の投入構造を利用した。

ロ、その他の建設（機械設置および機械の現場組立）設備工事等の投入内訳調査結果を主として利用し、それに建築部門の投入額推計資料として、建築物の付属設備についての工事費内訳調査の結果も利用してチェック材料とした。機械設置および現物組立工事に関する投入は、工事自体、種々雑多であり、また調査および資料不足が多く、推計において困難な部門であった。

ハ、ガス：供給設備（ガスホルダー、導管等）のみの建設工事をこの部門の生産額としたので、ガスホルダーについては設備工事等の投入内訳調査結果を利用し、導管の敷設は、上水道における配水管工事と類似していると考え、先の公共事業実態調査結果の配水管工事の投入構造を利用した。

5 調整作業経過および問題点

(1) 建設部門の投入額について

建設部門の調整は、7部門（建設補修を含めて）個々について行なわず、建設部門を一括して行なった。これは、建設部門個々についての産出側の統計がなく、建設部門へ一括して産出しているためである。

一般に投入側と産出側との数字の不一致は、建設部門の

生産額が、本来各産業の行なう自家建設および補修も含んだものであり、それを実態調査結果により投入額の推計を行なったためと、一方産出側の統計としては、各産業の行なう自家建設および補修などに使用される資材、労務等はその産業の投入として資材、労務等が産出されているのではないかと考えられる点である。

調整作業過程では、主要資材については、上記のような点を考慮しつつ産出側の数字と、投入側の数字を調整してきたが、労務費（勤労所得）においては産出側と大きな差が生じた。産出側からもれている各産業の行なう自家建設および補修等に使用された労務費を、各産業から引き出して調整すべき余地もあったが、推計困難であり、また投入側の数字としても、実態調査結果からの推計に問題もあり、建設労務者の実態としてこの調査の労務費には個人業主的所得も多分に含まれていることなども考えられ、産出側の数字を採用した。

このため、特に、建設補修部門における労務費が過少のきらいがあり、分類不明欄が、他の部門と比べ大きな割合となっている。

(2) 建設部門の産出額について

建設部門は、建設補修を除いてはそのまま生産額が資本形成部門へ産出されるので容易であったが、国民所得統計との数字の調整に問題があった。

i 建設補修の産出について

建設補修の生産額の推計段階では、各事業所ベースでの産業別に行なったので、それにしたがって産業別の大枠での建設補修を産出し、産業連関表での品目分類別に

は投入側の数字を採用した。つまり大枠では産出側の数字である。

ii 建築および土木部門の産出について

数字上の問題点は、国民所得統計との調整である。

(i) 建設部門について

国民所得統計で用いた推計資料と同一であるので、本来一致する所であるが、統計上のもれ率の問題に関して、国民所得統計においては過少のきらいがあると思われ、また着工ベースと施工ベースの差もある。

(ii) 土木部門について

国民所得統計と問題になった部門は次である。

イ、土地造成部門：推計資料として、法人企業統計季報と、法人企業投資実績調査とがあり、前者による推計額が後者によるものより相当に小さい。後者による推計値は、土地の購入代も含まれているのではないかと考えられるが明確でない。一方、小さな不動産業者等の行なう土地造成工事が両統計にはもれしており、またそのようなものが多分にあると思われていたので、後者（法人企業投資実績調査）による推計額とした。

ロ、その他建設部門：機械器具等の設置に伴なう工事および機械装置等の現場組立工事について生産額を推計したのであるが、本来当部門の推計を伴なうのに機械器具等の設置工事などから、土木工事的なものだけを抽出することは困難で、種々問題のある部門である。

第4節 運輸省担当部門

(運輸業・倉庫業)

I 概要

1 定義および範囲

運輸部門は鉄道軌道、道路輸送、海運、航空、倉庫、その他の各部門からなるが、部門分類の設定は国際標準産業分類によったため日本標準産業分類に準拠した30年表の部門分類とかなりの差が生じた。そのため総生産額を比較する場合等不便な部門が2、3生じているが、部門品目分類表では変更があった部門について組替ができるよう考慮してある。また35年表を統合すると30年表の部門にはほぼ合致させることが可能である。

以下30年表、日本産業標準分類との対応関係を示す表と注意すべき点を列挙する。

(1) 自家輸送のとりあつかい

30年表では外国航路運輸のみ自家輸送を含んだものであったが、今回は外洋輸送に加え、沿海・内水面輸送も自家輸送を含めて推計を行なっている。鉄道・航空については、自家輸送はあまり存在しないが無視し得るほど小であるから、自家輸送で問題になるのは道路輸送だけである。もっともこの自家用道路輸送こそ自家輸送の大部分を占めるものであるから、まだactivity basisにはほど遠いといえる。

自家倉庫については、30年表と同様農業倉庫、漁業倉庫を除き、事業所ベースである。また道路輸送施設提供、沿海・内水面輸送施設提供も自家用分は含まれていない。

(2) 運輸に付帯するサービス

日本標準産業分類67については30年表においては通運業だけが特掲されているにすぎず、生産額の大きい港湾運送業や旅行あっせん業の取扱いは明確でなかった。これら運輸に付帯するサービスも出来るだけ取上げるよう心がけた。

新に追加された部門といえば、71402道路輸送施設提供業、71602沿海、内水面輸送施設提供がそれである。

この3部門を加えることによって生産額の大きい活動はほぼ取込むことができた。

(3) I.S.I.C.と日本標準産業分類のちがい

両者の間にはかなり大きな差があるが、今回の作業に関係の深いものだけをあげると、

i 鉄道の考え方のちがい

日本標準産業分類（以下産業分類という）が国有鉄道業と民・公営鉄道という企業体の性格によって分割を行なっているのに対し、I.S.I.C.ではRailway transportとは inter-urban elevated and underground railways ないしそれ以上の地点を結ぶ鉄道のことを称するようである。そこで東京—横浜間、神戸—大阪—京都間などの輸送は I S I C の 711 railway transport には入らず 712 の tramway and omnibus operators に入ると解釈した。このため産業分類 601 の国有鉄道は I S I C の 711 と 712 に分割されねばならない。すなわち、山手線や中央線等は地下鉄や私鉄と同じ機能をはたしているのであるから、712 に分類されるべきである。一方 I S I C の 712 は

(a) 旅客輸送に限っていること

(b) 鉄道とバスを合せたものであること

(c) 鉄道の中でもバスないし tramway と同じような機能をはたしているものに限っているらしいこと等から都市における大衆旅客輸送という観点から範囲が定められていると考えられる。このことを厳密に考えれば一括して私鉄といわれているものにも 712 の範囲に入るか否か疑問の残るものがある（たとえば日光や箱根と東京を結ぶもとか、大阪と名古屋を結ぶもの等）。

国鉄の資料で特定電車区間というほぼ都市内旅客輸送を取扱ったものがあるので、これを国鉄の中から 712 へ移行した。しかし公営鉄道業から 711 へ移行することは資料がないため行なわなかった。このため 712 では旅客輸送のみ扱うことを期待していると思われるにもかかわらず、712 を分割し、712001 地方鉄道・軌道（旅客）と 712002 地方鉄道・軌道（貨物）として output は 711 と同じく 2 本にして扱っている。

ii 施設提供業のあつかい

産業分類では一括して中分類68に入れているものを I S I C では、たとえば道路輸送施設提供業は道路輸送業と中分類は同一に取扱うようになっている。

iii 港湾運送業のとりあつかい

(2) と関係があることだが、産業分類では中分類68に入っている。I S I C では 716 に含まれている。問題となるのは海水面輸送は 715 と 716 の 2 つの分類からなっているにもかかわらず施設提供を 716 一方だけにまとめていることによって生ずる実態とのかいりである。

iv その他の輸送

I S I C の 719 は 71 のその他項目にあたる。しかし、今回の作業では旅行あっせん業のみを範囲としている。この部門は基礎資料が改善され次第、充実されなければならない部門であり、将来、パイプライン輸送が大きくなればここに格付される予定である。

(4) 旅客輸送と貨物輸送

I-O 表上、主として関心が持たれるのは貨物輸送である。旅客輸送はほとんど最終需要部門に産出されるので貨物運賃が価格評価上内生部門の取引と対比して考慮されなければならないとの比較し大きなちがいがある。したがってなるべく旅客輸送と貨物輸送を分割した方が望ましい。しかし鉄道の場合、投入を分割することは非常に困難であるので、投入は分割しないこととし、産出は航空を除いて分割を行なった。

(5) 漁業、林業等と輸送

漁業、林業の生産額は魚を市場にあげたとき或いは原本を発駅まで運搬したときに決まるものであって、その段階までの輸送は夫々漁業及び林業の活動の一部を構成しているものとする。したがって輸送が問題となるのは、この段階以降の流通過程についてである。

2 運輸部門推計の一般的方法

(1) 総生産額の推計

総生産額を明示した資料がある場合は、それにより、それがない場合は、たとえば、抽出調査等により、車両当たりの営業収入を算出し、それを車両台数に乘じたものを総生産額とするというような特別の推計を行なった。

(2) 投入の推計

原則として、営業報告書等に掲載されている損益計算書等により大枠を確定し、それを法人企業間接費調査や聞き込み等によって産業連関表調整作業用部門分類の段階まで

細分した。

(3) 産出配分の推計

運輸部門の産出推計の方法は大略以下のとおりである。

まず、第一に各種の輸送統計や品目別運賃率表等を利用して、輸送機関別に品目別運賃収入を推計し、その結果を、各品目に対応する I-O の各産出部門別の運賃対象額（または数量）の構成比によって I-O 分類に組み替えた。

次に、通産物資については、I-O 分類による各部門毎に運賃率（= 運賃収入 / 運賃対象額）を算出し、これを各々対応するマス目ごとの運賃対象額に乗じることによって、産出部門別需要部門別運賃収入額を計算する。

他方、農林物資については、各マス目ごとの購入者価格と生産者価格とを推計し、その差額を上記の I-O の産出部門別の運賃収入等の資料を使用して、運賃と商業マージンとに分割することによって、マス目ごとの運賃を算出する。

II 総生産額および投入の推計

[71100 国有鉄道]

1 定義と範囲

昭和35年産業連関表の国有鉄道に関する定義と範囲については、上述のとおりである。すなわち、都市における大衆旅客輸送機関と考えられる国鉄電車部門は、71100 の国有鉄道から除外し、712 の部門に編入することとした。

2 総生産額

旅客と貨物に分けて推計した。

(1) 資料

i 鉄道統計月報（昭和35年1月～12月）

ii 鉄道統計年報（昭和35年度37年度）

(2) 総生産額の推計方法

i 711001 国有鉄道旅客運賃の推計

711001 国有鉄道旅客運賃収入は、1. 定義と範囲で前述したように鉄道統計月報の国鉄旅客運賃収入から都市交通にあたる部分を除く必要がある。また、国鉄の統計では、特別扱いの郵便・雑誌・新聞の運賃収入が旅客運賃収入の中に含まれているので、これらは除いて貨物運賃収入に加えなければならない。

ゆえに次の方法により推計した。

a 鉄道統計月報の鉄道旅客運輸成績表（収入）（定期月割編入）の総計欄を、1～12月について集計する。

- b 同表の郵便物運賃欄を1~12月について集計する。
 - c 同表の旅客雜入運賃欄を1~12月について集計する。
 - d 鉄道統計月報の電車運輸成績表(定期月割編入)の運賃欄の1~12月について集計する。
- 以上により各々a, b, c, dの年計を求め a-(b+c+d)を計算することにより旅客運賃収入額を求めた。

ii 711002 国鉄貨物運賃の推計

711002国鉄貨物運賃収入は、車扱、小口、雜扱(荷役機械使用料等)および前出の特別扱の新聞・雑誌、郵便等の運賃収入ならびに無賃貨物分から成っている。

- a 鉄道貨物運輸成績表の純収入欄を1~12月について集計する。(なお、純収入の内訳、小口扱、車扱、雜収入の1~12月について集計する。これは産出推計に必要である。)
- b 旅客運賃推計のさい除去した特別扱の新聞雑誌および郵便物の運賃を加える。
- c 無賃貨物運賃分の推計は、昭和35年度までの国鉄貨物特掲品目分類は67品目であり、36年度から改正され99品目に増加され、それにつれて、無賃貨物は事業用石炭、同砂利の2品目に、事業その他貨物、事業用以外の無賃貨物の二つが加えられた。

商品別運賃収入推計のさい、品目分類はなるべく細分化されたものの方が望ましいので改正品目分類に基づいて行なったため、それに合わせて無賃貨物に対する運賃推計も前記4種について行なった。

主要貨物運輸成績表の無賃事業用石炭、無賃事業砂利の輸送トン数を1~12月について算出し、これに有賃事業用石炭・同砂利の年平均トン当たり運賃を乗じて各々に対する運賃収入を推計した。

事業その他貨物事業用以外の無賃貨物については36年度の輸送実績より運輸トン数を、1トン当たり運賃は、事業用その他の貨物に対しては、事業用有賃貨物の平均、事業用以外無賃貨物に対しては主要貨物平均を用いた。

すなわち、国鉄貨物運賃収入はa+b+cとなる。

3 投 入

- (1) 資 料
 - i 鉄道統計年報(35年度経理編・資材編)

ii 予算参考書(35・36年度)

iii 昭和34年度中央調達品需要実績表

(2) 投入の推計方法

71100の国鉄の総生産額および産出については、711001国鉄旅客輸送、711002国鉄貨物輸送の両部門を分離して推計したが、投入についてはこの両部門を別々に分離して推計することは技術的にきわめて困難であり、分離すべき資料も皆無である等の関係で、旅客、貨物を1本にして推計した。

鉄道統計年報の経費は次の7項目からなる。

- ①鉄道経費、②船舶経費、③自動車経費、④利子および債務取扱諸費、⑤減価償却費、⑥固定資産除却費、⑦債券発行差額償却費

このうち鉄道に關係あるものを抜出し、また鉄道、船舶、自動車について分離されていないものは総生産額の比率により分離し、71100の総投入額を算出する。

このさい、電車区間が71201に格付されるために正確に71100の投入を推計をするには電車区間の投入額を除いた部分についての推計を行わなければならない。しかし資料上電車区間の投入を推計することは不可能であるので、電車区間を含めた、国有鉄道の鉄道全体の投入構造を71100の投入構造に等しいとした。

71100の経費の内訳は、activity basis等の見地から次の15科目毎にたてに分割する。

- 1) 管理費 2) 施設管理費 3) 電気管理費
- 4) 電気作業費 5) 車輛管理費 6) 車輛作業費
- 7) 青函連絡費 8) 運転管理費 9) 運転作業費
- 10) 公安費 11) 教育所費 12) 技術研究所費
- 13) 電修場費 14) 営業管理費 15) 営業作業費

この15科目をさらに98細目によこに分割し、これから鉄道経費全体の細目毎の合計を求め、これに減価償却費を加え、これにより投入の構成費を求めた。

次に71100の総生産額に構成比を乗じたものを一応作り、鉄道統計年報資材編、昭和34年度中央調達需給実績表により更に各細目の分割を行なった。

また、予算参考書により主要部門について投入額をcheckした。

(3) 投入推計上の問題点

- i 71100の投入構成を電車分を含めた投入構成としていること。

ii 取替資産の取り扱い方が変化したため生ずるもので、今回は出来るかぎり取替分を把握して、資本形成することになったが、鉄道の取替資産には線路電路施設があるが、電路は他の施設の修理と分割が不可能であったので、線路部分についてだけ資本形成することにした。鉄道統計年報経理編のうち施設作業費がそれにあたるものとしてこれを資本減耗引当に投入した。

[71201 地方鉄道軌道]

1 定義と範囲

本来の712ではなく711に入るべきものが統計資料の関係で含まれている。

昭和35年度の数字でいえば、旅客で大手私鉄（14社）と市電等の公営および帝都高速度交通営団（東京の地下鉄）がほぼ712と考えられる。しかしたとえば大阪一名古屋、東京一日光等は当然711に格付されるべきである。

しかし、本来712であると考えられる都市内鉄道が公営鉄道収入全体に占める運賃収入の割合は約85%である。したがって民鉄から都市間鉄道分を分割しなくとも、71201の性格を変えないと思われる。

なお、貨物収入は712の旅客収入の約3%にあたり、一応これらを都市交通機関と考え得ることを暗示している。

71100の国有鉄道の定義と範囲で述べたように、国電の運賃収入はこの部門に計上されている。

2 総生産額

(1) 資 料

- i 私鉄統計月報
- ii 私鉄統計年報
- iii 鉄道統計月報（昭和35年1月～12月迄の合計）

(2) 総生産額の推計方法

- i 712011 地方鉄道軌道（旅客）
 - a 地方鉄道軌道の旅客運賃収入については、私鉄統計月報の運輸成績表の旅客収入および手小荷物欄を1～12月について集計する。

郵便物運賃収入を旅客運賃収入に入れることは国鉄と同じである。

- b 国鉄特定区間（国電）の旅客運賃収入については、前述のとおり鉄道統計月報の電車運輸成績表（定期月割編入）の運賃欄を1～12月について集計する。

すなわち、712011の運賃収入は、a+bとなる。

- ii 712012 地方鉄道軌道（貨物）

私鉄統計月報の運輸成績表の貨物収入郵便物欄を1～12月について集計する。

3 投 入

(1) 資 料

- i 地方鉄道営業報告書（36年度）
- ii 有価証券報告書
- iii 間接費調査報告（企画庁調べ）

(2) 投入の推計方法

35年以前の営業報告書は項目が荒いので、新しい様式になった36年度のものを使用した。

大手14社中9社について下記の項目および項目の内訳の細目別に集計する。

項 目

(運 送 費)

- ①車両保存費、②運転費、③運輸費、④線路保存費
⑤電路保存費

(管 理 費)

- ①保守管理費、②旅客誘致費、③厚生福利施設費、
④一般管理費、⑤諸税

(減 値 償 却 費)

- ①有形固定資産減価償却費
②無形固定資産減価償却費

これらの項目を更に39の細目に分類し、これらを各細目別に集計して費用構成比を算出し、71201の総生額に乘じたものを一応つくり、これを、きき込み等により、適当に勘案分割し、産出部門に位置づけた。

また、712011地方鉄道軌道（旅客）の投入と712012地方鉄道軌道（貨物）の投入とは資料の関係もあり、分離して推計しなかったことは71100国有鉄道の場合と同様である。

(3) 投入推計上の問題点

- i 国有鉄道の電車区間の投入を私鉄と同様の構成としていること。
- ii 公営鉄道・軌道の投入も私鉄と同様の構成にしていること。
- iii 取替資産の取扱については、71100の国有鉄道と同じ扱いとした。すなわち、線路保存費については、取替費と建設補修に分割し、取替分は資本減耗引当として投入した。

[71202 道路旅客輸送業]

1 定義と範囲

バス事業およびハイヤー・タクシー事業を対象とする。30年と同様国鉄のバス事業も当然71202の範囲に含まれる。

2 総生産額

(1) 資料

- (イ) 旅客自動車輸送統計（自動車局旅客課資料）
- (ロ) 鉄道統計月報
(ロ)は国鉄バスについての資料で、その他の業種は(イ)の資料によった。

(2) 総生産額の推計方法

i 国鉄バス

鉄道統計月報の自動車旅客運輸成績表により、旅客純収入（総計）を1月から12月まで足しあげた。

ii 民営乗合、貸切、特定、ハイヤー・タクシー

旅客自動車輸送統計の旅客輸送実績（営業収入）により、1月～12月の合計を出した。

(3) 総生産額推計上の問題点

自家用バスおよび純粹な自家用車でない乗用車（たとえば会社所有のもの）の活動はこの範囲および総生産額に算入すべきではないか。

3 投入

(1) 資料

自動車運送事業営業報告書（運輸省自動車局資料）

(2) 投入の推計方法

上記の営業報告書の中から代表的なもの（バス40社分、ハイヤー・タクシー30社分）を抽出して項目別に構成比を求め、これをI.Oの部門分類に組替え全体に引き伸した。なお間接費調査の結果を2, 3利用した。

i 投入の大枠の推計

バスについては、代表40社の営業報告書（自動車局資料）によって経費の内訳および利益を求め、それらの収入全体に対する構成比でバス事業全体の生産額を分割して、バス事業全体の投入の大枠とした。

ハイ・タクについても同様の推計方法をとった。即ち、代表30社についての投入のパターンでハイ・タク事業全体の生産額を分割して投入の大枠を推計した。

ii 投入の大枠のI.O部門分類への組み替え

iで求めたバスおよびハイ・タクの投入を一本化して、道路旅客輸送業の投入の大枠を出し、これをI.O

分類に組み替えた。I.O分類への組み替えのさい、第1表のような動力費、部分品費、材料費、水道光熱費、消耗品・備品費、通信運搬費など再分割が必要なものや広告費、印刷費など資料からはわからないものについては、法入企業間接費調査の結果（経済企画庁）や業界からの聞きこみなどによった。なおI.O部門分類への組み替えについては「昭和35年産業連関表の概念と定義」や「法人企業間接費調査項目の部門格付について（経済企画庁）」を参照のこと。

第1表 各費目のI.O部門分類への割合 (71202)

動 力 費	511010	事 業 用 電 力
部 分 品 費	370310	その他の電機器
	399030	合成樹脂製品
	360700	機械汎用部品
材 料 費	251010	製 材
	233000	ロープ漁網
	313000	塗 料
	319211	石 け ん
水 道 光 熱 費	110210	一 般 炭
	511010	事 業 用 電 力
	512010	都 市 ガ ス
	520010	上 水 道
工具・器具修理	260090	家 具 修 理
	350240	その他の金属製品
消耗品・備品費	260010	木 製 家 具
	860000	事 務 用 品
通信運搬費	730010	電 信 ・ 電 話
	730020	郵 便

(3) 投入推計上の問題点

ハイヤー、タクシーのサンプル30社分はバスに比較して少し不足気味であり、規模別・地域別に格差が大きいなら、サンプル数を増す必要がある。今回は30社分しか利用不可能なため、検証することなく使用したが、今後検討を要する。

[71401 道路貨物輸送業]

1 定義と範囲

営業用自動車だけで、自家用輸送は含んでいない。このためこの部門はactivity basisになっていない。また通運業を含む。通運を機能的にみれば、鉄道に付帯する輸送であるが、現在集配に使われる輸送手段が大部分自動車であり、荷役や取扱事務より輸送活動の方が大きいウェイトを占めているの

でここに含めることにした。

2 総 生 産 額

(1) 資 料

- (イ) 自動車運送事業営業報告書
- (ロ) " 統計報告書
- (ハ) 全国貨物自動車要覧
- (エ) 自動車輸送統計年報
- (オ) 鉄道統計月報

(2) 総生産額の推計方法

i 路線、区域、小型

これらについての生産額は信頼すべきものが得らなかつたので、主として資料(イ)(ロ)から抽出調査を行ない推計した。即ち、全国を9ブロック（陸運局別）に分け、ブロック別に車両台数×一車両当たり平均年間収入を求め、これらを合計して生産額とした。なお「区域」及び「小型」については実働率（自動車局総務課資料）を用いた。資料は、路線トラックは(イ), (ハ), 一般区域、小型は(ロ), (ハ), (エ)を使った。

ii 国 鉄

鉄道統計月報の自動車貨物運輸成績表により、貨物純収入（総計）を1月から12月まで足しあげた。

iii 通 運

自動局通運課の部内資料により、通運事業営業収入を1月から12月まで足しあげた。

(3) 総生産額推計上の問題点

自家用貨物自動車の輸送する貨物量はきわめて大きい。今回は資料不足で推計できなかったが、次回からはぜひ71401に含めるべきである。

3 投 入

(1) 資 料

- (イ) 自動車運送事業営業報告書
- (ロ) 日本通運有価証券報告書

(2) 投入の推計方法

推計方法は、71202道路旅客輸送業と同様である。推計は、貨物輸送（路線トラック、一般区域、小型、国鉄）と通運に大別して行なった。貨物輸送については、資料の関係から、路線トラック業40社の営業報告書によりその費用構成によって貨物輸送（路線トラック、一般区域、小型国鉄）の生産額を分割して投入の大枠を求めた。通運については、日本通運有価証券報告書を用いた。（通運収入のみ

て日本通運のシェアは全通運業の6割以上を占め、また大小各種の事業所をもっているため大きなかたよりはないと思われる）。この投入の大枠をI-O分類に組み替える方法は71202道路旅客輸送業と同様で、細分化する必要なものについては間接費調査の結果や聞きこみなどを用いた。

(3) 投入推計上の問題点

貨物輸送のうち、路線トラックとそれ以外のものとでは投入パターンがかなり異なると考えられるが、資料の関係で同じ投入パターンとした。業種によりかなり費用構成が異なる以上、資料を整備して別個に推計すべきである。

4 產出の配分——品目別運賃収入

(1) 資 料

- (イ) 自動車輸送統計月報、同年報
- (ロ) 自動車輸送統計報告書
- (ハ) 貨物自動車運送事業運賃料金表
- (エ) 自動車統計調査表（昭和36年6月末現在）

(2) 推計方法

71401の総生産額を品目別運賃収入にブレーク・ダウンする方法は次の通りである。なお、品目分類は自動車輸送統計の小分類を採用した。

i 一般区域、小型、国鉄、通運

次のような順序で品目別運賃収入を推計した。

- (i) まず資料(イ), (ロ)から、普通車・小型車別、品目別の輸送量（トン数）を推計した。
- (ii) 次に資料(ロ)から、普通車・小型車別、品目別の平均輸送距離を推計した。
- (iii) また、資料(エ)の最大積載量別車両数から加重平均によって、平均最大積載トンを算出し、それに平均積載効率を乗じて、平均積載トンを推計した。（なお平均積載効率は品目毎に推計できなかったので、一律に普通車4.8トン、小型車1.2トンとした）
- (iv) 資料(ハ)の運賃料金表、平均輸送距離、平均積載トンから一輸送あたり平均収入を品目別に求め、これに輸送回数（輸送量÷平均積載トン数）を乗じた。
- (v) (iv)で得られた品目別収入に割増率（運賃料金表に掲げてある）を乗じて仮の品目別運賃収入を算出し、その合計額に対する比で、一般区域、小型、国鉄、通運の生産額を分割して、品目別運賃収入とした。

ii 路線トラック

路線トラックは輸送形態が他と非常に異なるので、独立に推計した。資料として日本通運総合研究所の行なった、日通の路線貨物に関する「流動調査」を利用した。この調査は日通の輸送した路線貨物を $\frac{1}{100}$ サンプリングし、鉱産品、林産品等国鉄の大分類と同じ品目分類で輸送件数と輸送トン数を集計したものである。品目によってトン当たり運賃収入に差がないと仮定し、(次の条件が成立つことを仮定したことになる。1. 品目により割増、割引率に差がないこと。2. 品目に關係なく平均輸送距離が等しい。3. 各路線毎に品目構成比が変らない。) 自動車輸送統計の分類を組替えて「流動調査」の品目に合わせ、「流動調査」のトン数の比で路線トラックの生産額を分割し、各分類毎にそれを更に(i)で求めた路線を除く714010の品目別運賃収入の比で再分割した。

(3) 問題点

- i 一車当たり積載効率が品目に関係なく一定であること。
- ii 輸送トン数を普通・小型に分割するとき、各品目が属する中分類の比で分割されていること。
- iii 平均輸送キロの算出に区間を10kmとして区間が1~10kmの場合は5kmというように区間の中間値を乗じて求めたこと。
- iv 割増料金率について料金率表に記載されている最高に近い率をとったものが多いので実態との差が当然予想される。又料金そのものも割引をまったく考慮に入れていないから、総生産額よりかなり多めにできる可能性がある。
- v 一般区域、小型、国鉄、通運、路線トラック以外に郵便通送、靈柩車等の特殊車という業種があるが郵便通送のみを特掲するほかは、すべて一般区域、小型に含め、車台数で延ばす際に、夫々のところで吸収させてある。
- vi 路線トラックの品目分割は仮定が多すぎてあまり精度の高いものではない。しかし路線トラックで輸送される貨物は最終製品がほとんどであって、原材料等重量物が少ないのでトン当たり運賃の差は比較的ないと考えられる。また各路線の貨物構成比が同じであると仮定すれば、さほど見当はずれの数字ではないと考えられる。

[71402 道路輸送施設提供業]

1 定義と範囲

有料道路と有料駐車場からなり、自家用駐車は含まれていない。

2 総生産額

(1) 料

- (i) 日本道路公団営業報告書
- (ii) 首都高速道路公団営業報告書
- (iii) 自動車事業営業報告書(運輸省自動車局資料)

(2) 総生産額の推計方法

i 有料道路

日本道路公団の生産額は35年度の営業報告書によって営業収入をとった。またその他の有料道路については、一般自動車道事業の生産額は自動車道事業報告書より集計し、昭和35年はまだ建設中の道路が多く、首都高速道路公団等はまだ供用開始していないので生産額はゼロとした。

ii 有料駐車場

有料駐車場については、建設省都市局総務課の資料を中心に乗業者からの聞きこみなどを参考に推計した。路上駐車場の生産額は東京、名古屋、神戸、京都の営業収入合計をとった(昭和35年当時東京、名古屋などの大都市以外には路上駐車場はなかったと考えられる)

また路外駐車場については5大都市の路外駐車場の収容台数に、1時間平均駐車料金80円、24時間稼動、収容率15%を乗じて算出した。

(3) 総生産額推計上の問題点

有料道路についてはかなり資料があったが、有料駐車場については資料不足で輸送部門では716と並んで最も弱い部門である。

3 投入

(1) 料

- (i) 日本道路公団営業報告書
- (ii) 首都高速道路公団営業報告書
- (iii) 自動車道事業営業報告書
- (iv) 日比谷駐車場営業報告書

(2) 投入の推計方法

投入の推計方法は71202道路旅客輸送業と同様である。即ち、有料道路については(i), (ii), (iv)の資料により、投入の大枠を推計し、それをI-O部門分類に組みかえた。間接費調査の結果や聞きこみなどを使ったことも同じ。なお一般自動車道については、8社の投入パターンを用いた。(8社とは新若草山自動車、高知県交通、近畿日本鉄道、伊豆箱根鉄道、東武鉄道、庄内交通、国土計画興業、長野

電鉄で、これらの収入が一般自動車収入の63.6%を占める）。また首都高速道路公団については生産額はゼロだが、投入では一般管理費だけ計上し、その額だけ営業余剰をマイナスする扱いにした。有料駐車場については、(2)の資料を用いた。71402 道路輸送施設提供業の投入表は附表に掲げる通りである。

[71500 外洋輸送]

1 定義と範囲

(1) 船舶貸渡業は、不動産賃貸業と同じ性格のものであるが、ここでは船舶貸渡業の外航分は本部門に含めることにした。

(2) 自家輸送を含む。

2 総生産額

(1) 資 料

海上輸送の現況。

(2) 総生産額の推計方法

自家輸送以外は、海上輸送の現況により、自家輸送は運輸省海運局外航課の内部資料により推計した。

(3) 総生産額推計上の問題点

船舶貸渡業の貸船料収入は、運賃収入から支払われるものであるから、運輸部門の生産額には加算されていない。

3 投 入

(1) 資 料

(イ) 外航海運会社経営分析

(ロ) 間接費調査（経済企画庁調べ）

(2) 投入の推計方法

資料(イ)外航海運会社経営分析により下記の項目による構成比をだし、それを、資料(ロ)と外航海運会社等に直接聞き込みを行なって、産業運輸表の部門分類の段階まで細分した。

①運航費	(イ)貨物費	(1)船員費 (2)船用品費 (3)潤滑油費 (4)船舶保険料 (5)船舶修繕費 (6)船舶固定資産税 (7)その他
	(ロ)船客費	
	(ハ)燃料費	
	(ニ)港賃費	
	(ホ)その他の費用	
	(3)小蒸気船費 (4)借船料 (5)他社委託手数料 (6)船舶減価償却費 (7)その他の費用 (3)投入推計上の問題点	

i 資料(イ)の経費中、約18%を占めている貸船料は、前述のように、部門内取引であるため、構成比をだすときは除外した。したがって、640の不動産賃貸業からは買っていない。なお、貸船業者（オーナー）については当然一般管理費等が投入されている。

ii 外国港湾で購入するボンド油などは重油の輸入に計上了。

[71601 沿海内水面輸送]

1 総生産額

(1) 資 料

(イ) 昭和35年度旅客定期航路経営会社決算状況

(ロ) 内航鋼船運航実績報告書

(ハ) 内航木船運賃推移表

(ニ) 日本国港湾統計

(ホ) 鉄道統計月報（昭和35年1～12月）

(ヘ) 旅客定期、不定期船業者の概要

(2) 総生産額の推計方法

i 旅 客

(i) 国 鉄 (716011)

資料(ヘ)の船舶運賃収入（旅客分）欄の1～12月について集計した。

(ii) そ の 他

a 所有船舶トン数が100D/Wを越える事業者については資料(イ)の運賃収入をとった。

b 本資料に集計されていない100D/W以下のものについては、資料(イ)に集計されているものの中500D/W以下の会社の1D/Wあたりの平均年間運賃収入を求め、これに、資料(ヘ)から集計した100D/W以下の船舶トン数を乗じた。

故に、その他(716012)の運賃収入はa+bとなる。

ii 貨 物

(i) 国 鉄 (716021)

資料(ヘ)の船舶運賃収入（貨物分）欄の1～12月について集計した。

(ii) 国鉄以外の鋼船 (716022)

先ず、鋼船による品目毎の輸送量を資料(ロ)によって求め、それに資料(ロ)(イ)(ニ)を使用して計算した品目毎の平均運賃を乗じて、これを合計した。これを、詳述すると以下のとおりである。つまり、

a 輸送量 資料(ロ)には大量に輸送される32品目の輸送トン数と総運賃収入とが集計されているだけで、品目別運賃収入は集計されていない。そこで、資料(ロ)の原資料になっている内航貨物船運航実績報告書を $1/20$ 抽出して港湾統計と同じ品目分類による品目別構成比を推計し、これにより、資料(ロ)の品目別輸送トン数を再分割した。しかし、別の資料で35年6月分の実績表の報告率を調査したものによると、貨物船は97%~98%、タンカーは73%という結果がでている。タンカーの報告率が悪い理由は、その大部分が自家輸送にかかるものが報告されていないことにある。従って、タンカーについては、35年度平均の報告書数377を6月現在の在籍船数500で割った75%の輸送量が報告されているものとして、100%になるよう各品目を同じ比で拡大した。(内航のタンカーのトン数を規模別にみるとあまりばらつきがなく、報告書を出しているタンカーの平均D/Wは全タンカーの平均D/Wと同一とみなし得るだろうと考えた。)また、貨物船についても、自家輸送の大部分を占めているセメントについて、セメント協会の資料により補正して、国鉄以外の鋼船による品目別輸送トン数を求めた。

b 運賃率 上記の運航実績報告書による $1/20$ のサンプリングの調査によって、同時に品目別平均運賃収入を計算したが、1品目について、サンプル数が20以上に達したものは、その平均運賃を採用し、それに満たないものは類似の品目から推定した。

従って、国鉄以外の鋼船の運賃収入は品目別に上記a×bによって求めた。

(iii) 木 船 (716023)

a 輸送量 木船の輸送統計は非常に不備で使用することができないので、港湾統計の海上出入貨物表の移入品種別表から、はしけ輸送等内航輸送とみなされない貨物を除いたものを鋼・木船を合計した内航輸送量とし、これから、上記(ロ)によって求めた国鉄以外の鋼船輸送量に、国鉄による品目別輸送量を合計した鋼船による全輸送量を品目別に減じた残を木船の品目別輸送量として推計した。

b 運賃率 木船が動いている地域を、北海道、東北、新潟、関東、中部、瀬戸内海、西九州の6ブロ

ックに分け、港湾統計等を利用して、品目毎に各ブロックの輸送量のウェイトを推定し、これに木船運賃推移表等から推計した各ブロックの代表航路のトン当たり運賃を乗じ加重平均して求めた。しかし、木船運賃推移表でている品目数が少ないため、このようにして決定されたものは、全体の7割程度その他は推定によっている。

従って、木船の運賃収入はa×bによって品目別の運賃収入を計算し、それを合計して得た。

(3) 総生産額推計上の問題点

- i 木船の輸送統計は非常に不備である。
- ii 港湾統計を使用することには、以下のようないくつかの問題がある。
 - (i) 港湾統計は5トン以上の船舶による貨物の移動はすべて計上される立派になっており、例えば、はしけ輸送も移出入量に算入されているから沿海内水面輸送より範囲が広くなっている。
 - (ii) 重複して報告されたものがチェックされずに集計されてオーバーに出ている恐れがある。
 - (iii) 沿海内水面輸送統計と品目分類が大巾にちがい調整が困難である。

従って、(i)については、東京、川崎、横浜相互間、名古屋、四日市間、大阪、神戸、西宮間等はしけ輸送が行なわれている港湾相互間の貨物で、タンカーで輸送されるとみなされるもの以外は、すべて、はしけ輸送であると考え、港湾統計の移入貨物表から控除した。

(ii)については、チェックする資料がないので、何ら対策を論じていないが、港湾統計として集計発表されている移出量と移入量の2つの数字のうち移入量の方が、数字も小さくより精度が高いと考え、移入量を使った。

(iii)については、一応、港湾統計の品目分類をベースにして行なった。鋼船の品目別輸送量を推計するにあたって、先に述べた実績報告書について特別集計を行なった際、品目分類は港湾統計の分類に従って行なった。しかし、報告書に記入されている品目名が原品目で書かれているものが少なく、そのほとんどが内航輸送統計の集計品目で書かれているため、よい結果が得られなかった。そこで、内航輸送統計と港湾統計

の目品が一致するものについては、輸送統計の数字を採用し、それ以外のものについては、次のような2, 3の推計を行なった。

① 特殊集計によって、鉄くずの構成比が0.8%という結果が出たので、20万トンとした（それ以外の品目構成比はごく小さく、採用したのは鉄くずだけである。）

② いわゆる雑貨といわれる纖維関係を中心とした品目の船送量は港湾統計の構成比と同じであるとして、鋼船の輸送量の合計に港湾統計の比を乗じて求めた。このようにして算出した輸送量は「その他」の中から取り出し、それだけ「その他」のトン数を減少させた。さらに、国鉄の実績を港湾統計に組えて加えたものを鋼船の品目別輸送量とし、これを、港湾統計から差し引いたものを木船の品目別輸送量とした。

③ 鋼船はタンカー、貨物船別にC, Tがおさえられているから、これでチェックし、主として、推定部分の運賃を修正した。木船の平均運賃はチェックすべきC, Tもなく精度は低いと考えられる。

2 投入

(1) 資料

- (1) モデル船の運航経費表（運輸省海運局内航課）
- (2) 栗林汽船、関西汽船の有価証券報告書
- (3) 四国における機帆船と小型鋼船の概要
- (4) 間接費調査（経済企画庁）

(2) 投入の推計方法

i 旅客船の投入

資料(1)によって関西汽船の損益計算書の項目によつて、構成比を算出し、更に、これを、資料(4)と聞き込みによって産業連関表作業用部門分類（以下I-O分類という）の段階まで細分し、これを旅客船の生産額にあてはめた。

ii 鋼船の投入

資料(1)および資料(4)の栗林汽船の損益計算書により下記の項目ごとに構成比を算出し、以下旅客船の投入の推計と同様な方法でI-O分類の部門に細分した。

iii 木船の投入

資料(4)により、機帆船A（200D/Wのもので、若松一大阪間において石炭を運搬しているもの）、B（120

D/W、門司一大阪、セメント）、C（170D/W、航路不明、木材）の3船についての35年8月の収支状況から、下記の項目について構成比をだし、3船各々の収入をウェイトにして加重平均したものを木船の投入の構成比とし、更に、これを旅客船の場合と同様の方法で、I-O分類の部門に細分し、それを各部門の投入額の合計が木船の総生産額になるようにふくらましたものを木船の投入とした。

従って沿海内水面輸送の投入は(1)+(2)+(3)によって求められる。

(3) 投入推計上の問題点

- i 木船に関する投入の資料は、ほとんど皆無に近い。したがって、木船の投入は非常に弱い。
- ii 国鉄の連絡船の投入は、国鉄以外の鋼船のそれと同じであるものとして、国鉄以外の鋼船の投入を使用したので、国鉄の特殊性が無視されている。

[716020 沿海内水面輸送施設提供]

1 定義と範囲

沿海内水面輸送施設提供は大別して、港湾運送業と港湾施設提供からなる。港湾運送業は、船内荷役、沿岸荷役、はしけ回漕、いかだ作業の4つの作業からなり、港湾運送事業法で指定された86港湾において登録または免許された港湾運送業者の取扱ったものをいう。

後者の港湾施設提供は、港湾法により重要港湾として指定されている82港の港湾管理者のあげた施設使用料収入および役務利用料収入を合計したものである。

注1. 港湾運送と沿海内水面貨物輸送（716012）との関係：

貨物を海上輸送する場合、発送する港における貨物の積込みと到着港での積卸し作業を常に必要とする。沿海内水面輸送は貨物の積込みが完了した状態から到着地において荷揚げ作業が開始するまでのサービスである。

港湾運送は、海上輸送サービスを他の陸上輸送機関のサービスや倉庫保管サービスと結びつける際に生じる用役であって貨物が港に運び込まれた後（どこで陸上輸送から港湾運送になるかは問題であるが）その貨物が船内に積込まれ、海上輸送に移れるようになるまでのサービスおよびこれの逆の過程をたどる積卸し作業をいう。

注2. 船舶が入港するごとに、どの港に入港するにせよ（公共施設を使用するか私有施設を利用するかは別として）ブイや桟橋、岸壁等の港湾施設を利用する。従って「82

の重要な港湾管理者があげた収入」という定義では、すべての施設提供を包含してはいない。

2 総 生 産 額

(1) 資 料

- (イ) 日本国港湾統計（昭和35年）
- (ロ) 港湾荷役料率表
- (ハ) 港運統計資料
- (メ) 6大港湾財政状況調書

(2) 総生産額の推計方法

港湾運送業は、船内荷役、沿岸荷役、はしけ回漕、いかだ作業の4つのサービス毎に取扱量（品目別）×取扱料率を求め、これらの合計をC.Tとした。取扱量は資料(イ)を基礎に、港運統計資料等を参照しながら推計し、料率は(ロ)を使用した。

港湾施設提供は、資料(ハ)により、6大港の取扱実績を求め、これを82港の港湾取扱量にふくらました。以上のことと詳述すると以下のとおりである。

i 港湾運送業の生産額

これは、港湾運送業者の扱う貨物が、沿海内水面輸送に係るものか、外洋輸送に係るものかの別、荷役の種類、輸出、輸入の別により、下記の分類ができる。この分類に従って推計方法を述べることにする。

	船内荷役	沿岸荷役	はしけ回漕	いかだ作業
沿海内水面輸送 木船 鋼船	①	①	なし	なし
	②	③	—	—
外洋輸送 邦船 外国船	④	⑤	⑥	なし
	—	—	—	—
輸入 邦船 外国船	⑦	⑧	⑨	⑩

①②～⑩は以下の説明番号を示す。

(i) 沿海内水面輸送（木船）に係る総生産額。木船の場合、一船的について、いかだ作業、はしけ回漕は行なわれないので無視した。

① a荷役量 港湾統計を加工して得た木船輸送量（沿海内水面輸送のうち木船輸送にかかる品目別輸送量に同じ）をベースに行なった。港湾荷役量は、本来、船舶による輸送量の2倍であるはずのものであるが、木船によって輸送される場合、倉庫に直接搬入（出）される貨物や86港湾内（港湾運送業として認め

られている港一港運統計資料参照）で荷役されても、乗組員等事業者以外の者によって行なわれるもの、86港以外の港や港といえない地点で行なわれるもの等現実には荷役を行なっていても、他のactivityと結合して行なわれ、他の部門に計上されているものや、沿海内水面輸送の運賃にとりこまれているもの等を合計すると総荷役量%になると仮定して、港湾運送業者が取扱う数量を木船の輸送量と等しいとした。

b荷役料率 木船の荷役料金は一貫料金であって、沿岸荷役、船内荷役の区別を行なわず、すべての用役を一括して一つの料金で取扱っている。

料率は、料金表のうち沿岸荷役料率の3/2倍である。従って、品目別にa×bを求め、これをたしあげて沿海内水面輸送（木船）に係る港湾運送業の生産額とした。

(ii) 沿海内水面輸送（鋼船）に係る総生産額

② a荷役量 附表第8表の中の「国鉄以外の鋼船」の輸送量×2

なお国鉄の船舶については一般の港湾荷役のような積込積卸作業を必要としないと考え無視した。

b荷役料率 料率は平均荷役料率表のうち、船内荷役の「積」と「揚」を使用した。

③ a荷役量 木船の場合と同じく、総荷役量÷2 (=沿海内水面輸送量（鋼船）)とした。

b荷役料率 資料(ロ)を利用して沿岸荷役料率の平均値を算定し、これを使用した。

従って、②と③を合せて、品目別に、沿海内水面輸送（鋼船）×〔船内荷役料（積）+船内荷役料（揚）+沿岸荷役料〕を求め、これらをたし上げて、沿海内水面輸送（鋼船）に係る港湾運送業の生産額とした。

(iii) 外洋輸送に係る生産額

④：これは(716020, 92102)の交点に計上される。

a荷役量 資料(イ)の海上出入貨物表の輸出トン数を使用した。

b荷役料率 資料(ロ)より品目別に平均料率を算出した。

⑤ a荷役量 内航の場合と同様に、総荷役量(=④で使った輸出トン数)÷2とした。

(これは業者の手を通さない自家荷役が全体の%あると仮定したことである)

b 荷役料率 資料⑩から品目別に平均料率を算出した。

⑥⑨ a 荷役量 資料⑪のはしけ回漕量をとった。

b 荷役料率 平均荷役料率×はしけ回漕料率。

⑧⑤に同じ。

⑩ a 荷役量 いかだ作業は、資料⑫、船内荷役(揚)の原木であるとし、材質は、すべてラワン材とした。

b 荷役料率 資料⑬を利用して、品目別に算出した。

以上、④から⑩まで、各々品目別に $a \times b$ を計算し、それを合計して外洋輸送に係る総生産額をだした。そして、⑪+⑫+⑬をもって、港湾運送業の総生産額とした。

ii 港湾施設提供

(a) 先ず港湾法により重要港湾として指定されている82港について、資料⑭から年間貨物取扱トン数を求めた。

(b) 次に、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司の6大港について、貨物取扱トン数と港湾施設使用料を求め、これにより1トン当たり港湾施設使用料を求めた。

(c) 82港でのトン当たり港湾施設使用料は、6大港平均のものと同一であるとして、先に求めた82港の取扱トン数で6大港の収入を引伸ばした。つまり $c = a \times b$
(=港湾施設提供の総生産額)

(3) 総生産額推計上の問題点

i 沿海内水面輸送における3鋼船の輸送貨物の荷役についても、はしけ回漕、いかだ作業の荷役量および荷役料率を推計すべきであるが、次に述べるような理由で外洋輸送の⑨⑩のところで一括して行なった。

(外洋輸送にかかる港湾運送業で注意すべき点)

(i) 輸出はFOB、輸入はCIFで評価されることに伴なって生ずる問題であるが、輸出の場合、沿岸荷役までは国内運賃になり、船内荷役は邦船の荷役であるか、外国船のそれであるかを問わず、716020の輸出となる。他方、輸入の場合には、船内荷役は、邦・外船の区別なく716020の横欄と輸入の縦欄との交点にプラスで入り、沿岸荷役、はしけ回漕、いかだ作業は、国内運賃に組込まれることになる。したがって、いかだ作業、はしけ回漕は、沿海内水面輸送と外洋輸送とに

おいて、その取扱に差をもうける必要がなく、沿海内水面と外洋輸送に係るものを合せて一本で推計しても問題ない。また、輸出の場合、海上輸送というサービスを邦船が提供するか、外国船が提供するかによって差がでてくるが、港湾運送ではそのわざらわしさがない。

(ii) 外洋輸送は、大きく分けて、定期船によるものと不定期船によるものがある。そして、前者の場合には、送主は船内荷役ができる状態になるまで貨物を持ってくればよいのであって、船内荷役料は運賃に入っている。したがって、輸出の場合は、邦船の定期船による船内荷役料だけ715012と716020に重複してでてくるから、715012でそれだけマイナスしておかねばならない。邦船により輸入貨物を輸送する場合も同様な操作が必要である。

3 投入

(1) 資料

① 港湾運送事業原価計算書

② 間接費調査（経済企画庁調べ）

(2) 投入の推計方法

港湾運送業は資料⑮により、取扱う品目毎に荷役形態別に、下記の費目による費用構成をだしそれを各品目の取扱量をウェイトにとって、加重平均した。これを、資料⑯と聞き込みによって、I-O分類まで細分した。

資料⑮の費目は次のようなものからなる。

A 作業費

- ① 労務費（イ給与、ロ法定福利費、ハ一般福利費）
- ② 道具費（イ作業用消耗費、ロ修繕費、ハ道具類費）
- ③ 運搬費（イ人件費、ロ燃料費、ハ運搬用品費、ニ修繕費、ホ償却費）

B 一般管理費

- ① 人件費（イ給与、ロ福利費）
- ② 物件費（イ租税課金、ロ不動産賃借料、ハ保険料、ニ修繕費、ホ旅費、交通費、ヘ交際・会議費、ト償却費、チ事務用消耗費、リ雜費）

C 利潤

(2) 港湾施設提供については、投入を推計する信頼できる資料がないため、港湾運送業と同じく付加価値部門が非常に大きく、内生部門の比率が低い上に投入構造にも大きな差がないと考えて、港湾運送業の投入構造をその

まま使用した。

[71700 航 空]

1 定義と範囲

- (1) 本部門は航空輸送と航空施設提供とからなる。
- (2) 機内サービスの提供料（例、機内飲食費）は、71700 の生産額に含めないことにした。
- (3) 航空に付帯するサービスのうち、飛行場の発着陸料は、この部門の収入とせず、その他の公共サービス（830090）の生産額とした。

2 総 生 産 額

(1) 資 料

- (イ) 日本航空、全日本空輸の有価証券報告書
- (ロ) 日本空港ビル営業報告書

(2) 総生産額の推計方法

i 航 空 輸 送

- (a) 大手の日航、全日空は資料(イ)の航空事業収入をとった。
- (b) その他は、富士航空KK等14社を対象に特別調査を行なった。
- (c) 次に、上記の調査にもれた会社については、(a) (b)の会社の所有機1台あたりの営業収入を算出し、それを未回収社の所有機数に乗じて、未回収社の生産額をだした。
故に、航空輸送の総生産額は $a + b + c$ によって、求められる。

ii 航空輸送施設提供

資料(ロ)の営業収入をとった。

3 投 入

(1) 資 料

- (イ) 日本航空、全日本空輸の有価証券報告書
- (ロ) 法人企業間接費調査（経済企画庁調べ）

(2) 投入の推計方法

i 航 空 輸 送

有価証券報告書に掲載されている損益計算書の項目によって、構成比をだし、これを、資料(ロ)および聞き込みによって、産業連関表作業用部門分類のこまかさまで細分し、これをもって、航空輸送全体の投入とした。

ii 航空輸送施設提供

生産額が小さく、独立して推計する意味がないので、

- (i) の航空輸送の投入構造をそのまま使用した。

[71900 その他の輸送]

1 定義と範囲

本部門は旅行あっせん業のみである。

2 総 生 産 額

(1) 資 料

旅行あっせん業実態調査。

(2) 総生産額の推計方法

大部分は資料(イ)により、資料(イ)からもれているもの（小規模のもの）については、別途推計した。

3 投 入

(1) 資 料

- (イ) 日本交通公社営業報告書
- (ロ) 法人企業間接費調査（経済企画庁調べ）

(2) 投入の推計方法

資料(イ)の中の損益計算書の項目によって、構成比をだし、それを資料(ロ)と聞き込みによって、産業連関表作業用部門分類の段階まで細分した。

(3) 投入の推計上の問題点

資料(イ)は簡単なものであり、特に、内生部門の計数は弱い。

[72000 倉 庫]

1 定義と範囲

普通倉庫、冷蔵倉庫、水面木材倉庫（以上いわゆる営業倉庫）と農業協同組合の所有する農業倉庫、水産漁業協同組合の所有する漁業倉庫を対象とし自家倉庫は除外する。

2 総 生 産 額

(1) 資 料

- (イ) 倉庫統計月報
- (ロ) 普通倉庫保管料荷役料率表
- (ハ) 基準冷蔵倉庫保管料率表
- (ニ) 倉庫管理統計年報
- (ホ) 第13次農業協同組合統計表
- (ヘ) 水産業協同組合統計表
- (ト) 有価証券報告書（倉庫、通信編）

(2) 総生産額の推計方法

昭和30年産業連関表の倉庫総生産額推計方法と同じ推計方法を使用した。

i 普 通 倉 庫

すなわち、料金は1日～15日までと16日～月末までの月の前期後期にわけて計算されているが、倉庫統計月報

では月間入庫高と月末残高のみ記載されているので、月の前期の出庫と後期の入庫が等しいという仮定を置くことにより次のような計算式で推計を行うことが出来る。

	入庫トン数	入庫金額	残高トン数	残高金額
1月	a_1	a_1'	b_1	b_1'
2月	a_2	a_2'	b_2	b_2'
3月	a_3	a_3'	b_3	b_3'
...
12月	a_{12}	a_{12}'	b_{12}	b_{12}'
従量立料金		r		
従価立料金		s		
荷役料率		t		
従量立保管収入対象量		R		
従価立保管収入対象額		S		
荷役収入対象量		T		
従量立保管収入		A		
従価保管収入		B		
荷役料収入		C		

とすると

$$R = \sum_{i=1}^{12} (a_i + 2b_i)$$

$$S = \sum (a'_i + 2'b_i)$$

$$T = 2\sum a_i$$

$$A = Rr = \sum (a_i + 2b_i) r_i$$

$$B = Ss = \sum (a'_i + 2'b_i) S_i$$

$$C = Tt = 2\sum a_i t$$

そして品目毎に $A + B + C$ が倉庫収入として求めるものである。ここで、 $r \cdot s \cdot t$ の全国平均値を求める必要があるが、

r_1 甲地の従量立料金率

s_2 乙地の従価立料金率

t_3 丙地の荷役料率

のように表わせば

(i) r と s については、

$$r = r_1 \times \frac{6}{10} + r_2 \times \frac{3}{10} + r_3 \times \frac{1}{10}$$

$$s = s_1 \times \frac{6}{10} + s_2 \times \frac{3}{10} + s_3 \times \frac{1}{10}$$

$\frac{6}{10}, \frac{3}{10}, \frac{1}{10}$ は甲、乙、丙地の収入対象額のだい
たいの weight である。

ただし、例外として

内地産米、雑麦、雑穀については、他の品目とくらべ構成比がはなはだしく異っているので、次式のとおりとした。

$$r = \frac{5}{10} \times r_2 + \frac{5}{10} \times r_3$$

$$s = \frac{5}{10} \times s_2 + \frac{5}{10} \times s_3$$

(ii) つぎに t を求める。

① 荷役の形態は、庫入(出)といわれる陸上から車両による出入と、船入(出)といわれる海上からのはしけによって出入するものがあり、それぞれ料金が異っている。

	甲地	乙地	丙地
庫	a_{11}	a_{12}	a_{13}
船(はしけ)	a_{21}	a_{22}	a_{23}
すると	$a_{11} = \frac{10}{9} a_{12}$	$a_{13} = \frac{9}{10} a_{12}$	
	$a_{21} = \frac{10}{9} a_{22}$	$a_{23} = \frac{9}{10} a_{22}$	
	$a_{22} = \frac{105}{100} a_{12}$		

の関係がある。

② 甲地、乙地、丙地の入庫高(出庫も入庫高に見合って動くと考え出庫高)の比は 6 : 3 : 1 とほぼ考えられる。

③ 35年10月より料金が変更されて、庫出入の方ほとんど変動がなかったが、はしけは平均 7% 上昇した。

④ はしけと車による入庫の比は、臨港倉庫に入るものについてははしけによるもの 50~60%，臨港倉庫から出るものはすべて庫出であり、臨港倉庫が取扱う貨物が全保管量の 75% に当るという仮定を置いてはしけの weight は

$$0.75 \times \frac{60}{100} \times \frac{9}{4} = \frac{9}{40}$$

から $\frac{1}{5}$ とした。

$$0.75 \times \frac{50}{100} \times \frac{9}{4} = \frac{50}{80}$$

以上①②③④から

$$\begin{aligned} t &= 1/5 [4(6/10 a_{11} + 3/10 a_{12} + 1/10 a_{13}) + \{6/10 \times \frac{1}{4} \\ &\quad (1 + \frac{300}{107}) a_{12} + 3/10 \times \frac{1}{4} \times (1 + \frac{300}{107} a_{22}) + 1/10 \times \frac{1}{4} \\ &\quad (1 + \frac{300}{107}) a_{23}\}] \\ &= \frac{317}{1500} (4 + \frac{407}{428} \times \frac{105}{100}) = \frac{317}{300} a_{12} \end{aligned}$$

故に $t = \frac{317}{300} a_{12}$ を採用した。

ii 冷蔵倉庫

普通倉庫とほぼ同様に推計した。ただし冷蔵庫については、従価立料金収入がないから

$$A = \sum (a_i + 2d_i) r$$

$$C = \sum 2a_i t_i$$

$A + C$ が冷蔵倉庫収入である。

r は S.A.A.B.C. 各級のトン当たり料金に各級の倉庫容積比を加重平均したものであり、 t は 1.4.7.10 月について甲乙丙地のだいたいの入庫トン数を集計して 3 者の比を求め、この比で各地の料金率を加重平均したものである。

iii 水面木材倉庫

倉庫月報より月別入庫 m^3 、および月末残高を集計しこれをトンに換算した後

$$(入庫高 + 残高) \times 18 円 (1 トン当たり保管料金)$$

として求めた。

iv 農業倉庫、漁業倉庫

農業協同組合については、米麦とそれ以外の品目について異った推計方法をとった。

米麦については、保管数量を食糧庁の食糧管理統計表からとり、トン当たり平均保管料を第13次農業協同組合統計表からとった。

同農協組合統計表の保管トン数は信用事業を行なう単協について集計しただけであるから過少に出ているので採用しなかった。

なたね類、米麦以外の品目については、第13次農業協同組合統計表によった。

漁業倉庫の推計には水産業協同組合統計表を使用した。同資料からは連合会の保管料収入、凍結料収入、単協の凍結を合わせた収入しかわからなかった。単協の凍結料を分離するため連合会の保管料収入と凍結料収入との比で分割して、保管料にあたる額を生産額とした。

このようにして得た金額を冷蔵倉庫の品目分類のうち水産業生産物と考えられるものの比で分割し、これらを冷蔵倉庫の品目別収入の各項目に加算した。

3 投入

(1) 資料

(i) 有価証券報告書

(ii) 間接費調査（経済企画庁調）

(iii) 運輸省港湾局倉庫課資料（普通倉庫、冷蔵倉庫原価調）

(2) 投入の推計方法

倉庫部門を普通倉庫と冷蔵倉庫に大別し、（農業倉庫、水面木材は普通倉庫に、漁業倉庫は冷蔵倉庫に含ませる）普通倉庫の投入推計については有価証券報告書と間接費調査、それに倉庫課の普通倉庫原価調を使った。

冷蔵倉庫については、倉庫課の冷蔵倉庫原価調を主として利用し普通倉庫の投入を参考に細分した。

III 産出配分の推計

運輸部門の総生産額は貨物運賃と旅客運賃とより成立していることは今まで記述したとおりである。

運輸部門の産出の推計を行う場合も貨物と旅客について大別して行う必要がある。投入の推計においては、費用構成比という比較的安定的なパラメーターが利用できて、それを算出するため、サンプル調査や原価計算書や営業報告書などが有効に活用される。これに対して、産出の推計においては安定的な産出構成比なるものは一般に考えることができず、サンプル調査なども余り役に立たないので、全数調査的な資料が必要である。

1 運輸部門の産出

(その1 貨物)

運輸部門（貨物）の産出は、運輸サービスの部門別販売額を表すわけである。しかしながら、運輸部門の（サービスの）産出は、他の物資の産出のように単一の生産物を需要部門に売り渡すのではなく、需要部門が購入する他の物資に付随して、それぞれに要した運賃の合計がその実体なのである（生産者価格表）。

逆にいえば、運輸部門の産出は他の部門のように单一生産物の販売として定まるのではなくして、流通（or 購入）する財貨の数だけ細分されて決定されなければならない。具体的には石炭を輸送したことによる運輸サービスの産出、米を輸送したことによる運輸サービスの産出ということである。

このため運輸部門（貨物）の産出を推計するためには、その前に運賃の行列すなわち、輸送物資別（行部門）、輸送先（需要部門）別（列部門）の運賃の表が必要となるのである。

(その2 旅客)

旅客運賃収入の産出は、貨物に比し簡単で、大部分を家計

消費に、他を家計外消費（暫定的）、政府消費などに分割すれば良いのである。

2 商品別運賃収入の算出

貨物運賃収入（各輸送機関の貨物関係生産額）を運賃の行列に細分するには先ず運賃生産額を産出部門別に分割しなければならない。そのためには、各輸送機関別に商品別の運賃収入を算出することから始める。しかし、総生産額の推計にあたり、商品別の運賃収入を積み上げて行った部門もあり、この部門はその結果をそのまま使用できる。

714010道路貨物輸送業、716012沿海内水面輸送、716020沿海上水輸送施設提供および720000倉庫業がこれに当る。

この4部門については、すでに各論の生産額および投入で詳述してあるので、ここでは省略し、711002国有鉄道、712012地方鉄道軌道業について商品別運賃収入の算出方法について記す。

[A] 711002 国有鉄道貨物

(1) 資 料

- (1) 鉄道統計月報（昭和35年1月～12月）
- (2) 昭和36年度主要品目別輸送統計年報
- (3) 貨物運賃等級表
- (4) サンプリング調査による「流通統計」（日本通運総合研究所）

(2) 問 題 点

i 国有鉄道車扱貨物統計は36年度から大巾な変更があった。35年度までは輸送量の多い主要65品目について、輸送トン数、トンキロ、運賃収入が公表されていたが、これら65品目のCoverageは35年度について見ればトン数の面では80.4%、収入の面では70.6%でトン数と収入とではCoverageに10%も差があった。

また特掲されていた65品目は鉄道により大量に輸送される貨物を取出したものであって、体系的な分類が行なわれていなかった。

このような分類が36年度から改正されて、公表される表は主要品目を特掲すると同時に、鉄產品、林產品等11の大分類の最後の1項目に大分類の中で特掲されなかつたものを一括して「その他の鉄產品」「その他の林產品」等として計上されることになった。

特掲される品目数は79に増加し、「その他の鉄產品」等その他項目11を加えると90の項目に分割されている。このような分割変更を行なったため、各項目が包括する

範囲もかなりの変更があった。前に記したように35年度の品目分類には欠点が多い、そこで品目分類は36年度からの新しい分類を採用することにした。

ii 車扱貨物 149,006百万円のうち「その他の鉄產品」等その他品目を含めて品目分割できる金額は139,205百万円であり、残りは小口混載特殊品等品目分割が不可能なものである。国鉄の貨物は車扱といって貨車を単位として貨物輸送するほか、輸送量が小量のため貨物が一つの貨車単位にならないものを「小口扱」として取扱っている。これについても国鉄の資料から品目別生産額を推計することができなかった。

小口扱貨物と小口混載等（後に述べる荷役機械使用料を除いて貨物雑収も含む）の品目分割は日本通運総合研究所が日本通運が扱った小口混載のサンプル調査の結果を利用して品目分割を行った。

ハ この他貨物雑収の中に荷役機械使用料が含まれているがこれは雑収から取り出し特別のあつかい方をした。

ニ 国鉄の収入内訳では旅客収入に算入されている郵便物運賃と特別扱新聞、雑誌は711001ではなく711002の方に入るべきものである。

(3) 推 計 方 法

- i 鉄道統計月報の65品目について、輸送トン数、運賃収入について年計を求めた。
- ii 項目分割のあった酒、その他の製材、石灰、ガラス、その他の鋼材、鉄油については、分割された新しい項目の数量の比で分割した。

新旧品目の関係は次の通りである。

旧 分 類	新 分 類
その他の鋼材	その他の鋼材 レールと鉄管
その他の製材	その他の製材
ガラス及びその製品	板ガラス ガラスびん
石 灰	消石灰 生石灰 清酒
酒	合成酒
鉄 油	その他の酒 揮発油 鉄油

iii 残る18項目については

- ① りん鉱石、非鉄金属鉱、その他の水産品、駐留軍貨物の4品目は類似の品目の輸送実績から推算して、トン数、トン当たり平均運賃をあてはめた。
- ② それ以外の主として「その他」品目14については車扱全体のトン数から(イ)(ロ)(ハ)一①で穴うめされた数を減じたものを、36年度の対応する品目の数量の比率でばらまいた。
- ③ このようにして得た90品目以外に印刷出版の輸送がある。これは旅客収入の中の雑収入および小口混載収入の一部に集計されている。旅客雑収の新聞雑誌収入は1,599,352千円である。小口混載であつかわれているものについては国鉄の資料からは知ることができない。

日通総研の「流動調査」によれば「その他雑工業品」のうち重量で27.4%を占めている。「その他雑工業品」にふくまれている品目は多種目であるが、印刷、出版の平均運賃が「その他雑工業品」のトン当たり運賃と同じと仮定して、「その他雑工業品」の収入に27.4%を乗じて1,505,436千円とした。

- iv ① 事業用貨物の有質石炭および砂利は鉱産品の石炭および砂利、砂に加算し、事業用無質については、有質トン当たり平均運賃と等しい平均運賃を乗じて、鉱産品の石炭および砂利、砂に加えた。
- ② 貨物雑収(1,531,734千円)のうち752,846千円は荷役機械使用料収入であって、これは石炭、林産品等限られた貨物の積卸を行なう際に使う機械使用料として支払われるものである。この使用料は鉱産品全品目と林産品中の原木、不工製材、パルプ用材坑木の輸送量の比で分割した。
- ③ 特種品、小口混載、事業用その他、事業用以外無償、小口扱収入、貨物雑収(荷役機械使用料を除いたもの)は種々の品目を含んでいて、一つの部門に組入れることはできない。また国鉄の資料からはこれらを分割する材料がないため、日本通運の「流動統計」にある日本通運の取扱った小口混載に関する調査を利用した。

日本通運は国鉄小口混載貨物のうち約50%を取扱っているから小口混載の構成内容はほぼこれを引伸したものと考えてよいだろう。また小口扱やその他の項目

の内容は小口混載の内容と類似していると考えられるから、輸送量を合計し、これを小口混載の構成比で分割し、分配された各々の輸送量に車扱の平均運賃を乗じて得た比率で小口混載等分割すべき収入25,693,785千円を分割した。

[B] 712002 地方鉄道軌道業(貨物)

(1) 資 料

- (イ) 私鉄統計月報
- (ロ) 鉄道統計月報

- (2) 地方鉄道、軌道については主要19品目の月別輸送トン数と月別小口扱車扱全品目合計の収入があるだけで推計資料ははなはだ不備である。
- (3) 推計 30年表とほぼ同じ方法で、石炭、セメント、石灰石等19品目の運賃収入を求めた。

まず、各々の年間輸送トン数を月報をたし上げて出しこれを a_i とする。国鉄の車扱貨物で同じないしは類似の品目のトン数を b_i 、運賃収入を c_i とし

$$d_i = a_i \times \frac{c_i}{b_i} \text{を得}, d_i = d_i \times \frac{A}{\sum d_i}$$

(A: 712002の生産額)を品目別収入とした

$$\frac{A'}{\sum d_i} = \frac{7,588 \text{ (百万円)}}{33,396 \text{ (百万円)}} = 0.227 \quad (A' \text{ は車扱収入})$$

これは地方鉄道軌道の平均輸送距離が(トンキロ当たり運賃が国鉄と同一として)国鉄の0.227倍であることを示す。

- (4) 以上のようにすれば宅扱および小口扱が車扱と同じ構成比でばらまかれているが、宅扱小口の収入合計が453百万円にすぎないからあまり問題はないであろう。しかし生産額の40%弱が「その他」になっていることでもわかるようあまり良い数字ではない。

3 運賃の行列(matrix)の作成方法

運賃の行列(matrix)の作成は次の方法によった。

[A] 通産物資運賃および旅客運賃の行列作成方法の概要 (その1)

- (1) 運輸省担当部門のうち71002国有鉄道、714010道路貨物輸送業、716012沿海内外水面輸送、720000倉庫業の4部門は下記[B](1)の方法によって推計した輸送機関別運賃率に後記の産出部門別運賃対象額を投入部門別に分割したものを掛けて取引別(各マス目に対応する)運賃額を算出し運賃の行列を作成する。

- (2) 上記(1)以外の運輸省担当部門(貨物)712012地方鉄道軌道業、714020道路輸送施設提供業、715000外洋輸送、716020沿海内外水面輸送施設、717000航空、719000その他日々輸送

に関する運賃の matrix 作成および産出の配分方法は下記〔B〕(2)による。

- (3) 旅客に関する次の諸部門711001国有鉄道（旅客）712011地方鉄道軌道業（旅客），712020道路旅客輸送業，716011沿海内水面輸送（旅客）の産出配分の方法は下記〔B〕(3)による。

〔B〕 通産物資運賃および旅客運賃の行列作成方法の概要（その2）

- (1) a 711002 国有鉄道（貨物）

714010道路貨物輸送業，716012沿海内水面輸送業，72000倉庫業の品目別運賃収入の品目に対応する I-O 部門分類（450 産出部門）を作成する。

b 各産出部門担当者は上記の品目部門対応表にもとづいて，

(i) 各産出部門別の運賃対象額及び数量を算出する。

運賃対象額は供給総額 = 生産額 + 輸入額 + (在庫減額 - 在庫増額) から、「自工場消費」「自家輸送」「各輸送機関非利用取引」等を控除することによって把握されるが、資料等の制約がある場合には「自工場消費」のみを把握して運賃対象額を把握する。

(ii) 機関別品目別運賃収入の分割

機関別品目別運賃収入を産出部門に分割する作業は(i)によって得られた運賃対象額（及び数量）をもとに品目に対応する I-O 部門の対象額（又は数量）の構成比によって分割する。なお分割に際しては運賃対象数量を使用することが望ましい（しかし数量が把握できたものは殆んどなかった）。

- c 上記の方法によって得られた産出部門別機関別運賃収入は、運輸省において検討した後運賃収入によって運賃率を算出する。このさい運輸省における検討で産出先によって運賃率が大きく異なる部門については、運輸対象額をふくらませることを行う。

- (2) 712012 地方鉄道軌道業，714020 道路輸送施設提供業，715000 外洋輸送，716020 沿海内水面輸送施設提供業，717000 航空，719000 その他の輸送については次の方をとる。

- a 712012 地方鉄道軌道業は 711002 国有鉄道と合算して運賃率を算出することとする。

- b 714020 道路輸送施設提供業は次の方法による。

生産額を自家用車台数と営業用車台数の比によって分割し、営業用車分は運輸業との交点に計上、自家用車分

は産業別及び家計用保有台数によって分割し、商業別の大枠を運輸省が算出する。

この大枠の 350 接入部門別の細分は各接人担当者が C T の比率によって行うこととする。

なお、自家用と営業用および産業別に分割する場合には車種による料金の相違を考慮することとする。

c 715000 外洋輸送は 92102 輸出（特殊貿易）に一括計上されることとなる。

d 716020 沿海内水面輸送施設提供は、716012 沿海内水面輸送と合算して運賃率を算出することとする。

e 717000 航空は 71401 道路貨物輸送業と合算して運賃率を算出することとする。

f 719000 その他の輸送は下記(3)の旅客と同様な取扱とする。

- (3) 旅客に関する各部門の産出は、まず家計消費分と家計外消費分に分割し家計外消費分は、911001 旅客の産出配分比率によって分割することにする。

以上[A]，[B]の方法は、通産省担当物資を主として考慮しているため、農林省担当物資については、下記の方法によった。

〔C〕 農林物資は各マス目毎に購入者価格と生産者価とを推計し、両者の差額を運輸省資料および農林省内部等の資料とか運賃と商業マージンとに分割することによって各マス目ごとの運賃を算出した。

なお農林物資に係る運賃にはコスト的運賃といわれるものがある。

例えば、木材は切り出すに要するコストよりも、伐木現場より積出駅まで搬出するに要するコストの方がはるかに大きく、それ（コスト的運賃）まで含めて、その木材としての生産者価格が形成されている。

このコスト的運賃は、その性質上、接人部門が物資を購入するさい附隨する運賃ではないので、運賃を各マス目毎に分割するに当り、あらかじめ産出部門別の運賃から除外して、その分は、運輸部門（行）と当該部門（列）との交点に接人しておくものである。

コスト的運賃と同じ意味で、コスト的倉庫料も存在する。

コスト的運賃・倉庫料には次のものがある。

部門分類	部 門 名	コス ト 的 運 賃 又は倉庫料 (単位百万円)
運 賃		
021120	特 殊 林 産	100
021201	木 炭	7

021202	薪	1,924
022001	伐木(国産)	15,034
倉庫料		
042000	補鯨	326
041020	遠洋	439
203090	その他の野菜・果実加工	15
204030	水産貯蔵品	105
204020	水産食品	70
209120	調味料	30
209160	食用塩	21
211010	清酒	8
211020	合成酒	19
211070	その他の酒	13
220000	たばこ	867

4 商品別機関別運賃収入の產出部門別分割

(1) 通産物資については、3の[A]・[B]方法にもとづき、先ず通産省產出部門担当者が、各產出部門の運賃対象額により商品別運賃収入を產出部門に分割した。これを運輸省で検討し次のように修正を加えた。

- a 711002国有鉄道と712012地方鉄道軌道業の商品別運賃収入を、運輸省資料の品目対象表の各輸送機関品目対応表により合計し、これと通産省により推計したこの二輸送機関の產出部門別運賃を商品別にアグリゲートしたものと対比した。
- b 714010道路貨物輸送業については、aと同じように、運輸省資料の商品別運賃収入と通産省推計の產出部門別運賃を商品別にアグリゲートしたものと対比した。
- c 714020道路輸送施設提供業の収入を產出部門別に細分するにはVI-[B]-②-bにより推計した産業分類別の大枠を各部門の総生産額、その他の情報を参考として、行った。
- d 716012沿海内外水面輸送業、716020沿海内外水面施設提供に関しては、aの鉄道と同じ方法により、運輸省資料と対比した。
- e 720000倉庫はbと同じ方法によった。

以上a, b, c, d, eの結果、aの鉄道については運輸省資料の商品別運賃収入と通産省の推計が殆どどの部門で合致した。またbの道路貨物、dの沿海内外水面輸送、全施設提供について全体の約%の部門が合致し、eの倉庫については、殆どの部門が合致しなかった。運輸省資料の商品別運賃収入と通産省の推計が合致しなかった部門については、通産省の產出部門別運賃対象額を参照し、前記資料の商品別運賃収入を產出部門別に再配分した。

(2) 農林物資に対する運賃の產出部門別分割は、運輸省資料の機関別商品別運賃収入額をもととし、さらに、これを農林省部内資料により450產出部門別に分割した。農林省の推計を検討し、数次の調整を経て両省の推計を固めた。

5 旅客運賃収入の產出分割は先ず、家計消費と家計外消費とに大別する必要がある。

711001国有鉄道については、国鉄の旅客質的調査をもととし、712011地方鉄道軌道については、資料がないため東横線主要駅面接調査および私鉄統計年報を、また、717001航空は日本航空国内線旅客調査をもとにし、その他国鉄バス、ハイヤー、タクシー等は聞き込み等によった。

[A] 711001 国有鉄道

711001の生産額より定期運賃収入を差引いて、定期外運賃収入を出し、これを昭和34年度の国鉄の旅客質的調査の目的別個人キロの比率によって配分して、定期外運賃収入の家計と家計外分を算出し、この家計負担分に定期運賃収入を加えることにより、家計と家計外の比率49%，51%を算出した。

[B] 私 鉄

東横線の主要駅で乗車目的についての面接調査を行い、国鉄と同様な方法を用いて家計73%，家計外27%の比率を算出した。

[C] 航 空

日本航空国内線の旅客調査を行い、家計31%，家計外69%を推計した。

[D] 国 鉄 バ ス

用務のみ家計外、その他は家計として、家計67.5%，家計外32.5%を推計した。

[E] 貸 切 バ ス

全額家計とした。

[F] タ ク シ 一

1. 大和、日交、国際に聞き込みの結果、公用、公用は50%，50%程度なることが判明した。

2. 私用は家計、公用は家計外と見做して、家計・家計外の比率を50：50%とした。

上記以外の部門すなわち、一般乗合バス、特定バス、外洋輸送、沿海内外水面一国鉄連絡船一般旅客船、その他の輸送については、資料が皆無であるので、一般乗合バスは国鉄バス、特定バスは一般貸切、外洋輸送は航空、国鉄連絡船は国有鉄道、一船旅客船は一般貸切、その他の輸送は国有鉄道と同じ家計・家計外消費の比率とした。

第5節 経済企画庁および行政理庁担当部門

経済企画庁

- I 水道および清掃部門
- II 金融・保険および不動産部門
- III 通信部門
- IV サービス部門（農業サービスを含む）
- V 家庭的修理部門

行政管理庁

- VI 仮設部門（但し、不動産賃貸料は経済企画庁担当）

I 水道および清掃部門

〔上水道・下水道（52001, 52002）〕

1 定義および範囲

公共の用に供する上下水道で企業ベースとする。営業的水道および自家用私設上下水道を含まない。

水道の生産額は使用料および手数料の収入合計とする。

上下水道の赤字分は補助金で相殺したものとして補助金の欄に計上する。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	地方財政統計年報	35年度	自治省	CT. I
②	上水道統計	"	日本水道協会	CT. I
③	公共下水道統計	"	"	CT. I
④	東京都水道事業会計決算書	"	東京都水道局	I
⑤	東京都下水道事業会計決算書	"	"	I
⑥	大阪市水道事業会計決算書	"	大阪水道局	I
⑦	昭和35第産業別間接費の推計	35年	経済企画庁経済研究所	O
⑧	産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	35年度	"	I

3 推計方法

(1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

資料(1)における企業会計、特別会計、一般会計の上下水道の使用料および手数料の合計額によった。

(2) 投入内訳の推計

資料①, ②, ③によって総経費、営業費、維持修繕費、固定資産償却費の各支出総額をとり、その内訳は東京・大阪の上下水道の決算書を中心として資料④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧の支出構成比によって分割して推計した。

(3) 産出配分の推計

上水道の配分は、最初に資料(2)によって、家事用、官公署学校用、営業用、工業用、湯屋用、船舶用、共用栓、公共栓その他等の用途別給水量から用途別の使用料を決定し、そのうち産業用については資料⑦の産業別の光熱水費の分配構成比によって分割推計した。

4 推計上の問題点

(1) 工業用水の産業別分割について

製造業内の工業用水の分割は、「産業別間接費の推計」資料⑦の光熱水費一本の配分構成比によっていることの問題点である。

この点については、各産業の原単位から推計された工業用水使用料からも検討したが、とくに工業用水を比較的多量に使用するとみられる化学・石油・石炭製品等について配分不足がでてきたので、大幅な修正をほどこさざるを得なかった。しかし、原単位調査から推計された工業用水も公共用水と自家用水の両方を含むので、自家用水の分を除いて比較しなければならないが、両者を分離することがむずかしいので問題を残している。

(2) 配水管移設工事費、路面復旧費の取扱いについて

経常支出か、資本的支出のいずれに取扱うかの問題であるが、ここでは資本支出として処理した。

[清掃業(52003)]

1 定義および範囲

民間の主として、じんかい、汚物などの処理および便所の清掃、消毒を行なう事業所をいう。一般政府の行なう清掃活動は含まない。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	事業所統計調査報告	35年	総理府統計局	C.T.
②	民間給与実態調査	35年度	国税庁	I.
③	昭和35年産業別間接費の推計	35年	経済企画庁経済研究所	C.T.O
④	法人企業統計年報	35年度	大蔵省理財局	I.
⑤	市町村決算状況調査	"	自治省	I.
⑥	昭和35年産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁 経済研究所	I.
⑦	昭和34年国富調査報告	"	"	I.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

清掃業の雇用者数(資料①)に従業員1人当たり給与額(資料②)を乗じて勤労所得を算定、その額を人件費率(資料③、④)で除して産出額を推計した。

(2) 投入内訳の推計

資料③、④、⑤、⑥によった。

(3) 産出配分の推計

昭和35年国富調査報告(資料⑦)の住宅と非住宅の評価額の配分比率を参考にして推計した。

4 推計上の問題点

(1) 清掃業の内容の不明確

日本標準産業分類およびS.N.A.(国連標準産業分類)による清掃業は、じんかい、汚物等の処理業、下水道等となっているが、これらの部門は、日本ではほとんど地方公共団体(普通会計)によって運営されており、それ以外の民間の清掃業の内容が明らかでない。

(2) 産出額の推計方法について

資料的な制約からやむを得ない方法であるが、その精度に問題がある。

II 金融・保険および不動産部門

[金融業(62000)]

1 定義および範囲

- (1) 銀行などの金融仲介業の生産額は、手数料収入と帰属サービスの合計額とした。したがってこの生産額は、金融仲介業の「営業収入-預金利子」となる。
- (2) 証券業者の生産額は仲介手数料合計とした。
- (3) 賃屋、日本信販等の消費者金融業者の生産額は帰属サービス総額とした。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	銀行局金融年報	36年	大蔵省	C.T.
②	郵政統計年報	35年	郵政省	C.T.
③	全国銀行財務諸表分析	"	全国銀行協会	C.T.I
④	全国相互銀行財務諸表分析	"	全国相互銀行協会	I.
⑤	全国信用金庫決算処理状況	"	全国信用金庫協会	I.
⑥	有価証券報告書総覧	36年度	大蔵省	I.
⑦	国民所得白書	35年	経済企画庁	C.T.I.
⑧	法人企業統計年報	"	大蔵省	I.
⑨	農家経済調査	"	農林省	I.
⑩	経済統計月報	"	日本銀行	I.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

資料①、②、③、④、⑤などより、金融機関の種類別に、損益計算書(35年度)から「投資収入マイナス預金利息」(帰属サービス)と手数料収入をとってもとめた。証券会社の手数料収入については大蔵省業務資料によった。

以上の方法でもとめた計数は、いずれも35年度のものでその合計額を、国民所得統計における金融業帰属サービス額の35年度対35歴年の比率(95.3%)により35歴年に補整した。なおこの補整は、投入の各部門についてもすべて同様の方法で行なった。

(2) 投入内訳の推計

投入部門のうち勤労所得、資本減耗引当、間接税については、産出額と同様に損益計算書から、該当項目をとってもとめた。ただし損益計算書からこれらの該当項目をもとめられなかった金融機関については、類似金融機関の産出額にたいするこれらの項目の割合を使って推定した。なお勤労所得については、労働省計数との調整過程で、ほぼ同省の計数を採用することとした。

営業余剰については、損益計算書から「年間純益金+資

本損失一資本利益+補償準備金純増額」を算出してもとめた。ただし一部の金融機関については年間純益金をそのままとったものがある。

その他の投入部門については、資料⑥、および大蔵省業務資料などより各部門の構成比をもとめ、これを金融業産出額に乗じて算出した。

(3) 産出配分の推計

まず各金融機関別に、家計、個人企業、法人企業、政府企業、一般政府などの経済主体別の預金残高を推計し、この預金残高に比例して、これらの経済主体別の配分額をもとめた。ついでこの金融機関別、経済主体別配分額を各経済主体ごとに集計し、家計、一般政府の分は最終需要に、また企業の分は、個人企業、法人企業、政府企業ごとにそれぞれ各産業に配分した。上記の推計のうち、経済主体別配分額については、全国銀行、相互銀行はそれぞれの「預金者別預金統計調査」(資料⑩)、その他金融機関は照会調査にもとづいて算出した。また企業分の産業別配分については、個人企業は国民所得統計の個人企業産業別所得額により(ただし農業のみは資料⑨の預貯金額から推計)法人企業は資料⑧の産業別預金残高により、政府企業は各政府企業の所得額(各政府企業をその属する産業に分類)により算出した。なお上記の産業別配分を産業連関表の産業別付加価値額によりさらに細分した。

4 推計上の問題点

(1) 産出額のうち、約20%は業務統計によらず推計によってもとめられている。たとえば農業協同組合は、その損益計算書から信用部門を分離することができないので、信用金庫の産出額を基礎として、預貯金プラス貸出額の信用金庫を農協組との比により推定した。なお金融業産出額のうち、手数料収入(証券業者手数料収入を含む)は約21.2%、帰属サービス額は約78.8%である。

(2) 投入内訳のうち、とくに内生部門については、推計に使用した資料では細目が不明なので、他の産業部門や昭和30年産業連関表の金融業の内訳[30年については「金融業経営費内容調査」(経済企画庁)によった]を参考にしてもとめた。

(3) もともと金融業の「帰属サービス」なるものが仮定の「生産物」であるから、その産出配分が十分に客観的根拠にもとづくものとはいいにくい。国連の標準方式にしたがって、銀行の「生産物」(帰属サービス)は預金者に「販売」されるという前提のもとに、各部門の預金額に比例し

て配分されたものである。なお一般政府への配分は基礎資料の関係で、企業会計の分が十分に除かれていらない。

〔生命保険業(63001)〕

1 定義および範囲

生命保険の生産額は営業経費総額(帰属賃貸料を含む)とする。ただし株式会社組織の生命保険については、営業純利益も含むこととする。なお郵便年金もこの部門に含めた。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	保険年鑑	36年	生命保険協会 日本損害保険協会	C.T.
②	銀行局金融年報	"	大蔵省	C.T.
③	郵政統計年報	35年	郵政省	C.T.
④	国民所得白書	"	経済企画庁	C.T.
⑤	有価証券報告書総覧	36年度	大蔵省	I.

3 推計方法

(1) 産出額の推計

生命保険会社については、資料①の損益計算書より「事業費+間接税+減価償却費」をもとめ、さらに株式会社組織のものについてはこれに営業純利益を加えて算出した。また郵便年金、簡易生命保険については、資料③の損益計算書より「貸付利子一支払利子」をもとめて算出した。この産出額は35年度分であるので、国民所得統計における生命保険帰属サービス額の35年度対35歴年の比率(96.2%)により35歴年に補整した。

なおこの補整は、投入の各項目についてもすべて同様の方法で行なった。

(2) 投入内訳の推計

投入部門のうち勤労所得、資本減耗引当、間接税については上記の損益計算書、および大蔵省、郵政省の業務資料より推計してもとめた。他の投入部門については大蔵省、郵政省の業務資料を基礎にして推計した。

(3) 産出配分の推計

産出額の総額をすべて家計消費に配分した。

4 推計上の問題点

(1) 相互生命保険会社は家計の集団という考え方をとっているので、その剰余金は産出額にも、営業余剰にも含まれていない。

(2) 投入内訳のうち、とくに内生部門については、金融業と同様、推計に使用した資料では細目が不明なので、他の産

業部門や30年産業連関表の内訳を参考にしてもとめた。

〔損害保険業 (63002) 〕

1 定義および範囲

- (1) 損害保険の生産額は営業経費プラス営業純利益総額とする。
(2) 官公営の損害保険も含む。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	保険年鑑	36年	生命保険協会 日本損害保険協会	C.T.
②	特別会計決算書	35年	大蔵省	C.T.I.
③	銀行局金融年報	36年	"	C.T.
④	有価証券報告書総覧	36年度	"	I.
⑤	法人企業間接費調査	35年	経済企画庁	I.

3 推計方法

(1) 産出額の推計

損害保険会社については、資料①の損益計算書「損害査定費+一般管理費・営業費+投資経費+間接税+減価償却費+剰余金+直接税+諸積立金増+財産売却純益+保険業法86条積立金への繰入」をもとめて算出した。国営損害保険については資料②より事業経費をもとめた。この産出額は35年度分であるので、国民所得統計における金融業と生命保険の帰属サービスの35年度対35歴年の比率(95.7%)により35歴年に補整した。なおこの補整は収入の各項目についてもすべて同様の方法で行なった。

(2) 投入内訳の推計

投入部門のうち、勤労所得、資本減耗引当、間接税については、産出額推計の場合と同じ資料からもとめた。その他の投入部門については、資料④および大蔵省業務資料などより各部門の構成比をもとめこれを損害保険産出額に乗じて算出した。

(3) 産出配分の推計

国営の損害保険については、それぞれの保険が担当する産業各部門へ配分した。民間の損害保険については、まず照会調査により家計消費の部分をもとめ、ついでこの家計分を除いた残額を、資料⑥を基礎に算出した産業別支払保険料の構成比により内生部門の各産業へ按分した。

4 推計上の諸問題

投入内訳のうち、とくに内生部門については、生命保険

と同様、推計に使用した資料では細目が不明なので、他の産業部門や30年産業連関表の内訳を参考にしてもとめた。損害保険の家計消費は家計用動産の損害保険にみあうものである。住宅の損害保険は内生部門の住宅賃貸料に計上され、家計消費には直接座出されない。

〔不動産仲介業 (64011) 〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類593建売業、土地売買業、594不動産代理業、仲介業、599その他の不動産業からなる。ただし、建売業の建設活動は建設部門に含まれる。したがって、不動産仲介業の生産額は仲介手数料マージンとなる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国税庁統計年報告書	35年	国 税 庁	C.T.
②	事業所統計調査報告	"	經理府統計局	C.T.
③	国民所得統計	"	経済企画庁	C.T.
④	有価証券報告書総覧	"	大 蔵 省	I.
⑤	昭和35年産業別間接費の推計	"	経済企画庁	O.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

法人については、資料①によって1事業所当たりの所得額を求め、資料③の基礎資料によって求めた所得率の逆数を乗じて1事業所当たり収入額とし、これに資料②による事業所数を乗じて法人分の産出額を算出した。

個人については、資料②による1事業所当たりの従業者数を用いて法人事業所と個人事業所との較差を求め、これを法人1事業所当たり収入額に乘じて個人1事業所当たり収入額とした。これに資料②による事業所数を乗じて個人分の産出額とした。この合計を産出額とした。

(2) 投入内訳の推計

資料④により、仲介部分の費用内訳によって投入内訳を求める。

(3) 産出額配分の推計

資料⑤により、各産業部門に分割した。

4 推計上の問題点

仲介マージン部分の推計が困難である。ここでの推計は、不動産業1事業所当たり平均収入を、不動産仲介業の平均収入としているが、これが仲介手数料マージンとなっているかど

うかについて疑問が残る。投入構造についても、損益計算書から仲介部門についての費用構成を抜きだすことを試みているが、正確に把握することは困難である。

〔住宅賃貸料（64020）〕

1 定義および範囲

家計の使用する住宅の粗賃貸料である。社宅、官公舎、不動産業の経営する住宅のほか、個人所有住宅の帰属家賃も含まれる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国民所得統計	35年	経済企画庁	CT.
②	国富調査報告書	"	"	CT.
③	建設省地代家賃実態調査抄報	"	建設省	I.

3 推計方法

(1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

資料①の、個人消費支出における総家賃（公営住宅、給与住宅の家賃評価の改算、家賃に入るべき借家人自己負担分の修繕費を加算した額）をもって産出額とした。

(2) 投入内訳の推計

資料②により、投入内訳を算出した。修繕費については、上記の、借家人自己負担分の修繕費を加算した。

(3) 産出配分の推計

定義上、全額個人消費支出に配分される。

III 通信部門

〔電信、電話（73001）〕

1 定義および範囲

電報、電話サービスを公共の用に供する事業所のみで、私設電話、専用電話、および水産庁漁業用陸上無線電話局は除かれる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	電信電話年鑑	35年度	日本電信電話公社	CT.
②	日本電信電話公社決算内訳書	"	同上社 経理局会計課	CT. I.
③	国際電信電話年報	"	国際電信電話KK	CT.

④	国際電信電話帳決算内訳書	"	同上社 会計課調査係	CT. I.
⑤	法人企業間接費調査	"	経済企画庁経済研究所	O.
⑥	郵便事業特別会計、歳出、歳入決算明細書	"	郵政省	I.

3 推計方法

(1) 産出総額の推計

国内電信電話については、資料①、②により営業収入210,421,711千円（内電信198,161,970千円、電話12,259,791千円）、国際電信電話については、資料③、④により営業収入7,792,676千円（内電信6,780,153千円、電話1,012,523千円）、両者合計218,214,387千円を求め、産出総額とした。ただし両者間の委託支払費は重複を除いた。

(2) 投入額の内訳の推計

国内電信電話については、資料②により、国際電信電話については資料④により経費の内訳を求め、各産業に配分した。資料⑥は国内電信電話が郵政省へ委託した経費の内訳を求める際に用いた。

(3) 産出額の配分の推計

各部門の投入面における推計値ならびに資料⑥による各企業の電信電話料項目の比率の両者を勘案して配分した。

〔郵便（73002）〕

1 定義および範囲

郵便物を送達するサービス業である、郵政省の一部門である。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	郵政統計年報総括編	35年度	郵政省	CT.
②	郵政事業特別会計、歳出、歳入決算明細書	"	郵政省経理局	I.
③	郵政省所管特別会計予算説明書	"	"	I.
④	郵政省郵便部門原価内訳表	"	郵政省統計課	CT. I.
⑤	法人企業間接費調査表	"	経済企画庁経済研究所	O.

3 推計方法

(1) 産出総額（コントロール・トータル）の推計

資料①、④により産出総額62,120,930千円を求めた。

(2) 投入額の内訳の推計

資料④により求めた。なお、本資料は、郵政事業の総経費および減価償却費を郵便部門に割当けてある。

(3) 産出額の配分の推計

各部門の投入面における推計値ならびに資料④による各企業の通信料項目の比率の両者を勘案して配分した。

IV サービス部門

[農業サービス (01200)]

1 定義および範囲

日本標準産業分類中の、05農業的サービス業 (054 園芸サービス業は除く) 888 獣医業、ならびに8311 農業協同組合、8381 公團、939 その他の非営利団体のうち、主として農業にサービスするもの、をいう。

国際標準産業分類では Agricultural Services の範囲は、刈入れ、包装、害虫駆除、……等を賃料または請負 (fee or contract) で行なうサービスで、Agricultural Services といっても、Services for Agriculture, Animal husbandry and Horticulture と読みとれる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	開業獣医師実態調査報告	36年	日本獣医師会	CT. I.
②	第13次農業協同組合統計表	35年	農林省	CT. I.
③	農林省畜産局業務資料	"	"	CT. I.
④	土地改良施設維持管理報告書	"	全国土地改良事業団体連合会	I.
⑤	生産費調査	35年	農林省	CT.
⑥	食糧庁決算書	"	"	CT. I.

3 推計方法

(1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

農業的サービス業は、主として農業協同組合の指導事業（信用、倉庫、購買、販売、利用活動を除く）が行なうものとし、特に推計を行なわなかった。

獣医業については、開業獣医は資料①により、1獣医師当たりの収入額を求め、それに同資料の獣医師数を乗じて産出額を求めた。家畜診療所（共済関係）については資料③により、1診療所当たりの収入額と診療所数を求めてその積を産出額とした。

農業協同組合については、その範囲は上記のとおり指導事業に限定されるが、資料③により、信用事業を行なわない一般単協、養蚕、畜産、酪農、養鶏、園芸、農村工業、開拓、その他の各専門単協別に経費内訳中指導事業関係費

をもって産出額とした。

土地改良組合、水利組合については、農林省業務資料によった。

食糧検査部門については、資料⑥によった。

(2) 投入内訳の推計

獣医業については、資料①、③によった。

農業協同組合については、資料②によった。

土地改良組合、水利組合については、資料④によった。

食糧検査部門については、資料⑥によった。

(3) 産出配分の推計

資料⑥により、農業部門に配分した。

[公務 (81000)]

1 定義および範囲

公務員、政府常勤職員、非常勤職員の給料、賃金、純賃料、帰属賃料、減価償却費、固定資産税および家計外消費支出の合計額を生産額とする。

2 推計資料

政府消費と同じ。

3 推計方法

政府消費と同じ。

4 推計上の問題点

政府消費と同じ。

[教育 (82100)]

1 定義および概念

国立、公立、私立の大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園および各種学校（認可をうけていない学校を除く）ならびに、学校付属の研究施設（付属病院を除く）、図書館を含む。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	学校基本調査報告書	35年度	文部省	CT.
②	地方教育費の調査報告書	"	"	CT. I.
③	私立学校の支出及び収入に関する調査報告書	"	"	CT. I.
④	文部省一般会計歳出一般報告書	"	"	I.
⑤	学校都道府県別項目別決算書	"	"	I.
⑥	社会教育調査資料	"	"	CT.
⑦	産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁経済研究所	I.

3 推計方法

(1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

産出額は、私立学校については、営業収入額とし、国公立学校については、帰属賃貸料を含む経費合計とし、資料①、②、③、⑥によって、教育機関 486,554,214 千円、研究機関 5,027,296 千円、合計 491,581,510 千円を求めた。

(2) 投入内訳の推計

学校の設立者（国立、公立、私立）別および、種類（大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、各種学校）別に資料、②、③、④、⑥によって計費の項目を合計し、さらに若干の費目については、資料⑦によって、細目に分割し、投入内訳の配分を行なった。

(3) 産出額の配分の推計

私立学校の収入総額は、家計消費に配分し、国公立学校の授業料を含めた残余の額は、一般政府消費に配分した。

4 問題点

教育関係の投入配分については、資料も比較的整備されており、問題点としてとくにあげるものはないが、医療関係も同様、国公立学校の帰属家賃の評価基準を明らかにする必要がある。

〔医 療 (82200) 〕

1 定義および概念

国立、公立および私立の病院、診療所（歯科診療所）、保健所、助産婦、看護婦業、療術業および歯科技工所を含む。ただし、獣医は「0120農業サービス」に含めた。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国民総医療費の推計資料	35年度	厚生省統計調査部	C.T.
②	国公立病院経費の内訳資料	"	同 医務局	C.T.I.
③	国立病院特別会計歳出歳入決定計算書	"	厚 生 省	C.T.I.
④	私立病院、診療所経費の推計資料	"	"	T.
⑤	医業経営実態調査総合報告書	"	"	I.
⑥	国立病院年報	"	"	参考資料
⑦	社会医療調査報告	"	"	"
⑧	産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁経済研究所	I.

3 推計方法

(1) 産出額（コントロール・トータル）の推計

資料①、②、③により国公立医療機関 107,172,614 千円、民間医療機関 335,377,386 千円、合計 442,550,000 千円を求めた。

(2) 投入内訳の推計

病院の経営別（国、公、私立）規模別（病院、診療所）について、国公立は資料②により、民間は資料④⑤により各経費項目の総計を推計し、細目については、資料⑧により投入配分を行なった。

(3) 産出配分の推計

民間医療機関については、収入総額を家計消費に、国公立医療機関については診療費受入額を含めて残余の額は一般政府消費に配分した。

4 問題点

(1) 民間医療機関の投入配分に当っては、経費調査が医師会によって十分行なわれていないので、厚生省調査の医療費点数による配分を行なったものであるが現状にどこまで適合しているか疑問である。したがって以後経費の実態調査などを行なって補正する必要がある。

(2) 国公立医療機関については、帰属家賃の評価方法について再検討の必要がある。

〔その他の公共サービス (82900) 〕

1 定義および範囲

非営利団体である労働団体、学術文化団体、政治団体、社会福祉団体、宗教団体、経済団体、研究機関およびその他の非営利団体が含まれる。生産額は帰属賃貸料を含む経費総額である。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	労働組合基本調査報告	35年	労 働 省	C.T.
②	各労働組合決算書	"	各 労 働 組 合	I.
③	事業所統計調査	"	總理府統計局	C.T.
④	日本芸術院決算書	"	日 本 芸 術 院	I.
⑤	日本学士院決算書	"	日 本 学 士 院	I.
⑥	日本学術振興院決算書	"	日 本 学 術 振 興 院	I.
⑦	官 報	"	大 藏 省	C.T.I.
⑧	福祉団体決算書	"	福 祉 団 体	C.T.I.
⑨	社会福利行政業務報告	"	厚 生 省	I.

⑩ 宗教年鑑	35年	文部省	C.T.
⑪ 各宗派収支決算書	35年	"	I.
⑫ 経済団体連合会決算書	"	経済団体連合会	C.T. I.
⑬ 経済同友会決算書	"	経済同友会	C.T. I.
⑭ 全国商工会議所決算書	"		
⑮ 研究機関基本統計調査	"	総理府統計局	C.T.
⑯ 科学技術研究調査	"	科学技術庁	I.
⑰ 私立学校の支出及び収入に関する調査報告書	"	文部省	I.
⑯ 昭和35年産業別間接費の推計	"	経済企画庁	O.
⑯ 国富調査	30年・ 35年	"	C.T.
⑯ 国民所得統計	"	"	C.T.
⑯ 昭和35年産業別間接費の推計	35年	"	O.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

労働団体については、資料①により、組合員1人当たり組合費を求め、それに組合員総数を乗じて経費総額を求めた。

学術文化団体については、資料④、⑤、⑥により、各団体の入件費と総経費の比率を求め、資料③のサービス業編から求めた従業者数と1人当たり給与額の積に上記の比率を乗じて経費総額とした。

政治団体については、資料⑦により、政治資金規正法にもとづく収支報告によって経費総額を求めた。

社会福祉団体については、ある社会福祉団体について典型調査を行ない、その入件費と総経費の比を求め、資料③のサービス業編から求めた従業者と1人当たり給与額の積に上記の比率を乗じて経費総額とした。

宗教団体については、資料⑩により、各宗派別に信徒1人当たり献金額を求め、これに信徒数を乗じて経費総額とした。さらに、同じく資料⑩により、各宗派別に教団頒布物による収入額を求めて、これを加算した。

経済団体については、資料⑫、⑬により、入件費と総経費の比率を求め、資料③サービス業編から求めた従業者数と1人当たり給与額の積に、上記の比率を乗じて経費総額とした。

研究機関については、資料⑮により、研究機関中非営利団体であるものについて経費総額を求めた。

その他の非営利団体については、社会福祉団体に準ずる

ものとし、資料⑧から従業者数と1人当たり給与額の積を求め、これに社会福祉団体の入件費と総経費の比率を乗じて経費総額を求めた。

以上の経費総額から、投入内訳算出資料から求めた資本的支出額を引き、帰属家賃を加えたものがコントロール・トータルとなる。

帰属家賃については、以下のようにして推計した。その他の公共サービスに含まれる非営利団体の、帰属家賃の対象となるべき建物の面積などについて、直接調査した資料はない。ただ資料⑯で、建物の評価額を調査した資料がある。この資料では法人分について学校法人、社会福祉法人、宗教法人、その他の公益法人、労働組合等を一括した「非営利サービス業」一本の計数が得られるが、医療法人や学校法人を含んでいるためそのままでは使えない。そこで便宜的な方法ではあるが資料⑧の従業者数の比率を用いて、対象となるべき建物の評価額を求めた。この評価額から家賃を求めるために、資料⑯から私有建物資産総額を、資料⑯から全家屋家賃総額を求めた。この比を評価額に乗じて帰属家賃総額とした。

(2) 投入内訳の推計

労働団体については、典型調査による資料②によって、官公労、民間労組に区分して推計した。

学術文化団体については、資料④、⑤、⑥によった。

政治団体については、資料⑦によった。

社会福祉団体については、資料⑧、⑨によった。

宗教団体については、資料⑩により、各宗派別の決算書の集計によって推計した。

経済団体については、資料⑫、⑬、⑭によった。

研究機関については、資料⑮および資料⑯の研究機関の経費内訳によった。

その他の非営利団体については、社会福祉団体に準じた。

(3) 産出配分の推計

その他の公共サービスに含まれる民間非営利団体のうち、主として個人に用役を提供する非営利団体は民間消費支出となり、主として企業に用役を提供する団体は各産業部門の投入となる。したがって労働団体、学術文化団体、政治団体、社会福祉団体、宗教団体、その他の非営利団体、および研究機関のうち主として個人に用役を提供するものは民間消費支出となり、経済団体、および研究機関の

うち主として企業に用役を提供するものは各産業部門に配分される。この配分については、資料④によった。

4 推計上の問題点

この部門は、含む範囲も多岐にわたり、資料的にももっともユニークな部門である。そのため、一部典型調査による経費額調べから求めた経費額——人件費比率を、事業所統計から求めた給与総額に乗じて経費総額を求めるという、偏りを生じやすい推計方法をかなり使用している点は問題であろう。またその場合投入構造も同じ典型調査によっているので、同様に偏りを生じやすい。

[広 告 (83001)]

1 定義および範囲

日本標準産業分類 833 広告業および各産業部門の広告活動がアクティビティベースで含まれる。さらに新聞、雑誌(その他の印刷出版)、放送の広告収入が含まれるが、これはこれら各部門からトランスファーされる。

2 推 計 資 料

番号	資 料 名	年号	作成者または出所	備 考
①	日本の広告費	35年度	株式会社電通	C.T.
②	株式会社電通業務資料	"	"	I.
③	法人企業間接費調査	"	経済企画庁	I.
④	昭和35年産業別間接費の推計	"	"	C.T.O.

3 推 計 方 法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

資料①により、広告代理業者、広告宣伝業者の取扱い高を求めた。各産業部門の企業独自の広告費は、資料③により、広告代理業者、広告宣伝業者への委託分と自社独自の広告費の比率を求め、上記の業者取扱い高に乗じて算出した。この両者の合計を産出額とした。

(2) 投入内訳の推計

資料①により、広告代理業者、広告宣伝業者の取扱い高から、トランスファーとなる新聞、雑誌、放送分を求め、残りを代理業者、宣伝業者に分割した。代理業者分については資料②、宣伝業者については資料③、各産業部門独自の広告分については宣伝業者に準ずるものとして資料③を用いて投入内訳を算出した。

(3) 産出配分の推計

資料④により、各産業部門に分割した。ただし、資料④

の部門分類と、産業連関表の部門分類と概念の一致しないものについては調整した。

4 推計上の問題点

現在得られる各種の資料では、広告費の範囲が明らかでないものが多い。それは企業経理上の処理がまちまちだからである。ある企業では宣伝部員の給与、見本費、市場研究費などを広告費に計上しており、またある企業ではこれらをぜんぜん含めていない。このため資料①でも、資料④でも、これらの処理は企業それぞれの処理にしたがっていると思われるため、範囲が必ずしも明らかでない。

定義および範囲での規定にしたがえば、アクティビティベースでとらえるのであるから、宣伝部員の給与などは当然広告費扱いであるべきで、その面では過小推計のおそれがあるかも知れない。しかし一方、見本費や市場研究費などは全部が広告費とならないと考えられるので、その面は過大とも考えられる。

いずれにしても、現行の資料を用いる場合は、何らかの補正が必要であるかも知れない。

[その他の対事業所サービス (83009)]

1 定義および範囲

日本標準産業分類の中分類「83対事業所サービス業」と「89法務」のうち「831 農林水産業等協同組合」、「832事業協同組合」「833広告業」「838公団」を除く部門をいう。

主として企業経営を対象としてサービスを行なう事業所である。

2 推 計 資 料

番号	資 料 名	年号	作成者または出所	備 考
①	昭和35年産業別間接費の推計	35年度	経済企画庁経済研究所	C.T.O.
②	民間給与実態調査	"	国 税 庁	I.
③	法人企業統計年報	"	大 藏 省	I.
④	事業所調査報告	"	統 計 局	I.
⑤	法人企業間接費調査集計結果第1次報告	"	経済企画庁経済研究所	C.T.

3 推 計 方 法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

資料①によって推計された部門別の対事業所サービス業に対する投入額を合計したものを産出額とした。

(2) 投入内訳の推計

資料①、③、⑤によって推計した。

(3) 産出配分の推計

資料①によった。

4 推計上の問題点

産出額および投入内訳の推計のための資料が弱い。

〔放送 (84001) 〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類小分類「683 放送業」とおおむね一致する。ただし、日本放送協会所属の技術研究所および放送文化研究所等の付属施設は、この中に含まれる。これ以外の衛星放送、有線放送は含まれない。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	日本放送協会損益計算書	35年度	日本放送協会	C.T.
②	日本放送協会経理局資料	"	"	C.T.I.
③	商業放送各社の総収入調査書	"	電通	C.T.
④	民間放送各社の経営分析	"	民放連	C.T.I.
⑤	東京放送財務諸表付属明細表	"	東京放送	I.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

日本放送協会については、資料①、②により雑収入を除き、受信料と交付金の計32,143,890千円、民間放送は資料③④により雑収入を除き営業収入55,351,600千円を求め、両者の合計87,495,490千円を産出総額とした。

(2) 投入内訳の推計

日本放送協会については、資料②により経費細目を算出し、民間放送については資料④により経費の項目を求め、資料⑤および資料②を参照して投入内訳の配分を行なった。

(3) 産出配分の推計

日本放送協会の産出については、各部門の投入面における推計値を参考して配分し、残余の額は一括して家計消費に配分した。

民間放送については、一括して「83001広告」に配分した。

4 推計上の問題点

放送部門関係はタレントの出演料が大部分の経費を占める

がタレント自身プロダクションを持っているもの、あるいは他のプロダクションに属して報酬を得ているものなど統一されていない。

したがって、タレント出演料の投入配分について適切なI-O基準を定める必要がある。

〔映画 (84002) 〕

1 定義および範囲

この部門は映画製作業、配給業、映画館および映画サービス業(道具や映写機の貸付等)からなるが、これらの各部門の相互取引は含まない。

映画部門の収入は映画館における入場料金、入場税および外国へのフィルムの売却収入である。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国税庁第86回統計年報書	35年度	国税庁	C.T.I.
②	貿易統計年報書	"	大蔵省	C.T.I.
③	有価証券報告書	"	日活、東宝、大映、松竹、東映、新東宝、東京テアトル、武蔵野映画劇場、オーネス劇場	I.
④	事業所統計調査報告(サービス編)	"	総理府統計局	I.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

映画部門の産出額は、国税庁統計(資料①)における入場料金プラス入場税と外国へのフィルム売却収入(輸出)および入場料金をとらない教育映画・組合支援(カソバ)の映画製作費等の合計をいう。

(2) 投入内訳の推計

主要映画会社(資料③)の有価証券報告書によった。

(3) 産出配分の推計

家計外消費を除くすべての産出額を家計に配分した。

4 推計上の問題点

この部門の定義によると映画製作部門と映画館の相互取引は除外することになっているが、映画製作部門で生産される映画フィルムが資本財的な性格をもっているので実際の取引きをあらわす場合に問題が多い。

〔その他の娯楽業 (84009) 〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類の「中分類87娯楽業」(映画を除く)に

該当する。すなわち、劇場および興行、競輪、競馬、自動車、モーターポート、置場、待合、貸席業、ダンスホール、運動場、遊園地、パチンコ等およびこれに付帯するサービスを行なう事業所をいう。なお、上記の標準産業分類の「その他の娯楽業」に含まれていない「芸能」関係はこの部門に含まれる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	事業所統計調査報告(第4巻サービス編)	35年度	総理府統計局	C.T.
②	事業所統計調査報告(第1巻全国編1)	"	総理府統計局	C.T.
③	民間給与実態調査結果表	"	国税庁	I.
④	昭和35年産業別間接費の推計	"	経済企画庁	O.
⑤	事業所統計調査報告(乙調査)	29年・32年	総理府統計局	C.T.
⑥	国税庁第86回統計年報書	35年	国税庁	C.T.
⑦	地方財政統計年報	"	自治省	I.
⑧	昭和35年産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁経済研究所	I.
⑨	法人企業間接費調査集計結果第1次報告	"	"	O.
⑩	風俗営業の許可状況調査	"	警察庁保安局防犯課	C.T.
⑪	警察庁業務関係資料	"	"	C.T.
⑫	競技ニュース	"	競技ニュース社	C.T.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

その他の娯楽業を四つの業種に区分して次のように推計した。

i 国税庁統計(資料⑥)の入場税表におけるこの部門の入場料プラス税額によった。

ii 競輪、競馬、自動車、モーターポートの競技場および競技団

地方財政における収益事業会計事業収入歳出決算書(資料⑦)によって次のように算定した。

(入場料+車馬券売上金+使用料・手数料)一括戻金

iii 置屋、待合、貸席業、ダンスホール

昭和35年の事業所統計調査(資料①)によってこの部門の平均事業収入額に事業所数を乗じて推計した。

iv その他の

昭和35年事業所統計調査(資料⑥)におけるこの部門の事業収入額をベンチマークとして、32~35年年のこの部門の従業員数と入場料金(映画部門で代用)のそれぞれの伸び率によって35年の産出額を推計した。しかし、このようにして推計された産出額には、各部門の仕入商品の売上額が含まれるので、そのうちもっとも大きいと思われるパチンコの景品額を次の方法で推計して控除した。

警察庁の調査による全国のパチンコ機械台数に平均1台当たりの売上額(競技ニュース社調で、中級店の年間売上額)を乗じて売上額を推計し、そのうち約50%(競技ニュース社調)を景品額とした。

なお、標準産業分類の「その他の娯楽業」には芸能関係の団体が含まれていないので別途に放送部門の投入面から算定された額を産出額に加算した。

(2) 投入内訳の推計

競輪、競馬、自動車、モーターポートについては、資料⑦と資料⑧の特別調査によった。

(3) 産出配分の推計

別途推計した家計外消費を除くすべてを家計消費に配分した。

4 推計上の問題点

(1) その他の娯楽業のうち、上記のivその他に属する部門が、もっとも推計上の問題が多く、その精度も弱い。

サービス業の事業収入額のセソサスは、三ヵ年ごとに実施されている事業所統計調査(サービス業編)が唯一のものである。

この統計は、29年、32年まで各部門の総事業収入額が調査されていたが、35年以降については、収入階級別の事業所数の形式で示されるようになった。したがって総額の算定は、各階級の平均収入に事業所数を乗じて推計する方法をとらざるを得ない。

iiiの置屋、待合、貸席業、ダンスホール等についてはこの方法で推計したものを作出額としたが、ivのその他については、3億以上の収入階級の事業所数が相当にあり、この方法によることが適当でないと判断されるので、32年の事業所統計のこの部門の事業収入額をベンチマークとして延長推計を行なった。以上2つの推計方法は、それ資料上の制約からやむを得ずとった方法であるが、推計

上の誤差をなんらかの方法で検討すべきであろう。

(2) 採入内訳の推計のための資料について

競輪、競馬を除くその他の娯楽業の採入関係資料は、法人企業間接費調査(資料⑨)によつたが、この調査におけるその他の娯楽業の標本数がきわめて少なくその代表性に問題がある。

〔飲食店(85010)〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類による飲食店は「大分類G—卸売業、小売業に含まれているが、産業連関表部門分類では、国連標準産業分類にしたがつてサービス業部門のうちの独立の部門として扱う。この部門の産出額は、飲食物、たばこなどの仕入原材料商品を除く、サービスのみとする。原則として事業所を単位として把握し、料理屋、レストラン、喫茶店、食堂、そば屋、すし屋、ナイトクラブ、キャバレーなどで主としてその場で飲食させる事業所をいう。なお、待合、貸席業、ダンスホールなどは「その他の娯楽業」に分類される。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国税庁第86回統計年報書	35年度	国 税 庁	C.T.
②	事業所統計報告(第1巻全国編1)	"	総理府統計局	C.T. I.
③	最近におけるわが国の商業	"	通商産業省	C.T.
④	昭和35年産業別間接費の推計	"	経済企画庁経済研究所	I.
⑤	税務関係業務資料	"	大蔵省	C.T.
⑥	酒類の産業連関表	"	"	C.T.
⑦	民間給与実態調査結果表	"	国 税 庁	I.
⑧	商業統計表	"	通商産業省	C.T.
⑨	東京都間接税関係資料	30年度	東京都	C.T.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

順序として、まずこの部門の売上額を推計し、その額から仕入飲食料を控除して産出額を算定する。

飲食店の売上額は、次のような方法で推計した。

飲食店の売上額は、商業統計表によって把握することができるが、別途資料(資料④、⑤、⑥)によって売上額に対する仕入飲食料の割合から検討した結果によると相當に

過小と判断されるので、これによらないで次の方法によつて推計した。

主として税務関係資料(資料⑥、⑦)によって、個人、法人別に所得総額を算定し、その額をそれぞれ所得率で除して売上総額を推計した。

この売上総額から仕入食糧品の総額(資料⑨)により売上額に対する仕入食料品の割合から算定)を控除したものを飲食店の産出額とした。

(2) 採入内訳の推計

資料④の産業別の間接費調査における飲食店の採入構成比と資料⑨によって推計した。

(3) 産出配分の推計

家計外消費を除く全額が家計へ配分される。

4 推計上の問題点

- (1) 飲食店の売上額の推計方法について
- (2) 売上額に対する仕入食料品の割合について

〔その他の対個人サービス(85090)〕

1 定義および範囲

日本標準産業分類中分類の80「旅館、賃間・下宿業、その他の宿泊所」、81「対個人サービス業」に相当する。そのうち旅館・下宿等の飲食物・たばこなどの仕入商品については、飲食店の取扱いと同じように産出額から控除する。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	事業所統計調査報告(第4巻サービス編)	35年度		
②	個人サービス業経済調査	"	総理府統計局	
③	株式会社白洋社原価計算関係資料	"	白 洋 社	
④	東京都クリーニング業適正化規程	"	東京都クリーニング環境衛生同業組合	
⑤	税務関係業務資料	"	国 税 庁	
⑥	家計調査年報	"	総理府統計局	
⑦	公衆浴場実態調査およびその他の調査報告	"	東 京 都	
⑧	全国理容業の標準的費用構成	"	全国理容環境衛生同業組合	

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

(1) 洗濯業、(2)洗張、染物業、(3)理髪・理容業、(4)浴場業、(5)写真業、(6)その他、の6種類に分けて次のような方法で

それぞれ推計した。

(イ)～(ホ)の部門については、次の3つの方法による推計値を算定し、比較検討の結果、(イ)～(エ)については第Ⅱ推計値により、(フ)については第Ⅰ推計によった。

(イ) 旅館・賃間・下宿業・その他の宿泊所

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

第Ⅱ推計→個人企業経済調査を基礎とするもの

第Ⅲ推計→所得額と所得率などの税務関係資料を基礎とするもの

(ロ) 洗濯業、洗張、染物業

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

第Ⅱ推計→個人企業経済調査を基礎とするもの

第Ⅲ推計→従業員数と給与額などを基礎とするもの

(ハ) 理髪・理容業 (二) 浴場業

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

第Ⅱ推計→個人企業経済調査を基礎とするもの

第Ⅲ推計→家計調査を基礎とするもの

(ホ) 写真業

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

第Ⅱ推計→個人企業経済調査を基礎とするもの

(ヘ) その他

第Ⅰ推計→事業所統計調査を基礎とするもの

(2) 投入内訳の推計

個人企業経済調査(資料②) 税務関係資料および業界資料(資料③、④、⑥、⑦、⑧)によって業種別、個人・法人別に投入内訳を推計した。

(3) 産出配分の推計

家計外消費を除くすべてが家計消費に配分される。

4 推計上の問題点

この部門の業種別産出額の推計は、各種方法による推計値の検討の結果「個人企業経済調査」を基礎とするものを採用したが、この調査は統計上の精度からみると検討すべき多くの問題をもっている。

V 修理部門

〔修理部門〕

1 定義および範囲

ここでは、主として最終需要向のもので、履物修理、家具修理、金物修理、二・三輪車・自転車修理、時計修理、楽器修理をいう。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国勢調査報告	35年度	総理府統計局	CT.
②	事業所統計調査報告	29年 35年	"	CTIO
③	工業統計表	30年 35年度	通産省	CTIO
④	商業統計表	35年度	"	CT.
⑤	毎月勤労統計調査報告	"	労働省	CT.
⑥	法人企業間接費調査	36年度	経済企画庁	I.
⑦	都市家計調査	35年度	総理府統計局	CT.O.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

i 修理を業とするもの

(a) 履物修理

資料⑦の一家計当たりの履物修理費に都市家計数を乗じて都市分を推計し、一方農家については、上記都市分をもとに都市単身者数に対する農家単身者の比で、のばしその1/2(農家の靴修理回数は都市の1/2と想定)として推計し、この両者の合計から、小売業、製造業の修理収入を除いた。

(b) 家具修理

資料②の29年の収入額を従業者数と平均給与の増加率で延長推計した。

(c) 金物、二・三輪車・自転車、時計、楽器修理

資料の関係上、これらのものについては、まず上記家具修理と同じ方法で一括推計した。資料②の29年表では産出額が各項目に分れているが、35年表では分れていないため29年表の構成比率を資料③の出荷額の増加率で修正した構成比で分割した。

ii 小売を業とするもの

資料④より修理料収入をとった。

iii 製造を業とするもの

資料③より修理料収入をとった

以上、i+ii+iiiをそれぞれの産出額とした。

(2) 投入内訳の推計

資料②、⑥より求めた粗付加価値率で粗付加価値を算出し、残りを中間経費とした。

また、その内訳については

(イ)粗付加価値は資料②、⑥により、(ロ)中間経費について

は、資料⑥、および資料③をもとにして、2～3の代表企業の投入内訳を参考に推計した。

(3) 産出配分の推計

i 履物修理、家具修理、金物修理、時計修理については、全額を家計に配分した。

ii 二・三輪車・自転車修理

自転車、リヤカー、二、三輪車別に、それぞれの主な配分先をとりあげ、その部門の投入内訳の、二、三輪車・自転車修理の投入額を参考にして配分した。

iii 楽器修理

家計の他、教育、その他の娯楽業に配分したが、その配分にあたっては、楽器の保有台数等の利用できる資料がないため、C.Tおよび家計消費（第2次調整済み）の比率で分割した。

4 推計上の諸問題

(1) 生産額について

i 総収入額はもちろん、就業者数についても、上記の項目に分類されているデータがないため、修理部門（履物修理を除く）を一括推計して、その後細分したが、細分にあたって基準になる資料がない。

ii とくに履物修理については、事業所統計においても、衣服裁縫修理、履物修理、くつみがき業が一括されているため、履物修理だけの就業者数がつかめない。したがって、さきに述べた方法をとったが、これについても仮定が非常に恣意的である。

(2) 投入内訳について

上記修理部門は従業員1～2名の規模のものがその大半を占めている関係もあって、投入内訳については、はっきりとしたデータがない。そのため投入の分割は、2～3の代表企業を参考にしているので、これがすべての企業にあてはまるかどうかは疑問である。

(3) 産出額の配分について

i 履物、家具、金物、時計修理は、一応全額家計に配分したが、このうち、家具、時計修理については、一部を内生部門に配分することがぞましい。

ii 二、三輪車、自転車修理、楽器修理をはじめ、上記の家具修理、時計修理など、内生に配分するにあたっては、産出側にはデータが全くといっていいほどない。したが

って、これらのものについては、むしろ各配分先の投入の方の資料を整備し、それを中心に配分額をきめる方向がよい。

VI 仮設部門

産業連関表を作成するに当り、多くの部門において経費として投入されながら、しかも経費の内訳が、たとえば事務用品のようにその内容が多岐にわたっているため、作成上、これらを品目別に計上するより、一時事務用品として一括投入しておき、あとで総計された事務用品のパターンで各セクターに振り分ける方が便利な部門が少なくない。昭和35年表においては『事務用品』、『梱包』および『不動産賃貸料』、ならびに農業の耕種部門における役畜の使役に関する経費を一時畜産から投入するという仮設扱いとし、投入と産出のバランスをとった後に、これをそれぞれのパターンで各部門に振り分けるという方法をとった。このうち畜産の推計方法は畜産部門で説明されているので、ここでは『事務用品』、『梱包』および不動産賃貸料の推計方法を述べる。

1 事務用品

30年表で投入されている品目については、その投入額をそれぞれ産出部門の生産額の伸び率で延長推計した。また30年表では投入されていないが、35年では投入されていると考えられる品目については、他の品目の投入額との比率を考慮して投入し、これらの投入額から算出した構成比率を各部門における事務用品投入額の計に乗じて算出した。しかし、調整においては産出面からの配分要請（とくに繊維部門）を多分にうけ入れて修正することとした。

2 梱 包

推計方法は事務用品と同じであり、調整上の主部門は製材部門であった。

3 不動産賃貸料

法人企業間接費調査および農業経済調査等より産業別に不動産賃貸料の構成率を求め、各産業の生産額にこの比率を乗じた額を総計してC.Tを算出した。また投入構成は、住宅賃貸料のパターンを参照にして住宅賃貸料と不動産賃貸料の性格上当然起り得る経費項目の取捨選択を行ないその構成比率を推計した。

外 生 部 門

第6節 最 終 需 要 部 門

最終需要部門のうち『政府消費支出』は経済企画庁、一般貿易（特需・関税を含む）は通商産業省、特殊貿易は行政管理庁が主体となって分担した。また家計外消費支出、民間消費支出、総固定資本形成および在庫純増については、経済企画庁、通商産業省および農林省が主体となり、関係各省庁が共同して推計されたものである。

I 家計外消費支出（附加価値部門参照）

II 民間消費支出

1 定義および範囲（第2章参照）

2 推計方法および調整上の問題点

個人消費支出の推計方法には大別して、物的方針と人的方針の二通りの方法がある。前者は生産統計、流通統計を用いて企業などが生産物を個人に売上げる面から推計するものであり、後者は家計調査等の一世帯当たり家計費と世帯数を用いて個人が生産物を購入する面から推計するものである。現行国民所得推計における個人消費支出は、この両者の混合法によって推計されている。その具体的推計は費目によって若干異なるが、原則的な方法は基礎年次（資料の関係上費目により異なる）における物的方針による推計額を人的方針で延長することである。この方法については現在国民経済計算審議会の消費部会でとり上げられ、今後における基本的推計方法が検討されている。

上記部会においては（a）家計調査法、（b）小売販売法、（c）小売評価法、（d）コモディティ・フロー法等の特質、欠陥が種々検討されたが、その結果、家計調査法を中心としながらも、これには多くの欠陥があるため、この欠陥を他の推計方法のもつ特質で補完していくという結論が導かれている。

今回の35年表における個人消費支出は、このような推計方法上の問題もあり、投入面と産出面でもっとも大規模な調整が行われた部門である。

上記のように従来の国民所得推計における個人消費支出は、費目別に夫々基準年次の物的推計額を人的方針で延長しているが、今回は、産出面（物的）からの結果との調整を当然の課題としているので、投入側からの1次的な推計は、地代・家賃や金融機関の帰属サービス等の帰属計算を必要とす

る部門及び自衛隊の現物給与や学校給食費の政府補助分のように家計調査法からは分らない面を除いては原則として家計調査法によった推計手順は次の通りである。

- (1) 基本的には家計調査より非農家一世帯当たり平均家計費をまた、農家経済調査より、農家一世帯当たり平均家計費を求め、これらに夫々非農家数および農家数を乗じて全世帯の家計消費支出額を算出するという方法である。しかしこれには種々の欠陥があるため次のようにしてこの人的方法を修正している。
 - (2) (1)の家計調査は28都市平均の家計費であって、その他の市町村非農家を反映していないため、34年全国消費実態調査を用いて全国非農家ベースの家計費に修正。
 - (3) また家計調査では単身世帯が対象に含まれないため、単身世帯については上記全国消費実態調査による勤労単身者の家計費を国鉄職員生計調査の単身自活者の家計費を媒介として延長推計。
 - (4) 普通非農家世帯数（単身世帯を除く）、農家世帯数、および単身非農家世帯数の推計。
 - (5) 家計調査および農家経済調査における品目分類のI.O分類への組替え。
 - (6) 以上、家計調査法から推計した結果に学校給食費の国庫負担分、自衛隊の現物給与、地代、家賃、金融機関への帰属サービス等を加算し、その結果を『運賃率、商業マージン率表』（注1）を用いて生産者価格に転換した。
- 次ぎに産出面からの家計消費部門への配分方法は各セクター別の供給総額（生産額+輸入+在庫減）から、内生部門および最終需要部門のうちの輸出のように配分について比較的はっきりした資料のある部門へまず配分し、ついで政府消費支出、固定資本形成部門等に配分し、残りを、そのセクター（品目）の性格を考慮して、分類不明、家計外および家計消

費ならびに在庫部門に適宜配分することにした。

一般的に、家計調査からの接近による欠陥は費目別分類を詳細な品目別分類でとりにくいくこと、記入能力の面からその結果が多分に何等かの偏倚を有すると考えられることである。更にもっとも大きな問題として、小遣錢や交際費のつけ落ちがかなり大きいのではないかと考えられることである。一方、コモ法による接近方法では、家計と家計外が分離しにくく、配分のしわよせが多分に家計面に集中される可能性が多い。また、両者を比較するための流通経費に関する資料が弱いこともコモ法による接近の難と考えられる。

このため、投入面からの計数と産出面からの計数の間には飲食費（とくに酒類・煙草）を中心にしてかなりのギャップがみられることになった。すなわち調整作業が終盤に近づいた第6次リスト（39年2月10日現在）の段階においても、産出面からの家計消費への配分計数は投入面の計数より、飲食費の面で約6,000億円程度上回っており、この調整はもっとも難航することとなった。しかし終局的には投入面（家計調査法）における弱点であった「交際費・こづかい」のつけ落ちに関する資料（注2）の収集および家計調査における「雑費」項目の配分比率の修正、産出面における弱点であった家計消費と家計外消費の間における配分比率の修正および在庫部門、分類不明等とのやりとり、ならびに運賃・マージン額の修正等を行うことにより調整された。なお、非営利団体消費は他の公共サービス部門から民間消費支出への産出という形式で民間消費支出に含まれている。

注1) 昭和35年産業連関表運賃率、商業マージン率表

（生産者価格評価への換算用）（行政管理庁統計基準局）

2) 「家計消費」における「交際費・こづかい」の過少について（経済企画庁経済研究所）

III 一般政府消費

1 定義および範囲

この項目は一般政府による財貨・用役の経常支出からなる。

一般政府の範囲は、現行の国民所得統計と同様である。

すなわち、中央政府については、一般会計および非企業特別会計を、地方公共団体については、普通会計および収益会計である。

その他の企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企

業、地方公共団体における事業会計は政府企業とする。

ただし、一般政府のうち、①官公立学校 ②官公立病院、診療所 ③建設工事 ④上下水道・下水道事業 ⑤農業共済再保険特別会計 ⑥森林保険特別会計 ⑦漁船再保険特別会計 ⑧中小企業融資保証特別会計 ⑨輸出保険特別会計 ⑩木船再保険特別会計 ⑪自動車損害賠償責任再保険特別会計 ⑫あへん特別会計 ⑬特定土地改良工事特別会計 ⑭特定港湾施設工事特別会計 ⑮道路整備特別会計 ⑯治水特別会計 ⑰公益質屋事業会計 ⑱収益事業会計 ⑲農業共済事業会計については、それぞれ該当する産業に、これらのものを除く一般政府の公務員、政府常勤職員の給料、帰属賃貸料および家計外消費支出は、一括して「公務」にそれぞれ格付される。これらの部門の生産額は経費総額とし、産出で政府消費に配分する。

民間消費支出と一般政府消費支出との間には、教育費、保健費などのように、どちらの部門の消費として格づけするかの問題がある。今回の表においては家計の一般政府に対する支払いはすべて振替えとみなし、民間消費支出から除外する。たとえば、国公立病院および保健所ならびに国公立学校に対する支払（診療費、授業料など）は政府に対する振替支出とし、民間消費支出に含めない。したがって、これら一般政府に属する官公立機関の経常経費は一般政府消費支出とし、民間の病院、診療所、学校の経常経費（非営利団体の場合）や営業収入類（個人企業の場合）は民間消費支出とする。手数料、入场料その他の一般政府に対する支払いもこれに準じて取扱うこととする。

この部門における経常的支出は次の諸項目からなる。すなわち、国防支出については、すべての財貨・用役の購入（土地の購入を除く）をもって経常的支出とする。したがって、軍事用のものであれば建築物、構築物の建設、その他の資本財の購入はすべて経常支出とする。一方、非軍事的支出の場合には、非営利団体の経常的支出と同じく、資本財および資本用役を除く財貨・用役の購入をもって経常支出とする。

一般政府消費支出と財貨・用役の輸出入との振替関係については次のとおりとする。

昭和35年表では、一般政府の海外に対する現物振替は原則として一般政府消費支出とせず、財貨・用役の輸出として取扱う（たとえば船舶の現物賠償は一般政府消費支出でも国内総固定資本形成でもなく、財貨・用役の輸出にあげる）。ただし、防衛支出金による現物振替については、一般政府消費

支出とし、財貨・用役の輸出には計上しない。

なお、国防以外の一般政府用の建物の賃借料は政府所有分の帰属賃貸料を含む粗賃貸料 (gross rent) を計上する。ただし、道路その他の公共施設に関するものは含まない。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	特別会計歳入歳出決定計算書	35年度	大蔵省	I.O
②	歳入決算明細書	"	"	"
③	地方財政統計年度	"	自治省	"
④	財政統計	37年度	大蔵省	"
⑤	昭和35年度予算補助金負担金、交付金、補給金および委託費等に関する調査	35年度	"	"
⑥	昭和35年度産業連関表作成のための地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁経済研究所	I.
⑦	都道府県歳出決算および財源内訳に関する調査	"	全国知事会	O.
⑧	市町村決算状況調	"	自治省	O.
⑨	予算明細書	37年度	経済企画庁	I.
⑩	防衛年鑑	35年度	防衛庁	I.
⑪	産業連関表物量表に関する資料	"	防衛庁業務委託	I.

3 推計方法

(1) 支出総額の推計

中央政府および地方公共団体の歳入歳出決算書 (資料①②, ③, ④, ⑤, ⑦) による。

(2) 採入内訳の推計

中央政府については、歳出決算書 (資料①～⑤) から財貨・用役の経常支出と思われるものをとり出し、次のような方法で最終的にその支出額を細分し、部門の格付をおこなった。

決算書の支出項目を(1)そのまま部門分類に格付できるもの (2) 庁費およびそれに類する支出 (3) 統計調査費 (4) 研究費的なもの (5) 委託費 (6) 家計外消費 (会議費、旅費、交際費など) (7) 分類不能のものの 7 つに仕訳し、(1), (2), (4) については予算明細書 (資料⑨) および地方公共団体の財政支出内容調査 (資料⑥) の構成比を参考にして細分し(5)については大蔵省資料 (資料⑤) からその内容および委託先を調査して配分した。また、防衛庁関係の支出については別途防衛庁委託業務である「産業連関表物量表に関する

する資料」によった。

地方公共団体については、資料⑦による款項別の消費的支出額を基礎として、特別調査である「地方公共団体の財政支出内容調査」の款項別の支出構成比によって分割のうえ部門分類に格付した。

4 推計上の問題点

中央政府の決算書の細分資料が弱い。

IV 政府の帰属賃貸料

1 定義および範囲

政府 (非企業分) および地方公共団体の所有する建物に対する見積り賃貸料をいう。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	国有財産増減および現在額総計算書	35年度		C.T.
②	国富調査	"	総理府統計局	C.T.
③	有価証券報告書	"	大蔵省財産局	C.T.
④	財政金融統計月報	"	大蔵省	C.T.
⑤	家計調査年報	35年	総理府統計局	C.T.
⑥	厚生省医務局資料	"	厚生省	O.
⑦	文部省調局資料	"	文部省	O.

3 推計方法

(1) 産出額 (コントロール・トータル) の推計

資料①, ②の国および地方公共団体所有の建物評価額に、資料③の代表的不動産業者の決算書より賃貸収入の比率を求め、これを乗じて算出したものから、中間経費および賃金は、すでにそれぞれの部門の産出額に入っているものとみなしてその額を差し引いたものを産出額とした。

なお、上のようにして推計した帰属家賃を、公務、教育、医療に分割したが、その分割にあたっては、国有財産の建物延坪の比を用いた。

(2) 採入内訳の推計

投入の内訳を推計するにあたっては、不動産賃貸料部門の投入比率をそのまま使用したが、中間経費および賃金については、公務、教育、医療各部門の投入にすでに入っているものとみなして、営業余剰および資本減耗引当のみを純帰属賃貸料として推計した。

(3) 産出配分の推計

公務、教育、病院とも、全額政府消費に配分した。

4 推計上の問題点（総生産額について）

- i 賃貸料収入を建物評価額にリンクさせたが、この両者に完全な相関があるとはいがたい。
- ii 賃貸料の対建物評価額比率を全国一定としたが、これは都心部と郊外などによってかなりの差があること。
- iii 総生産額の公務、教育、医療への分割について、国有財産の建物延坪の比を用いたこと。

V 総固定資本形成

1 定義および範囲（第2章参照）

2 推計方法

投資の推計方法には、大別して①支出接近法（人的方法）と、②生産物集計法（物的方針）の二つの接近方法がある。

支出接近法とは、個人や政府、企業などの経済主体が生産物の最終使用者として、消費または投資した額を調査・集計して、最終需要段階での最終生産物の総額を求める方法であって、一般には人的方法ともよばれる。この方法によるとときは、必然的に支出主体別推計となる。

これに対し、生産物集計法とは一般に物的方針ともよばれるものであるが、いわゆるコモディティ・フロー法、小売評価法等がその代表的なものである。これらの方法は、最終需要としての消費または投資に向けられる生産物を生産なし、出荷から最終販売に至るまでの流れを追って求めるか、あるいは小売段階で直接にとらえるかして、最終生産物の総額を推計する方法である。したがって、この方法によるとときは、必然的に品目別ないし物的推計となる。

国民経済計算の総合という面を勘案した場合、いかなる推計方法がもっとも妥当であるかということは資本形成面についての勘定様式の表章をどのように決定するか、あるいは他の支出面、とくに消費支出がどのような形の推計方式を妥当とするかとも関連することであり、現在国民経済計算審議会の投資部会において慎重に検討審議されている。しかし、資本財の品目別推計を必要とする産業連関表作成においては物的推計の方法が強く要請される。

資本財は大別して、①機械装置・器具・備品 ②建物・構築物および③大動植物の三つの範囲等に区分される。このうち②については今回は全面的に建設省の推計に依存したため、この部分については建設業の推計方法を、また③については

農林省担当の畜産部門を参照してもらうこととし、ここではコモ法による①の推計方法の概要を述べる。

(1) 推計方法の基本的考え方

i 品目の選定について

コモ法による設備投資の推計にあたっては、まず、全品目の中から設備投資に該当する品目の分類および選定が基本的な前提となる。この場合、投資財（一部消費財も含む）を最終製品の立場から捉え、このうち設備投資に向うと思われるものの合計を設備投資とする考え方につけて分類し、推計を行なうこととした。自動車に例をとると、シャーシー、ボディといった部品の形で捉えてこれらの品目を積み上げて設備投資額を推計するという方法でなく、最終製品としての自動車を捉え、部品は、それ自体で設備投資となるもの以外は設備投資品目からははずすという方法をとっている。なお、品目分類に当っては、経企庁、通産省、建設省および行政管理庁の省庁間で打合せ調整した結果、設備投資に向けられる品目を付表（注3）としてとりまとめ選定した。

ii 流通経路のとらえ方および評価のしかたについて

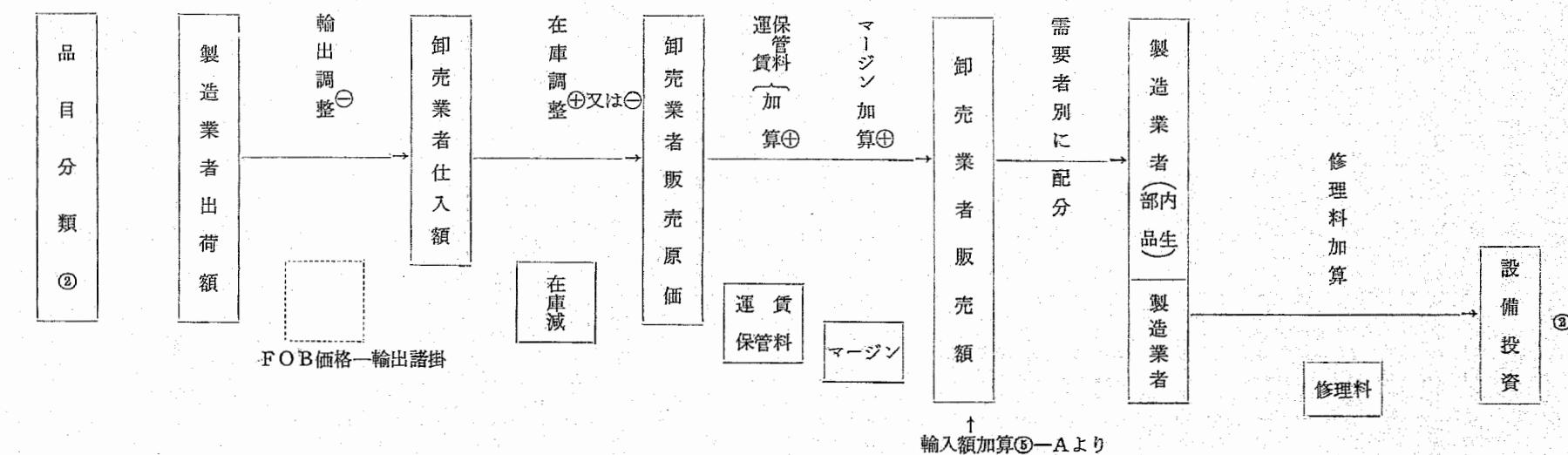
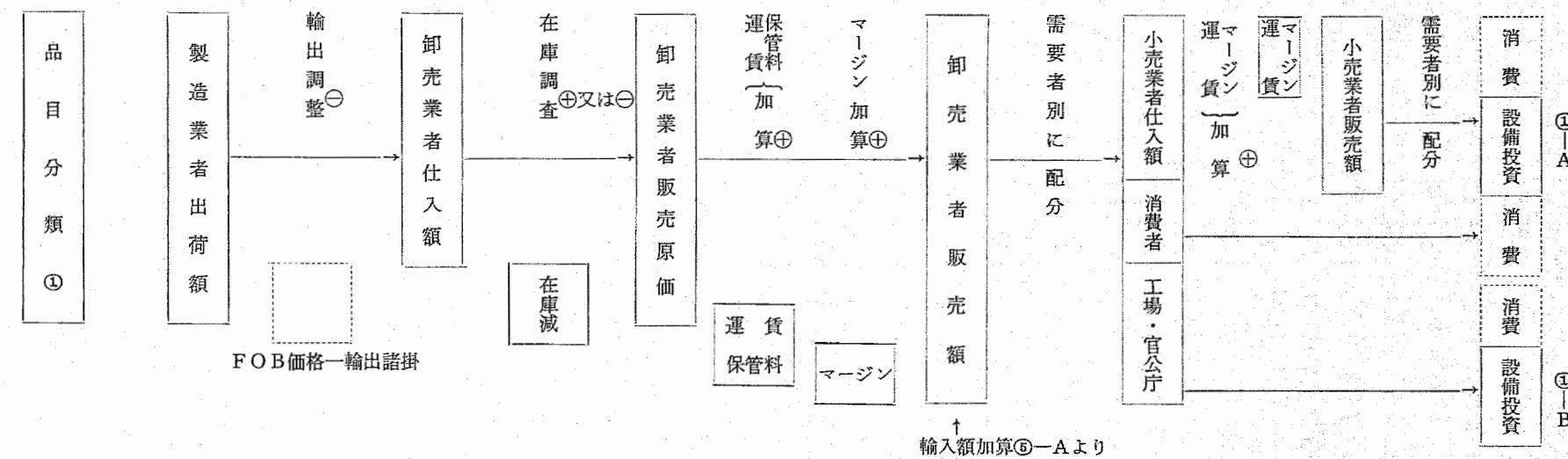
iにより選定された品目は、一般的にメーカーから流通機構を経由し、生産者価格にマージン及び運賃等の流通諸経費が加算されて最終需要者に販売され、消費または設備投資になる。

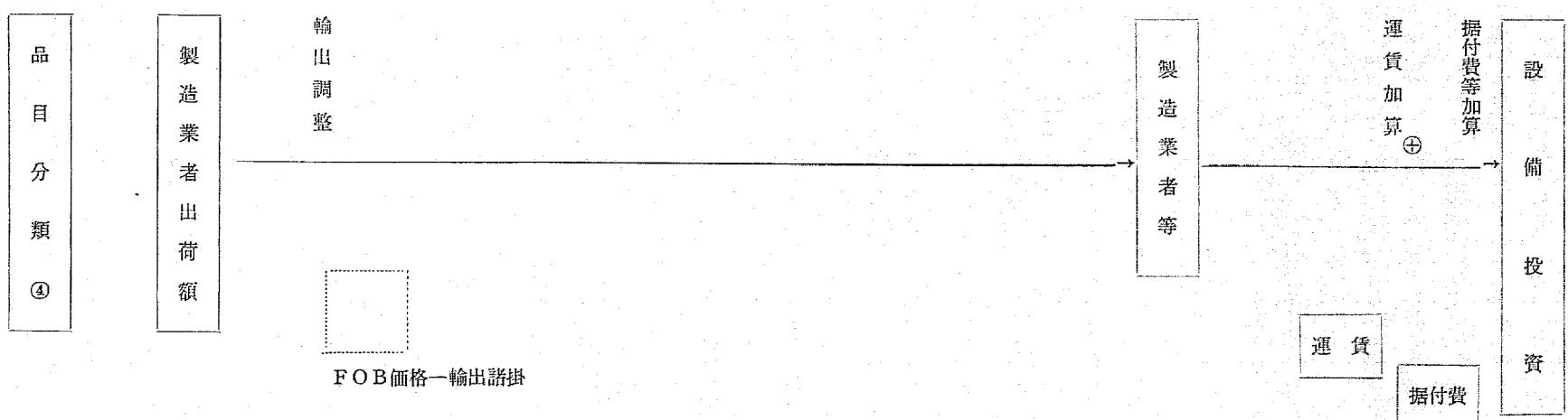
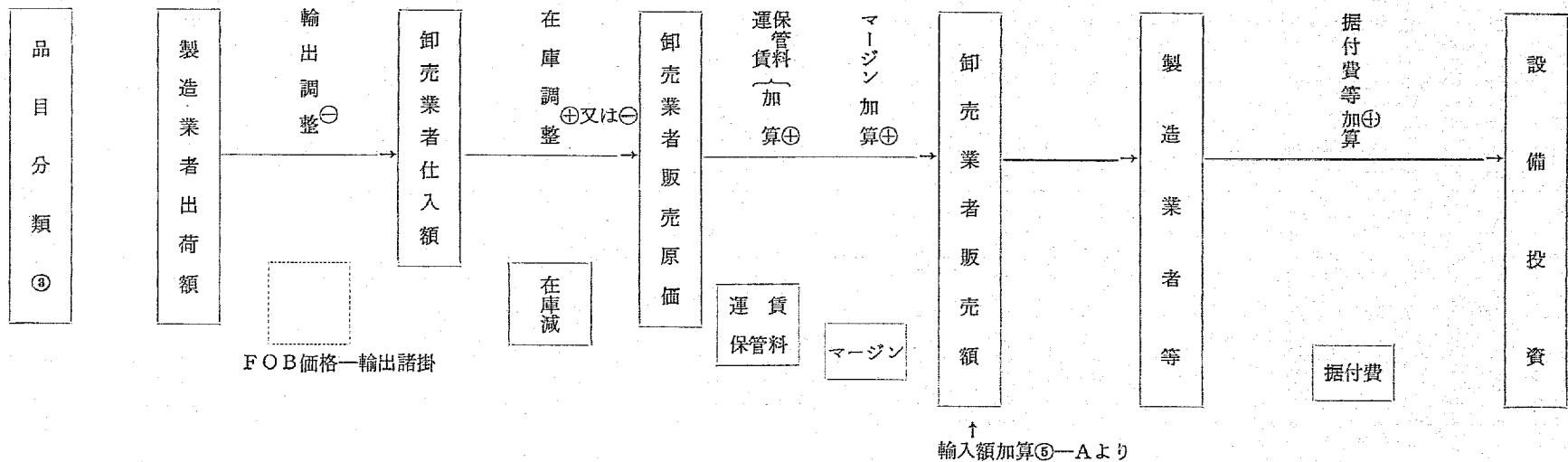
しかし、これらの中にはたとえば民生用電気機器のように小売業者を通じるものもあれば、大型機械類のように卸売業者の手を通じないで、メーカーと設備しようとする業者との間で直接取引の行なわれるものなど種々の形態があり、これらの各形態により、運賃、保管料、商業マージン等の流通諸経費が異ってくる。このため設備投資を最終製品の出荷の段階から出発して最終販売段階までの流れの形態によりグループ分けすることが推計上便利であるのでiにより選定した資本財を次回のような5つのグループに分類することとした。

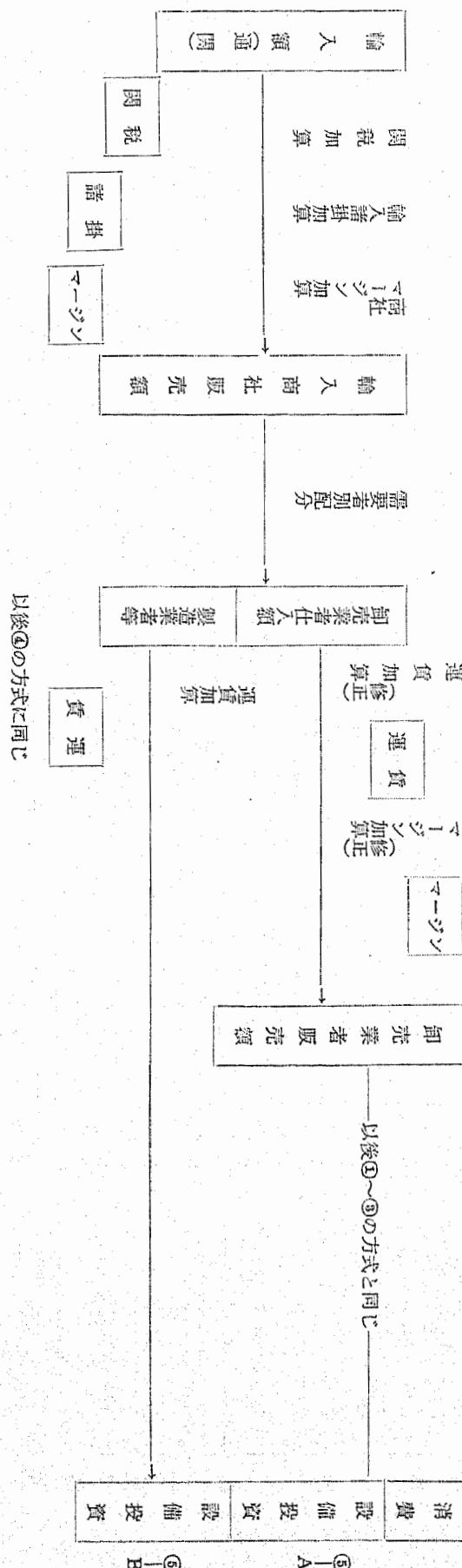
図式の各段階における推計資料および推計方法は次のとおりである。

① 出荷額：主として工業統計表品目編（4人以上）および産業編（3人以下）による。これにより難い場合は、生産動態統計（機械統計年報）を参考にした。生産動態統計による主要な品目は、自動車、二輪車、三輪車、自転車、および産業車輌の一部であ

式 図 計 投 資 営 務 に よ る







10

- ② 輸出および輸入：一般輸出入については通関統計により、再輸出入を除く。特需については特需統計および品目別特需統計契約高により推計した。輸出入諸掛りについては、運輸省が推計した「運賃収入調査」（注3）ならびに運賃率表を参考にした。
 - ③ 御売業者在庫変動の調整：商業統計表および商業動態統計により在庫変動率を計算し、在庫増減額を算出した。なお製造業者の工場外在庫調整は計算の最終段階で行った。
 - ④ 運賃および保管料：上記②の運輸省調査資料、運賃率表ならびに「運賃率、商業マージン率表」（注1）を参考に算出した。なお、貨物の回転率および流通経路のちがいを考慮して運賃率を修正したものもある。
 - ⑤ マージン額：上記『運賃率、商業マージン率表』、有価証券報告書などにもとづいてマージン率を計算しマージン額を推計した。なお、商品の回転率および流通経路のちがい等を考慮してマージン率を修正したものもある。
 - ⑥ 需要者別配分：御売業者販売額の小売業者向けおよび製造業者向け配分比率等については、中小企業総合基本調査、商業統計表ならびに機械統計年報を参考に、通産省担当官と協議して決定した。
 - ⑦ マージン率の転換：この方式における運賃率、マージン率は、いずれも御売業者または設備しようとする業者の仕入額（販売原価）に対するものである。しかし普通は、販売額に対する比率しか得られないので、これを仕入額に対するものに換算した。例えば御売業者・マージン率の換算は次式による。

卸売業者販売額マージン率

3. 國民所得上の概念上の調整点

産業連関表と国民所得の固定資本形成の計数の間には次のような概念上の相違があるので、両者の計数を比較する場合はこの点を調整することが必要である。

(1) マイナス投入の調整

産業連関表では機械および装置等のスクラップ等による発生鉄屑あるいは非鉄金属屑を設備投資額からマイナス投入しているが、国民所得推計では、マイナスしていない。

(2) 取替資産調整

国民所得推計では、レール、電線、電路などの取替資産を経費として扱っているが、産業連関表では、設備投資とされている。

(3) 建 仮 調 整

国民所得推計では建設を除く、重機械、船舶等の仕掛工事額（国内向）の増分を設備投資と考えているが、産業連関表では在庫と考えている。

(4) 一般失対調整

国民所得推計では、一般失対を経費と考えているが、産業連関表では建設投資として取扱っている。

V 在 庫 純 増

1 定義および範囲（第2章参照）

2 推 計 方 法

主として「鉱工業生産動態統計」「農家経済調査」「各種需給統計」「工業統計表」および「商業統計表」等を基礎資料として生産者製品在庫、半製品仕掛け品在庫、流通在庫、原材料在庫に分けて品目別の在庫を算定し、個々の物資の需給関係を検討して最終的に推計した。最終需要部門のうちで在庫はもっとも精度の落ちる部門であり、とくに流通在庫及び原材料在庫の把握については問題点が多い。なお詳細については通産省担当部門1～3参照、農林省担当部門については、在庫を一括して推計を行なっている。

VII 一般貿易および関税

1 輸出入額の推計

輸出入額は、大蔵省編の日本外国貿易月表（昭和35年1～12月累計）の品目別実績をI-O分類の6桁分類に対応整理して集計した。なおI-O表では純輸出入額であった方が好ましいので、再輸出入額（日本外国貿易年表）をも品目別にI-O分類に対応整理し、それぞれを控除した。

（これらについては別資料「昭和35年産業連関表部門別貿易品分類別輸出入額表」（第二次推計）のとおりであるが、対応整理した集計結果が資本月表の合計に対して輸出で-0.1%，輸入で-0.02%の誤差を生じた。）

ただし、通関統計の輸出額は船積価格であるからI-O表に入れた輸出額は上記金額から国内運賃、マージンを差引いたものとなっている。差引きの方法は事業所から直接船積みした分のみを国内運賃非対象額とし、他はすべて運賃および

卸売マージン対象額とし、これにマージン、運賃マトリックス作成時の率を乗じたものを差引いた。

2 関税額の推計

関税額は大蔵省関税局資料を輸出入同様I-O分類に対応整理集計した。（集計結果は「昭和35年産業連関表部門別貿易品分類別輸出入額」（第二次推計）に掲げてあるが総額で-1.1%の誤差が出た。）また輸入についての物品税は関税額と一緒にする方法も考えられるが、国産品の物品税が生産部門セクターの間接税に含まれているのに対応し、輸入物品税を商業部門の経費とみる方法も考えられる。今回は後者の方法をとった。

VIII 特 需

1 支出総額の推計

(1) 「特需」の定義

「特需」は、外国駐留軍の財貨および非要素用役の購入額をもってC.Tとした。

広義の特需では、上記のほかに防衛支出金（いわゆる円ベース特需）ICA（国際協力局）AID（国際開発局）の経済援助、要素用役の購入等が含まれるが、産業連関表ではこれらのものを除外した。

(2) 算 出 法

算出は、駐留軍買付の実績を取引契約の段階でおさえて推計を行ない、一方それとは別に日銀の特別勘定ドル収入額からも推計を行ない、両者を調整した上で最終的に決定した。

「特需」に関する外為替収支実績は下記のとおりである。

	千ドル	百万円
i 軍預金払込	172,109	61,959.2
ii 円セール	218,327	78,597.8
iii 米軍からの譲受物品	18,557	6,680.6
iv その他	3,628	1,306.1
計	412,621	148,543.7

軍預金払込は、駐留軍の公用のための調達活動に伴なう役務代金のドル収入をいい、「円セール」は、海軍の調達活動および軍人軍属家族の私的調達活動に伴なう役務代金のドル収入をいう。

他方「国際収支表」において軍関係取引として次のように示されている。

	千ドル	百万円
i 現地要員に対する賃金支払	78,075	28,107.0
ii 隊員個人支出	61,033	21,971.9
iii 外国軍機関と自国政府とのその他取引	3,628	1,306.1
iv 外国軍機関とその他居住者とのその他取引	269,885	97,158.7
計	412,621	148,543.7

以上のうち i 現地要員に対する賃金支払は要素サービスの取引であること、 ii 外国軍機関と自国政府とのその他の取引は自衛隊の軍艦を建造するために米国から日本政府へ支払われた現金の取引であるから、政府間の振替取引と考え、これらを特需から除いた。

隊員個人支出には特殊貿易に含め、海外人本邦内消費と同一に扱うことが望ましい部分が含まれているが、それを取出すことが困難なため特需に含めることとした。従って、特需のC、Tは412,621千ドル ($78,075 + 3,628$) = 330,918千ドル = 119,130.5百万円となった。

2 支出内訳推計

(1) 推計の基礎資料

実際に即した取引の把握は、資料の制約があって断念せざるを得なかった。

したがって、支出内訳は、通産省特需賠償室「特需調査」資料にもとづき、物資および役務の取引契約高をもって推計した。

当該資料は、米軍が在日本大使館に提出した契約高のコピーを、特需賠償室が受領したものについて集計したものである。

(2) 推計過程

「特需調査」資料の難点は次のとおりである。

i 契約時点と取引時点とには、タイム・ラグがある。
ii セメント、トラック自転車および機械部品の一部等は輸出手続きをとることから、当該資料から漏れている。

以上の欠点はあるが、いずれにせよ資料はこれのみしか存しない点から契約時をもって取引時点にみなすことにして、そのうち生産期間の長いと目される建設関係、自動車の一部および機械関係についてのみ若干の補正を施した。

なお、「特需調査」は当然購入者価格ベースであるので投入費目ごとに運賃マージン額を算定して差引き、各産業部門との調整を行なった。

三回にわたる調整段階を通して、農林、機械および石油を除いたほかは、「特需調査」を基礎にした当初の部門配

分額がそのまま承認された。

IX 特殊貿易（輸出、輸入）

1 推計作業経過

I.Oにおける特殊貿易の取扱いについては概念的にも資料的にも多くの問題を含んでいるが、昭和35年表における推計作業をするに当っては数回の幹事会によって掲上されるべき項目についていろいろ議論された結果、第1表のごとく採用項目を決定した。

これを昭和30年表と比較してみると、その取扱いにかなりの相異がみられ、計数的にも対比することは困難である。

資料としては、日本外国貿易統計年表、国際収支表を主体として用いているが、海外人本邦内消費および本邦人海外消費については、その総額を総理府統計局の家計調査の品目別消費支出額のパターンで分割推計したことと、船用品中石油製品の種類別輸出入額については運輸省業務資料を用いた。推計手順は次のとおりである。

(1) 総額

さきにもふれたごとく、特殊貿易上の輸出入額は国際収支表、および日本外国貿易統計年報を用いて推計した。この計数の大部分は原資料の計数をそのまま掲上したが、問題のある項目については次のような取扱いをした。

(ア) 船用品、機用品（積込み）

輸出は内国貨物（関税法上）の外国籍船舶への積込みをあげ、輸入は外国貨物（関税法上）の日本籍船舶への積込みをあげるものとする。

(イ) 船用品、機用品（不用余剰、外国購入品）

この取扱いも外国船（機）日本国籍船（機）について別途考慮する。まず、外国籍船のそれは当然日本産のものも含まれる場合もあるが、これは少ないとみて、すべて外国産のものと考える。したがって、これはすべて輸入として掲上する。一方、日本国籍船（機）については外国購入品についてはもちろん全額輸入に掲上するが、不用（余剰）については、積込時点で、外国産のものは輸入として把握されるから輸出入として考慮しないこととした。

(ウ) その他の海外旅行者消費

個人消費のうち、その他の海外旅行者消費の内訳は次のとおりである。参考までに本邦人海外消費および海外人本邦内消費をあげると次のとおりである。

(単位 100 万円)

	海外人本邦内消費	本邦人海外消費
総額	16,021.4	20,787.5
(1) 業務上海外旅行者消費	5,261.4	13,482.4
(2) 留学生消費	220.7	182.5
(3) その他海外旅行者消費	8,799.8	908.6
観光旅行者消費	8,006.0	567.0
その他の旅行者消費	566.3	341.6
官吏	227.5	—
(4) 外交団消費	1,739.5	6,214.0

(2) 海外旅行

国際収支表第4表その他運輸中旅客運賃を計上している。

(a) 航空機船舶の運賃および保険

国際収支表第4表貨物運賃および保険を計上している。

すなわち、A貨物運賃では、自国運輸業者の受取りを輸出に、自国運輸業者の輸入受取運賃をマイナスの輸入額として計上している。

一方、貨物保険についても、運賃の取扱いと同じであるが、保険料一保険金の形で計上している。すなわち、輸出に伴うものおよびその他の保険料の受取り一保険金の支払いを輸出に計上し、居住者の輸入受取保険料一輸入に伴う保険金の支払いをマイナスの輸入額として計上している。

(b) 港湾経費

上述の第4表、その他運輸中港湾経費から、さきに日本貿易統計年表より計上した船用品、機用品の積込み分を差引いた額を計上した。

(c) その他のサービス

特殊貿易中最も問題となる項目であるが、30年表における取扱いとかなり違っている。すなわち、要素サービスの取引きは計上しないという原則に対する項目別の解釈の困難さによるものと思われるが、今回計上したものは、management fee、代理店手数料、通信費、広告宣伝費、定期出版物、その他である。

(2) 部門別輸出入額

以上のとく、国際収支表および日本外国貿易年表をもとに計上された輸出入額の部門格付については、原資料の

まま格付けされるものおよび分類不明に格付けせざるを得ないものを除いては次のような取扱いをした。

(i) 船用品、機用品(積込み)および(不用余剰外国購入品)

日本貿易統計年表により格付けされない、食料、煙草、水については、総理府統計局家計調査の品目別集計結果を用いて分割格付けした。また、鉱油については運輸省との調整の結果、その内訳については船主協会の資料を用いた。

(ii) 本邦人海外消費および外国人本邦内消費

これらについては、原則として総理府統計局家計調査の品目別結果のweightを用いて分割、格付けした。

2 調整作業経過

調整作業において問題となった点は、船用品機用品のうちの石油製品関係の輸出入額と個人消費の品目別輸出入額であった。

第1表 特殊貿易に採用した項目一覧

A 輸出入とも特殊貿易に計上されたもの。

1. 慰問、救急車および寄贈の貨物
2. 博覧会、展覧会、見本市等への出品貨物
3. 見本市、宣伝用印刷物および広告用品
4. 船舶、航空機の修理・改裝
5. 船用品(積込み)
6. 機用品(〃)
7. 船用品(不用余剰および外国購入)
8. 機用品(〃)

B 輸入の場合のみ特殊貿易統計に計上されたもの。

1. 収容および留置貨物で公売、売却されたもの
2. 18千円未満の譲受貨物
3. 漂流貨物
4. 日本生産性本部の貨物
5. M・S・A協定関係貨物

C 輸出の場合のみ特殊貿易統計に計上されたもの。

1. 船(機)用品(準船(機)用品を含む)の修理
2. 日本産業巡航見本市のための輸出した出品物

D 國際収支表のうち特殊貿易に関連するもの。

1. 美術品、骨とう品
2. 海外旅行者消費

(1) 業務上海外旅行者消費

(2) 留学生消費

(3) その他の海外旅行者消費

3. ユネスコ、カーポンと引換貨物
4. 仲介貿易マージン
5. 海外旅行
6. 航空機、船舶の運賃
7. 港湾経費
8. 保険（保険料と保険金の差額）
9. 外国軍関係消費
10. 外交団消費
11. 雜

12 その他のサービス

- (1) 個人役務
- (2) management fee
- (3) 代理店手数料
- (4) 通信費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 定期出版物
- (7) ニュース・サービス
- (8) その他

第7節 付 加 價 値 部 門

付加価値部門のうち、『勤労所得』について主として労働省が担当し、その他の『家計外消費支出』、『営業余利』、『資本減耗引当』、『間接税』および『補助金』については経済企画庁と各投入部門担当省庁と共同して行なわれた。

I 家計外消費

1 定義および範囲

ここでいう家計外消費とは、企業の消費的経費をいい、税法上ならびに会計上、経費控除が認められているものに相当する。ただし、国民経済計算における概念上勤労所得として処理されている「法定福利費」、「現物給与見積額」、「通勤交通費支給額」、「退職金支払額」等は含まれない。

2 推計の方法

「法人企業間接調査」を基礎資料として推計した。家計外消費に同調査の対象から除外された農林水産業、金融保険業、および政府部門の家計外消費を別途推計加算して全国の総額を算定した。なお、前記調査に基づいた推計値のうち、食料品製造業、鉄鋼業、運輸通信業、非営利団体等については、別途より精度の高いと思われる資料によって、補正を行なっている。

3 家計外消費の問題点

家計外消費のうち、福利厚生費は企業が従業員に対し、直接報酬以外に与えるもので、いわば間接的給与に属するものであり、直接企業の活動に關係のある交際費・旅費および交通費とはその性格が異なるものといえる。しかし、交際費における贈答品や出張旅費における日当のように経済的利益が特定の個人に帰属するものについては間接的給与として分離することが必要となる。

現在の政府の国民所得統計においては、家計外消費全額を中間財として国民所得推計から除外されているが、理論的にはそのうち、間接給与的性格をもっているものについては、国民所得に含められるべきであろう。しかし実際にこの部分を推計することは、資料的制約からほとんど不可能であり、現在の段階では改正に踏みきることは困難であろう。この点についての国連標準方式（SNA）の考え方は次のとおりである。

SNAにおいては家計外消費という概念規定はないが、質

金俸給以外の企業支出のうちから勤労所得ならびに家計の消費支出にimputeする際の一般原則を次のように述べている。

- ① もし企業がそれを支出しなければ必然的に家計が支出しなければならない場合で、②しかも企業によるその経費支出が営業上の必要経費としての範囲を明らかに逸脱している場合に限られる。

以上のようなSNAの規定のみでは、積極的な問題の解決とならないことはいうまでもない。しかも諸外国に比べて家計外消費として企業から支出されるもののウエイトが比較的高いという日本の特殊事情があるため、その取扱いはむずかしい問題をもっているものといえよう。

II 勤 労 所 得

労働省労働統計調査部が担当して推計した。定義および範囲は第2章のとおりである。ここでは勤労所得の推計方法とともに、この推計の基礎となり、また労働省で担当した雇用係数（単位生産額当たりの雇用者数）の算出に必要となる雇用者数（就業者数）の推計方法を併記する。

1 就業者数（雇用者数）の推計

就業者数は、I O表作成部門分類（約350分類）を算定しやすいように若干統合し、この統合部門ごとに算出した。統合の大要は原則としてつきのとおりである。

- i) 農業、水産業……大幅に統合した部門分類（農業、農業サービスおよび漁業の3分類）
- ii) 製造業……I O表作成部門分類（241分類；ただし食料品、繊維部門を除く）
- iii) その他……I O表公表用部門分類（18分類）

この就業者数算定期門分類は、できうるかぎり細分化することが望ましいが、現行労働統計の水準からみて、これ以上細分化することは、就業者数の推定誤差が、いちじるしく大きくなるので適当でないと判断した。

部門別就業者数（雇用者数）の算定は、製造業部門と非製造業部門別に原則としてつきの順序で行なった。

(1) 製造業部門

- i 工業統計表(事業所ベース)による産業別年平均就業者数(日雇労働者を除く)を、産業別にみた生産品目別出荷額比率を用いて品目別就業者数に組替え
- ii 品目別就業者数を合算し、IO部門別就業者数を算出
- iii 工業統計調査丙票(本社分)の特別集計結果により本社分の就業者数を推計
- iv 事業所統計調査による産業中分類別臨時日雇労働者数を基礎資料としてIO部門別臨時日雇労働者数を推計
- v 官公営事業所分の雇用者数を別途推計
- 以上を合計し、さらに
- vi 雇用者について事業所統計調査と工業統計調査との間には、後者の統計に若干の把握もれがみとめられるため産業中分類別雇用者数比較により、もの多い部門の雇用者数を修正
- vii 自営業主、家族従業者数は、事業所ベースの統計(；工業統計、事業所統計)と世帯ベースの統計(；国勢調査)とを比較すると、家内労働就業者数は前者の統計において、ほとんど脱落している等のため、かいりがいじるしいので産業中分類別に、工業統計の自営業主、家族従業者と国勢調査のそれとの比率を利用して、ふくらまし推計
- viii 別途推計による製造小売業関係就業者数を小売業部門より移し替え
- ix 修理業関係就業者数を別途推計してサービス業より移し替え
- x 部門別就業者数(雇用者数)の確定

(2) 非製造業部門

- i 国勢調査(1%抽出推計)結果から、35年10月1日現在における産業別就業者数の確定
 - ii 産業別年平均換算用季節調整率の算定
 - iii 産業別年平均就業者数の算出
 - iv IO部門別就業者数への組替え
- 以上により、IO部門別就業者数を確定したが、この推計の中核となった産業別就業者をIO部門別就業者に組替える作業(製造業部門；(1)-i)，非製造業部門；(2)-iv)については以下に実例をもって述べることにする。

2 産業別就業者数のIO部門への組替え

(1) 製造業

化学部門を除いた産業別就業者数は、つぎの方法によっ

てIO部門別就業者数に組替えた。

まず、該当するIO部門に含まれる品目表をあらかじめ作成しておき、つぎに工業統計表による産業細分類別年平均就業者数、雇用者数を各産業における品目別出荷額構成比によって各品目に配分する。

つぎに、産業別品目別の就業者数、雇用者数を品目別就業者数、雇用者数に統合し、これを該当するIO分額の中に含まれる品目分だけ合計し部門別就業者数、雇用者数を算出した。この作業は、各産業内においては、品目別投下労働量が、品目別出荷額に比例することを前提としたもので、部門によっては再度の調整が必要となった。(4就業者数、雇用者数および勤労所得の調整参照)

化学部門については、出荷額構成比による配分は適当でない。それは、化学変化によって生じた複合生産物や副産物の市場価格は品目によって大きく異なるのが通例でありしたがって品目別出荷額には生産品目間の価格差が大きく作用し、投下労働量との間の比例関係がほとんど失われてしまうと考えられるからである。このため化学部門については、大企業製品が多いこともある生産動態統計による品目別就業者数、雇用者数を基礎とし、工業統計を併用して算定した。

(2) 非製造業

非製造業部門については、各IO部門の定義に近似した国勢調査の各産業をあらかじめ対応させておき、IO部門の定義に一致しない就業者数だけ、加除訂正するという方法で算定した。

3 部門別平均賃金の算定と勤労所得

勤労所得は、賃金俸給(現物給与を含む)重役俸給(常勤重役、非常勤重役分の俸給を含む)社会保険料(失業保険、厚生年金保険など)雇主負担分、チップ、歳費および兼業所得(勤労者世帯の副業収入)からなる。このうち9割は賃金俸給(常勤重役俸給を含む)である。以下に各構成項目の推計方法について述べる。

(1) 賃金俸給

賃金俸給は、雇用者数×平均賃金から算出される。雇用者数はすでに算出されているから、ここでは平均賃金の推計について述べる。平均賃金の算定は、各部門ごとに若干異なっているが、主な推計方法は常用労働者の賃金と日雇労働者の賃金を、常用、日雇の雇用者ウェイトによって総合して求める方法を採用した。

i 常用雇用の平均賃金

(1) 製造業

工業統計表における細分類産業ごとの賃金俸給額（ペイロール）を、品目別の出荷額構成比によってわけて品目別の賃金俸給額を推計し、上記方法によって推計した品目別雇用者数によって品目別雇用者の平均賃金を求めIO部門ごとに含まれる品目別平均賃金をその雇用者ウェイトによって加重平均して部門別平均賃金を求めた。なお、IO部門別本社従業員の平均賃金は、類似の産業細分類ごとの本社従業員の平均賃金をそのまま用いた。

(2) 非製造業

a 毎勤調査対象産業については、まず毎勤申調査（30人以上）および乙調査（5～29人）の結果を用いて5人以上規模事業所の平均賃金を求め、これに就業構造基本調査、毎勤定期給与（1～4人規模の特別調査結果を含む）などによって5人以上規模平均賃金の規模修正率（全規模平均賃金÷5人以上規模平均賃金）を乗じて部門別平均賃金を算出した。この場合、賃金の範囲には毎勤乙調査の食事評価額および特別調査（1～4人）の食事評価額および現物給与額を加えた。

b その他の部門については、事業所センサスの定期給与に年平均修正率、賞与支給率、食事および現物給与支給率を乗じて、その部門の平均賃金を求める方法（対事業所サービス部門など）や、賃金構造基本調査（36年4月）における定期給与の産業間格差と毎勤5人以上規模の産業別平均賃金から部門別平均賃金を推計する方法（対個人サービス部門など）を用いたほか、主要企業経営分析結果を利用する方法（外洋輸送部門など）官庁および業界の業務統計を利用する方法（公務、教NHKなど）直接聞きとりによる方法（日航、全育、公団、日空、交通公社、宗教、民間放送など）などを併せ用い、できるかぎり実態に近い平均賃金を求めることに努めた。

ii 臨時日雇の平均賃金

毎勤5人以上の日雇賃金を用いることを原則とし、毎勤非対象産業については、各種の業務統計および毎勤対象産業に含まれる類似産業の平均賃金を用いた。なお、常用および日雇労働者のウェイトは事業所統計調査、労

働力調査、毎勤等の結果を利用した。

(3) 非常勤重役俸給

法人企業統計年報（大蔵省）、民間給与実態調査（国税庁）等から産業別非常勤重役俸給を国民所得統計が推計しているので、これをコントロールトータルにし、賃金俸給の割合で各部門に配分した。

(4) 社会保険料雇主負担分

失業保険、健康保険、厚生年金保険、船員保険、共済組合短期掛金（国家公務、地方公務、私立学校、国鉄、電々専売）については、それぞれ失業保険事業年報（労働省）、健康保険・日雇労働者健康保険・厚生年金保険の各事業月報（厚生省）、国家公務員共済組合事業統計年報（大蔵省）から雇主負担分のコントロール・トータルを算定し、これを賃金俸給の割合で関係部門に配分した。

労災保険については、労災保険事業の業種分類をIOの部門分類と調整したうえ、各分類別収納額を賃金俸給の割合で各部門に配分した。

(5) チップ

昭和25年における卸小売業、サービス業の賃金俸給に対するチップの比率（昭和25年個人別賃金調査）が算出されており、これを基礎にして国民所得統計は推計されている。

これをコントロール・トータルとし、これを娯楽サービス部門と飲食店部門に、チップを受けると思われる雇用者数の割合によって配分した。

(6) 歳 購

国民所得統計と同様、国会議員については「歳入歳出決算書」および衆参両議院会計課に照会し、地方議員については「地方財政統計年報」（自治省）から求めた。

(7) 兼業所得

「家計調査」より、勤労者世帯の世帯主本業収入に対する副業収入（本業でない勤め先から得た収入）の割合を求め、これを農林水産業以外の部門の賃金俸給に乗じて算出した。

4 就業者数、雇用者数および勤労所得の調整

以上の作業によって部門別就業者数、雇用者数および勤労所得の推計値を得たが、この数値と投入面から推計した勤労所得の数計値（主として生産額所得率によって付加価値額を算出し、つぎに付加価値額×勤労所得比率によって勤労所得額を算出する方法で求めている）と突き合わせより精度の高い推計値という観点から若干の調整を行なった。この結果約

50の部門で改算することが望ましいことが明らかになったが、その理由と修正方法は以下のとおりである。

- i 業務統計等により、勤労所得額が確実に得られる部門があることが明らかになったので、投入面の数値に改めた。(2200煙草、8210教育などの部門)
- ii 農業、林業、水産業部門の雇用者数は、国勢調査の結果から推計したが、同調査におけるこれら部門の雇用者としての格付けは usual 概念に近いものが多く、したがって雇用者数としては、実態よりも過小評価されていると考えられる。そこで、これら部門の雇用者数は、農家経済調査、漁家経済調査等の労賃支払額から推計される勤労所得を平均賃金で除して求めた。しかし就業者数は、就業者と非就業者間の格付けにバイヤスがないと思われる所以修正していない。
- iii 製造業部門における品目別労働者数の推計方法として、産業別労働者数を、その産業に含まれる品目別出荷額で比例配分し、推計労働者数としたが、この方法によると、部門によってはつぎのような偏りを生ずることが明らかになった。
 - (イ) 鉄鋼、紙パルプ部門など原料の投入から最終製品まで一貫生産が行なわれているような部門では、最終製品の労働者数が過大推計になる。
 - (ロ) 出荷額による配分は、取扱う製品の価格によって大きな影響を受け、取扱品目がより高価な品目(たとえば人絹織物に対する絹織物)の労働者数が過大になる。したがってこれらの理由に該当する数部門については、①関連 I O 部門の労働者数の合計をコントロール・トータルとし、各部門への配分は、生産動態統計の品目別労働者数の構成比によって配分し直し平均賃金を一次試算のままとして勤労所得を算出する方法、ないしは②第一次試算の関連 I O 部門合計の賃金俸給をコントロール・トータルとし、生産動態統計の賃金支払額構成比によって、部門別賃金俸給を推計し、これを平均賃金で除して、雇用者数を推計し直す方法との 2 方法を適宜用いて修正した。
- iv 「2030野菜果実加工」のような部門では、農家の庭先加工等の生産額が、工業統計のごとき事業所ベースの調査では完全にとらえられないことが明らかとなり、これについては、工業統計の生産額もれ率の範囲内と推定さ

れる限度で、就業者数、雇用者数、勤労所得額をふくらました。

III 営業余剰

1 定義および範囲(第2章参照)

2 推計方法

農家経済調査、工業統計表、法人企業統計および上場会社総覧等を基礎資料として投入側から算出した結果を国民所得推計の資料と調整した。

IV 間接税および税外負担

1 定義および範囲

間接税の範囲は現行国民所得統計における間接事業税および税外負担と完全に一致する。ただし、そのうち關税についてはこの項目に含めず、最終需要欄で控除項目として計上している。

間接税は企業経理上において経費として計上することが認められている税金および税外負担をいう。

國税としては、酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税、取引所税、通行税などが含まれ、地方税としては、事業税、自動車税、遊興飲食税などが含まれる。税外収入としては、日本専売公社納付金、印紙収入、各種手数料のうち法人負担分等をとる。

關税を除く間接税の産業配分については、原則として直接に税を支払った産業に負担させることにする。したがって商業が支払った間接税は商業の生産額に含まれる。固定資産税については、不動産賃貸料の取扱いに対応して、その不動産を使用する産業に帰属させられる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	國税庁統計年報書	35年度	國 稅 庁	C.T.
②	地方財政概要	"	自 治 省	C.T.
③	國富調査報告書	"	經濟企画庁經濟研究所	O.
④	法人企業統計年報	"	大 藏 省 理 財 局	O.
⑤	自動車便覧	35年度	運輸省自動車局	O.

3 推計方法

(1) 産出額(コントロール・トータル)の推計

資料(1)、(2)によって間接税および税外負担の収納額を

計上した。なお、国税については年度の税収を歴年に修正したが、地方税については、年度分をそのまま計上した。

(2) 産出額の配分の推計

間接税の配分は、(イ)税の種類から負担部門が明確でそのまで配分可能なものの(ロ)関連資料によって間接的に配分を決定したもの。(ハ)税の性格から部門別配分が不可能のものの3種類に区分して推計した。

(イ) そのまま配分したもの

物品税、酒税、入場税、専売納付金、たばこ消費税、鉱区税等がこれに属する。

(ロ) 関連資料により配分したもの

- ・固定資産税→昭和35年国富調査資料の非住宅（産業部門別）住宅（住宅賃貸料）の評価額
- ・自動車税→産業別自動車保有台数および35年国富調査の産業別自動車資産額の構成比によった。
- ・事業税・印→昭和35年産業連関表（第1次計数）の「その他の紙収入付加価値」の産業別の構成比

(ハ) 配分不明なもの→刑務所収入

4 推計上の問題点

事業税、印紙収入の産業別配分資料が弱いこと。

V 資本減耗引当

1 定義および範囲

この項目は、減価償却と資本偶発損からなる。

2 推計資料

番号	資料名	年号	作成者または出所	備考
①	昭和35年度国民所得報告	35年度 (36)	経済企画庁	
②	35年産業連関表資料	35年度	関係各省庁	
③	インシュアランス (損害保険統計局)	"	保険研究所	
④	火災保険統計	"	損害保険料率算定会	

3 推計方法

(1) 産出額の推計

(イ) 減価償却は、資料②より、各部門の投入側で推計した数値をそのまま合計して使用した。

(ロ) 資本偶発損は、資料①から総額をとり、また資料③、④から貨物保険の比率を求め、これを総額にかけたものを差引いて推計した。

(2) 産出配分の推計

- ・減価償却は、資料②の各部門の投入内訳の数値にしたがった。
- ・資本偶発損は、上記減価償却の配分比率を用いて配分した。

4 推計上の問題点

資本偶発損の配分にあたって減価償却の配分比率を用いたが、この両者は比例的なものではない。しかし、I.O表における取引きの安定性の要請からいえば、実際に損害が発生した部門に計上するよりも上記の方法によって配分する方が望ましいと考える。

VI 補助金

各種補助金のうち経常経費補助的性格をもった補助金項目を経済企画庁において選定し、各補助金項目に該当する業種に割当て、C.Tないしは付加価値額等をウェイトとして各部門に配分した。

昭和35年産業連関表に採用した補助金の所管省庁および項目別一覧は次のとおりである。

昭和35年産業連関表における補助金項目一覧表

所管	組織	項目	目	決算額
総理府	科学技術庁	科 学 振 興 費	日本科学技術情報センター補助金	百万円 53
		"	※ 発明実施化試験費補助金	23
大蔵省	大蔵本省	原子力平年利用研究促進費	放射性廃棄物処理事業補助金	3
	国税庁	大 蔵 本 省	保険会社損失補償金	1
	農林省	税 务 官 署	酒類業組合交付金	11
	農林本省	被害農家営農資金利子補給および損失損償補助	被害農家営農資金利子補給補助金	443
		"	被害農家営農資金損失補償補助金	152
		"	被害開拓農家営農改善資金利子補給補助金	133
		"	被害開拓農家営農改善損失補償補助金	1
		農林漁業組合再建整備補助金	農林協同組合整備促進事業費補助金	158
		"	農林協同組合整備振興対策費補助金	92
		農作物増産対策費	農作物種子確保費補助金	212
		"	チリ地震津波被害種苗確保費補助金	2
		"	※ 災害対策用種子予備貯蔵管理費補助金	4
		"	※ 特殊病害虫緊急防除費補助金	35
		畜 產 振 興 費	※ 飼料作物種子確保費補助金	8
		干 売 対 策 費	代作種子購入費等補助金	10
	食糧庁	被 害 農 家 米 予 約 概 算 金 給	同 左	47
		返 納 資 金 借 入 利 子 補 給	食糧管理特別会計へ繰入	29,000
		食 粧 管 理 費	"	3,100
	林野庁	農 產 物 等 価 格 安 定 費	木炭出荷調整対策費補助金	3
		林 業 振 興 費	※ 森林害虫駆除損失補償金	14
	水産庁	農林漁業組合再建整備費補助金	森林組合連合会整備促進事業費補助金	6
		水 產 業 振 興 費	漁業共済金支払資金補助金	68
	通産省	農林漁業組合再建整備補助金	漁業協同組合連合会整備促進事業費補助金	26
	通産本省	通 產 本 省 貿易振興および経済協力費	※ 天然ガス探鉱費補助金	29
		"	※ 日本貿易振興会事業費補助金	1,251
		"	※ 重機械技術相談事業費補助金	135
		"	※ 海外建設協力事業費補助金	15
		"	※ 海外共同設施運営費補助金	13
		"	※ 輸出品品質および意匠向上事業費補助金	53
		"	※ 國際見本市参加等補助金	129
		"	※ 日本輸出入組合補助金	5
		"	※ 生糸綿織物海外宣伝費補助金	62
		"	※ 生産性向上対策費補助金	133
		"	※ 核原料物質探鉱費補助金	14
		"	※ 発明協会補助金	2
	中小企業庁	中 小 企 業 対 策 費	※ 外國特許出願補助金	4
		"	※ 中小企業団体中央会補助金	65
	運輸省	離 島 航 路 整 備 費 補 助	※ 新鉄床探査費補助金	99
	郵政省	電 波 監 理 費	離島航路補助金	30
			日本放送協会交付金	98
			計	35,742

- 注. 1) ※印は新たに加えた項目を示す。
 2) 金額は経企庁国民所得推計による。
 3) なお、地方財政関係分は未検討である。